

市原市文化財センター 研究紀要 V

2005.3

財団法人市原市文化財センター

Ichihara City Archaeological Research Center

序 文

市原市が行った市民意識調査によると、市原で自慢できるものは、「ジェフユナイテッド市原・千葉のホームタウン」と「養老溪谷などの豊かな自然」という回答が最も多く寄せられたそうです。豊かな自然は先人が守り伝えてきたものであり、歴史の中で育まれてきたものです。

なお、近年埋蔵文化財にも自然科学的調査が積極的に導入されるようになりました。今回本書では低湿地貝塚の覆土に堆積した火山噴出物(テフラ)に対する分析成果を都留文科大学の上杉 陽先生に寄稿頂き、掲載致しました。

本書は文化財センター職員の調査研究成果を、広く市民の皆様や研究者に公開し、地域の文化活動に活用していただくために刊行致しました。

今後とも多くの市民の方々にご協力とご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

平成17年3月31日

財団法人市原市文化財センター
理 事 長 石 川 剛

目 次

市原市市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）のテフラ分析	近藤 敏.....	1
市原市市原条里制遺跡蛇崎八石地区で検出された テフラ試料の層位について	上杉 陽.....	7
ベンケイガイ製貝輪に学ぶ －体験学習としての「貝輪づくり」－	忍澤 成視.....	23
資料紹介：諸久蔵貝塚採集の貝輪	忍澤 成視.....	32
西広貝塚出土の骨角貝製品について －昭和23年調査出土資料の紹介－	鶴岡 英一.....	33
GISと遺跡情報管理	大村 直・小橋 健司.....	35
－市原市域における弥生時代から古墳時代中期の遺跡群－		
市原八幡宮と中世八幡の都市形成 －文献・考古・石造物史料から－	櫻井 敦史.....	75
資料紹介：祇園原貝塚出土の「泥めんこ」	忍澤 成視.....	143

市原市市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）のテフラ分析

近 藤 敏

1. はじめに

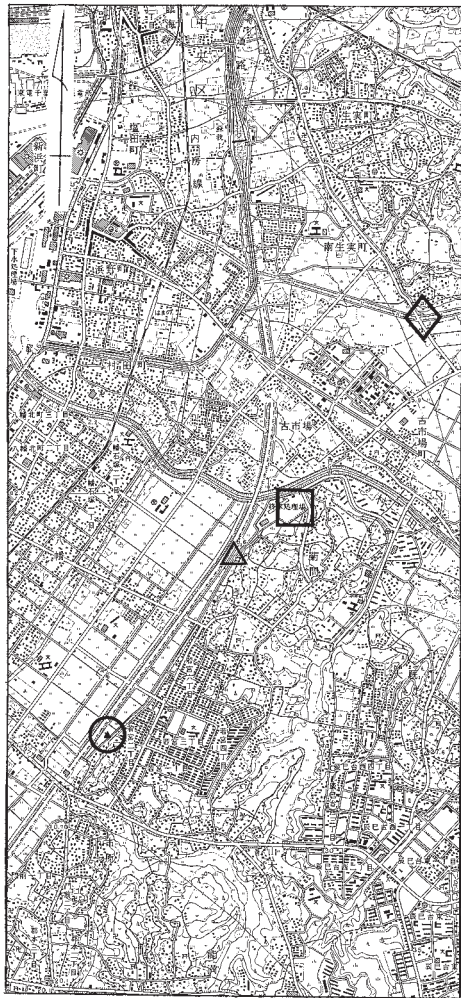
市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）は2004年4月に発掘調査（コード番号セ385）がなされ、整理報告作業後、同年9月に「市原市市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）・仲山遺跡」と題し、財団法人市原市文化財センター調査報告書第91集として刊行された（西野2004）。小規模発掘調査に関わらず、調査区のほぼ1/2の面積に低湿地の貝塚遺跡が検出され、縄文時代研究に重要な遺跡であることが判明した。

調査地区の貝層検出以前の覆土上層から土層観察の段階において、上下へだてた2層から火山噴出物（テフラ）を検出した。その調査を担当した近藤は調査時の所見及び経験知から、整理報告作業中にテフラの所見を述べた「2調査の成果（1）土層と貝層－3層・5層－」（西野2004）。しかし3層～5層については考古遺物の検出は全くなき、中世から縄文時代後期までという非常に広い時代観のみの所見であった。そのため必要十分な分析成果を得るため、近藤がテフラを含む土壌について、ビーカー内で水道水と超音波洗浄器を併用しながら沈殿させながら洗浄した。試料化されたテフラをサンプル瓶に封入して、後述の上杉 陽（都留文科大学）氏に分析と考察を依頼した。極めて短期間の整理作業のためと、報告書紙面の都合により、テフラに関しての報告はこの紙面を借りて報告することとした。遺跡調査報告書本体と切り離されたため、当遺跡の歴史的地理概要と挿図を新たに作成して、後述の上杉 陽「市原条里制遺跡菊間蛇崎八石地区で検出されたテフラ試料の層位について」の前述として遺跡理解の一助となるよう報告したい。

2. 地理的環境

市原条里制遺跡は広大な市原台地隣接海岸平野の、ほぼすべてが遺跡範囲となる（大谷1997・1998）。当遺跡は千葉縣市原市菊間95-4と95-5に所在する。第1図の蛇崎八石地区遺跡位置図○印に囲まれた▲の地点である。△印は市原条里制遺跡（実信地区）において調査された、実信貝塚遺跡となる（小久貫1999）。□印は縄文時代後期の拠点集落、貝塚遺跡菊間手永貝塚の位置である（近藤1987）。菱形の部分は千葉市神門遺跡の位置である（寺門1991）。菊間手永貝塚を除くこれらの遺跡はN-40°-Eの一直線状に並び、それらは海岸平野の波蝕台上に位置することがわかる。

第2図市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）周辺地形図の①○印内■地点が、蛇崎八石地区調査地点である。隣接高速道館山線下②は、市原条里制遺跡菊間徳万地区の調査区域1～8区である。付近には5世紀の木製遺物を大量に検出した、五所四反田遺跡が西1kmに存在する（近藤2004）。北東1kmには③市原条里制遺跡（並木地区）があり、④の縄文中期実信貝塚のある実信地区に連続する。実信地区に隣接して、⑤の市原条里制遺跡（県立スタジアム地区）がある（佐藤・新田1997）。これらの地区には縄文時代早期から後期の貝塚が、波蝕台上に連続して検出されており、蛇崎八石地区検出の貝層も一連の貝塚群の可能性がある。

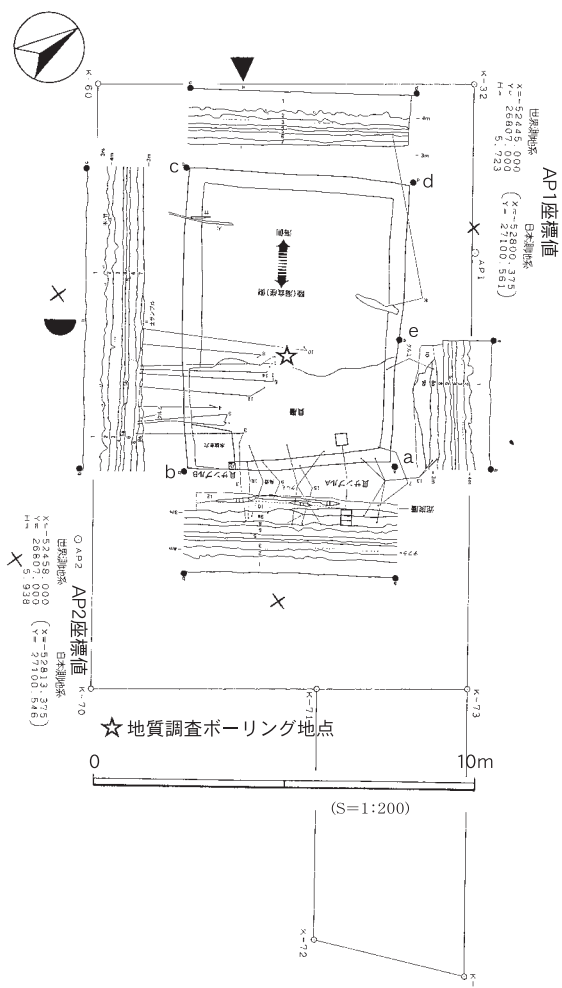


第1図 蛇崎八石地区遺跡位置図(S=1:50,000)
(国土地理院1:25,000地形図蘇我)

- 市原条里制遺跡
蛇崎八石地区
- △ 市原条里制遺跡
実信地区
- 菊間手永
貝塚遺跡
- ◇ 浜野川
神門遺跡



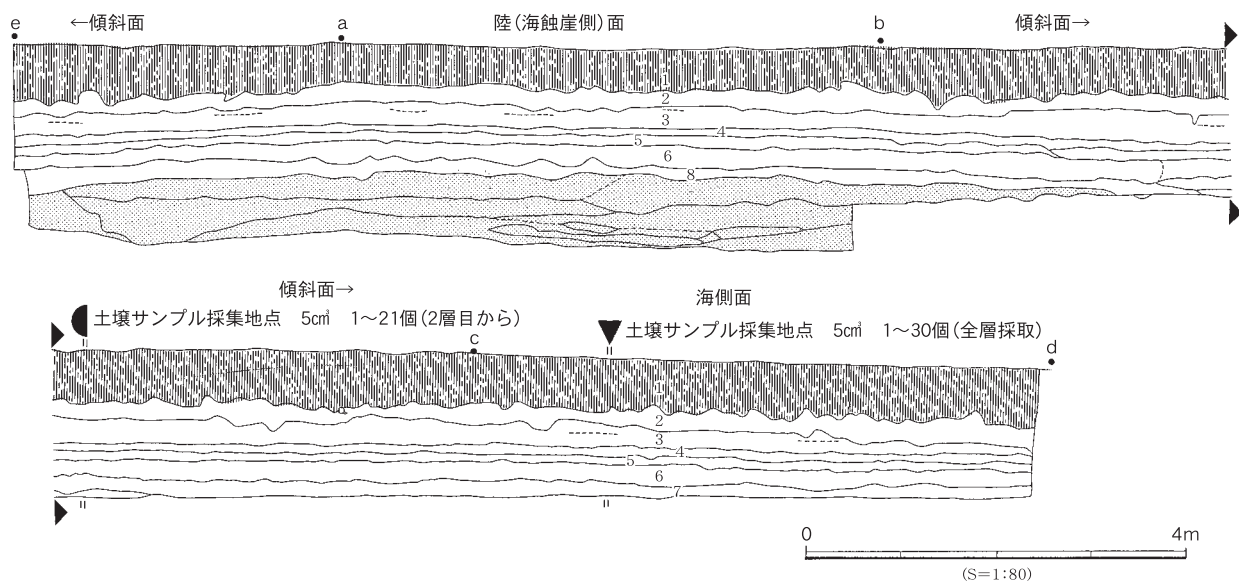
第2図 市原条里制遺跡(蛇崎八石地区)周辺地形図 (S=1:10,000) 市原市基本図 B-6, C-6合成図



第3図 市原条里制遺跡蛇崎八石地区調査平面図

標尺	層高	厚	深	柱状	土質	色	相対	相対	記
(m)	(m)	(m)	(m)	図	分	調	度	度	事
1	4.7	1.50	1.50		腐土	暗黄			砂石10cm以上混入 砂石主体 含水量多い
2	3.2	1.40	2.60		腐土	暗黄			砂石10cm以上混入 砂石主体 含水量多い
3	2.2	1.00	3.60		細砂	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
4					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
5					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
6					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
7					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
8	1.98	4.20	7.00		砂混りシルト	暗黄			砂石10cm以上混入 砂石主体 含水量多い
9	2.88	0.50	8.00		砂混りシルト	暗黄			砂石10cm以上混入 砂石主体 含水量多い
10	3.95	1.05	9.05		砂混りシルト	暗黄			砂石10cm以上混入 砂石主体 含水量多い
11	5.68	1.75	11.00		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
12	6.78	1.00	12.00		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
13	7.80	1.00	13.00		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
14	9.79	1.50	15.79		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
15					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
16					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
17					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
18					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
19	12.88	3.20	18.00		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
20	14.13	1.15	20.00		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
21	14.84	0.75	20.75		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
22					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
23					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
24					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
25					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
26					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
27					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
28					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
29					シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い
30	24.53	9.45	30.45		シルト	暗黄			非常に細かい 非常に含水量多い

第4図 星印地点地質調査ボーリング柱状図



第5図 市原条里制遺跡蛇崎八石地区調査結合断面図

3. 遺跡の層序

第3図は本報告に加筆した調査平面図となっており、▼と半円印の地点は連続土壌サンプルを採取した位置である。今回の分析試料は別地点から採取しているが層位は確定している。第4図は工事担当会社が地質調査のためボーリング調査した成果であり、調査地点は平面図の中央星印の部分になっている。標高2.3m以下は-1.9mまで全層暗緑灰色シルト層となり、以下-13m付近までシルトと砂層の混入した互層、-14.3mまではシルトが混じる細粒砂層、-14.3m以下はN値が30以上の緻密な雲母片を含む淘汰の良い砂礫層で、これは沖積層の基盤となる成田層と想定されている（古谷1991）。標高2m付近のシルト層は、五所四反田遺跡にも確認され、その上に細粒の砂層が50cm程覆っており、蛇崎八石地区では1mの層厚となっている。これらの砂層は海岸に沿岸流によって運ばれ、堆積されたものである。従って、標高2mを超えた位置に波蝕台はあり、その上の砂層上に縄文時代中期貝塚が形成されている。

第5図は調査区の四方断面図の結合連続図となっている。陸側がやや高く海側に緩やかに傾斜している。網点部分は貝層とそれに互層する泥炭層となっている。今回上杉氏に同定を依頼した試料は、土層図c～d間の3層未分解植物層上部と、3層未分解植物層中下部の2点、および1層水田耕作土層中の宝永テフラ1点であり、計3点それぞれ遺存状態の良い断面部分で任意に採取した。分析試料の土層ナンバー及び層位は本報告と上杉氏論文と符合する。別の個所では、整理段階に一部分層し、遺跡調査報告書ではa、b等枝番を付与している。

貝層を含む貝塚包含層は、縄文時代前中期の遺物を含んでいる。貝層中検出した微小貝は多く汽水産の傾向を示し、貝層の形成位置が縄文中期の潟湖（ラグーン）の陸側であることが明確となった（西野2004）。これらの縄文前期から中期の海退後の層序状況は、当該期層位の特徴として浜野川神門遺跡の分析結果にも表れている（加藤1991）。これら縄文海進海退の状況は、大宮台地寿能泥炭層遺跡において縄文時代前期中葉黒浜式期に海進のピーク迎えて、次の諸磯式期には海退期にはいることが珪藻分析成果によって確認されている（堀口・清水・駒井1982）。また近隣の浜野川神門遺跡の海域古環境復元でも、黒浜式期に海水の影響から淡水の影響を受ける環境へ変化したことを推測している（小杉・松島1991）。市原市姉崎海岸地区の妙経寺遺跡調査では、標高6mの海岸砂丘上に縄文時代中期初頭の五領ヶ台式土器の伴う住居跡、砂丘後背湿地側に貝塚が形成されており、前期末から中期初頭にかけて、現海水面近くまで海退が進んだことを意味している（小出・忍澤1998）。

4. おわりに

今回蛇崎八石地区調査において検出されたテフラは、貝層上の縄文時代後期以降の堆積物と推定される。貝層以上の層序層位及びテフラについては、後述の上杉氏論文に詳細に説明がある。現状では、テフラ調査分析は、近隣遺跡間の照合ができていない（田中ほか2000）。今後のテフラ分析の問題提起として、研究者間での調査分析研究の一助になればと、思う次第である。

本報告の「市原市市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）・仲山遺跡」については、発行部数が少なく、公的機関のみの配布となったため、調査報告書内容を広く周知して頂く為に、財団法人市原市文化財センター公式インターネットサイト、ホームページにPDFファイルとして公開中である。

広く埋蔵文化財と遺跡を理解されるために、ご利用いただければ幸いである。

ホームページアドレス [<http://ihbc.homeip.net/lib.htm>]

注釈と引用参考文献

- 上本進二・上杉 陽2002「附編 1. 市原市十五沢坊ヶ谷遺跡D地点における砂層の粒度分析」『市原市文化財センター年報（平成11年度）』（財）市原市文化財センター
- 大谷弘幸1997「上総国分寺跡と市原条里」『空から見た古代遺跡と条里』条里制研究会編 大明堂
- 大谷弘幸1998「市原条里制遺跡」『千葉県の歴史 資料編考古3（奈良・平安時代）』千葉県
- 小久貫 隆ほか1999『市原市市原条里制遺跡』（財）千葉県文化財センター
- 加藤晋平1991「5.まとめ」『千葉市神門遺跡』千葉市教育委員会 加藤氏は、注目される「8層下部の時期」については考古遺物では縄文前期後半とされ、C14年代植物化石群集からは縄文前期終末から縄文中期とされて、齟齬を指摘しており、今後の検討課題としている。
- 小出紳夫・忍澤成視1998「姉崎妙経寺遺跡」『市原市文化財センター年報平成7年度』（財）市原市文化財センター
- 小杉正人・松島義章1991「村田川低地における縄文時代の食料資源の供給源としての海域古環境の復元」『千葉市神門遺跡』千葉市教育委員会 第111図村田川低地における地形概況において7列の砂堆を図示し、神門遺跡の立地する砂堆を2番目としており珪藻分析等を考慮して、海退時期を縄文時代前期後半諸磯期の推定を肯定している。
- 小橋健司ほか2002「姉崎山新地区第2地点」『市原市文化財センター年報平成11年度』（財）市原市文化財センター
- 上杉 陽先生に現地露頭観察をお願いし、基本土層図を作成して、掲載している。
- 近藤 敏ほか1987『菊間手永遺跡』（財）市原市文化財センター
- 近藤 敏1993「房総半島の新期火山灰の降下について」『市原市文化財センター研究紀要Ⅱ』（財）市原市文化財センター
- 近藤 敏1995「テフラの観察について」『市原市文化財センター研究紀要Ⅲ』（財）市原市文化財センター
- 近藤 敏2004「五所四反田遺跡について」『市原市八幡地区の遺跡と文化財』市原市地方史研究連絡協議会
- 櫻井敦史2003「姉崎妙経寺遺跡」『市原市文化財センター年報平成12年度』（財）市原市文化財センター
- 佐藤 隆・新田浩三1997「市原条里制遺跡（県立スタジアム）の調査成果—大規模低湿地遺跡の調査方法の検討」『研究連絡誌49』（財）千葉県文化財センター
- 新田浩三1998「市原条里制遺跡（県立スタジアム）」『千葉県文化財センター年報No22—平成8年度—』（財）千葉県文化財センター
- 田中清美・古環境研究所2000「市原条里制遺跡菊間徳万地区A」『市原市文化財センター年報平成9年度』（財）市原市文化財センター
- 寺門義範1991『千葉市神門遺跡』千葉市教育委員会
- 新田浩三1998「市原条里制遺跡」『平成9年度千葉県遺跡調査研究発表会発表要旨』千葉県文化財法人連絡協議会
- 堀口万吉・清水康守・駒井 潔1982「9地質に関する諸問題（3）黒浜砂層と生痕化石について」『寿能泥炭層遺跡発掘調査報告書—自然遺物編—』埼玉県教育委員会 出土遺物及び珪藻分析の成果から、縄文海進の最盛期は縄文時代前期中葉黒浜期以後であり、海水面は高度3m以上となり時期は縄文時代前期末の（諸磯～十三菩提）と推定している。
- 古谷尊彦1991「3.堆積土壌に関する分析（粒度分析）」『千葉市神門遺跡』千葉市教育委員会
- 第119図遺跡付近のボーリング地質柱状図及び地下構造図を示し神門遺跡が埋没砂州の堆積物と閉鎖性の堆積環境の境に位置するとしており、図によって標高2m前後に開析谷以外では、埋没波蝕台が位置することがわかる。
- 西野雅人2004「市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）」『市原市市原条里制遺跡（蛇崎八石地区）・仲山遺跡』（財）市原市文化財センター
- 今回分析したテフラ試料の採取した遺跡の、本報告書である。



<http://ihbc.homeip.net>

財団法人市原市文化財センター
インターネットホームページ

市原条里制遺跡菊間蛇崎八石地区で検出された テフラ試料の層位について

上 杉 陽（都留文科大学）

はじめに

2004年5月に同地点の粗砂サイズの洗別済みテフラ試料3点の提供を受けた。また、後日、同地点セ385断面図(A-Bセクション2004年4月12日作成)および文献「市原条里制遺跡（菊間蛇崎八石地点）調査概要」（2004年財団法人市原市文化財センター）の提供を受けた。

上記3試料の給源火山およびテフラ層位を、以下の3点から推定した。

- I 遺跡の地形地質学的位置・層序型および提供された文献中に記載済みの考古学層位
- II 7～70倍反射実体顕微鏡観察
- III 上記試料を粉碎し63～125 μ に揃えたものの偏光顕微鏡観察

最初にIV.結論および今後の課題を述べる。

IV 結論および今後の課題

- 1) セ385断面の第1層中部から採取された粗砂サイズのテフラの大部分は、西暦1707年に新富士火山から噴出した宝永スコリアである。
- 2) セ385断面の第3層上部ないしは上面から採取された粗砂サイズのテフラは、肉眼的には新富士火山北東斜面の西小富士噴火割れ目（小山1998）から12世紀頃に噴出したと推定されるS-24-9スコリア（上杉ほか、2003）と推定される。しかし、偏光顕微鏡観察結果では、大島火山から西暦1200年に噴出したとされるY6スコリア（Nakamura,1964）の可能性が大である。
- 3) セ385断面の第3層中部から採取された粗粒テフラの大部分は、Nakamura（1964）が800年代に噴出したと推定した大島火山N3スコリア群およびこのスコリア群中に挟在する神津島832・838年天上山噴出の流紋岩質テフラ、あるいは新島840年阿土山噴出あるいは886年向山噴出の流紋岩質テフラと推定される。富士火山から西暦770年～864年に噴出したS-24-6～8スコリア群起源のスコリアも含まれる可能性がある。
- 4) 今回提供された粗粒テフラ粒子間を充填していたと思われる細粒物質中には、細粒の遠来テフラ粒子、生物珪酸体、珪藻などが含まれていたものと思われる。今後は、これらの細粒物質の起源や性状を調査する必要がある。また、今回は北関東系テフラ粒子が検出されなかったが、これらについても、再調査が必要である。

I 遺跡の地形地質学的位置・層序型および提供された文献中に記載済みの考古学層位

当該遺跡は富士火山から東北東方向135km前後、大島火山から北東に130kmの位置にあり、両火山か

ら、火山砕屑物（テフラ）粒子が頻繁に降下堆積した可能性が高い。従って、テフラ層位の認定に当たっては、富士系テフラ群と大島系テフラ群とのクロスチェックが必要となる。

ところで、あるテフラ粒子の層位認定は、野外における詳細な土層区分や土層の遺物年代を土台として行われる。地質学的な層位や考古学的な層位から全く独立して、テフラ粒子の諸特徴だけから、テフラ層位や給源火山を特定することは、通常は困難である。基本は野外における詳細な火山灰層序学的な層位区分と考古学的な土層区分である。

＜本遺跡の地形学的な位置＞

本地点は上総台地を波食する縄文海進時の波食台上に立地し、海側に形成された沿岸洲・河口洲により、その後、ラグーン(潟湖)～泥炭地となった水域環境の変遷に敏感な場所である。海進海退や気候変動の証拠を得やすい立地環境にあり貴重である。

＜地質学的な層位・考古学的な層位＞

市原市文化財センターの西野（2004）の記載から、以下のように解釈した。

第1層：暗灰色粘質土

中近世は、世界的な寒冷期・小海退期である。富士山東方の降下火山砕屑物(テフラ)堆積域では、中近世土は上下のテフラ層に比較して黒味に乏しく、ローム色に近い。低湿地では暗灰色～灰色を呈する例が多い。本地点の第1層は下部に中世のカワラケや棒などが含み暗灰色を呈するということなので、いわゆる「中近世土」の上半と推定出来る。従って、本層からは、新富士火山の下位からS-24-10,S-25(宝永スコリア層)、大島火山の同じく下位からY5,Y4,Y3,Y2,Y1、浅間火山のA軽石が検出されることが期待される。提供された粗粒テフラ粒子は、本層の中部に挟在し、既に「宝永スコリア層」と認定されていた。

第2層：褐色木本泥炭層

上面が戦国時代と推定されるとのことであり、その下位は、戦国時代～鎌倉期～平安時代末期の世界的な寒冷期、海退期の前半に対応している可能性が高い。この時期には、しばしば、洪水相（砂礫層や巨木層）や氾濫源堆積相flood loamが出現する。本層からは新富士火山のS-24-8-2,S-24-9,S-24-10,大島火山のN1,Y6,Y5,浅間火山のB軽石が検出される可能性がある。

第3層：草本泥炭層

本層は相対的に厚層で安定した潟湖起源マコモ泥炭層とのことである。これは、奈良平安前期の小海進～小高海面期・小温暖期に沿岸洲が新たに成長し、潟湖湖面が上昇し、古墳時代の低地を覆って成長したものと推定出来る。富士山東方の降下火山砕屑物（テフラ）堆積域では、奈良平安前期の降下火山砕屑物（テフラ）は腐植量が多く黒味が強い。ローム色の「中近世土」とは区別出来る例が多い。

本層からは新富士火山のS-24-6,S-24-7,S-24-8-1,S-24-8-2,S-24-9、大島火山のN4,N3,N2,N1が検出される事が期待される。

提供された粗粒テフラ粒子は、本層の上部ないしは上面に挟在すると記載されていたものと中部に挟在していたと記載されていたものの2種である。

第4層：黒色土壌層

本層は乾陸化した時期の低地陸域土壌層と記載されている。また、木炭が検出され、古墳期のもの

と推定されている。古墳時代は、奈良平安前期よりは、相対的に寒冷であり、低海面期で、しばしば、洪水相（砂礫層や巨木層）や氾濫源堆積相flood loamが出現する。古墳期は地殻変動も目立つ時期でもあり、それによる地割れや地盤変動も期待される。

もし本層が古墳期のものであるなら、新富士火山のS-24-3, S-24-4, S-24-5, 大島火山のS2, S1, 浅間火山のC軽石、榛名火山の二ツ岳渋川Hr-FA, 二ツ岳伊香保Hr-FPが検出される可能性がある。なお、本層中には白色スコリアが散在すると既に記載されていた。

第5層：チョコレート色～暗灰色粘土層

周辺遺跡との関係から、少なくともその上半は弥生時代中期の水田土壌？と推定されていた。弥生時代中期は、低湿地がやや離水し、水田耕作が可能となる地域が増大すると期待される時期である。

弥生時代最初期には新富士火山から湯船第二スコリア（S-22）が東方に向けて広く降下堆積し、弥生期の指標層となっている。市原市十五沢坊ヶ谷遺跡では、橙色～灰白色の多角形スコリアが発見されているが、これが湯船第二スコリアである可能性がある。なお、大島火山からはO1～O6が降下堆積している可能性がある。O4上半の土壌層には石英、黒雲母、透明ガラスが挟在する。その年代は、正確ではないが、概略で2000年余である。

第6層：灰白色粘土層、第7層：灰色砂質粘土層

本層は下位との関係から、新富士系テフラで言えば、概略2600-2200yrs BPのS-15～21に対応する縄文晩期海進時の堆積物と推定出来る。富士火山東方のローム層台地では、縄文晩期のテフラ層は堆積速度が速かったため、上述の「中近世土」と類似した黒味が不足したローム色の土層となる。また、この時期のテフラ粒子には赤色粒子が多いのも良い鍵層となる。

低湿地や海岸部では、下位の縄文後期後半の低海面期に対応した泥炭層～黒泥層、巨木層、洪水性砂礫層などを覆う海成砂層～灰色の潟湖成粘質土となる例が多い。大島火山からはO10から6にかけてのテフラを噴出している。なお、概略2600yrs BPのS-15テフラからは透明なフレーク状ガラス片が発見されることがある。また、大島火山Os8・9テフラからは透明平板状ガラスPHbw型と透明フレーク状ガラスPHf0型、黒雲母片が発見される。これらは、神奈川県西部から富士山北麓忍野の泥炭地などで検出されている「忍野タフ」に対比される可能性がある。

第8層：黒色砂質土

有機質の黒色砂質土とのことである。本層は、縄文時代後期後半のものであろう。縄文後期後半（3200yrs BP以降）は世界的な天変地異期であり、火山活動、地殻変動が激しく、気候も急激に冷涼湿潤化する（上杉、1992）。各地で、地割れや活断層、地沁りが発生し、粗粒のテフラが降下堆積し、火砕流・岩屑流・泥流が頻発している。低湿地性泥炭層～黒泥層、洪水相（砂礫層や巨木層）や氾濫源堆積相flood loamも出現する。また、これらの層は、全国的に、下位の縄文後期前半までを切って堆積する例が多い。新富士火山の湯船第1スコリア（S-10・11）、砂沢スコリアZu（S-13）は、市原市十五沢坊ヶ谷遺跡で検出されている。同様に伊豆半島南部天城火山カワゴ平火口からのカワゴ平軽石KgPも検出されている。

大島火山も相対的に規模の大きな噴火を開始しており、O15, O14スコリアが噴出し、サージ堆積物も発生している。

第9層：貝層～植物遺体の多い青灰色砂層

縄文時代前期から中期後半の加曽利E式前半土器までが混在するとのことである。従って、本層以下が、「いわゆる縄文海進堆積物」の本体上部となる。市原市養老川低地の山新遺跡で発見された最下部第15層中の海浜地帯後浜部に堆積したと思われる白色スコパミ、姉崎海岸の妙経寺遺跡の砂州上の砂丘砂から発見された灰白色漂流円磨軽石などは、縄文時代中期4000～4300yrs BP頃の遠来テフラ「伊勢原タフIs」に対比される可能性がある（上杉ほか、1998）。なお、伊勢原タフIsのガラス形態やガラスの屈折率などは、前述のカワゴ平軽石KgPと全く同じである。区別は出来ない。

II 実体顕微鏡観察からの層位推定

提供された洗別済みの粗粒テフラ粒子は概略1ミリ以下の粒子が多かったので、実体顕微鏡下7～70倍で観察撮影した。以下に観察結果を示す。

1) 第1層中部より採集された粒子群

粒径が1ミリ前後のよく揃った円磨されていない一次堆積の風送陸上堆積型AA型～水中堆積型AW型火山碎屑物（以下、テフラと略す）である（図版1-1，1-2）。

その構成は白色軽石2%、灰白色軽石質スコリア42%、褐灰色スコリア15%、大気孔黒色スコリア0.6%、無気孔微細気孔黒色スコリア16%、黒色・赤褐色コークス状高温酸化スコリアないしはスパター3%、黒色溶岩片3%、熱水変質～風化変質スコリア17%、斜長石・かんらん石・石英結晶1%であった。なお、スパターとは空中に飛散して、着地した際には、既にほとんど固化していたと思われる熔岩の滴で、表面は高温で酸化するため、赤紫色、赤色、赤褐色、赤橙色となっている例が多い。斑晶率は1%、その中の重鉱物含有率は0+%であった。

これらの粒子構成は新富士火山南東斜面から1707年に噴出した宝永スコリア（S-25番テフラ：以下、S25と略す）そのものである。これらの粒子は、総じてフレーク状の破断面ないしは直平面～凹曲面で囲まれた多角形型であり、気孔がテフラにしては非常に小さいこと、テフラ粒子表面に噴煙柱中での上下運動の際に形成されと思われる再溶融被膜が全くないことなどから、通常の大量の火山ガスのマグマからの噴出をエネルギーとする発泡、遠方への飛来は困難と思われる。1703年元禄地震、1707年南海地震・東南海地震により、無理やりマグマが押し出された、「マグマ水蒸気爆発に近い噴出」を考えないと、市原市まで到達するのは、困難であろう。

2) 第3層上部ないしは上面から採集された粒子群

粒径は1ミリ前後で良く揃った円磨されていない一次堆積の風送陸上堆積型AA型～水中堆積型AW型火山碎屑物（以下、テフラと略す）である（図版1-3）。

その構成は、透明フレーク状ガラス片0.8%、灰白色軽石質スコリア7.9%、灰色スコリア4.8%、黒色スコリア4.8%、黒色コークス状スコリアないしはスパター4.8%、赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパター24.5%、熱水変質～風化変質スコリアなど4.8%、斜長石斑晶44%、単斜輝石2.2%、斜方輝石1.3%であった。斑晶率は47.5%、その中で重鉱物含有率は7%である。本層の特徴は赤色コークス状スコリアないしはスパターが非常に多いことと、スコリアの気孔は大きい気孔数が少なく、気孔間隔壁が頑丈で、風化に強いことである。

こうした特徴を持つテフラとしては、大島火山Y6下部あるいは新富士火山北東斜面から噴出した西小富士噴火割れ目噴出物（須走ロスコリアa：小山1998）が候補である。後者は、上杉 編著

(2003) のS-24-9に相当する。前者は西暦1200年(Nakamura 1964)、後者は、最近の年代観では12世紀頃に噴出したものと考えられる(上杉2003)。後述するような偏光顕微鏡下での石基鉱物中の微結晶の諸特徴から、ここでは、大島火山1200年噴出とされるY6スコリア層の下部の可能性が高いと推定した。

3) 第3層中部から採集された粒子群

粒径は0.5~0.7ミリ前後で、良く揃っている。いずれも、円磨されていない一次堆積の風送陸上堆積型AA型~水中堆積型AW型火山碎屑物(以下、テフラと略す)である(図版1-4, 1-5)。その構成は、透明ガラス片2.9%、白色軽石1.9%、灰色軽石3.3%、灰色スコリア3.8%、黒色スコリア6.3%、黒色コークス状スコリアないしはスパター1.9% 灰色コークス状スコリアないしはスパター5.8%、赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパター9.1%、熱水変質~風化変質物0.5%、斜長石63%、単斜輝石1%、斜方輝石0.5%である。斑晶率は64%に達し、特に斜長石斑晶が目立つ。その中で重鉱物含有率は2%である。これらの特徴は、当該時期の新富士系スコリア、S-24-6, S-24-7, S-24-8-1にはないものである。この時期の富士系テフラ中に少量でも必ずある火山毛や火山涙、長柱状気孔が目立つ黒色の光沢がある扁平~木片状~長柱状のスコリアが、ほとんど見あたらない。上記の構成から考えて、本粒子群は大島火山N3スコリア群およびこのスコリア群中に挟在する神津島832・838年天上山噴出の流紋岩質テフラ、あるいは新島840年阿土山噴出あるいは886年向山噴出の流紋岩質テフラと推定される(吉田1992、町田・新井1993)。但し、新富士系の前述スコリア群は神奈川県までは確認済みなので、本地点で、全く挟在しないとは考えにくい。気孔が大きく多いことなどから、草本泥炭層中の強酸性地下水により、漂白され、粗粒物としては、消失していた可能性がある。

Ⅲ 偏光顕微鏡観察からの層位推定

1) 実体顕微鏡観察と偏光顕微鏡観察のメリットとデメリット

実体顕微鏡観察は倍率を7~70倍に変えて行った。粒子の色彩や外形・気孔形態の観察に当たっては、肉眼観察と同じ反射光を用いるのだから、いはば、肉眼観察の延長で理解しやすい。

ところが、実体顕微鏡観察は反射光観察なので、透過光を用いる偏光顕微鏡観察で判明する屈折率、多色性、干渉色、消光角、光軸が一軸性か二軸性かなどの重要な同定項目を調査出来ない。ところが、これらの偏光顕微鏡測定を行おうとすると、倍率は通常は100倍以上である。当然、粒子を粉碎し、透過光が粒子を通過し、眼に入るように細粒化しなければならない。粉碎してしまうので、粒子の本来の外形がわからなくなってしまう。また、結晶以外の石基部分(ガラス、微結晶、晶子、気泡で構成)に細かい気泡が多数あると透過光が拡散し、接眼レンズまで到達しない例が増える。つまり、小気泡が多い部分は、不透明となり、分類不能となる。そこで、透過光観察で、不透明となってしまった部分については、上方から反射光を照射し、反射光による分類を併用しなければならない。

2) 石基部分の偏光顕微鏡下での分類

プレパラート中の透過光観察が可能な石基部分については、以下のように分類する。

a) 屈折率が1.54以上のものにはS記号(スコリア質の趣旨)、以下のものにはP記号(軽石質~スコ

リア質軽石の趣旨) を付ける。

- b) 100倍検鏡時に気孔面積比が0～20%のもの(平板～無気孔型)にはH(フレーク状は小記号fl付加、泡壁状は小記号bw付加) 20～50%のもの(中間型)にはC、50%以上の多孔質なものにはT記号。
- c) 球形気孔が多ければo、柱球状気孔が多ければco、柱状気孔が多ければc記号を付加。
- d) 気孔や物質そのものがねじれている場合は先頭にtを付加(twistの意)。
- e) ガラス中の微結晶が面積比で0～20%のものにはmp、20～50%のものにはmm、50%以上のものにはmrを付加。
- f) ガラス中の晶子が面積比で0～20%のものにはcp、20～50%のものにはcm、50%以上のものにはcrを付加。晶子とは、結晶にはなりきっていない結晶の胎児。
- g) ガラスの色調は薄い部分の色から厚い部分の色まで、順番に、gre.or.brのように記載。

記載例 t.gre.or. mrSTo～rbrSH・・・富士系スコリアガラスに多い。

p crmr PTo・・・・・・・・・・富士系宝永スコリア最下部軽石部分

trbrSH～tgreSCc・・・・・・・・・・ハワイ火山の火山毛や火山涙など

pPHbw～pPHfl・・・・・・・・・・流紋岩質広域テフラに多い。

tpPTc～tpPHc～tpPCco・・・・伊豆諸島系流紋岩質遠来テフラに多い。

p orPo・・・・・・・・・・浅間火山などの安山岩質火山に多い。

pPTo～pPCco・・・・・・・・・・近距離の大気孔軽石ガラスに多い。遠方にくると風化して残らない。残るのは厚みのあるpPHfl部分が多い。

注記] 屈折率が、封入剤(この場合はレーキサイドセメントで、屈折率1.54)よりも低い粒子では、粒子のヘリの外側(封入剤側)が緑色となり、粒子の内縁のもっとも薄い部分がピンク色となる。粒子が厚くなると、各波長により吸収率が異なるため、複雑ではあるが、一般に、粒子の芯の厚い部分に向けて、黄色、橙色、褐色、不透明と変化する。吸収率が変わらなければ、厚くてもしばらくは透明に見える。屈折率が1.54以下の流紋岩質～デイサイト質ガラスでは上記のようになり、屈折率が1.54以上の安山岩質ガラス(SiO₂量52-63wt%)や玄武岩質ガラス(SiO₂量52-45wt%)では、粒子の内側が緑色となり、芯に向けて黄色、橙色、褐色、不透明となる。

3) プレパレート中のガラス粒子の反射光下での分類

プレパレート中の大きな不透明結晶鉱物の反射光による分類については、岩石学鉱物学の教科書を参照して欲しい。ここでは、石基部分の特にガラス部分についての分類について説明する。

- a) 反射光下で透明な氷状に見えるガラスには記号iを付ける。

斜長石、石英、透明ガラスなどは透過光では透明に見える。

- b) 反射光下では泡入り氷状に見えるものには記号piを付ける。

透過光で淡桃色～透明に見える少量の気泡がはいるガラス($n < 1.54$)などに多い反射像。

- c) 反射光下で白色メノウ状に見えるガラスには、記号woを付ける。

透過光で濃桃色ゼリー状に見える屈折率が1.54以下のやや小気泡が増えたガラスに多い反射像。

- d) 反射光下で、暗い透明氷状ガラスに見えるものには記号diを付ける。
透過光で橙緑色ゼリー状に見える屈折率が1.54以上のガラスに多い反射像。
- e) 反射光下で粉雪状に見えるものには記号psを付ける。
透過光で屈折率が1.54以下の緑桃色スポンジ状ガラス～不透明ガラスに見えるものに多い反射像。
- f) 反射光下で、白色シャーベット状に見えるガラスには記号w shを付ける。
透過光で桃色・橙色・不透明に見える屈折率が1.54以下のゼリー状ガラスに多い反射像。
- g) 反射光下で白黄色シャーベット状に見えるガラスには記号wy shを付ける。
透過光で桃色～褐色～不透明に見えるガラスに多い。屈折率は1.54以下の場合もあるし、以上の場合もある。
- h) 反射光下で黄色シャーベット状に見えるガラスには記号y shを付ける。
透過光で黄褐色～褐緑色～不透明ガラスに見える例が多い。多くは屈折率1.54以上であるが、そうではない例もある。反射像と透過像は1 : 1には対応していない。
- i) 反射光下で、褐色シャーベット状に見えるガラスには記号br shを付ける。
透過光では屈折率が1.54以上の濃褐色～不透明ガラスである例が多い。
- j) 反射光下で黒色～褐色泥雪状に見えるものには記号msを付ける。
透過光で屈折率が1.54以上の濃褐色ガラス～不透明である例が多い。
- k) 反射光下で赤色コークス状に見えるガラスには記号rcを付ける。
透過光ではほとんど不透明ガラスに見える。屈折率は1.54以上である。
- l) 反射光下で黒色コークスに見えるガラスには記号bcを付ける。
透過光で不透明ガラス。屈折率は1.54以上である。
- m) 反射光下で基質に黒ゴマをふったように見える場合は、副記号b crを付加する。
これらは透過光では小粒黒色ガラスや重鉍物、特に磁鉄鉍などの不透明鉍物が散在する例が多い。
- n) 反射光下で、基質に赤ゴマをふったように見える場合は副記号r crを付加する。
透過光で小粒赤色コークス状ガラスが他のガラス中に散在する 경우가良くある。

4) 第1層中部で採集された粒子群の偏光顕微鏡像・反射光像

セ385断面の第1層中部から採取された粗砂サイズのテフラの大部分は、西暦1707年に新富士火山南東山腹の宝永第3火口、第2火口、第1火口から噴出した白色軽石w pm、白色・灰白色縞状軽石banded pm、灰黒色スコリアb gr sco・黒色スコリアb sco、赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパターrc、黒色～灰色コークス状スコリアないしはスパターbgr cであり、市原市文化財センターの「宝永スコリア層であろう」とのテフラ層位認定はそのまま良いと思われる（図版2-1～10参照）。

なお、洗別を免れて残存した風化～充填物質中には、直径300 μ 以上のかんらん石結晶、直径100 μ 以上の石英結晶、100 μ 前後の透明なフレーク状～泡壁状ガラス（pPHf ℓ ～pPHbw型）が含まれている。これらは、Nakamura（1964）が1684年から90年にかけて噴出したと推定した大島火山Y2スコリア群の上位土壌層中から上杉ほか（1994）が検出した流紋岩質の透明ガラス類（pPHf ℓ 、pPCco、

pPCc、pPHc型など）や石英結晶、黒雲母結晶などに類似する。なお、同様な流紋岩質テフラは、富士山東麓の須走グランドキャニオン露頭の宝永スコリア層jフォールユニット（S-25 j）にも含まれる。このテフラはガラスの気泡が基本的に長柱状c型～柱球状co型であること、石英や黒雲母を含むことなどから、新島や神津島を含む伊豆諸島西帯系火山起源と思われる。それが、市原市や富士山の宝永スコリア層中に挟在すると言うことは、微量ではあり不確実であるが、西暦1704年元禄関東地震、1707年宝永南海地震・東南海地震に引き続き、富士山ともう一つの伊豆諸島系の火山が同時に噴火していた可能性があることを示している。

この層準に、大島火山の前述のY2テフラや西暦1772年から92年にかけて噴出したとされるY1テフラが挟在する可能性もあるが、そこに特徴的な澄んだ緑色板状スコリアガラスgre SHbw～火山毛phS～火山涙ptSが検出出来なかったため、今回は確認出来なかった。

5) 第3層上部～上面で採集された粒子群の偏光顕微鏡像・反射光像

セ385断面の第3層上部ないしは上面から採取された粗砂サイズのテフラは、肉眼的には新富士火山北東斜面の西小富士噴火割れ目（小山1998）から12世紀頃に噴出したと推定されるS-24-9スコリア（上杉ほか、2003）に近い。しかし、偏光顕微鏡観察結果では、大島火山から西暦1200年に噴出したとされるY6スコリア（Nakamura, 1964）の可能性の方が高かった。ここでは、偏光顕微鏡観察結果、とりわけ、スコリアガラスのタイプがS-24-9に多いgre br mr SH型よりもY6下部に多いgre br mrSTo型の方が多かったこと、石基中の微結晶の形状がS-24-9に多い針状結晶ではなくY6型の短角状であること、Y6に特徴的なのっぺりしたチョコレート色～昆布色ガラスr br SH～gre rbrSH型を含んでいることなどの類似性を重視してY6下部が主体と推定した。もちろん、富士火山起源のS-24-9が少量含まれている可能性はある。この点は特定出来なかった。

なお、洗別を免れて残存していた風化充填物質中からは、直径40～70 μ 前後の透明なフレーク状ガラス（pPHf0型）が検出された。これは、Nakamura（1964）が1112年以降に噴出したと推定した大島火山N1スコリア群の上位土壌層中から、上杉ほか（1994）が大量に検出した流紋岩質透明ガラス群（多くは柱状気孔が目立つpPCc型、pPHco型およびpPHf0型）に対比される可能性が高い。

この場合も、1200～1112年間に、伊豆諸島西帯系列の火山から流紋岩質テフラが噴出し、千葉県まで飛来したこととなる。

6) 第3層中部で採集された粒子群の偏光顕微鏡像・反射光像

セ385断面の第3層中部から採取された粗粒テフラの大部分は、Nakamura（1964）が800年代に噴出したと推定した大島火山N3スコリア群およびこのスコリア群中に挟在する神津島832・838年天上山噴出の流紋岩質テフラ、あるいは新島840年阿土山噴出あるいは886年向山噴出の流紋岩質テフラと推定される。N3スコリア群は屈折率が1.54以下の安山岩質と思われるp gre mp PTo型と屈折率が1.54以上の玄武岩質のgrebr mpSTo型のスコリア群から大部分が構成されているが、市原の本遺跡試料にも同様なものが含まれる。また、新島・神津島系のテフラは流紋岩質で、石英や黒雲母を含み、透明ガラス中の気泡の主体は長柱状c型～柱球状co型である。同様なものが、本試料中にも含まれる。もし、原試料中から細粒物を除去しなければ、大量の伊豆諸島系透明ガラスが発見されていたであろう。

う。

富士系の同時期のテフラS-24-8中に特徴的に含まれる澄んだ緑色のスコリア質板状ガラス～火山毛phS火山涙ptSを今回は検出できなかった。しかしgre mp～mmSTo型スコリアガラスは富士系のS-24-8にも含まれるので、市原で検出されたものの一部は富士系かもしれない。同様に市原で検出された本試料中のgre br mr STo型スコリアも富士火山から西暦770年～864年に噴出したS-24-6～8スコリア群起源かもしれない。富士山から神奈川県中部までの分布状況から考えて、富士系テフラが市原市まで飛来している可能性はある。

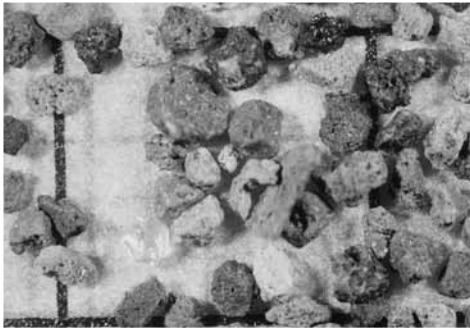
市原条里制遺跡蛇崎八石地区セ835テフラ試料顕微鏡鑑定表 7～70倍実体顕微鏡観測結果

試料名	粒子の外 形	平均粒 径mm	斑晶率	重鉱物 含有率	粒子の構成													
					岩片	熱水変 質～風 化スコ リア等	赤色コー クス状高 温酸化ス コリアな いはス パターrc	黒灰色 コークス 状スコ リアない いはス パターbgrc	黒灰色 スコリアb sco	灰色軽 石質ス コリアgr pm sco	灰色軽 石gr pm	白色軽 石w pm	透明ガ ラス片	斜長石 plg	石英 qz	かんらん 石ol	単斜輝 石cpx	斜方 輝石 opx
219.10-1中部	フレーク状 多直面体	1	1%	0%	3%	17%	2%	1%	17%	15%	42%	2%	0%	1%	±	±	±	±
219.10-3上部	短角状、多 直面体	1	48%	7%	0%	5%	25%	5%	10%	8%	0%	0%	1%	44%	0%	0%	2%	1%
219.10-3中部	サイコロ状 多直面体	0.5～ 0.7	64%	2%	0%	0.5%	9%	8%	6%	4%	3%	2%	3%	63%	0%	0%	1%	0.5%

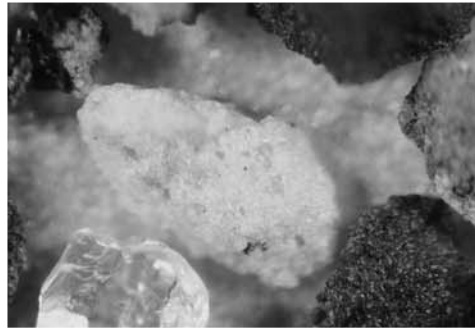
引用文献

- 上杉 陽 (1990)「富士火山東方地域のテフラ標準柱状図-その1 : S-25～Y-114」『関東四紀 (16) 3-28』
- 上杉 陽・米澤 宏・宮地直道・千葉達朗・肥田木 守・細田一仁・米澤まどか・(1992)「富士系火山泥流のテフラ層位」『関東四紀 (17) 1-19』
- 上杉 陽 (1992)「南関東テフラから見た天変地異」『月刊地球,1992年号外No.5,102-106』
- 上杉 陽・上本進二・由井将雄 (1993)「慶応義塾湘南藤沢キャンパス内遺跡の降下火山灰砕屑物層位」『湘南藤沢キャンパス内遺跡第11巻総論[慶応義塾藤沢校地埋蔵文化財調査室編] 2102-31 慶応義塾
- 上杉 陽・上本進二・伊藤ひろみ・佐藤仁美・土肥由美子 (1993)「いわゆる立川期のテフラ年代」『関東の四紀 (18) .1-16』
- 上杉 陽・米澤 宏・上本進二 (1995)「道志川中下流青野原バイパス遺跡群の降下火山砕屑物層位について」『かながわ考古学財団調査報告 5, 8～24』財団法人かながわ考古学財団
- 上杉 陽・御堂島 正・上本進二・木村吉行・阿部友寿・柏木善治 (1996)「神奈川県丹沢山地南東縁。神戸・上宿遺跡のテフラ層位」『第四紀露頭集-日本のテフラ』 「252頁：198 日本第四紀学会」
- 上杉 陽・白石浩之・上本進二・砂田佳弘・米澤 宏・由井将雄 (1996)「神奈川県綾瀬市蟹ヶ谷、吉岡遺跡群のテフラ層位」『第四紀露頭集-日本のテフラ』「252頁：240 日本第四紀学会」
- 上杉 陽・吉田千香子・寺門卓也・斉藤睦雄・小柳実文・片岡義順・関東第四紀研究会 (1996)「富士山東麓上紫怒田の立川期テフラ群と始良Tnテフラ」『第四紀露頭集-日本のテフラ』「252頁：240 日本第四紀学会」
- 上杉 陽・小沢 清・長瀬和雄・上本進二・山本幸子 (1998)「神奈川県伊勢原断層トレンチで検出された縄文中期軽石質火山灰」『日本第四紀学会講演要旨集, 28, 78-79.』
- 上杉 陽 (1999)「火山灰に見る自然環境」松浦秀治・上杉 陽・藁科哲男『考古学と年代測定学・地球科学』 353 頁：「195～228 同成社」
- 上杉 陽・上本進二・米澤 宏 (1999)「神奈川県綾瀬市吉岡遺跡群のテフラ層位」『かながわ考古学財団調査報告書 49吉岡遺跡群X考察・自然科学分析編 81～104』財団法人かながわ考古学財団
- 上杉 陽・米澤 宏・上本進二 (1999)「道志川中流域青根馬渡遺跡群No.4 隆起線文土器挟在層準のテフラ層位」『かながわ考古学財団調査報告書59 道志導水路関連遺跡-青根馬渡No.1・2・3・4・5 遺跡・青根引山遺跡宮が瀬ダム関連事業に伴う発掘調査(第2分冊737～761)』財団法人かながわ考古学財団
- 上杉 陽・上本進二 (2000)「神奈川県綾瀬市上土棚南遺跡のテフラ層序」『かながわ考古学財団調査報告書109上土棚遺跡-第4次調査-蓼川改修工事に伴う発掘調査』財団法人かながわ考古学財団

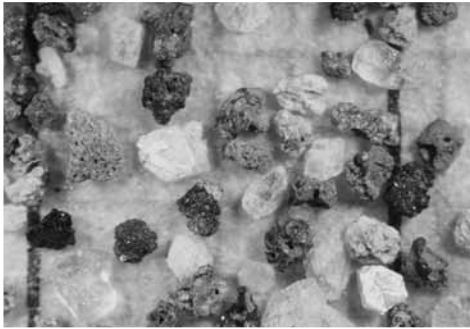
- 上杉 陽 編 著 (2003)『地学見学案内書「富士山」 117頁』 日本地質学会関東支部発行
- 上杉 陽・小沢 清・萬年一剛・長瀬和雄 (1999)「小田原市久野「子供のもり」公園造成地露頭の火山灰層序学的な意義」『神奈川県温泉地学研究所報告31 (1) 16-30』
- 上杉 陽・新川和範・木越邦彦(1994)「伊豆大島火山千波崎地層切断面露頭群のテフラ-標準柱状図-」『第四紀研究33 (3) 165-187』
- 小山真人 (1998)「噴火堆積物と古記録から見た延暦十九～二十一年 (800～802) 富士火山噴火-古代東海道は富士北麓を通過していたか-」『火山43 (5) 323-347』
- Nakamura.K.(1964) Volcano-Stratigraphic Study of Oshima Volcano. Izu.Bull. EarthqRes. Inst. Univ.Tokyo, 42 , 649～728
- 西野雅人 (2004)「市原条里制遺跡 (菊間蛇崎八石地区)」『市原市文化財センター調査報告書第91集 市原条里制遺跡 (菊間蛇崎八石地区)・仲山遺跡』 財団法人市原市文化財センター
- 町田 洋・新井房夫(1993) 「新編 火山灰アトラス[日本列島とその周辺]」 336 東大出版会
- 吉田 浩 (1992)「新島火山の噴火史」 『日本火山学会1992年度講演要旨集 2:63』



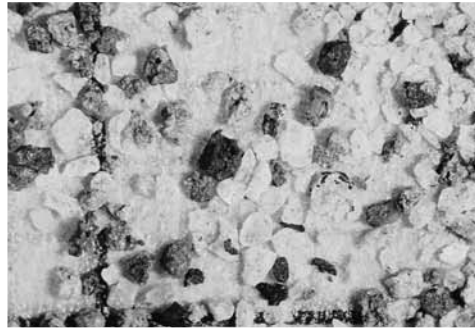
図版 1-1 第1層中部の粗粒テフラ粒子。青色メッシュは1ミリ方眼。白色軽石、灰白色軽石、灰色スコリア、黒色スコリア、赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパター等で構成されている。外形がフレーク状で、気孔径が0.1ミリ前後の微細気孔が特徴。



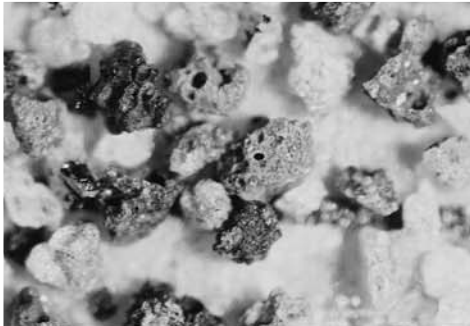
図版 1-2 第1層中部の白色軽石。手前左下が、透明ガラス片。



図版 1-3 第3層上部ないしは上面の粗粒テフラ粒子。赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパターや熱水変質ないしは風化スコリアが目立つ。



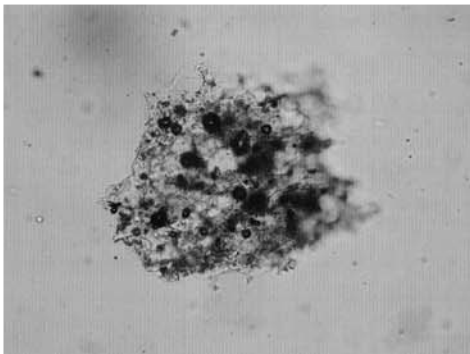
図版 1-4 第3層中部の粗粒テフラ粒子。斜長石斑晶が多く、赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパターは、富士系のものに比して、明るく赤橙色のものが多い。



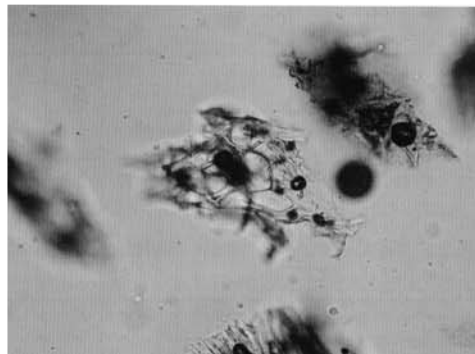
図版 1-5 第3層中部の灰色スコリア質軽石。黒緑色大気孔スコリアは光沢があり、気孔表面が滑らかで、富士系のS-24-8-1中のものなどに類似するが、それ以外は、大島火山系のN3スコリア層などに類似する。



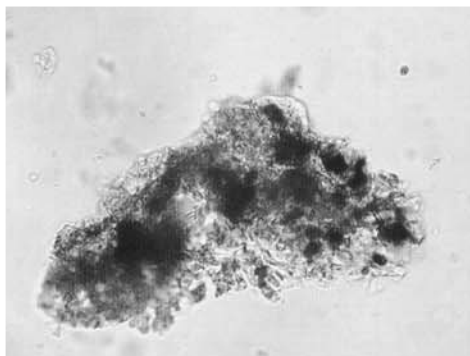
図版 2 第1層中部の偏光顕微鏡写真など
図版 2-1 第1層中部 40倍反射光像 中心の白色軽石が380 μ 。



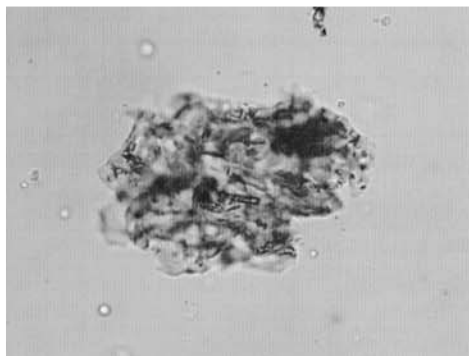
図版 2-2 第1層中部白色軽石の偏光顕微鏡写真。p gre mmPTo (50 μ ±) カッコ内は気孔の直径。長径300 μ 。



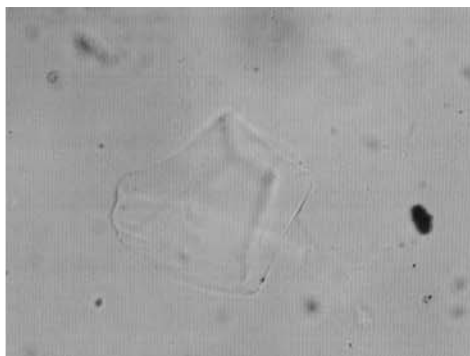
図版 2-3 富士火山宝永スコリア層最下部フォルユニットS-25a 白色軽石の偏光顕微鏡写真。p gre mmPTo (40 μ ±) 長径120 μ 。



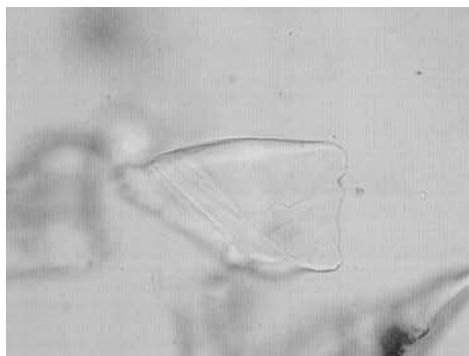
図版 2-4 第1層中部灰色軽石の偏光顕微鏡写真。屈折率は軽石ではあるが、1.54を超えており、微結晶多数を含む。晶子も多い例がある。gre br mrSHf ℓ 。長径210 μ 。



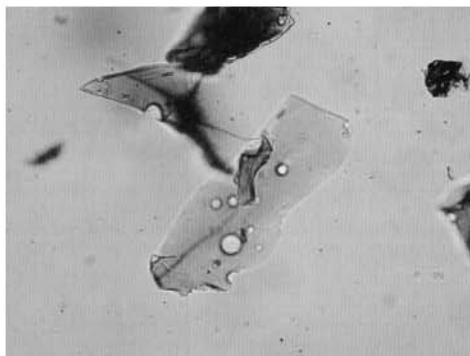
図版 2-5 富士火山宝永スコリア層S-25b灰色軽石の偏光顕微鏡写真。gre br mrSHf $\cdot$ o。微結晶が多い。



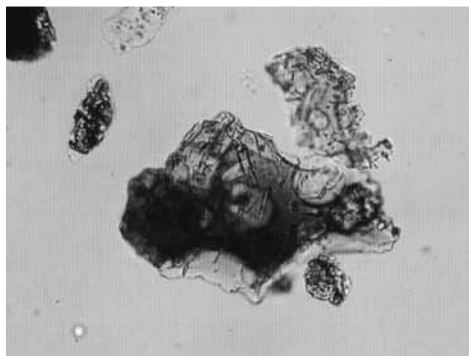
図版 2-6 第1層風化物中の石英125 μ 。pPHf ℓ 。



図版 2-7 大島火山1772年噴出とされるY1テフラ最下部から検出された石英片125 μ 。



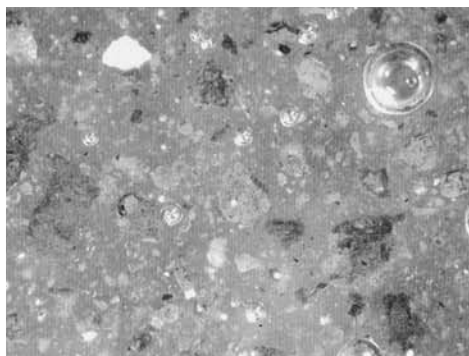
図版 2-8 大島火山Y1テフラ最下部中の澄んだ緑色スコリアガラス片200 μ 、gre mp SHf ℓ $\cdot$ o



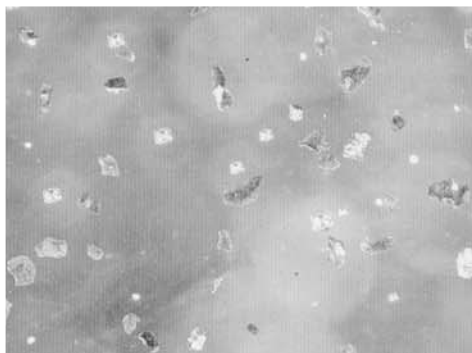
図版 2-9 大島火山1684年～1690年噴出とされるY2テフラ層最下部のスコリアガラス200 μ Gre orbr mpSHf ℓ $\cdot$ o



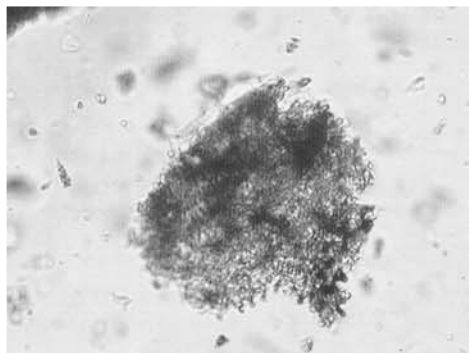
図版 2-10 第1層中部の風化物質中から検出された透明ガラス100 μ 、pPHf ℓ



図版 3 第3層上部の偏光顕微鏡写真など
図版 3-1 第3層上部の40倍反射光像 中心の赤色スコリアが250 μ 。



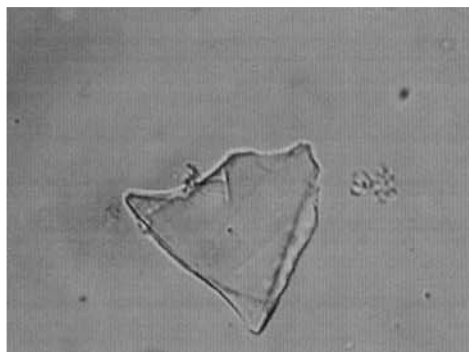
図版 3-2 富士火山S-24-9下部の40倍反射光像。中心の黒色コア・ス状スコリアないしはスパターが300 μ 。



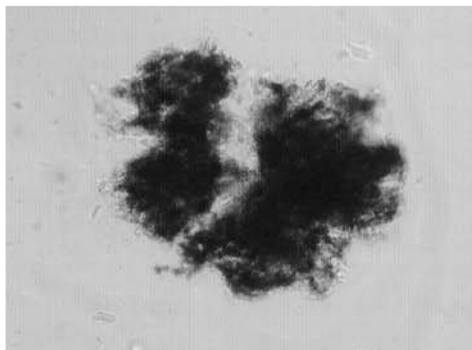
図版 3-3 第3層上部の灰黒色スコリア。長径100 μ 。gre br mr STo型。



図版 3-4 第3層上部中の透明ガラス。長径40 μ 。pPHf 0型。



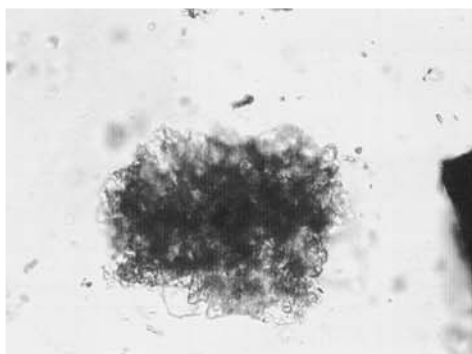
図版 3-5 大島火山N1上部の透明ガラス。長径35 μ 。pPHf 0型。



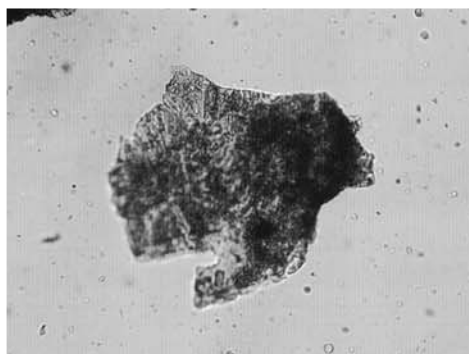
図版 3-6 第3層上部中の漂白されて灰白色軽石に見えたスコリア。長径400 μ 。gre br mrSTo (1 μ ±) 型。



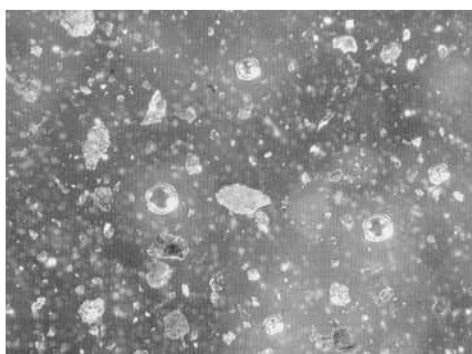
図版 3-6-2 同左、反射光像。反射光ではwy ~y or sh型である。



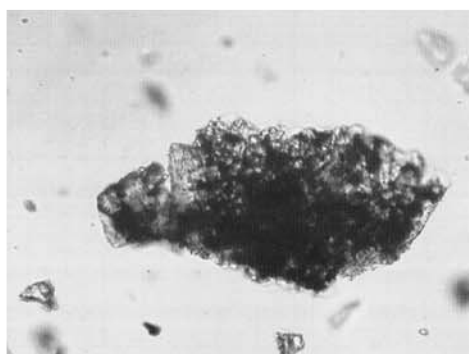
図版 3-7 第3層上部中の漂白されて灰白色軽石に見えたスコリア。長径100 μ 。gre b mr STo型。微結晶が15 μ 前後のやや大ききなものとは5 μ 以下の箱形のものに区分出来る。



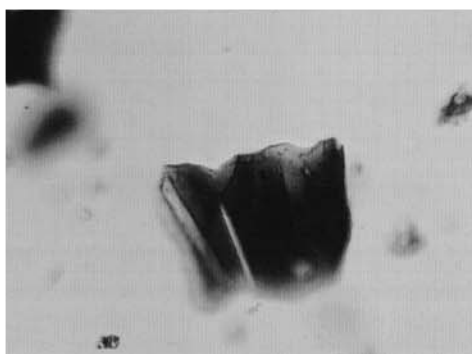
図版 3-8 富士火山S-24-9の黒色スコリア。長径200 μ 。反射光像は泥雪型msないしは暗氷型diであるが、透過光像はgre br mr SHfl型。



図版3-9 大島火山Y6下部、40倍反射光像。中央の赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパターが 200μ 。



図版3-10 大島火山Y6下部。長径 160μ 。gre b mrSTo ($5\mu \pm$)型で、数 μ の箱形微結晶が目立つ。



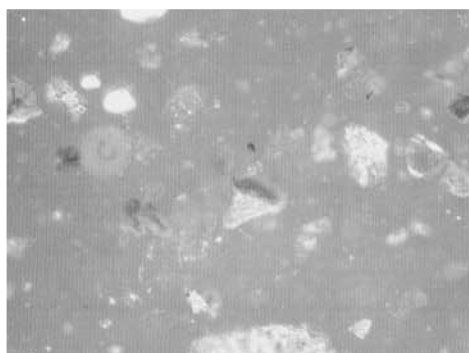
図版3-11 大島火山Y6下部にあるやや赤みのあるのっぺりしたスコリアガラス。長径 60μ 。gre rbr mmSH型。



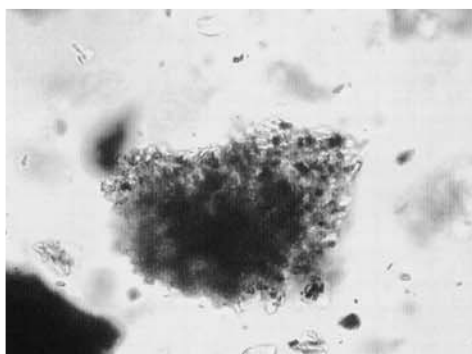
図版3-12 大島火山N1上部の透明ガラス群。中心のtpPCc型ガラスが 100μ 。



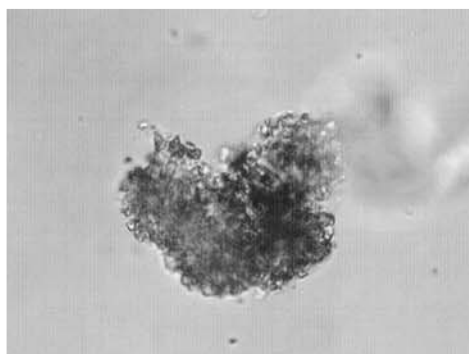
図版3-13 第3層上部。のっぺりした黄橙色スコリアガラス。長径 60μ 、orrSHf θ ・o型。



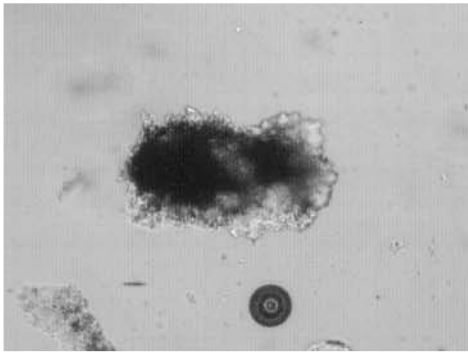
図版4 第3層中部の偏光顕微鏡写真など
図版4-1 第3層中部100倍反射光像。



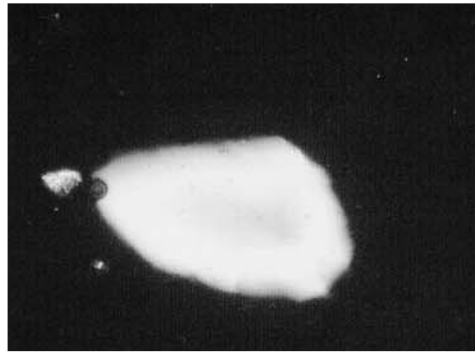
図版4-2 第3層中部中の黒色スコリア。長径 130μ 、gre br mpSTo ($5\mu \pm$)。



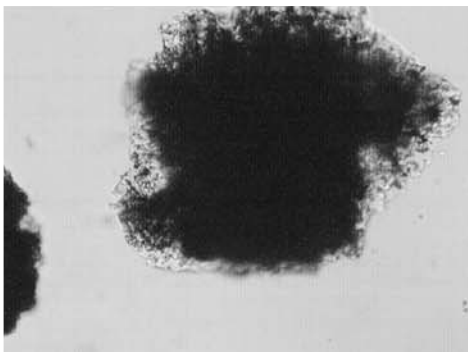
図版4-3 第3層中部の黒色スコリア。長径 40μ 。gre mrSTo ($2.5\mu \pm$)。



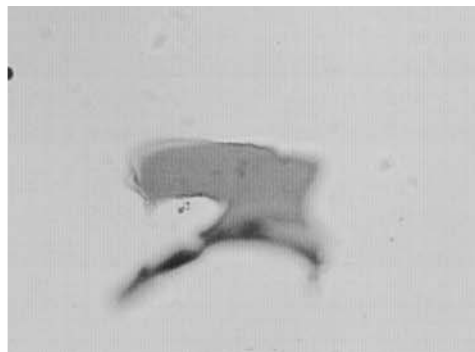
図版4-4 第3層中部白色軽石。長径200 μ 。grempPTo型。



図版4-5 第3層中部 石英250 μ 、クロスニコール像



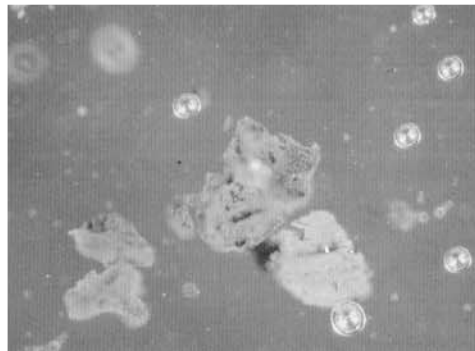
図版4-6 第3層中部灰色スコリア質軽石としたもの。長径200 μ 。
pmpPTo(5 μ ±)型。



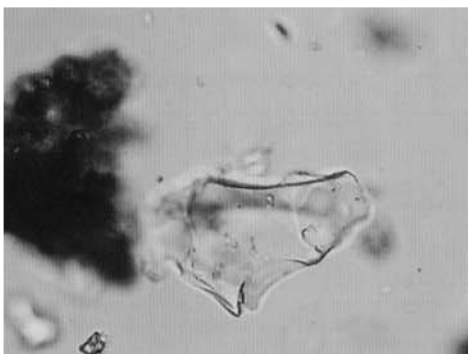
図版4-7 第3層中部黒雲母。80 μ 。



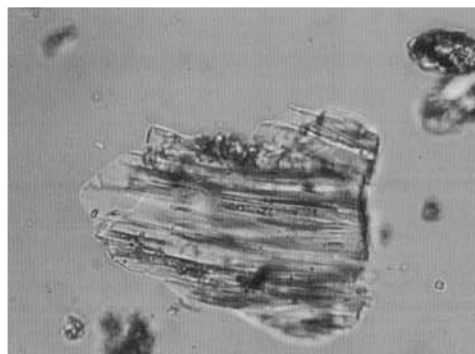
図版4-8 第3層中部。透明ガラス。長径100 μ 。pPHf ℓ 型。



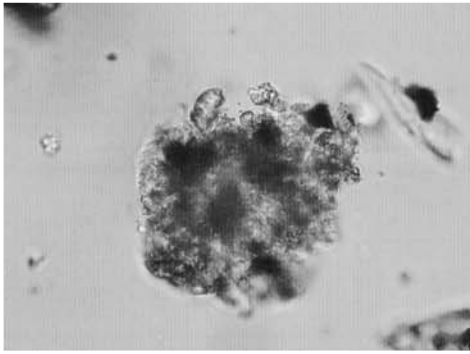
図版4-9 第3層中部。赤色コークス状高温酸化スコリアないしは
スパターの反射像。長径250 μ 。



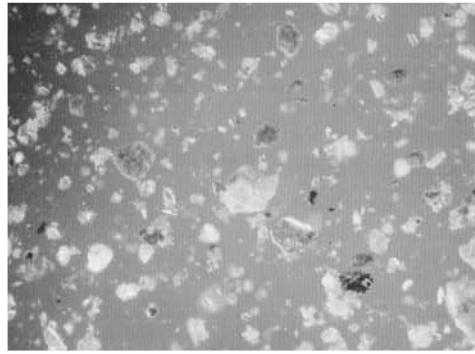
図版4-10 大島火山N3上部の透明ガラス。70 μ 。pPHf ℓ 型。



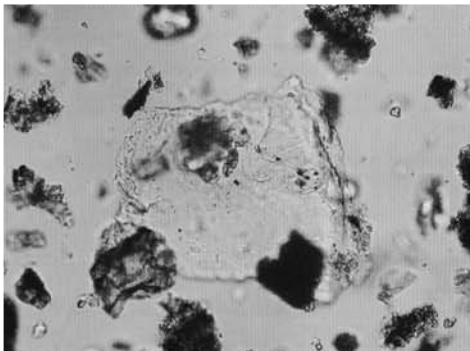
図版4-11 大島火山N3上部の透明ガラス。180 μ 。pPTc型。



図版4-12 大島火山N3上部。灰白色軽石質スコリア。110 μ 。p mmPTo(5 μ ±)型。



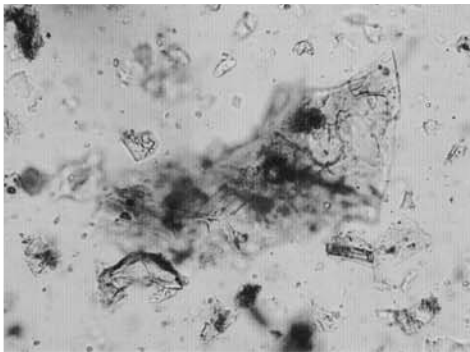
図版4-13 大島火山N3下部40倍反射像。中央の赤色コークス状高温酸化スコリアないしはスパターが150 μ 。



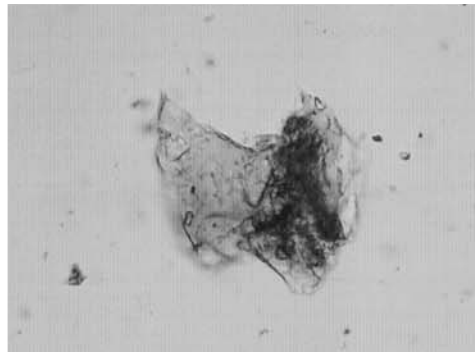
図版4-14 大島火山N3上部。透明ガラス付き石英。長径150 μ 。周辺のスコリアガラスはgre mp STo型。



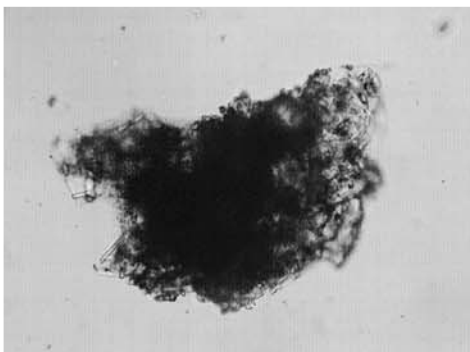
図版4-15 大島火山N3上部。長径80 μ 。gre mrSTo(5 μ ±)型。



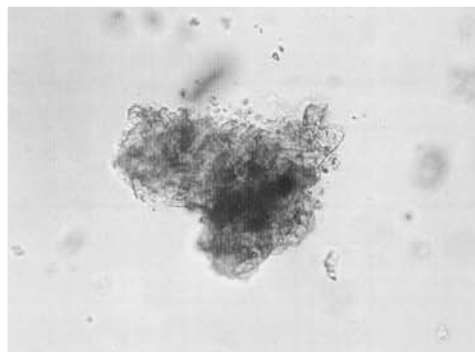
図版4-16 浅間火山B軽石。300 μ 。dp mmPCco型。



図版4-17 富士火山S-24-8-1黒色スコリア。長径100 μ 。gre or mmSHf 0型。



図版4-18 富士火山S-24-7。黒色スコリア。長径200 μ 。gre br mrSTo(5 μ ±)型。針状～長柱状微結晶が目立つ。



図版4-19 富士火山S-24-6黒色スコリア。長径100 μ 。gre mrSTo(5 μ ±)。長柱状微結晶が多い。

ベンケイガイ製貝輪に学ぶ

－体験学習としての「貝輪づくり」－

忍 澤 成 視

1. はじめに

昨今の埋蔵文化財をめぐる状況は急速に変化している。長引く不況の影響から発掘調査の事業量は激減し、好況期に発掘優先のために積み残された整理作業中心の事業展開となっているのは、程度の差こそあれどこも似たような状況であろう。そうした中、発掘調査に迫いまくられ、他の一切の事柄を置き去りにしてきた状況は改善されつつあり、ようやくこれまでに発掘調査で得られた成果を積極的に地域の人々に還元する段階にきたといえる。現在はどこでもさかんに「文化財の活用」が叫ばれ、これまでどちらかと言えば消極的だった色々な事業を実施しはじめている。市民や小・中学生を対象とした「出前講座」、学校教材としての「出土遺物の貸し出しシステム」、各種歴史セミナー・講演会の開催などであり、今後も益々さかんになることだろう。そして、特に注目されるものに「体験型プログラム」がある。「火おこし体験」・「勾玉づくり」や「土器作り」、各種遺物様クラフト製作など各地でさかんにおこなわれ、市民ニーズも高いと聞く。古代人の生活の疑似体験は、埋蔵文化財への興味のきっかけとしては重要な方法である。しかし筆者は、こういった工作の延長線上にあるような安易なプログラムが全てであってはならないと思っている。そういったプログラムは近い将来飽きられてしまい、本当の意味での文化財に対する理解は得られず、そこからは強い感銘や興味は沸いてこないからである。もっと、これまでの我々の経験や研究の実績を裏付けとした、地に足のついた新たなプログラムの探索と実践が必要ではないか。ここでは、一例として、試行錯誤のうえ生まれた体験型プログラム、「貝輪づくり」について紹介したい。

2. 「貝輪づくり」実施までの経緯

①準備期

1999年9月～2000年4月。

1999年9月、筆者はタカラガイ・イモガイ類の調査でおとずれた千葉県天津小湊町浜荻海岸に、多量のベンケイガイが打ち上がることを偶然発見した。以後7ヶ月間、月2度のペースで標本を採集し、延べ14回の調査で採集した個体数約1,000点の打ち上げベンケイガイについて、データの集積と解析を実施、さらに貝輪製作実験をおこない、作り方のコツを把握した。これら、現生貝調査で得られたデータをもとに、遺跡出土資料（成田市荒海貝塚・早稲田大学所蔵）からの検証をおこない、縄文時代のベンケイガイ製貝輪の素材獲得の実態と製作工程の解明をおこなった⁽¹⁾。

②試行期

2000年5月～2001年3月。

史跡上総国分尼寺跡展示館、神奈川県綾瀬市教育委員会主催こども考古学教室、市原市南総公民館

子供講座などを舞台に、体験学習型の「貝輪づくり教室」を開催する。準備期間に蓄積した学問的裏付けのもと、小学生を中心とした子供とその父兄を対象に「貝輪づくり」の方法を伝えた。素材貝は、事前に採集した浜荻海岸産のものを使用し、道具としては北海道の工芸館から入手したエゾジカの鹿角棒、市販の鉄製ヤスリ・耐水性の紙ヤスリを使用した。

③確立期

2001年7・8月以降。

史跡上総国分尼寺跡展示館「ふるさと歴史講座」の一環として、夏休みを利用した小学生対象の「貝輪づくり教室」を開催する。当館では、以後夏休みの定番プログラムとして継続的に実施している。上総国分尼寺跡内には、ベンケイガイ製の貝輪が多く出土した縄文後期の祇園原貝塚が存在する。現在も一部保存され、雑木林内に貝層が露呈するすぐ脇を会場としていることから、「貝輪づくり」の意図は比較的スムーズに参加者に伝わるようだ。素材貝は、事前に採集した浜荻海岸産のものを使用するが、道具としてはエゾジカの鹿角棒の他に、近隣で採集した小礫、市販の砥石を使用し、できるだけ縄文時代の道具に近いかたちでおこなうようにつとめている。また、一般向けのマンガを使った小冊子も刊行しこれを教材として活用している⁽²⁾。



「貝輪づくり」風景



フェンスの向こう側には祇園原貝塚の貝層がみえる

④完成期

2002年夏以降。

市原市教育委員会主催の「いきいきいちほら歴史セミナー」を舞台とした親子対象の体験型プログラムとして実施した「貝輪づくり」。これまでは、シルバー世代を中心とした歴史セミナーだけであつたものを、小学生の親子対象としたものに展開したものである。このセミナーでは、観光バスが使用できるため、これまで素材貝をこちらで事前に用意していたかたちをやめ、実際に自分で素材獲得から製作まで全ておこなうものに改めたことが、大きな変換点である。回数を重ね、工作の延長線のようにややマンネリ化してきている現状打破が一つの契機であつた。

会場は天津小湊浜荻海岸であり、道のりはおよそ75km・1時間半の行程である。移動のバス内では、縄文時代の装身具全般や貝輪について、海岸でみられる貝類やその他の海洋生物について、貝殻が海岸に打ち上がるメカニズムについてなど、簡易な資料や現生貝の標本を実際に見せながら、貝拾いへのモチベーションを高める努力をしている。海岸では約2時間、参加者はベンケイガイをはじめ各自好みの貝殻を採集する。大潮の干潮の時間帯を選んでいるので、中には磯遊びに興じる参加者もいる

が、カニやウニ、小魚など海洋生物に触れ房総の豊かな海を満喫するのも、このプログラムの売りの一つと考えている。夏の暑い盛りに実施するため、実際の貝製品製作も同じ海岸でとはいかず、会場を移し最寄りの鴨川市文化財センターの一室を借用しておこなっている。セミナー初年度は、「貝輪づくり」のみを想定して実施したが、教材用に持参したタカラガイやイモガイ・アマオブネなどを使ったアクセサリーに対する参加者の興味が強いことから、昨年度からは「貝のアクセサリーづくり」に拡大している。ただし、あくまでも縄文時代に製品として用いられた貝素材を移動中に資料や標本で紹介し、これらを中心に採集するよう説明している。これによって当時どんな貝が好まれたのかを学習でき、実際に海岸で目当ての貝殻を拾ったときの感動が全く違ってくるはずである。当然、鹿角・小礫・砥石など当時を想定した道具を使用し、各々試行錯誤しながらお気に入りの貝殻を用いてブレスレットやペンダントなど自分だけのアクセサリーを完成させる。そして、これらを身につけ帰路へ。参加者には最高のおみやげとなる。

「素材獲得から製作までの実践」、他の考古対象物ではなかなかできないものである。市原市の場合、素材貝採集場所までが比較的近いというまさに地の利を活かした企画と言えるだろう。バスの中の説明でイメージを膨らませながら初めておとずれる海に接し、参加者は、素材採集場所への道のり、海岸の様子、打ち上げられている貝殻の様子、素材の選択のしかたなど、実体験を通じて強い印象を残すはずである。そして、自分の好みで採集した様々なかたちや色の貝殻を使ってのアクセサリーづくりを通じて、考古遺物からは失われてしまった現生素材貝の質感や加工の困難さを体験することができ、縄文時代の人々の生活はこのプログラム参加前よりは格段に具体的にそして身近に感じられることだろう。

用意する道具としては、エゾジカの角のハンマー、小礫(幅3cm・長さ10cmほど)、砥石(目の粗いもの・細かいもの)、小型のテンバコ、砂、水、ペンダント・ビーズブレスレット用の紐などである。

今年度も、夏休み期間を中心に、尼寺展示館での「貝輪づくり」、教育委員会主催の「歴史セミナー」を開催しており、これらのプログラムはほぼ定番化したといえる。2000年5月から開始し、今日まで10回数実施し、参加延べ人数は600名ほどに達している。また、センターのホームページ内でも「貝輪づくり」を公開中である。

*ホームページアドレス：<http://ihbc.homeip.net/>



天津小湊・浜荻海岸にて・素材貝採集風景



鴨川市文化財センターにて・貝のアクセサリーづくり

3. 現生貝調査・製作実験から裏付けられた貝製装身具の実際 ～小学生向け解説資料より～

(1) 縄文時代のアクセサリーの種類

縄文時代のアクセサリーには、髪・耳・首・腕・腰・足などさまざまな身体の場所を飾るものがあり、材料も石・粘土・骨・歯牙・貝・木など、いろいろな天然素材が使われました。とくに海の貝が好まれたことは、その数の多さからわかります。

さらにくわしく調べてみると、これらの材料にはムラの近くでは手に入らないものが多いことがわかります。石ではヒスイという新潟付近特産のものに人気が集まりました。動物の骨や歯牙には、オオカミ・クマ・クジラ・サメ・ワシなどめずらしい動物たちものもあります。材料は、交易などの方法で遠方から手に入れたのでしょう。

また、イノシシ・シカ・タヌキなど森の動物、ウミガメ・イルカ・スズキなど海の動物や魚、キジ・カモなど森や水辺の鳥たちなどいろいろなものがみられることから、当時の人たちが、どれだけ自然となかよくくらしていたかがわかります。



(2) 貝のアクセサリーの歴史は1万年以上前から

縄文時代のはじめから、人びとは海の貝がらをアクセサリーにしていました。とくに好んで選んだのは、ハイガイ・ツノガイ・イモガイ（マガキガイ）・タカラガイなどで、九州・四国・中国・中部・関東地方など、日本各地で同じ種類の貝がみつかっています。1万年以上も前に、すでに同じ価値観をもつ集団が各地にいて、貝をめぐるネットワークを使って貴重な貝を手に入れていた。



(3) 房総の海は貝の宝庫

三方を海に囲まれた千葉県。内海、外海、砂浜、岩場などいろいろな様子の海をもつ房総には、たくさんの貝がすんでいます。とくに南房総や外房では、南方から来る暖かい潮の流れ（黒潮）のおかげで、魚や貝など豊かな恵みがもたらされます。縄文時代の人びとがとくに好んだ貝の多くは、こういった暖かい海にすむ変わったかたちをした巻き貝のなかまでした。



(4) 縄文時代の貝輪

縄文時代の人たちは、「貝輪」と呼ばれるブレスレットを身につけていました。サルボウガイ・アカガイ・サトウガイ・ベンケイガイ・タマキガイ・イタボガキなどの二枚貝、マツバガイ・アカニシ・オオツタノハなどの巻き貝のなかまの貝がらが使われました。



(5) 貝輪に最適なベンケイガイ

とくに、今から3,500年ほど前の縄文時代の後期には、ベンケイガイという貝を使った貝輪が大流行します。楕円形で大きく腕にはまりやすいかたち、褐色の色合い、磨くほどに光沢のでる滑らかな質感、そして何よりも厚くて丈夫な殻をもつことがこの貝の最大の魅力です。「弁慶」の名前の由来もここにあります。



(6) ベンケイガイはどこにいる？

ベンケイガイは、比較的暖かい開放的な外洋の砂地にすんでいます。太平洋側では房総半島より南、日本海側では津軽半島より南での生息が確認されています。房総半島では、銚子より南の九十九里浜や鴨川、館山周辺などに多く生息しています。



天津小湊・浜荻海岸の位置

(7) 貝殻はどうやって手に入れるか

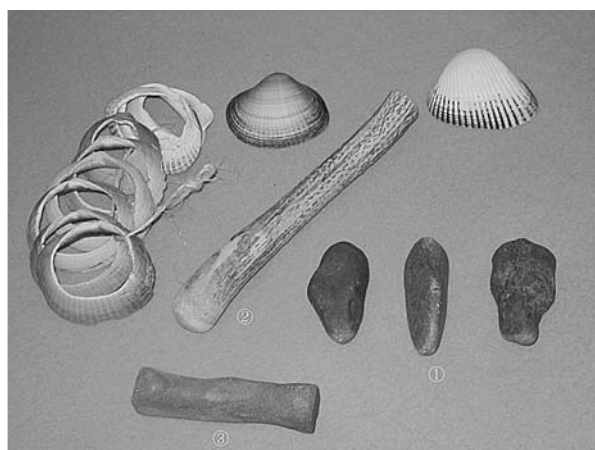
ベンケイガイは外洋の砂地に多数生息している貝ですが、生息する水深がやや深いため、潮干狩りでハマグリやアサリをとる感覚ではとれません。生きた貝は簡単にはとれませんが、死んだあとの殻であれば、波打ち際に打ち上げられたものを拾うことができます。ただし、ベンケイガイが生息する海域ならどこでも採集できるわけではなく、潮の流れや海底の地形など一定の条件を満たす場所でしか拾えません。縄文人たちは、経験的に漂着物がよく集まる海岸を心得ていて、こういった場所をみつけては貝輪の材料を得ていたにちがいありません。時には、行程100kmを超えるような遠征もおこなっていたのかもしれません。



「打ち上げ貝」の採集風景（天津小湊・浜荻海岸）

(8) 貝輪をつくろう・貝輪づくりの道具

貝輪のつくりかたは、材料となる貝殻の真ん中に穴をあけ、自分の手首にはまる大きさになるまで穴を広げれば完成します。けれども、ベンケイガイの殻は厚く・硬いので、①石や②シカの角などでたたいておおまかに穴をあけ、穴の周囲の凹凸や表面を③砥石などで磨いて滑らかにして仕上げます。



遺跡から見つかった砥石

(9) 貝輪づくりの手順

①殻の内側から、石を使って真ん中に小さな穴をあける。

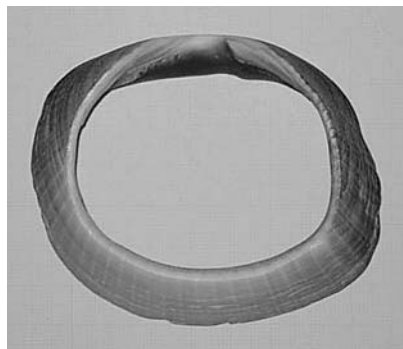
②殻の外側から、シカの角のハンマーを使って穴の周囲をたたき、穴を広げる。

③殻頂部（殻の頂点・ちょうつがいの部分の裏）をたたいて取り除く。

*たたく力が強すぎたり、材料の貝殻にキズやひびなどがあると途中で割れてしまうので注意しましょう。作業は 砂の上でやるのが一番。無駄な力がかかりません。材料の貝殻を拾った砂浜で作業するのが最も効率的です。

④シカの角でたたいても穴が広がらなくなったら、目の粗い砥石などで穴の周囲をすって広げる。

⑤穴の周囲と表面を目の細かい砥石などで磨いて仕上げる。



完成したベンケイガイ製貝輪

(10) 貝輪の秘密・誰がいつ着けたか

完成。腕にはめてみてびっくり。金属やプラスチック、皮や木など現在使われているどのブレスレット素材にもない着け心地です。質感や色合い、さらに複数装着すればカラカラと独特な音色も楽しめます。

ところで、縄文時代の遺跡からみつかるとの貝輪の大きさをみて、不思議に思うことがあります。

「こんな小さな穴に腕が通ったのだろうか？」



貝輪は、一般に女性が身に着けたアクセサリーだと言われています。でも、女性だとしても遺跡からみつかる貝輪の穴の大きさは、大人でははめられないほどのものが多いのです。一説には、大人になる前にある儀式の際に装着したもので、現在のアクセサリーのような感覚で、頻繁に着けはずしたものではないとも言われています。ちょうど今の「結婚指輪」の感覚に近いのかもしれませんが。皆さんはどう思いますか？。



(11) 貝輪の王様「オオツタノハ」

「オオツタノハ」と呼ばれる貝は、このあたりでは300kmほど南にある伊豆諸島にしかない珍しいものです。その貝のからは大きく厚く、みがくとピンク色に光ります。ブレスレットの材料にぴったりの貝を求め、人びとはムラからはるか遠くはなれた島をめざし、小さな舟で海をわたりました。こうして苦勞のすえ手に入れた材料は、人づてに各地に広がり、ついには北海道の北の島まで行きわたりました。



(12) 貝のペンダント・ビーズアクセサリーをつくろう



タカラガイ



イモガイ



アマオブネ マツムシガイ・フトコロガイ

縄文時代の人たちがつけていた貝のペンダントやビーズは、材料の貝を手に入れるのは大変ですが（ムラから遠く離れた場所にあるため）、作るのはわりあい簡単でした。石やシカの角でひもを通すための穴をあけるだけで完成します。南房総では、縄文時代の人たちが使っていたのと同じ、タカラガイ・イモガイ・アマオブネ・マツムシガイ・フトコロガイなどの貝がらを見つけることができます。これらの海岸の波うちぎわでは、波や砂にもまれているうちに自然に手ごろなかたちになった材料を拾うことができます。なかには、表面がみがいたようになめらかになり、穴まであいているものもあります。当時の人たちも、きっとそんな貝がらを見つけ、そのままアクセサリーにしたことでしょう。

4. おわりに・「ベンケイガイ製貝輪に学ぶ」埋蔵文化財を素材にした体験学習のあるべき姿とは

①学問的裏付け

参加者に強い印象と感銘を与える基本は、学問的に裏付けられた事実の提示とこれに基づいたできるだけ簡易な解説である。博物館などでおこなう特別展示と同様に、一定期間をかけた資料調査という準備期間を経たうえで、ここから得られたデータをもとにプログラムの構成を練り、自らが何度も体験したうえで咀嚼した簡易な解説を作り上げることが必要である。

②体験することの意義

実体験に勝るものはない。たくさんの絵や写真を駆使したどんな解説も、「百聞は一見にしかず」現物を実際に見せることには勝てない。体験することで、対象物への意識は体験以前の何倍にも高まり、全く予想していなかった発見も生まれる。

③親子参加型プログラムの提供

当初は、小学生の保護者・監督者として考えていた父兄が、実際には子供そっちのけで夢中になっている姿に、驚きと同時に現代の親子のあり方を垣間見ることができ、親子参加型プログラムの魅力を感じた。親子ともに楽しめるプログラムこそ、今求められているものなのである。また参加者のなかには、孫と祖父母という組合せもみられ、高齢者から寄せられた事後の感想の中には「天使のような子供たちと過ごせた夢のような楽しい一日の提供を心より感謝します」というものがみられた。主催する側にとっては、まさに最高の賛辞であり、予想される少子・高齢化社会に向け、今後の企画へのヒントが与えられているように思える。

④興味の拡大

遺跡・遺物、縄文時代・貝塚、海洋生物・自然環境の大切さなどたった一日の野外活動ではあるが、参加した親子がこのプログラムを通じて得る可能性のある事柄は様々だろう。また、参加してみたい、参加してよかった、この感想を糧にさらなるプログラムを用意しようではないか。

参考文献

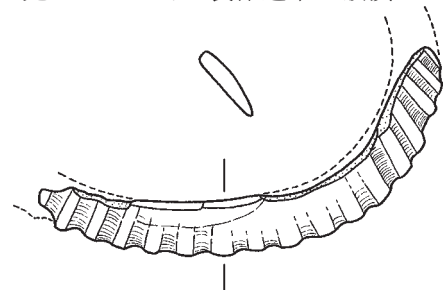
- (1) 忍澤成視2000「縄文時代における貝製装身具の実際」『貝塚博物館紀要』27千葉市立加曽利貝塚博物館
忍澤成視2001「縄文時代におけるタカラガイ加工品の素材同定のための基礎的研究-いわゆる南海産貝類の流通経路解明にむけて-」『古代』109
忍澤成視2001「縄文時代における主要貝輪素材ベンケイガイの研究」『史館』31
忍澤成視・戸谷敦司2001「縄文時代におけるオオツタノハガイ製貝輪研究の新視点-東京都八丈町八丈島・八丈小島および鹿児島県上屋久町口永良部島採集の現生オオツタノハガイの分析を中心として-」『動物考古学』16
忍澤成視 2002「貝製品-実験考古学的手法による縄文時代貝製品研究-」『季刊考古学』81
忍澤成視 2003「縄文時代の貝製装身具-素材貝はどこでどのように採集されたか-」『考古学ジャーナル』503
忍澤成視 2004「縄文時代のイモガイ製装身具-現生貝調査からみた素材供給地と入手方法-」『動物考古学』21
忍澤成視 2004「特論 貝輪素材供給地から消費地へ-余山貝塚と古作貝塚出土資料からの検討-」『千葉県の歴史』資料編 考古4
忍澤成視2004「縄文時代における垂飾素材の実際-千葉県市原市祇園原貝塚出土資料からの検討-」『玉文化』創刊号
- (2) (財) 市原市文化財センター編 2001「なるみちゃんの貝輪教室」『発掘ってなあに』第2号 貝塚篇 別冊

資料紹介：諸久蔵貝塚採集の貝輪

忍 澤 成 視

ここに紹介する資料は、市原市海保に所在する諸久蔵貝塚において表面採集した貝輪破片である。諸久蔵貝塚は、養老川中流域左岸台地上に形成された東西120m・南北100mの馬蹄形を呈する大貝塚であり、市原市域のこの一帯の貝塚群の中では最大規模のものである。遺跡の立地は、養老川によって開析された北側から伸びる支谷と、西側の姉崎方面から伸びる支谷がせまる台地上にあたる。これまでに正式な発掘調査は実施されたことがないが、表面採集される遺物から縄文中期後葉から後期全般にかけてのものであることが知られている⁽¹⁾。遺跡の現況は大半が山林となっているが、西側の一部が果樹園として利用されており、この部分では貝層の大部分が削平されてしまっている。また、東側隣接地には近年東関東自動車道が建設されている。資料は、諸久蔵貝塚のうち最も貝層が良好に保存されているとみられる東側の山林内で採集したものである。この一帯では、地表を覆うスギの枯れ枝や草をどけるとすぐに、一面に密度の高い貝層が露呈する状況にある。

資料は、最大長6.3cmを測る二枚貝の腹縁部の破片である。貝種は、フネガイ科のものであることは容易にわかるが、縄文時代に貝輪素材に利用されたフネガイ科貝種であるアカガイ・サトウガイ・サルボウガイのうち、いずれのものかを識別するには放射肋数が決め手となり、破片資料ではなかなか同定しづらい。肋数は、アカガイの42本・サトウガイの38本・サルボウガイの32本前後とされる。筆者は現在、破片資料での識別方法を検討中であるが、腹縁部の厚さ・放射肋（凸部）と肋間（凹部）の幅の比率がメルクマールになると考えている。サルボウガイの場合は、他の2種よりも厚くなるものが多く（サルボウガイ・アカガイは平均3mm、サトウガイは5mm）、右殻では肋よりも肋間の幅が広い傾向にある。この基準から判断すると、本資料は腹縁部が薄く（最大2.7mm）、肋間幅が肋幅と同じかやや広い傾向にあるため、サルボウガイ（右殻）のものと推定される。これまで、フネガイ科の貝輪の種同定はあまり厳密におこなわれておらず、一般的にはサルボウガイとされる場合が多いが、この3種の生息地は明らかに異なるため、種同定が素材の入手方法・流通のしかたにかかわることから厳密な識別をする必要がある⁽²⁾。本資料の加工方法については、腹縁付近中央部に広い範囲で研磨痕がみられ、この部分では肋と肋間の溝が消滅しており研磨の度合いが激しいことがわかる。一方、内縁部については、一部に研磨調整が認められるものの完全ではなく、製作途中で破損した可能性がある。フネガイ科の貝輪では、放射肋が消滅するほど入念に研磨し輪幅も極めて細身に仕上げる製品も多く、この途中段階にある資料であるのかもしれない。本資料の輪幅は最大12mmである。



参考文献

- (1)千葉県文化財保護協会1983『千葉県の貝塚-千葉県所在貝塚遺跡詳細分布調査報告書-』
- (2)忍澤成視 2004「特論貝輪素材供給地から消費地へ-余山貝塚と古作貝塚出土資料からの検討-」『千葉県の歴史』資料編考古4
忍澤成視2005「貝輪素材として選択された貝種の流行の背景-フネガイ科製の貝輪素材の分析を中心として-」『動物考古』22

西広貝塚出土の骨角貝製品について

－昭和23年調査出土資料の紹介－

鶴岡英一

市原市を代表する大型貝塚として知られる西広貝塚は、市内を南北に流れる養老川下流域右岸の標高約42mの台地上とその斜面部に位置する。西広貝塚の調査歴は古く、昭和12年以降、西村正衛氏によって数回行われているという。その後、昭和23年の千葉県と早稲田大学によるトレンチ調査、昭和40年の市原市教育委員会と早稲田大学・共立女子大学による測量・トレンチ調査、昭和47年から昭和62年にかけて断続的に行われた、上総国分寺台発掘調査団とこれを引き継いだ（財）市原市文化財センターによる全面調査をもって、遺跡全域の発掘調査が終了している。

今回、昭和23年調査の際に出土し、現在早稲田大学に保管されている骨角貝製品について再調査する機会が得られたことから、この場を借りて紹介することとする。なお、早稲田大学會津八一記念博物館ならびに当センター忍澤成視氏には、資料調査および掲載の機会を与えて頂いた。また、東京国立博物館客員研究員金子浩昌先生には、製品の観察にあたり助言を頂いた。記して感謝致します。

昭和24年刊行の報告書には3点の骨角貝製品が掲載され、このうち鹿角製棒状加工品（鹿角製針と記載）については、西村正衛氏が昭和12年以後数回調査を行った際に採集されたものとされている（鈴木1949）。なお、報文中にはこの製品は戦災のため消失したとあるが、現在も早稲田大学に保管されていたことから、併せて紹介する。これらの製品の明確な帰属時期は不明であるが、昭和23年調査分については、記載される土器実測図を見る限り、いずれも堀之内1式を主体とする貝層からの出土と考えられる。

(1) 赤色顔料の付着するハマグリ（図－1）

右殻の内面に赤色顔料が厚く付着し、容器と考えられてきた製品である。貝殻自体に加工は認められない。外面にも赤色顔料の付着が確認されるが、内面とは異なり、痕跡程度である。外面の赤彩は人為的に塗布されたものではない可能性もあるが、ハマグリの外面は平滑であることから、人為的に赤彩がなされたとしても、顔料は落ちやすいであろう。西広貝塚の第7次調査では、内面を主体に赤彩されるハマグリ、外面を主体に赤彩されるオオノガイ、内外面に赤彩されるバカガイ・シオフキガイが、遺構内の同一層から出土していることから、容器以外の用途の可能性についても考慮しておく必要がある。なお、顔料はベンガラと記載されるが、色調はやや鮮やかな赤色を呈している。これまでの分析では、西広貝塚出土の赤彩貝からはベンガラと朱の両方が検出されている（忍澤1993）。

(2) 弭形角製品（図－2）

鹿角枝部先端付近を切断したものが利用される。全体にゆるく湾曲した角の自然形状を残すが、器体のほぼ全体に擦痕が認められる。基部側は強く削り込まれ、1条の幅広く浅い溝が巡らされる。角内部の海面質部分は途中まで削り抜かれ、ソケット状となる。削り抜き部の断面は円錐形で、内面には螺旋状の線状痕が明瞭に認められる。外面からの削りと内面の削り抜きによって、器体末端部はか

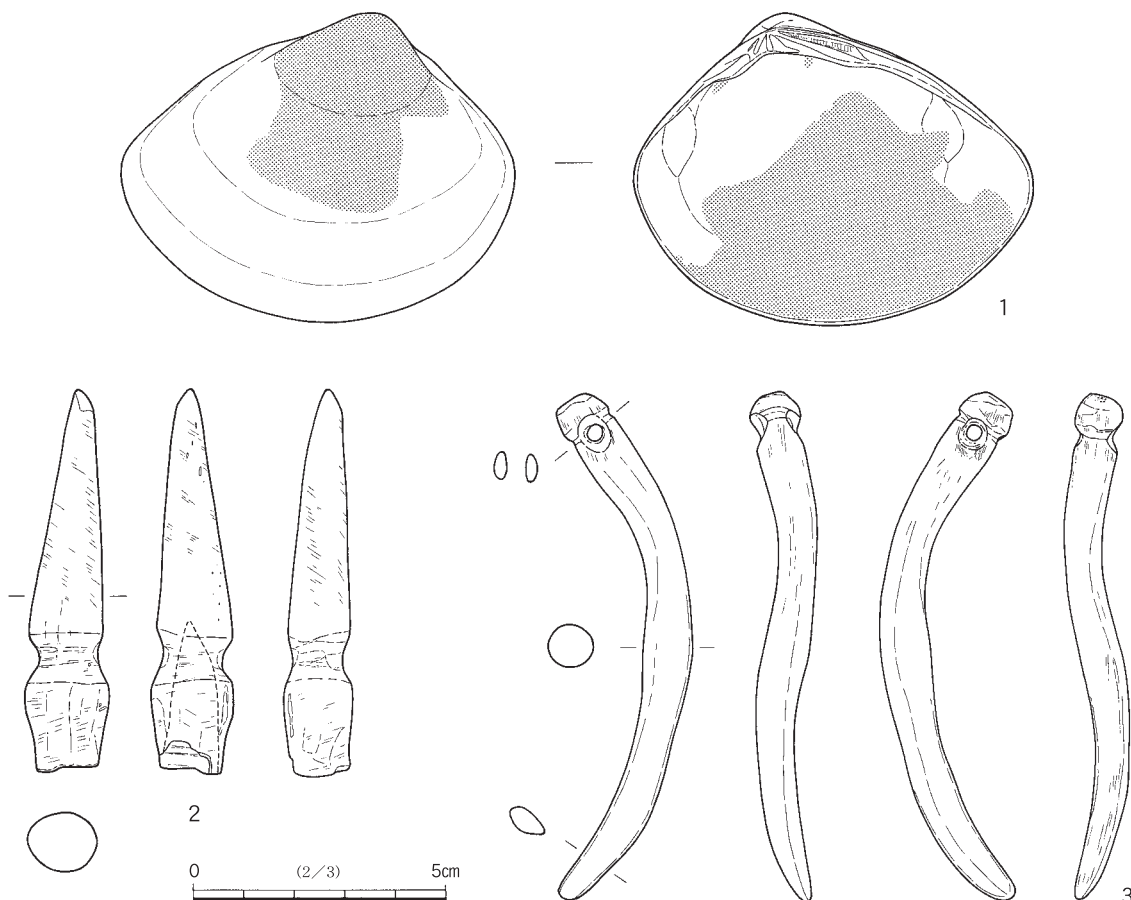
なり薄く仕上げられ、一部破損する。鹿角先端部の自然形状を残すタイプは岩手県貝島貝塚出土資料に類例があり、やはり堀之内1式のものとされる（金子・忍澤1986）。鹿角先端部に彫刻や穿孔などの加工を施すものは、このタイプからの発展形態と考えられる。

(3) 鹿角製棒状加工品 (図-3)

角座部は認められないが、満1才に生える1本角が利用されたものと考えられる。角は細く、大きく湾曲する。中間部は瘤状にややふくらみ、先端部はヘラ状に扁平となる。切断部付近は削り込んで整形され、1条の幅狭く浅い溝を巡らせた後、両側から穿孔される。基部以外への加工は認められず、切断面に見られる狭い海面質の範囲から考えても、角の自然形状がそのまま残されているものと判断される。この角の形状は奇形と捉えられ、春から夏にかけての袋角の段階に何らかの障害を受けた可能性が考えられる。鹿角の自然形状を残す製品には奇形がしばしば認められることから、特異な形状に対する縄文人の特別な意識が働いているものと思われる。

参考文献

- 市毛 勲・戸田 健 1965 『千葉県市原市西広貝塚 附 山倉貝塚』市原市教育委員会
 忍澤成視 1993 「縄文時代後・晩期の装飾概念—市原市西広貝塚出土の骨角貝製装身具を中心として—」『市原市文化財センター研究紀要Ⅱ』（財）市原市文化財センター 33～100頁
 金子浩昌・忍澤成視 1986 『骨角器の研究 縄文篇Ⅰ』慶友社
 （財）市原市文化財センター 2005 『市原市西広貝塚Ⅱ』
 鈴木秀枝 1949 「二 西廣貝塚」『千葉縣史蹟名勝天然紀年物調査報告書 第一輯 市原遺蹟發掘調査概報』千葉縣教育委員會 9～14頁



GISと遺跡情報管理

ー市原市域における弥生時代から古墳時代中期の遺跡群ー

大村 直 ・ 小橋 健司

はじめに

情報のデジタル化、そしてネットワーク化による共有は、おそらくすべての分野において、最も優先されるべき課題の一つであろう。2001年は、ブロードバンド元年と称されたが、情報の形式および伝達方法の変化は、情報の内容・性格そして活用方法の変化にも連動していく。一般市民に対する普及啓発活動にしても、従前の一方的に提供するものから、利用者による自由な情報の選択を可能とする方向へと大きくシフトしつつあると思われる。「デジタル・アーカイブ」はすでに日常用語となりつつあるが、公共の調査機関にあっては、良質なデジタルコンテンツの蓄積と同時に、裏付けとなるメタデータの整備、体系化されたデータベースの構築が早急な課題といえよう。その中にあって、考古学への提供も特化されたものではないと思われる。

GIS(地理情報システム)は、鳥瞰図表示などの表現部分のみが評価の対象として強調される傾向にあり、それがために一方で考古学的手段として、懐疑的な、真逆の評価にもつながっている。しかし、GISは、空間的属性をもつさまざまな情報を統合化するための「基盤」としての役割が基本となる。その前提のもとに、解析、シミュレーションが可能となるのである。政府レベルでも、阪神・淡路大震災を契機として、関係省庁間の連携のもとにGISの整備、相互利用、標準化の推進を図っている。様々なレベル、目的はあれ、空間的属性情報の統合を目的とする基本的な視点は同一であると思われる。埋蔵文化財行政においても、改定不動産鑑定評価基準の施行にともない、「不動産の価格を形成する要因」として埋蔵文化財の有無及びその状態が項目として追加され、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底は、担当者レベルでの戸惑いとは別に、緊急を要する課題となっている。すでに、「掘ってみなければわからない」といった埋蔵文化財側の建前論に立ち戻ることが許される社会情勢にはない。周知範囲の更新手続きにはなお課題を残すと思われるが、常時更新を可能とするGISの運用は、行政レベルでも常識化しつつある。すでに、千葉県では閲覧用の地理情報システム「ふさの国文化財ナビゲーションCD-ROM」を配布しており、Web上での公開も予定されていると聞く。また、緊急地域雇用(創出)特別基金事業等にもなう近隣市町村の導入例も増加している。

市原市では、1997(平成9)年度に、財団法人市原市文化財センターで、GIS「市原市遺跡情報管理システム」の導入を行った。1999(平成11)～2001(平成13)年度には、市教育委員会の委託により、埋蔵文化財包蔵地の基礎情報ともなる「埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて(照会)」の整理を行い、2001(平成13)年度には、市教育委員会にも同システムを導入し、埋蔵文化財行政、発掘調査記録を一元的に管理する環境整備を図ってきた。また、市原市でもすでに全庁型GISの稼働を開始しており、将来的にはその傘下に組み込まれるものと思われる。文化財行政の基本はあくまでも保護であり、庁内への周知と連繋は、必然の方向であろう。

GIS導入後7年を経過し、本システムのGISエンジンであるArcViewはすでにArc GISに統合され、ArcViewもバージョンアップを重ねている。世界測地系にも未対応であり、三次元的な解析機能を備えているわけでもない。したがって、本稿は最新システムを紹介するものではない。しかし、導入当初から、ある段階での実績報告の取りまとめを考えていた。やや遅きに失した感はあるが、本稿において、システムの概要、GISの現状、考古学的な活用事例の一端を提示しておきたい。（大村・小橋）

1 システム構成

(1) 導入の経緯と経過

市原市文化財センターでのデータベースの構築は、1989年に図書管理をかねた文献データベースの入力を開始したことに始まる。その後、1997年になり、発掘調査にかかわる受託契約および届出類の事務文書、センター開設前および財団法人千葉県文化財センターの調査記録については、報告書および「千葉県埋蔵文化財発掘調査抄報」、「千葉県文化財センター年報」などをもとにデータベースを作成した。また、職員有志により、「千葉県市原市埋蔵文化財分布地図(北部編・南部編)」の入力作業を行い、テキスト部分ではあるがデジタル情報を蓄積していった^(註1)。データベースソフトは、MS-DOS段階では「The CARD」(アスキー)、「dBASE」(Borland)、Windowsへの移行にともない「Approach」(Lotus)を使用していた。

市原市は、とくに東京湾岸部を中心として濃密な遺跡の分布をもち、かつ1970年代以降に行われた大規模な発掘調査により、膨大な考古学情報が蓄積されることとなった。しかし、発掘調査の成果は、そのごく一部が報告書として刊行されていたものの、多くは未整理の状態におかれ、職員の大半は、100,000箱にも達していた収蔵遺物の実態を把握できないでいた。そこで、これらの情報を共有のものとして発掘調査・整理作業を支援し、遺物や記録を体系的に管理活用していく上での基盤として、GISの導入が検討されることとなった。

GISについては、過去に、財団法人京都市埋蔵文化財研究所で稼働している遺跡地図情報システムを視察した印象程度の知識しかなく、導入にあたっては財団法人日本地図センターで配布していたGISソフトのリストをもとに各社に連絡を行い、このうち、デモの要望に応じた2社に絞り、具体的な仕様内容の検討を行った。提示した基本的な仕様条件は、既存データベースとの連繋と、内製でのGIS入力作業が可能であることの2点であった。その結果、この仕様条件に応じた株式会社パスコと、1997(平成9)年度補正予算の承認を受け、随意契約を締結することとなった。株式会社パスコには、共同開発の申し出とともに、破格の額提示を受けた。

この仕様条件は、文化財センターの事業規模が不安定な状況下において、データ更新、および将来予測されるシステム自体の更新の負担軽減を考慮したことによる。当時、埋蔵文化財関係で、パッケージ化されたGISソフトは皆無であったが、データベースエンジンと、GISエンジンを分離することによって、データベースの拡張性にも優れたものとなった。なお、データベースは、前述のとおり、Lotus Approachを使用していたが、パスコ側からの要請により、Microsoft Accessに変更することとし、その設計は、文化財センター側が行うこととした。GISデータについては、1995年度までの発掘調査範囲について当初委託に含めたが、1996年度以降の調査範囲、分布地図にもとづく遺跡範囲については、すべて内作業とし、遺跡範囲については、1998年度中に入力作業を完了した。

なお、GISの機能その他について、パスコ側からさまざまな情報、提案を受けたことを記しておきたい。(大村)

ハードウェア構成

PC

NEC PC9821 V200/S7+17型CRT、MMXP200MHz、96MBRAM HD3GB(導入時)

Gateway 1500XL+19型CRT、P4 1.5GHz、640MBRAM HD200GB(2004年現在)

デジタイザ

GRAPHTEC KW5200

ソフトウェア構成(現状)

OS 「Windows2000」Microsoft

DB 「Access2002」Microsoft

GIS 「ArcView GIS ver.3.2a」ESRI

(2) データベース

DBエンジン MS Accessは、システムのうち、文字情報を基本とするデータベースの本体部分を担当する。ArcView GISについては、ライセンスの関係から使用PCが限定されるが、Accessはネットワーク上での閲覧・更新が可能である。センター全体では、Access2000から2003が混在する環境であるため、ファイル形式はAccess2000としている。

テーブル データベースは、以下の5テーブルから構成される。他に、詳細情報を格納するサブテーブル、主テーブル間を連結する中間テーブルがあり、主テーブルを補完する(表1)。

市原市調査事業情報(テーブル名：市原調査事業一覧)

市原市で行われた発掘調査事業記録。届出関係、契約内容等にもとづく事務情報。

市原市調査遺跡情報(テーブル名：市原調査一覧)

発掘調査遺跡の考古学情報。確認調査・本調査等、事業ごとに分割された地点情報を一括し、GISと連結。サブテーブルとして各時代の詳細情報をもつ。

旧石器・縄文・弥生時代(テーブル名：調査詳細旧石器・縄文・弥生)

古墳時代(テーブル名：調査詳細古墳時代)

奈良・平安時代(テーブル名：調査詳細奈良・平安時代)

中近世(テーブル名：調査詳細中・近世)

市原市遺跡情報(テーブル名：市原遺跡一覧)

「千葉県埋蔵文化財遺跡分布地図(3)千葉市・市原市・長生地区(改訂版)」のPC版。GISと連結。

市原市文献情報(テーブル名：市原文献一覧)

財団法人市原市文化財センター蔵書目録をかねる。雑誌等は、論文単位で登録。

市原市埋蔵文化財照会情報(テーブル名：市原照会一覧)

「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて(照会)」の記録。GISと連結。サブテーブルとして、遺跡有り回答遺跡の取扱い情報をもつ。GISと連結。

市原照会有回答遺跡情報(テーブル名：市原照会有回答一覧)

市原遺跡情報管理システム - [調査MAIN]

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(O) レコード(R) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 質問を入力してください

市原市調査遺跡情報

市原市遺跡管理システムMAIN画面

調査Code: 169 遺跡Code: 511 古墳遺跡名: 浅井小向 釜神遺跡

大字: 浅井小向 遺跡名: 釜神遺跡

所在地: 浅井小向499-1他 地点:

水系: 奥毛川下流左岸 画像登録:

関連事業データ: ダブルクリックで事業画面へ

調査年度	事業No	調査No	調査種別	遺跡名	地点	対象面積	本調査面積	調査主体	事業名A
平成4年度	9205	148	確認調査	釜神遺跡		23,000.00		財団法人市原市文化財センター	都市農業センター建設に伴う埋蔵文化財調査
平成4/5年度	9216	148	本調査	釜神遺跡		18,000.00	18,000.00	財団法人市原市文化財センター	都市農業センター建設に伴う埋蔵文化財調査
平成9年度	9724	148	整理	釜神遺跡		18,000.00	18,000.00	財団法人市原市文化財センター(調査一課)	都市農業センター建設に伴う埋蔵文化財調査
平成10年度	9815	148	整理	釜神遺跡		18,000.00	18,000.00	財団法人市原市文化財センター	都市農業センター建設に伴う埋蔵文化財調査
平成10年度	9824	148	整理	釜神遺跡		18,000.00	18,000.00	財団法人市原市文化財センター(調査一課)	都市農業センター建設に伴う埋蔵文化財調査

レコード: 1 / 8

文獻CODE入力

文獻CODE	著者名	論文名	図録	シリーズ名	発行機関
15761.06	大村直	釜神遺跡	市原市文化財センター年報平成5年度		(財)市原市文化財センター
12070.02	大村直	浅井小向釜神遺跡	第9回市原市文化財センター遺跡発表会要旨平成5年度		財団法人市原市文化財センター
28482.0	田中清美	釜神遺跡	第9回市原市文化財センター遺跡発表会要旨平成5年度		財団法人市原市文化財センター
			財団法人市原市文化財センター調査報告書第76集		市原市(財)市原市文化財センター

レコード: 1 / 3

分類

☒ 台地上 ☐ 台地斜面 ☐ 包蔵地 ☐ 生産 ☐ 水田・畑 ☐ 製鉄等 ☐ 窯業 ☐ その他

☐ 丘陵上 ☐ 丘陵斜面 ☐ 集落跡 ☐ 城壁 ☐ 古墳居屋 ☐ 中世城郭 ☐ その他

☐ 河岸段丘 ☐ 堤防跡地 ☐ 官衙 ☐ 国府 ☐ 都府 ☐ その他

☐ 低地 ☐ 砂地 ☐ 基/信仰 ☐ 戦跡 ☐ 寺社 ☐ 神社

☐ 断崖地 ☐ その他 ☐ 戦跡 ☐ 寺社 ☐ 神社

調査段階: 本調査終了時

包含層

遺構特性

遺構詳細時期

ページTOP

レコード: 1 / 1 (フィルタ)

市原遺跡情報管理システム - [遺跡MAIN]

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(O) レコード(R) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 質問を入力してください

市原市遺跡情報

水系: 奥毛川下流左岸

遺跡地図No: 23 地図1/2500 F5 追加修正: 1999/07/29 画像:

遺跡Code: 511 胸/R CODE:

おおき: あさいもかい いせき: かい 遺跡名: 釜神遺跡

大字: 浅井小向 遺跡名: 釜神遺跡

所在地: 浅井小向字釜神

種別: 包蔵地 時代・時期: 弥生(中・後期)・古墳・奈良・平安・中世

立地・現状: 台地・山林 遺構・遺物: 住居跡(弥生中・後期・古墳・平安)、掘立柱建物跡(平安)、土坑、古墳地形、弥生土器、土師器、須恵器、石器、鉄器

県台帳No: 582

県台帳遺跡:

備考: 平成4・5年調査(釜神遺跡)

関連調査地: ダブルクリックで事業画面へ

調査CODE	大字	遺跡名	地点	所在地	古墳形状	古墳規模	古墳特長	段階区分
169	浅井小向	釜神遺跡	浅井小向499-1他					

レコード: 1 / 1

文獻CODE入力

文獻CODE	著者名	論文名	書誌名	図録	シリーズ名	発行機関
15761.06	大村直	釜神遺跡	市原市文化財センター年報平成5年度			(財)市原市文化財センター
14764.02	大村直	釜神遺跡	市原市文化財センター年報平成4年度			(財)市原市文化財センター
13900.038	大村直	浅井小向釜神遺跡	千葉県埋蔵文化財発掘調査報告書平成5年度			千葉県教育庁文化課
12070.02	大村直	浅井小向釜神遺跡	第9回市原市文化財センター遺跡発表会要旨平成5年度			財団法人市原市文化財センター
13889.048	田中清美	釜神遺跡	千葉県埋蔵文化財発掘調査報告書平成4年度			千葉県教育庁文化課
28482.0			釜神遺跡			財団法人市原市文化財センター調査報告書第76集
						市原市(財)市原市文化財センター

レコード: 1 / 6

レコード: 1 / 15 (フィルタ)

図1 市原市遺跡情報管理システム Access

事業情報 文化財センターの業務では、受託事業が発掘調査・整理作業の基本となる。このため、「市原市調査事業情報」(以下、事業情報)は、あくまでも事務情報ではあるが、全体の基礎単位となる。受託事業が複数遺跡を対象とする場合は、遺跡単位にレコードを分割し、これを最小単位として全体の組み立てを行っている。

調査情報 調査にかかわる確認調査・本調査・整理報告書刊行の各工程は、とくに公共事業の場合別事業となる場合が多いため、これを「市原市調査遺跡情報」(以下、調査情報)に統合し、遺跡内容の詳細情報を連結している(図1上)。後述するGISの調査ポリゴンは、調査対象範囲(開発事業範囲の内、調査対象となった遺跡範囲)を単位とし、調査情報と連繫している。詳細情報のフィールド数は約700項目におよぶ。詳細情報は、Accessのテーブル内のフィールド数が255に制限されているため、別テーブルとした。本来、数値での入力が必要と思われる項目が多いが、現状でのフィールドのデータ型はYes/No型、コントロールの種別はチェックボックスである。ただし、項目の分類はなお未消化な部分があり、入力作業は進んでいない。また、考古学的な分析を目的とする上では、項目設定がやや総論的であるが、本システムの場合、Access側の拡張が自在であり、この点、パッケージ化されたGISにはない利便性をもつ。後述する本稿の事例報告も、根田代遺跡整理作業時および本稿のために別途作成している。

遺跡情報 調査情報は、道路の拡幅など、断続的に確認調査と本調査が反復される場合があり、また、これらが整理段階で事業として一括される場合もある。本来は、「市原市遺跡情報」(以下、遺跡情報)に調査成果が統合・昇華されるべきものと思われる。ただ、市原市域でもとくに市原台地などでは、連続的かつ広範囲に遺跡が展開しており、「遺跡群」の呼称も多数採用されている。時間的動態の中での遺跡範囲は、ある程度限定されると思われるが、時代・時期が一括された包蔵地範囲は、かならずしも安定した基準単位としてとらえられない場合がある。また、同一範囲内でも、包蔵地と古墳、貝塚などは遺跡情報で別項目(ポリゴン)となっており、すべてのデータを矛盾なく統合・整理するには、なおシステムの検討が必要である。

遺跡情報は、1999年刊行の『千葉県埋蔵文化財遺跡分布地図(3)千葉市・市原市・長生地区(改訂版)』(千葉県教育委員会1999)と基本的に対応する内容をもつ(図1下)。登録遺跡数は2,652件である。市原市の遺跡分布地図は、市教育委員会版が基本となるが(市原市教育委員会1987・1988)、ほぼ同時期に編集作業が行われた千葉県版(千葉県教育委員会1987)とでは、遺跡名など一部で不整合が生じていた。千葉県改訂版作成時には、市教委版分布地図によるGISがすでに稼働していたことから、市教委版をもとにした改訂を県側に要望し、この段階で、遺跡範囲の一部見直し、県改訂版にあわせた項目(フィールド)の追加などの修正作業を行っている。ただし、遺跡範囲については、市教委版の原図が1/2,500市原市基本図であるのに対して、県改訂版が1/25,000地形図による鉛筆トレースでの引き渡しであったため、若干のずれを生じてしまっている。県改訂版をもとにしている「ふさの国文化財ナビゲーションCD-ROM」でも、そのずれは修正されていないが、デジタル化にともない、こうした問題を解消すべき必要がある^(註2)。

照会情報 「市原市埋蔵文化財照会情報」(以下、照会情報)は、「埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて(照会)」の記録である。千葉県では、開発に際して事業者より「埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて」による事前照会を指導している。照会にもとづき、県市教育委員会で

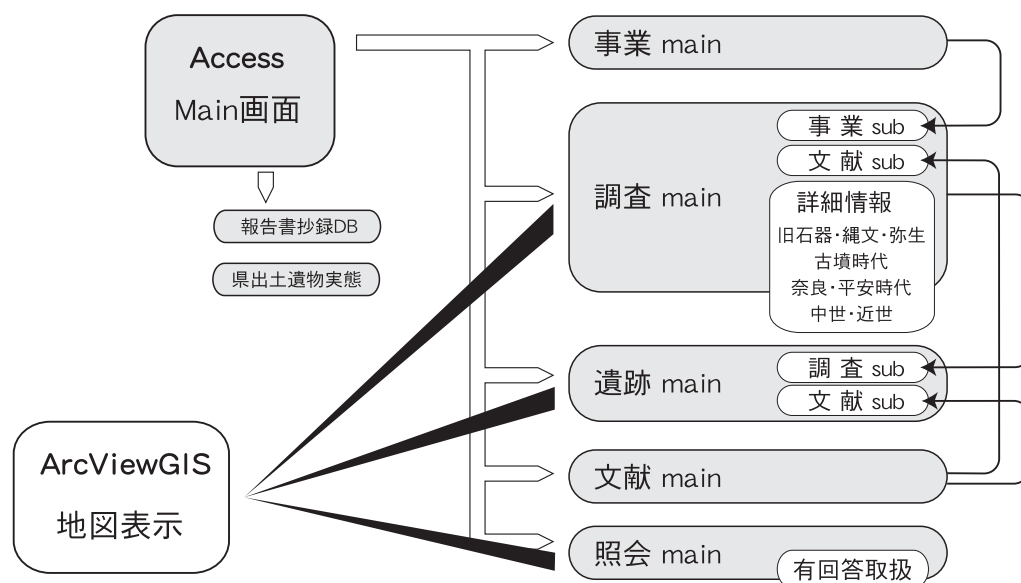


図2 市原市遺跡情報管理システム フォーム関連図

事業情報	調査情報			遺跡情報	文献情報	照会情報
事業CODE	調査CODE	遺構:縄文後期	古墳遺構:円墳	遺跡CODE	文献CODE	照会CODE
調査年度	オオアザ	遺構:縄文晩期	古墳遺構:方墳(方形周溝墓)	駒沢CODE	種別	年度
調査No.七	大字	遺構:弥生前期	古墳遺構:方墳(終末期)	遺跡地図No.	著者名	更新日
調査主体	イセキメイ	遺構:弥生中期	古墳遺構:横穴墓	地図1/2500	論文名	GISボリゴン
分類	遺跡名	遺構:弥生後期	古墳遺構:土坑墓	追加修正更新日	論文副題	照会番号
調査種別	所在地	遺構:弥生末古墳早	古墳遺構:その他溝	旧遺跡名	書誌名	小番号
大字	地点	遺構:古墳前期	古墳遺構:その他土坑	大字	副題	照会日
オオアザ	水系	遺構:古墳中期	古墳遺構:須恵器窯	オオアザ	シリーズ名	照会者
遺跡名	立地:台地	遺構:古墳後期	古墳遺構:鍛冶	遺跡名	編者名	代表者
イセキメイ	立地:台地斜面	遺構:古墳末飛鳥	古墳遺構:玉作	イセキメイ	発行機関	担当課
地点	立地:丘陵	遺構:奈良	古墳遺構:水田	所在地	発行年月	照会地
所在地	立地:丘陵斜面	遺構:平安(9世紀)	古墳遺構:貝層	種別	受け入れ日	面積(mi)
調査担当	立地:河岸段丘	遺構:平安(10世紀～)	奈良平安遺構:竪穴建物	時代・時期	受け入れ先	面積備考
事業名A	立地:低地	遺構:中世前期	奈良平安遺構:掘立柱建物	立地・現状	冊数	開発目的
委託者A	立地:後背湿地	遺構:中世後期	奈良平安遺構:地業建物	水系	都道府県	照会取扱い
積算額A	立地:微高地	遺構:近世	奈良平安遺構:方墳	遺構・遺物	市町村名	回答No.A
精算額A	立地:砂堆	遺構:近代	奈良平安遺構:土坑墓	旧県台帳No.	遺跡名	回答No.B
事業名B	立地:その他	旧石器:石器等集中地点	奈良平安遺構:火葬墓	旧県台帳遺跡	イセキメイ	回答日時
委託者B	種別:包蔵地	旧石器:礫群	奈良平安遺構:製鉄	備考	時代	回答内容
積算額B	種別:集落跡	縄文遺構:竪穴建物	奈良平安遺構:鍛冶	画像リンク	備考	遺跡有回答面積
精算額B	種別:墓／信仰	縄文遺構:掘立柱建物	奈良平安遺構:須恵器窯		入力日	詳細地番
積算額合計	種別:戦跡	縄文遺構:小竪穴	奈良平安遺構:土師器窯		列	今後の取扱い
精算額合計	種別生産:水田・畑	縄文遺構:陥穴	奈良平安遺構:瓦窯		欄	備考
担当職員数積算時	種別生産:製鉄	縄文遺構:炉穴	奈良平安遺構:道路		段	市分布地図
担当職員数精算時	種別生産:窯業	縄文遺構:土坑墓	奈良平安遺構:水田			地形図No.
契約月日	種別生産:その他	縄文遺構:土器棺	奈良平安遺構:井戸			試掘実施日
完了月日	種別城館:居館	縄文遺構:貝層	奈良平安遺構:貝層			連絡先
調査開始月日	種別城館:中世城郭	縄文遺構:その他土坑	奈良平安遺構:その他溝			連絡TEL
調査終了月日	種別城館:その他	弥生遺構:竪穴建物	奈良平安遺構:その他土坑			画像リンク
対象面積(mi)	種別官衙:国府	弥生遺構:掘立柱建物	中世遺構:掘立柱建物			
確認面積(mi)	種別官衙:郡衙	弥生遺構:再葬墓	中世遺構:方形竪穴			
対象下層(mi)	種別官衙:その他	弥生遺構:方形周溝墓	中世遺構:道路			
確認下層(mi)	種別神社	弥生遺構:土坑墓	中世遺構:地下式坑			
本調査面積(mi)	包含層:旧石器	弥生遺構:土器棺	中世遺構:土坑墓			
本調査下層(mi)	包含層:縄文草創期	弥生遺構:水田	中世遺構:火葬墓			
遺物収蔵場所	包含層:縄文早期	弥生遺構:その他溝	中世遺構:鍛冶			
備考	包含層:縄文晩期	弥生遺構:その他土坑	中世遺構:水田			
遺構概要	包含層:弥生前期	弥生遺構:貝層	中世遺構:井戸			
出土遺物概要	包含層:弥生中期	弥生遺構:環濠	中世遺構:貝層			
画像リンク	遺構:縄文草創期	古墳遺構:竪穴建物	中世遺構:その他土坑			
	遺構:縄文早期	古墳遺構:掘立柱建物	中世遺構:その他溝			
	遺構:縄文前期	古墳遺構:前方後円墳	近世以降遺構:塚			
	遺構:縄文中期	古墳遺構:前方後方墳	近世以降遺構:その他			

調査詳細情報等のフィールド名は省略

表1 Access主テーブルフィールド名一覧

現地踏査、試掘などを行っており、その記録は、遺跡分布図の基礎データとしてとらえることができる。「市原市遺跡情報管理システム」の市教育委員会への導入前に、緊急地域雇用特別基金事業による市教育委員会の委託事業として文化財センターが文書、図面の整理作業を行い、照会情報はこの段階で正規に設計を行った。照会情報は、サブテーブルとして文化財保護法第57条関係の届出に関連する取り扱い情報をもつ。なお、市教育委員会への導入にあたっては、遺跡情報、照会情報の管理更新については市教育委員会側が、事業情報、調査情報、文献情報については文化財センター側が行うこととし、文書を取り交わしている。

リレーションシップ 文献情報を含めた各テーブルは、図2のとおりリレーションシップが設定され、データの参照・関連化をはかっている。多対多リレーションシップは、中間テーブルが必要となるが、主テーブルの内、事業情報は、調査情報と遺跡情報の中間テーブルの役割を兼ねている。リレーションシップによる各テーブルの関連レコードは、各フォーム上の、サブフォームに表示する設計とした(註3)。

課題 日常業務でのPCの利用は一般化しているが、データの多くは四散化する傾向がある。市教育委員会では、導入時に一部委託によるカスタマイズを行い、「市原市遺跡情報管理システム」への入力データから直接法令書式等への出力を行っているが、単純なテキストデータであっても、これを体系的に蓄積して行くことによって、情報として有効利用が可能となる。収蔵遺物との連繫など、日常業務への定着をさらに図っていく必要があると思われる。(大村)

(3) GIS

概要 システムの空間情報はArcView GIS ver.3.2日本語版(以下、ArcView)で編集・管理している。ArcViewは米国ESRI社が開発したWindowsPC向けのGISアプリケーションで、現行の最新バージョンはArcView 9である。導入当初は3.1で、途中で3.2に更改し、現在に至っている。

AccessのデータベースのテーブルとArcViewの属性テーブルは、WindowsのODBCの設定によって、遺跡コード(分布地図と対応)と調査コード(調査区域ごとに付与)を介して結合されており、Access側の更新はArcViewの起動ごとに反映されるようになっている。両テーブルをそれぞれ独立させなかったのは、Access側の文字情報データベースでの検索結果を元に地図表示するというかたちで利用する場合が多く、文字情報の検索・閲覧にはAccessのフォーム形式が適しているためである。

環境 作業用PCは所内LANに接続しているが、ArcViewは1ライセンスでの利用なので、Access側が複数のPCに同じアプリケーションがあるのと違って、LAN内の別のPCから同じ操作ができるようにはなっていない。ただ、ArcExplorer日本語版(ESRI社)というフリーウェアが公開されており、他のPCでもLAN経由で図形情報を閲覧することは可能である。

データ Arc View上では、図形情報がテーマ(レイヤー)ごとに分けて管理される。図形情報には属性テーブルを伴うポリゴン(多角形)・ライン(線)・ポイント(点)の3種類のベクターデータと、地図画像等のラスターデータがある。この他に、一時的に生成したテキストラベルやバッファなど、属性テーブルを持たないグラフィックスがある(図3)。ArcViewが対応しているファイル形式は、ベクターデータがESRI shape(.shp)・AUTO CAD(.dwg.dxf)等、ラスターデータが、TIFF・JPEG・BMP等である。

文字情報のデータベースは、前項の通り、遺跡分布地図の内容の入力から始めたが、空間情報につ

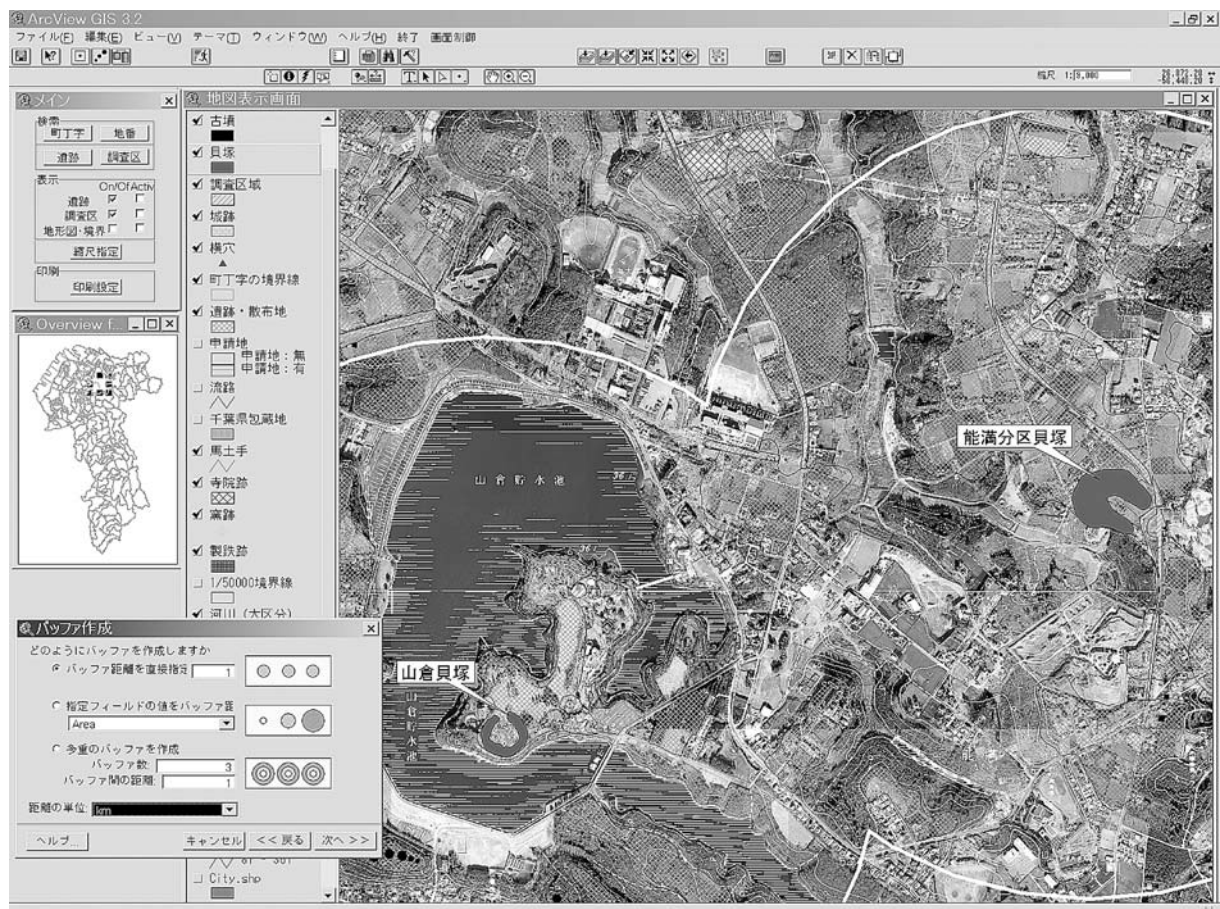
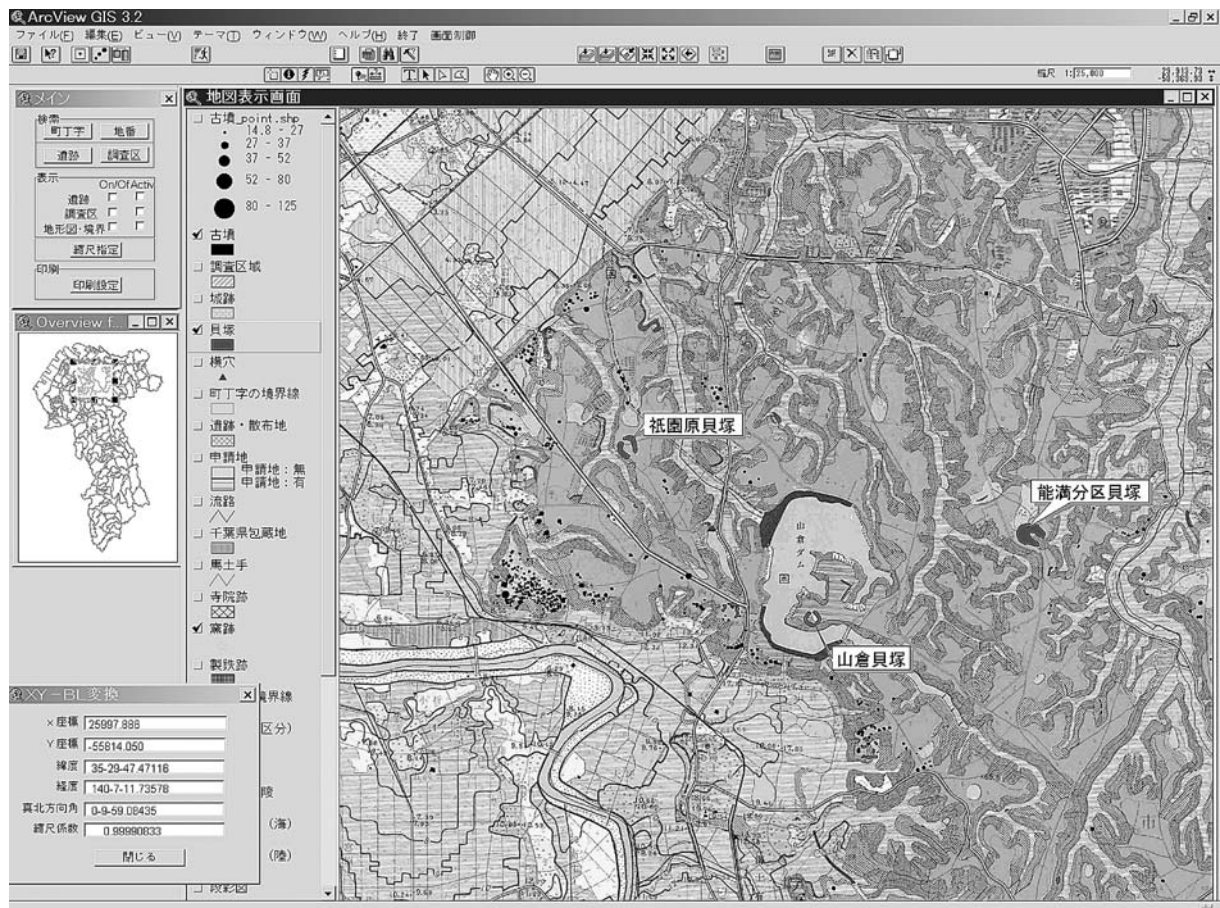
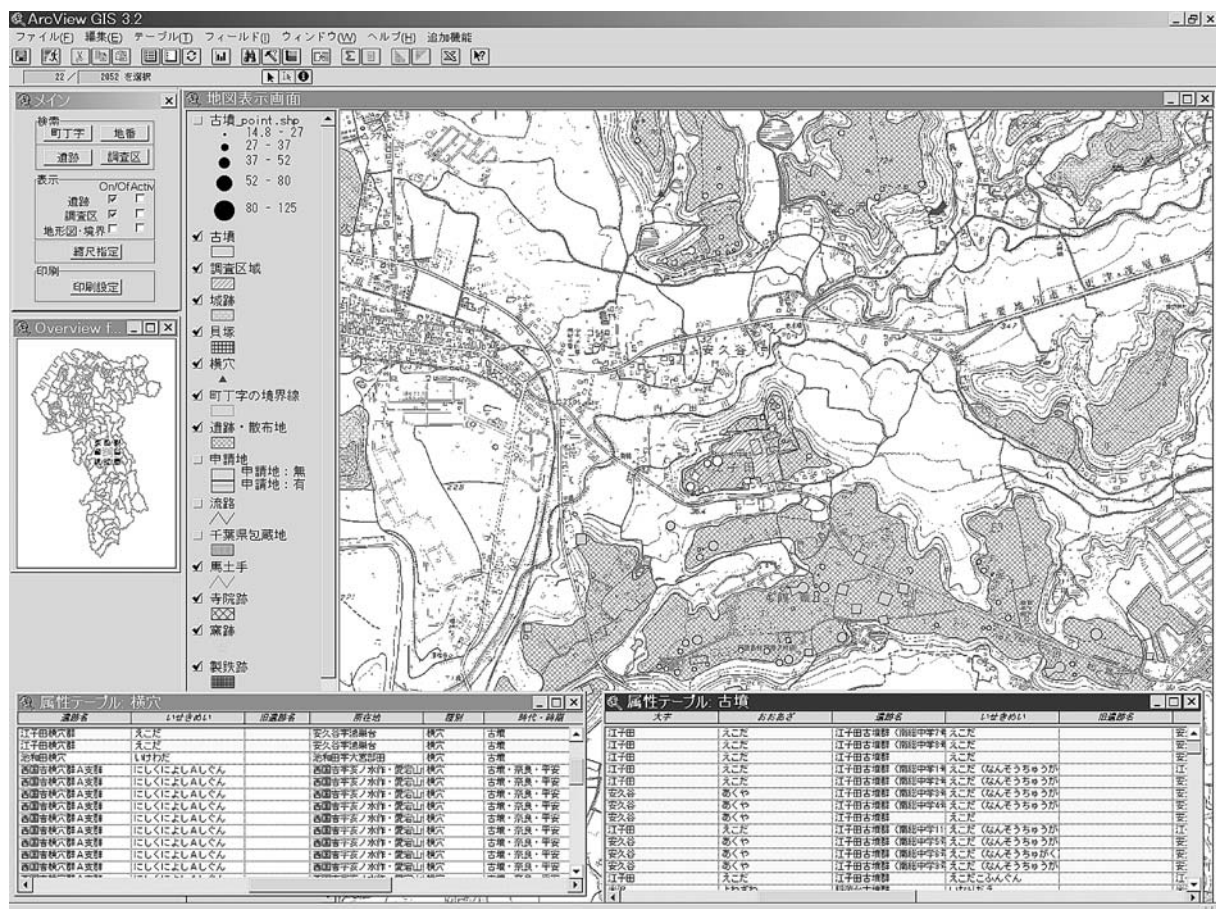
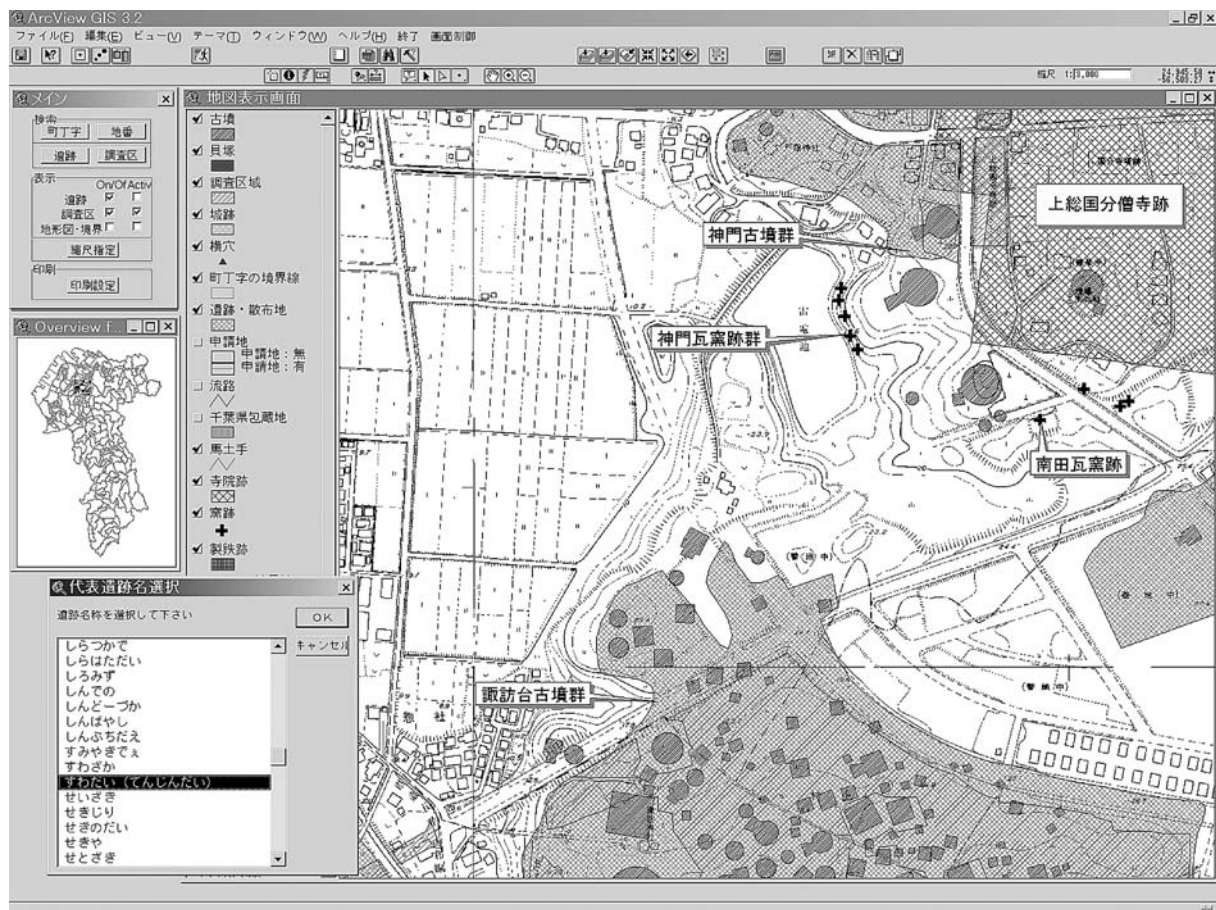


図3 市原市遺跡情報管理システム ArcView(1)



いても同じく分布地図を基本的に踏襲しており、図形情報は分布地図の種別を元にした区分ごとに作成している。

遺跡に関するテーマは、「申請地」(照会範囲)・「遺跡・散布地」・「調査区域」・「古墳」・「城跡」・「寺院・官衙」・「貝塚」・「製鉄跡」がポリゴンで、「流路」・「馬土手」がライン、「窯跡」・「横穴」がポイントである(図4)。これらテーマ内の各フィーチャ(個別の地物データ)には、属性テーブルにフィールドを設定して文字情報を与えることができるが、Accessのテーブルと同期させるための遺跡コード(=分布地図番号)と調査コードだけを入力している。

背景図のテーマには、「遺構全体図」・「1/500地形図」(国分寺台地区造成前)・「1/2,500地形図」(市域)・「1/10,000地形図」・「1/25,000地形図」・「条件図」(1/50,000土地条件図)・「航空写真」(市域北半)・「段彩図」のラスターデータ、「10mおきの等高線」・「砂堆」・「平野・丘陵」・「旧海岸線」・「町丁字の境界」のベクターデータがある。

データの inputs は、データの性質によって方法が異なる。スキャニングした遺構配置図・地形図、航空写真等のラスターデータの場合、一つのテーマの中にタイル状に画像が貼り合わされる構造をとるので、座標系を揃えて各葉をつなぎ合わせる処理が必要になる。一方、紙の地形図に書き込まれた遺跡範囲などの図形をベクターデータ化する場合は、地形図ごとスキャニングしてマウスでトレースする方法と、地形図の座標を登録してデジタイザによって直接トレースする方法がある。調査遺跡の範囲のポリゴンのようなベクターデータは基本的にセンター職員で入力を行っているが、ラスターデータのスキャニング・変換・座標付け・配置については業者委託している。

発掘調査報告書の編集工程上で、Illustratorを用いて主に遺構図のデジタルトレースを行う機会が当センターでも増えている。このようなデータはCADデータに変換し座標を与えることで、ArcViewのテーマにそのまま取り込むことができる(図5下)。

表示 フィーチャと背景図はマウスの操作でテーマごとに表示・非表示を切り換えられる。また、表示する縮尺の範囲をテーマごとに設定でき、ズーム時に自動的に表示テーマが替わるようになっている。ほかに、属性テーブル内の文字情報を用いたテキストラベルの表示や、数値を用いて階級別にフィーチャのアイコン表示を分けることなどが行える(図6下)。

表示を整えた画面は定型のレポートとして印刷することが可能である。発掘届に対応した形式が初期設定になっているが、範囲・縮尺・凡例・スケール・方位記号などは適宜カスタマイズすることが可能である。

検索 図形による検索は対象のテーマを選択(アクティブに)し、画面上で個別に、または範囲選択して行う。別に属性テーブルの数値・文字情報による検索も可能である。町丁字名・遺跡名・調査区名による検索はボタンに割り当てられており、リストから選択して検索できるようになっている(図4上)。

加工 各テーマは随時編集することが出来る。GIS内の遺構配置図などを表示させ、それを元に画面上でプロットし、別テーマとして加工することができる(図6上)。また、Accessでの検索結果や、あるテーマ内の選択したポリゴンからポイントを発生させ、自動的に新規のテーマにすることも可能である(図6下)。

なお、後掲の集落遺跡と墳墓の分布図は、Accessで検索したレコードをArcViewで地図表示し、ポ

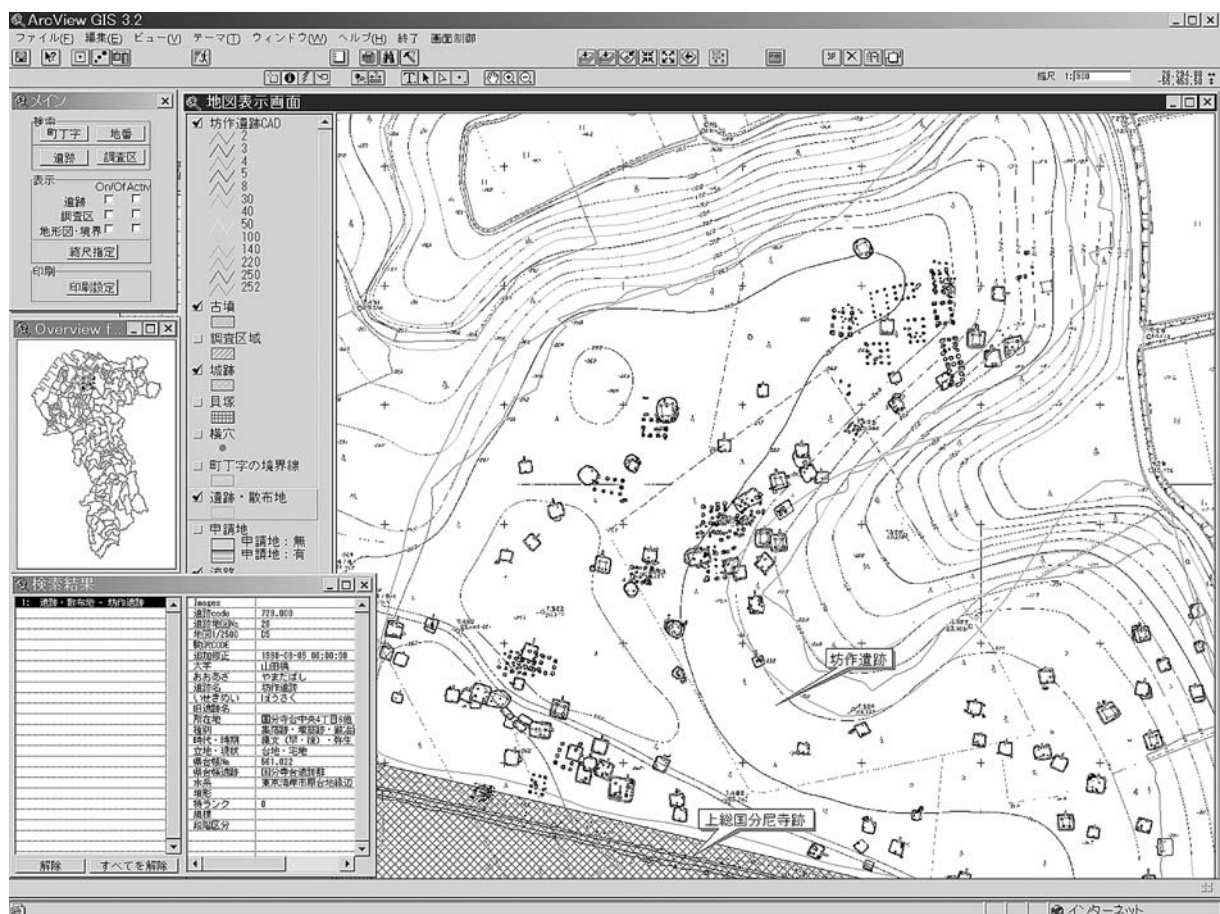
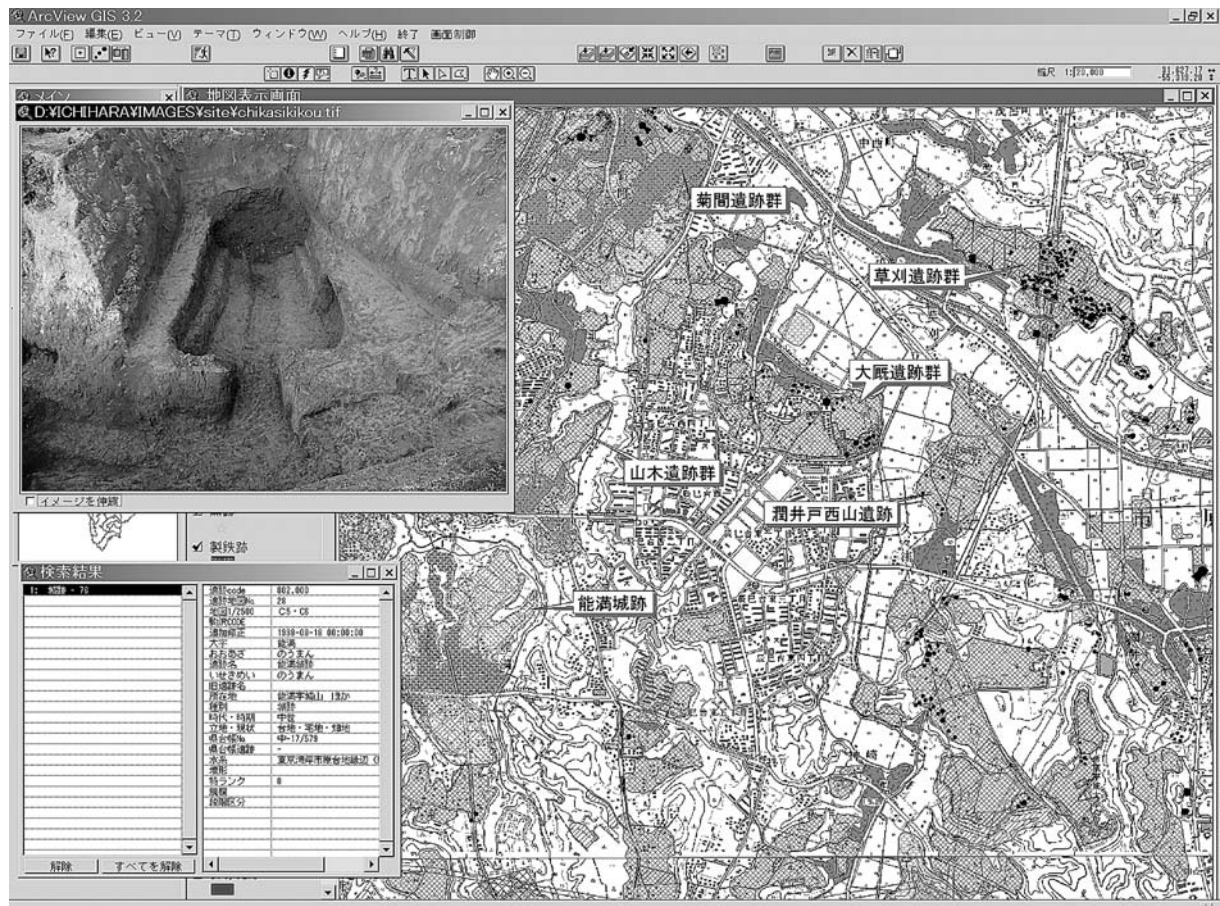


図5 市原市遺跡情報管理システム ArcView(3)

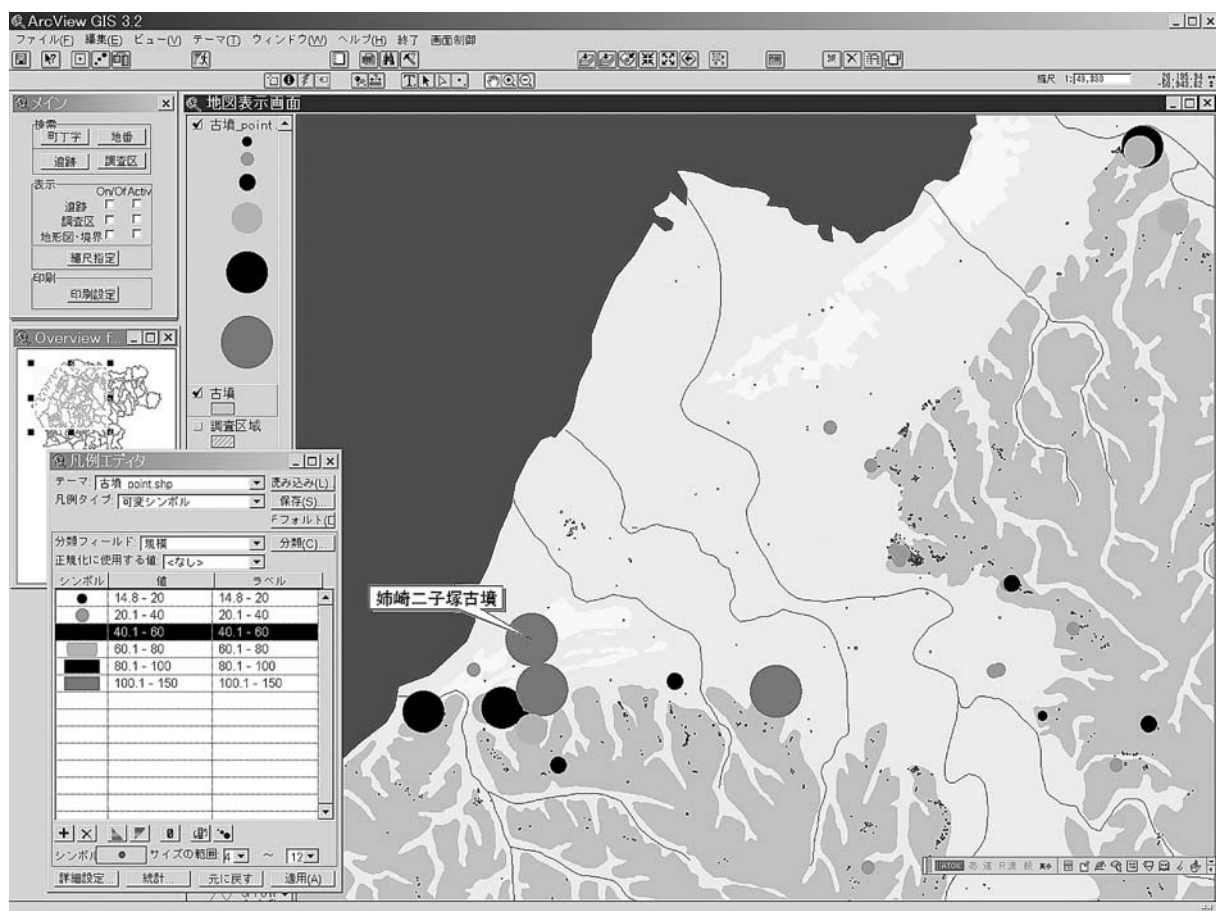
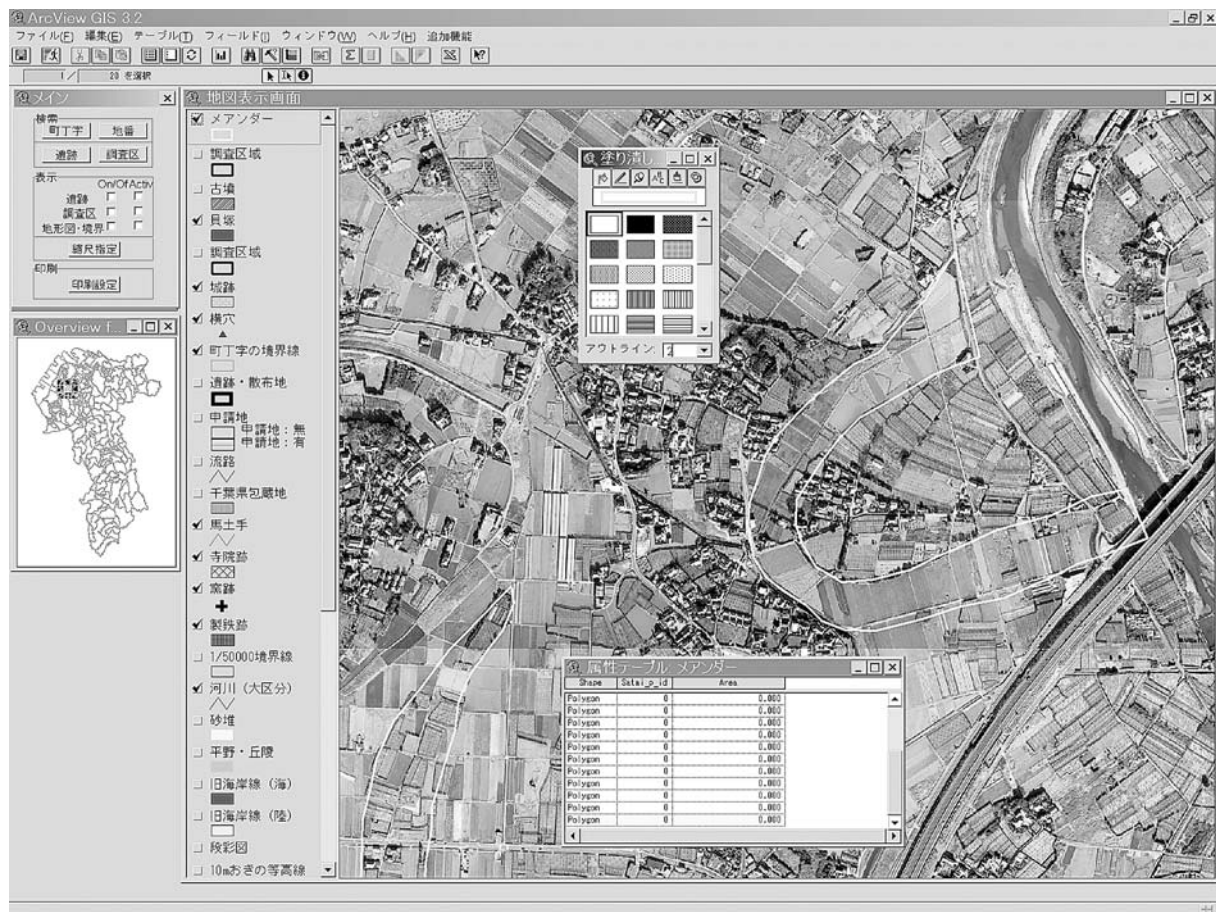


図6 市原市遺跡情報管理システム ArcView(4)

イントを発生させて新規テーマとしたものを元データとしている(図7・8)。

出力 検索を行って選択したデータや、加工したデータは、レイアウトを設定して印刷することができる。また、画像データとして出力することも可能で、イラストレーター形式・EPS形式などに変換し、別のアプリケーションでベクターデータのまま再加工することもできる。

更新・整備 遺跡分布地図の内容に関しては今後も大きな変更はないと思われるが、発掘調査を行った遺跡については随時、ポリゴン・遺構配置図等を追加・更新していく予定である。また、新規の背景図や、時期別・遺構の種類別などに編集したテーマも適宜増やしていきたい。全体的な整備については、当システムが市原市内の遺跡に関する情報のデータベースであることから、将来の拡張も基本的に遺物収蔵台帳など、関連情報との統合を進める方向で考えている。(小橋)

2 遺跡GISの現状

考古学(遺跡)とGISという言葉が使われる脈絡は、大まかに二分される。一つは研究の新しい道具というニュアンスで使われる場合で、もう一つはデジタル化された遺跡情報のデータベース化に関して用いられる場合である。前者を分析ツール志向、後者をアーカイブ志向の脈絡と呼ぶことができるが、このような分離には、程度の差はあれ、考古学の方法論に対する研究者の意識、埋蔵文化財関係機関の姿勢、政府の方針という3つの要素が背景に関わっているようである。

研究分野での利用 考古学(遺跡)+GIS=研究、という意味合いについて不思議なところはない。研究者間には考古学情報を客観的に評価する手段を求める機運が常に存在しているので、これはまず、その延長上にある事柄と言えるだろう。考古学の対象は遺跡・遺物であるため、地形や出土位置などの空間情報を編集する手段として、また、遺跡情報に対する評価を客観化する手続きに対して方法論上の要請があるわけである。正確な情報の共有が議論の基礎になるのだから、生身の人間では到底出来ない質と量の演算・出力を行える手段があるとすれば、そのような手段を導入しようというのが自然な流れである。考古学にとってGISは、まず、研究のための手段であり、客観化(正確な情報の共有)のための道具の一つであると言えよう(新納2001等)。

これまでに行われたGISを用いる考古学的研究のテーマ・キーワードには、「移動コストの推定による領域復元」(津村2000b)、「TINモデル」(碓井・太田1994)、「地図を持たない社会集団の認知地図のモデル化」(*人類学的な事例研究、津村・河合2004)、「条坊制の復元」(宮原・内田2002)、「中世集落遺跡の景観復元」(鋤柄2002)、「遺跡間視認性」(津村2004)、「遺跡出土動物遺存体と遺跡領域の復元モデルとの相関」(津村・樋泉・西野2001、樋泉・津村・西野2001)、「傾向面分析」(津村ほか2002c)、「最短経路分析」(新納ほか2001)、「水田可耕域と古墳の築造」(新納2001)、「ティセンポリゴン、グラビティモデル」(野田ほか2000a・b)、などが挙げられる。隣接分野においてGISを利用して得られた成果を二次的に利用するものを含めれば、もっと数は増えるかもしれない。

列挙した事例個々の概念や分析方法について、本節で詳細を検討・評価することはできないが、各研究を概観するだけでも、遺跡の情報を客観化するツールとしての威力や、空間情報を解釈する際の手続きを明確化する働きなど、研究手段にGISを取り入れる意義は非常に大きいことは理解できる。例えば、「傾向面」として表現されることで分布する要素間の共変動の様子が捉えられ、従来のドットマップによる分布観では漠然としていた様相が動的に説明できる事例(津村ほか2002c)や、移動コ

ストを見積もって集落遺跡の領域を推定したうえで、地形から復元した周辺環境の生活資源の分布を重ね合わせて、集落遺跡の立地要因を解釈する研究(津村2000b)などの成果を見れば、感覚的な推定に比べて圧倒的に強い説得力を持っていることが分かる。もちろん理屈の上では工程を分解すれば手作業でも可能な分析なのだろうが、それを実現可能な時間と作業量で行い、容易に可視化するところにGISを利用する意義があると言えるだろう。

ただ、GISが研究の道具として有用であることは確かとしても、残念なことに依然として研究者の絶対数は多くないようである。今のところは、考古学関係の読者が多い雑誌にGISを手法に取り入れた論考が当たり前のように載っている状況は見られない。しかしながら、上記の例が示すとおり、一部の研究者によって事例研究の目覚ましい成果が提示されている。このような先駆者達による「模範演技」は、潜在的な利用者を触発し、研究にGISを用いる人材の増加をもたらすに違いない。ワープロ・表計算・データベースソフトやWeb閲覧のように研究者の工具箱に常備されるようになるにはまだまだだとしても、現状に基づいて否定的な評価をする必要はまったくないと考える。

ところで肝心の潜在的な「考古学+GIS」の研究者はどこにいるのだろうか。今、大学で考古学を学ぶ人間はもちろん含まれるし、その教員も環境に恵まれている可能性が高い。まず彼らがそれに当てはまるだろう。だが、国内では考古学研究者の多くが自治体単位の埋蔵文化財関係機関(以下、埋文機関)に所属していることからすれば、その研究者たちがもっとも大きな潜在的利用者のグループをなしていると思われる。つまり、研究手法の中にGISが浸透していく際に全体として影響を与えるのは、いろいろな意味で、おそらく埋文機関の研究者たちなのである。

埋蔵文化財関係機関とデジタル化 近年、パーソナルコンピュータの爆発的な浸透は埋文機関にも影響を及ぼし、業務の各プロセスにおいてデジタル機器の導入が進められている。発掘調査ではトータルステーションによる測量や3次元レーザー計測等が行われ、整理作業においてはデジタルカメラ・スキャナによるデジタル画像化、PC上でのデジタルトレースによる製図、そして出版用データの編集に至るDTP環境の構築が進められている。普及活動ではWebサイトを開設し、関連情報の公開を進めている。作業環境のデジタル化は、一部では急激に、大部分でゆるやかに浸透しつつある。

これまでに蓄積されたアナログ記録類に関しても、それらの管理と劣化対策にデジタル変換の行われる場合が増えている。例えば、頻繁に映写用途で持ち出される35mmスライドの場合、デュープし映写用として別に管理する場合に比べ、フィルムスキャナでデジタル化しデータプロジェクターで映写するという組み合わせを選んだ方が、資料自体の劣化防止やデータを加工・再利用する選択肢の広さにおいて有効性が高い。また、資料の収蔵・検索にかかる情報管理も、複数の台帳的情報が統合され、可視化される点で実務上の利点が多いため、デジタルデータベースの用いられることが多い。

埋文機関におけるデジタル機器の導入はこのように、まず、業務の効率化(OA化)という側面から進行してきたと言え、今後も同様の方向性を持つと思われる。

発掘調査報告書 発掘調査報告書の刊行は、これまで遺跡の調査成果の詳細に関するほぼ唯一の情報公開手段であった。ただ、アナログ記録類と書籍の報告書という組み合わせでは、発行部数と費用面での限界があり、しかも、特定の層(研究者)に向けた体裁を選ばなければならないという制約を負っている。理想論では市民向けかつ研究者向けという形が求められるのだろうが、実際には困難である。しかし、近年になって急速にインターネットに接続できる社会環境が整い、デジタルネットワーク経

由の情報公開という選択肢が現実化している。実際、今はまだ一部にすぎないが、冊子体の発掘調査報告書の内容をHTML・PDFファイルとしてWeb公開することが行われている(愛知県埋蔵文化財センター等)。OA化という側面から進んだ作業環境のデジタル化の一步先には、当然、成果物のデジタル化が待っているわけである^(註4)。

仮に、デジタルデータを編集し、Webサイトとして公開する場合、例えば図面・写真は共通のデータを用いながらも、その体裁などのいわば「額縁」部分だけを変えるとすることが可能になる。専門家向けか一般市民向けかという二者択一ではない、ミックスされた重層構造を採用することができるのである。このような融通性・可能性を考えれば、力量的あるいは費用的な面から見て、情報公開分野でのデジタル化への傾斜は強くなる一方と言えよう。

情報公開とGIS 一方、関連する自治体の情報公開条例の施行に連動して、埋文機関でも事業関連情報の公開が行われている。また、政府はIT基本法の施行後、「電子政府」・「高度情報通信ネットワーク社会」の目標を実現するための重点計画を設定し、行政の窓口業務や国の保有する情報の公開をオンラインで行えるようにすることなどを目指している(以下、関連文書抜粋参照^(註5))。

それらの実現には様々な保有データをデジタル化・アーカイブ化して公開していく必要があるが、政府は、なかでも地理情報を公開するにはその多くを保有する地方公共団体の協力が不可欠だとしている。このとき、個々別々の整備主体から雑多なデータが提供されても仕方がないため、これらをまとめて利用するためには共通規格が必要ということで、地理情報標準(JSGI)・プロトコル(G-XML)のJIS化・ISO化が進められているという。政府はこの規格を率先して使用して普及を図ると同時に、地方公共団体での統合型GISの導入を支援すると唱えているが、このことは、各自治体での統合型GISの利用を促進し、すなわち、埋蔵文化財地図などが統合型GISに格納される機会が増すことを意味すると言える。

文末の抜き書きにあるとおり、そのような趨勢の中で、国土情報のデジタル化、その利用促進のための標準策定と規格化、デジタルアーカイブ化、メタデータの作成、クリアリングハウスの構築という各面で遺跡情報とGISは関係してくるわけである。

埋文機関においては、遺跡情報と直接関わるものではないが公開請求に応じられる情報管理体制の整備が一般的に求められている状況が重要である。業務の効率化の帰結としてデジタル情報の蓄積が進んでいる状況に、この情報公開の要請という流れが向かって来ているのである。たいていの埋文機関は調査記録の保存に加えて、その活用・公開事業を設立の理念としている。そのような組織からすれば、この現状でデータベース化とその公開が視野に入ってくるのは必然的とも言えよう。

データの供給源 GISを埋文機関が考えるとき、分析ツールとしてではなくデータベースの一環として捉えるのは、情報の供給源としての役割とこれまでの遺跡情報の流通環境、昨今の一般社会における情報化の方向性とそれに基づく情報公開の要請から言っても避けがたいことである。

考古学研究の対象となるデータの源は実質的に、発掘調査のほとんどを行う埋文機関にある。そして現時点ではその公式の媒体は発掘調査報告書である。その発掘調査報告書には上述の通り、作業面における業務の効率化の側面と、情報公開に関するデジタル化の持つ利便性という側面が関わっている。また、発掘調査に関わる情報の数量が個人で扱いきれなくなっている実状も切り離しては考えられない。そのような情報環境を改善する意識が業界内に存在することも重要である。これら諸要因に

よって、埋文機関はGISをデータベースの側面に注目して利用することになるのである。

ただし、遺跡情報をGISでまとめ上げてWebで公開するという大規模な作業ではなくとも効果的な情報公開の選択肢は存在する。例えば考古遺物の簡単な集成(地名表等)をWebサイトに掲載するだけでも、考古学という分野内におけるエネルギーの重複投資を避ける意味で、有効な手段と言えるだろう(愛知県埋蔵文化財調査センターサイト・兵庫県教委埋蔵文化財調査事務所サイト「兵庫県考古資料集成」等)。このような公開の方法は発信者と利用者、双方において負担が小さいうえに、利用者からの情報提供(フィードバック)が期待できる互恵的な仕組みであり、継続更新とデータの再加工が容易で利便性が非常に高いと言える。また、一部の大学は発掘調査の過程をほぼリアルタイムでWeb公開している(大阪大学考古学研究室サイト)。いずれも全体から見れば萌芽的な実践だが、遺跡情報の流通環境が徐々に変わりつつあることを示している。

さて、埋文機関の業務の重点は実質的には、遺跡の発掘調査と、報告書刊行に至る整理作業にあるが、その後の各種情報の統合化は付加的な作業として意識されている。その段差が飛躍にならないように、現場・整理作業でのデジタル化の必要性が高まってきているのが最近の趨勢である。空間情報や画像も調査段階でデジタル機器によって取得していれば、のちの加工・統合も付加的な負担なしにデータベース化・公開というステップへ向かうことが可能になる。また、報告書自体についても、DTP環境の整備に関連して、モノクロ主体の冊子体が遺跡情報を公開するのに適切な媒体であるのかという視点を含めて、発掘調査での記録(データ取得)から編集・公開というワークフローのなかで、いかに損失なく作業を行えるかという議論が行われつつある(平澤・金田1998等)。

上述の通り、報告書については、冊子体を前提として編集・刊行の副産物であるPDFファイルをWeb公開することが行われ始めているが、今後は遺跡情報データベースへのGIS利用とその公開、さらにその少し先にある遺跡情報のデジタルアーカイブ化を見据えて情報の流通全体を考えていく必要があるだろう。

社会の動向と遺跡GIS 以上を要約すると、アーカイブ志向の遺跡GISは、自治体における情報公開への取り組みの一環としての統合型GISと、埋文機関における業務効率化の副産物としてのデジタル情報、両者が組み合わさって存在すると言える。自治体の統合型GISの導入には政府の明瞭な方向付けが関係しており、埋文機関は間接的にその影響を受けていることになる。また、遺跡情報自体もデジタルアーカイブ化推進という政府の動きに無関係ではないというのが現状である。

現行の発掘調査報告書の未来形であるデジタルアーカイブ(電子資料集成)には、遺跡情報の重要な構成部分である空間情報のデジタル化が必要で、それらを統合・公開するのにWeb-GISが前提となる。そして、Web-GISで扱う情報の広汎な流通・再利用にはデータが規格に則っていることが必要であり、また、Webで遺跡の空間情報の概要とありかを検索できるようにメタデータはクリアリングハウスに格納されなければならない。そのような形態の整備が今後必要になるものと思われる。

「報告書の内容と同等以上の情報を、地図情報も含めてWebでひとまとめにして閲覧できる」。現況を見るとまったく未来の話のようだが、これまでのデジタル機器・リテラシーの普及スピードを考えると、遺跡の情報公開が一体的なデータベースとしてなされる時期はそう遠くないだろう。

埋文機関の環境 ところで、埋文機関にPCが配備されるようになったのは、職員が個人的に学習して導入を推進したからだろうか。おそらく、ほとんどの場合はそうではない。機関の帰属関係に基づ

いて「上から」計画・整備が進められ、その環境ができたという事実によってコンピューターリテラシーが広まったというケースが多いはずである。いまGISと考古学の間にあるのは同型の構造である。埋文機関の職員は今後、業務でGISに接するようになっていくが、そのことは「GISリテラシー」を醸成する機能を果たすだろう。ただし、その環境にあるものは情報管理型のシステムである場合がほとんどであり、研究分野での利用はその土壌の上に咲くかもしれない「可能性」に過ぎないと言える。

遺跡GISの現状 それでは実際のところ、現時点でどのような取り組みが行われているのだろうか。現在、Webで遺跡地図情報を閲覧できるのは、都道府県では、北海道・福島県・群馬県・東京都・富山県・静岡県・三重県・岡山県・高知県・鹿児島県・沖縄県である。悉皆的には調査していないが、市町村では少なくとも、岩手県盛岡市・富山県婦中町・埼玉県江南町・神奈川県横須賀市・三重県鈴鹿市・京都府京都市・大阪府豊中市が公開している。他に同志社大学が校地内遺跡の情報を公開している(文末リスト参照)。都道府県のシステムでは埋蔵文化財情報として単独で扱うシステムが多く、市町村は統合型GISの一部として文化財地図情報全般に包含される場合が多いようである。このほかにも、職員用のデータベースや照会の窓口業務など内部的に利用しているものを含めれば、GISを用いる機関はかなりの数に上るはずである。

今後の動向 ここまでに触れた各分野の動向を勘案すると、遺跡情報に関しては、自治体の統合型GIS整備の一環でデジタル化されつつある現状が続くものと思われる。2004年度のe-Japan重点計画では総務省が明確に統合型GISの推進と地方公共団体への支援を謳っており(もちろん強制力はないはずだが)、各種空間情報のデジタル化と公開への要請は今後ますます加速する見込みである。

以上のような、遺跡情報とGISのあり方を取り巻く現状からすれば、GISの分析的な利用の浸透は、現実的には、自治体の統合型GISを基本にして、埋文機関関係者が遺跡情報をデータベース化していく過程でGISリテラシーを身につけながら進行する、という道のりが予想できる。もちろん埋文行政の内外を問わず意欲的な研究者が個人的に採り入れる場合も少なくないだろうが、国・自治体という基盤層の動きに付き合うことで、牛に引かれて善光寺詣りというのが、「考古学とGIS」という分野の情報管理的側面における今後の全体的な動向だと考えられる。(小橋)

3 事例 市原市域における弥生時代から古墳時代の集落・古墳と「地域」形成

ここでは、事例報告として、市原市域の弥生時代から古墳時代中期前半の集落遺跡の変遷過程、および古墳分布との対応関係を、私見を交えて例示しておく。これは、デジタル情報にとっては基礎的な、管理・検索・照会といった部分での、2次元的な相関関係にもとづく活用例にすぎない。しかし、養老川を中心とする市原市は、地理的にある程度完結した地域設定が可能であり、環濠集落群、神門墳丘墓群(古墳群)、姉崎古墳群といった、歴史的な変遷の中で画期を象徴する遺跡が存在する。本システムは、あくまでも解析を目的としたものではないが、GISが方法論として独立して存在しているわけではない。現状の集落研究を踏まえた上で、今後の方向性についても、若干の検討を加えておきたい。

使用したデータは、集落については、Accessの「市原市調査遺跡情報」による。あくまでも発掘調査実施遺跡であり、分布密度については、開発の進捗を反映した結果となるが、市原市調査遺跡情報のレコード数は、2004年11月現在で450件あり、ある程度の傾向を認めることは可能であると思われる。

る^(註6)。図7・8は、ArcViewでのEPS出力図を、Illustrator上で入稿用に加工している。背景図は、土地条件図等をもとに、低地部と台地・丘陵の傾斜変換点を表現したものであり、これに数値地図50mメッシュ(標高)にもとづく100m、150mの等高線により高低を表現した概念図である^(註7)。

(1) 集落分布の概要

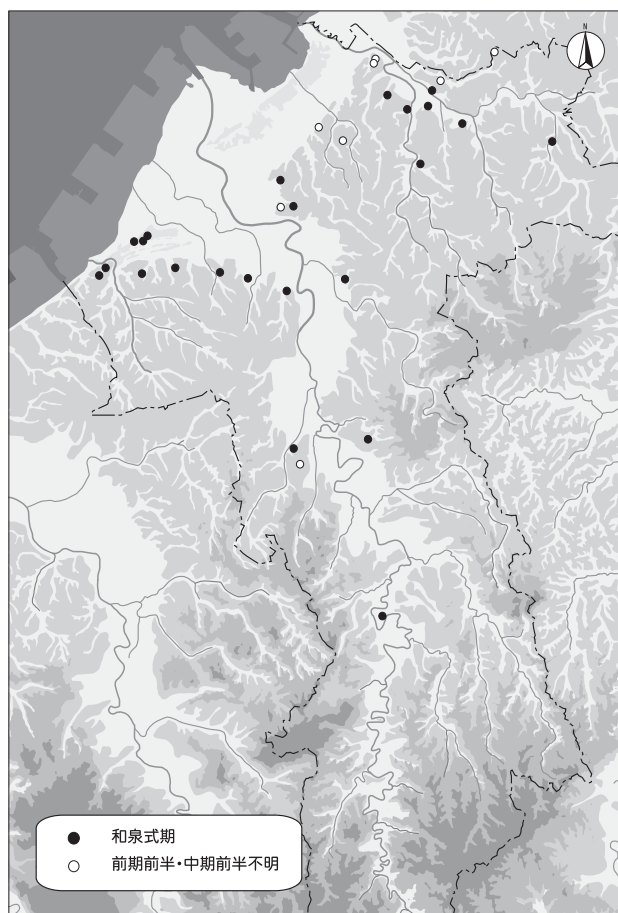
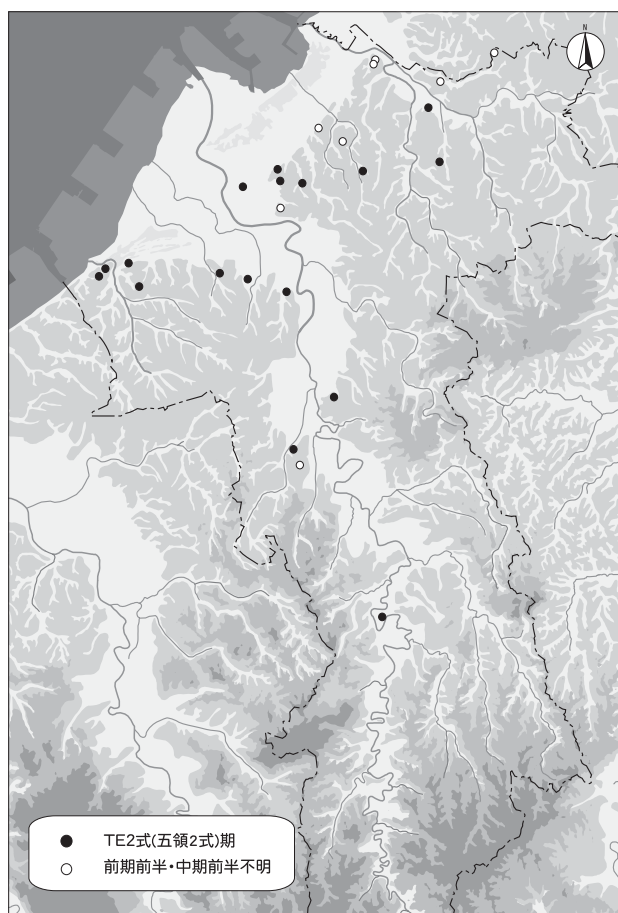
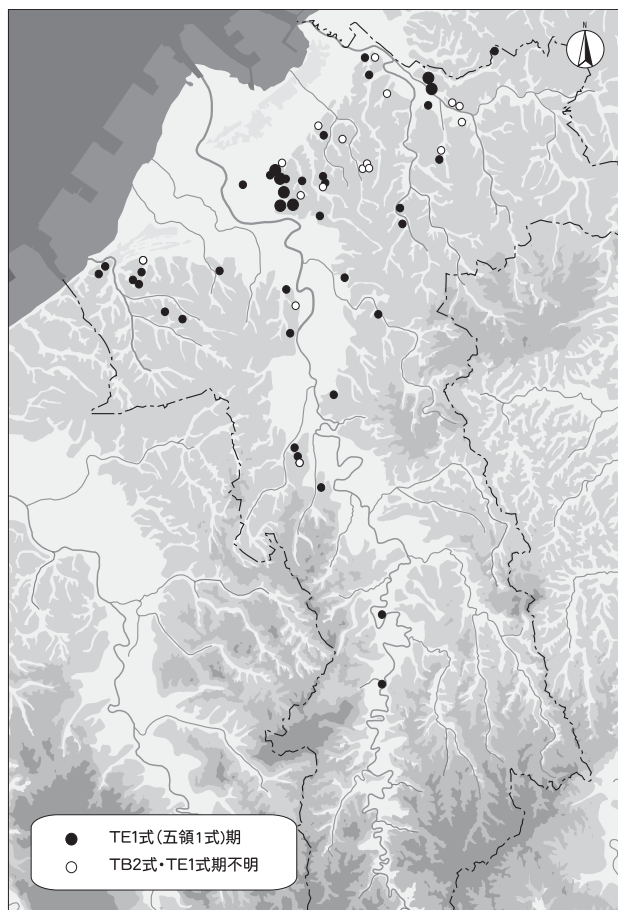
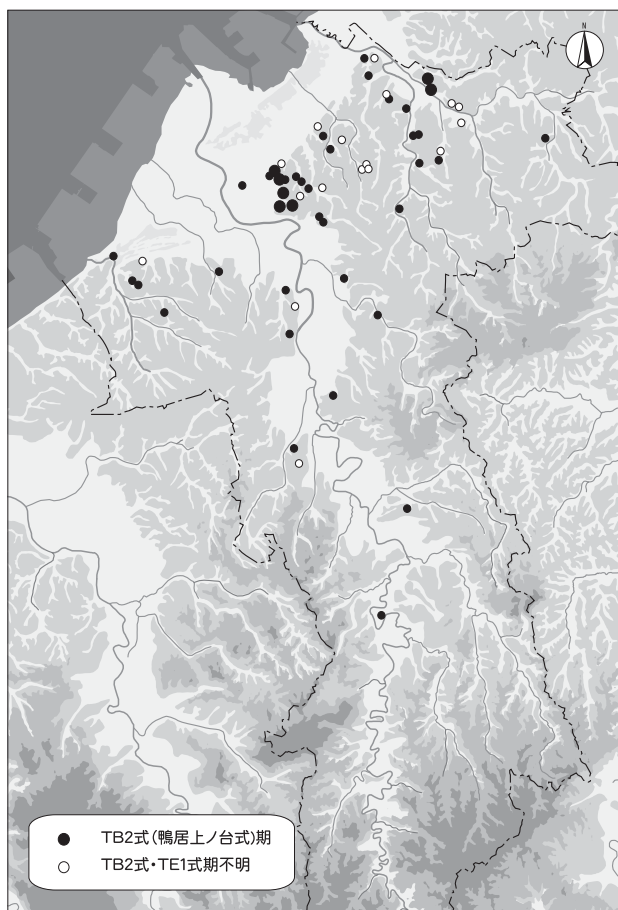
市原市は、房総半島のほぼ中央部から東京湾岸にいたる南北約35kmの細長い市域をもち、その中央を養老川が貫流する。東京湾岸低地に接する台地は、養老川流域を境界とし、養老川右岸(東岸)から千葉市域境の村田川までが「市原台地」、養老川左岸(西岸)から袖ヶ浦市小櫃川までが「袖ヶ浦台地」と呼称され、ともに、下総(両総)台地の一角を占める。市原台地は、東京湾岸の低地をのぞむ北東-南西方向の海食崖でおわるが、台地内部は、養老川、村田川の支流および直接東京湾に流入する小河川によって樹枝状に開析される。ただし、とくに市原台地では、広範囲にわたる平坦面を残している。本稿では、弥生時代中期から古墳時代中期前半の集落を対象とするが、各時代、各時期の集落分布には、明確な特徴を認めることが可能である。これは、一般論としての農耕集落の定住性、あるいは、水系を単位として形成される地縁的な集団関係の中で理解し得るものではない。

弥生時代中期前半、宮ノ台式期以前の遺跡は、現状において、武士遺跡、小谷田八木遺跡、西国吉遺跡の3遺跡を確認することができる。武士遺跡では、再葬墓が検出されており、小谷田八木遺跡も発掘調査によるものではないが、再葬墓の可能性が高い。

関東地方の本格的な初期農耕集落の成立は、神奈川県小田原市中里遺跡の調査によって中期中葉の中里式期に遡ることが明らかとなった。市原市域では、現状で池上・中里式段階およびそれ以前の本格的な農耕対応の集落や方形周溝墓の検出例はないが、中期後半の宮ノ台式期において、明らかに遺跡数が増大し、遺跡分布も変容する。この段階において、東京湾岸平野部に直接面する台地縁辺部への集落の進出が認められ、環濠集落群を形成するのである。また、低地での調査事例はいまだ少ないものの、砂堆上に立地する山新遺跡や、養老川右岸の山田大宮遺跡、村田川左岸の潤井戸西山遺跡、中横峰遺跡、鎌之助遺跡など、低位段丘面での検出例も増加しつつある。これは、沖積地に対する積極的な水田開発によるものと考えられ、本格的な農耕の地域的な定着は、現状資料による限り、宮ノ台式前半期と推定される。菊間手永遺跡に近接する市原条里制遺跡実信地区では、宮ノ台式後半期の土器を多量に包蔵する自然流路と、これにともなう堤状遺構、溝、そして極小区画水田多数が検出されており、水田範囲は、実信地区、並木地区、仮称県立スタジアム地区をあわせ、北東-南西方向550m、北西-南東方向350mにおよぶ。大規模な労働の集約を、環濠集落への集住の一要因としてとらえることも可能であろう。

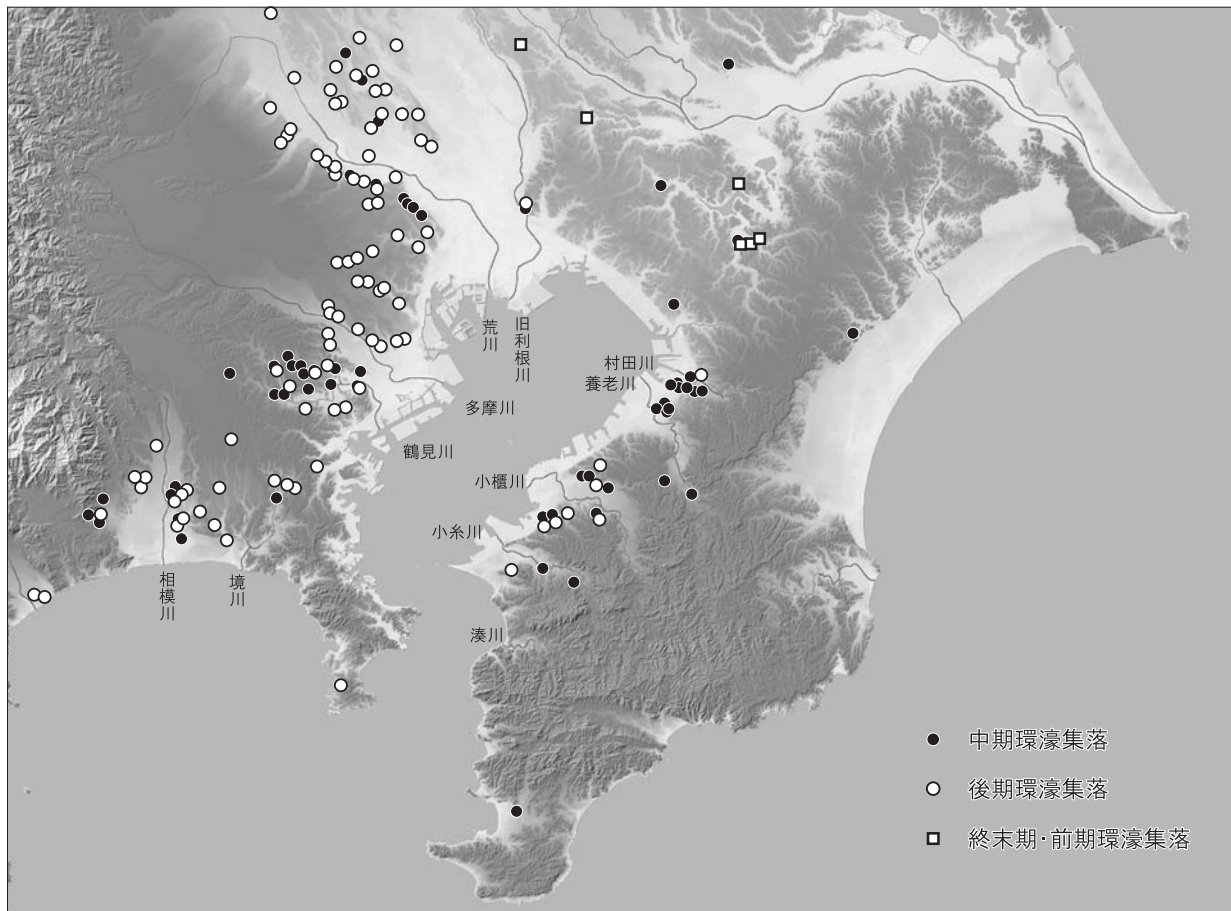
この段階の集落形態としては、環濠による圍繞が特徴的に認められる。南関東地方において、環濠集落ないしV字溝が検出されている遺跡は、管見によるだけでも古墳時代前期初頭を含め176遺跡を数えることが可能であり、千葉県下ではこの内40遺跡が所在する。市原市域の宮ノ台式期の環濠集落は、現状で13遺跡において検出されており、南関東地方では、神奈川県鶴見川流域、東京都荒川流域とともに、濃密な分布を形成する。図9は、フリーソフトである、カシミール3Dから生成したものである。

市原市域の環濠集落は、村田川下流域、養老川下流域右岸、養老川中流域に分布上のまとまりが認められるが、とくに、国分寺台地区の根田代遺跡、台遺跡、向原台遺跡、菊間地区の菊間遺跡、菊間



0 10 km

図8 市原市域集落遺跡群(2) 弥生時代終末期～古墳時代中期前半



(大村2005aより、一部改図)

図9 南関東地方環濠集落分布図

深道遺跡、菊間手永遺跡、大厩地区の大厩遺跡、大厩浅間様下層遺跡など、近接して環濠集落「群」を形成する。ただし、これらは、かならずしも併存するものではない。その開削時期は明確ではないが、埋没時期については、現状において、宮ノ台式中段階(B4期)および宮ノ台式終末段階B6・7期の2時期が認められ、草刈遺跡、大厩遺跡では、環濠ないし条濠の重複が確認できる。環濠集落の排他的な区画の成立は、隣接集落との相対的な関係の中で成立するものと考えられ、当該地域の環濠集落は、宮ノ台式期内において再編をとともう可能性が高い。ただし、菊間遺跡、大厩遺跡などの状況をみるかぎり、開村期以降、宮ノ台式末ないし久ヶ原式期まで継続する遺跡が多く、この段階での再編は、集落の廃絶、移動とともに、小地域範囲での継起的な環濠の掘削による場合も想定できる。環濠をとともわない小規模集落については、宮ノ台式終末段階に増加する傾向があり、すべてを環濠集落の消長にとともう離合集散の中で把握し得るかどうかは明らかではないが、少なくとも、拠点(環濠)集落と、衛星(非環濠)集落の恒常的な関係は認められない。

東京湾東岸地域の後期環濠集落は、草刈遺跡の条濠のぞけば、袖ヶ浦台地小櫃川右岸の袖ヶ浦市美生遺跡群第4地点を北限とし、東京湾西岸と地理的接点をもつ地域に限定される。しかし、東京湾東岸の村田川流域からおそらく小糸川流域にいたる地域では、後期において、関東地方でも有数の大規模な遺跡群を形成するのである。畿内地方中心部、大阪平野、奈良盆地では、環濠集落を中心とした長期にわたる安定的な領域を形成しているが、これは、環濠集落群の拮抗した関係にもとづくものと推定される。各環濠集落は、内部に手工業等の発達による拠点的な機能を整え、さらには物流による

相互依存関係を構築している。また、これを基盤とし、制御する首長権力の成長をみることも可能である。しかし、当該地域を例にとれば、大規模集落がすなわち環濠集落ではない。また、当該時期、地域の集落は、少なくとも、検出遺構、出土遺物から判断する限り等質的である。宮ノ台式期についても、石器生産は全体に低調であり、流通の拠点、あるいは木器生産など、現状資料ではとらえきれない部分も存在するが、拠点集落としての独自の機能は環濠集落においても発達していない。また、後期環濠集落は、相模湾岸から東京湾西岸の荒川流域、大宮台地に濃密な分布が認められるが、相模湾沿岸地域、武蔵野台地における環濠集落の形成は、東海地方からの集団移住という具体的な事実をもって検証されつつある(西相模考古学研究会2001、2002など)。一方、東京湾東岸地域の久ヶ原式・山田橋式土器は、外部からの影響に対して閉鎖的で、とくに山田橋式は、内部に段階的かつ交錯した地域色をみせる。土器地域性の発現形態は、情報の伝達をもたらす移住や流通の範囲、形態によると考えられるが、当該地域における弥生時代後期の状況は、環濠形成の主因となる大規模な集団移住、また交易においては遠隔地との直接的な交渉を欠く、限定された日常的交通の累積にもとづくものと推定される。鉄器等の流入が、かならずしも遠距離交易を証明するものではない(大村2004b)。当該地域における環濠掘削の契機は、集団移住にともなう集団間の接触を前提とし、開発の拠点設置、開発にともなう労働の集約を主因として考えるべきであろう。

市原市域では、弥生時代後期から、古墳時代前期前半にかけて、遺跡数が明らかに増加し、集落分布は台地上谷奥へ向かって拡大する。宮ノ台式期の分布との比較では、これを母体とした地域的な拡大としてとらえることができるようにもみえるが、かつて指摘したような(大村1993)、谷奥への順調な水田開発の進行として単純に説明できない状況も認められる。例えば、東京湾岸平野部に直接面する台遺跡B地点、向原台遺跡、菊間手永遺跡、菊間遺跡などでは、久ヶ原式期において、台地縁辺部から一端後退する傾向がある。市原条里制遺跡では、後期の水田関連遺構は検出されてはおらず、遺物の出土も各地点ほぼ皆無であり、水田経営の継続性は明確ではない。水田関連遺構検出の有無が、かならずしも土地利用の実態を反映しているとは限らないが、集落立地に対応した状況が認められる。また、後期以降の集落は、後述するように、台地上広範囲に展開する。集落居住域内における遺構群の変遷と畑作との関連については、山田昌久の指摘があるが、陸稻を含む畑作に対する比重変化も一要因として想定しておく必要があると思われる(山田2000)。

個々の集落規模も、後期において明らかに肥大化する。図10下は土地条件図であるが、台地地形は、全国的にみても千葉県を特徴付ける地理的特色といわれ、下総下位面が広範囲に広がっている。図10上は、「市原市遺跡情報」によって、弥生時代後期、古墳時代前期を含む遺跡を表示したものであるが、遺跡範囲は、他市町村と比較して、きわめて広範囲におよび、台地平坦面に広く展開する状況が認められる^(註8)。この遺跡範囲は、あくまでも弥生時代後期、古墳時代前期を「含む」包蔵地範囲であり、市原台地では、上総国府の設置も推定されている。しかし、当該地域の弥生時代後期後半山田橋式期から、古墳時代前期前半の竪穴住居跡検出数は、各時代、時期の中で突出しており、1993年段階の弥生時代から平安時代の集計では、弥生時代後期から古墳時代前期の比率が52.3%を占める(図11)。この段階の集計では、国分寺台地区や、弥生時代後期で約1,000軒の竪穴住居跡が検出されている草刈遺跡などの千原台地区を含んではおらず、その後実施された釜神遺跡、山田橋遺跡群、あるいは、報告書の刊行された武士遺跡、坊作遺跡、台遺跡B地点、御林跡遺跡などの状況をみると、現状での比

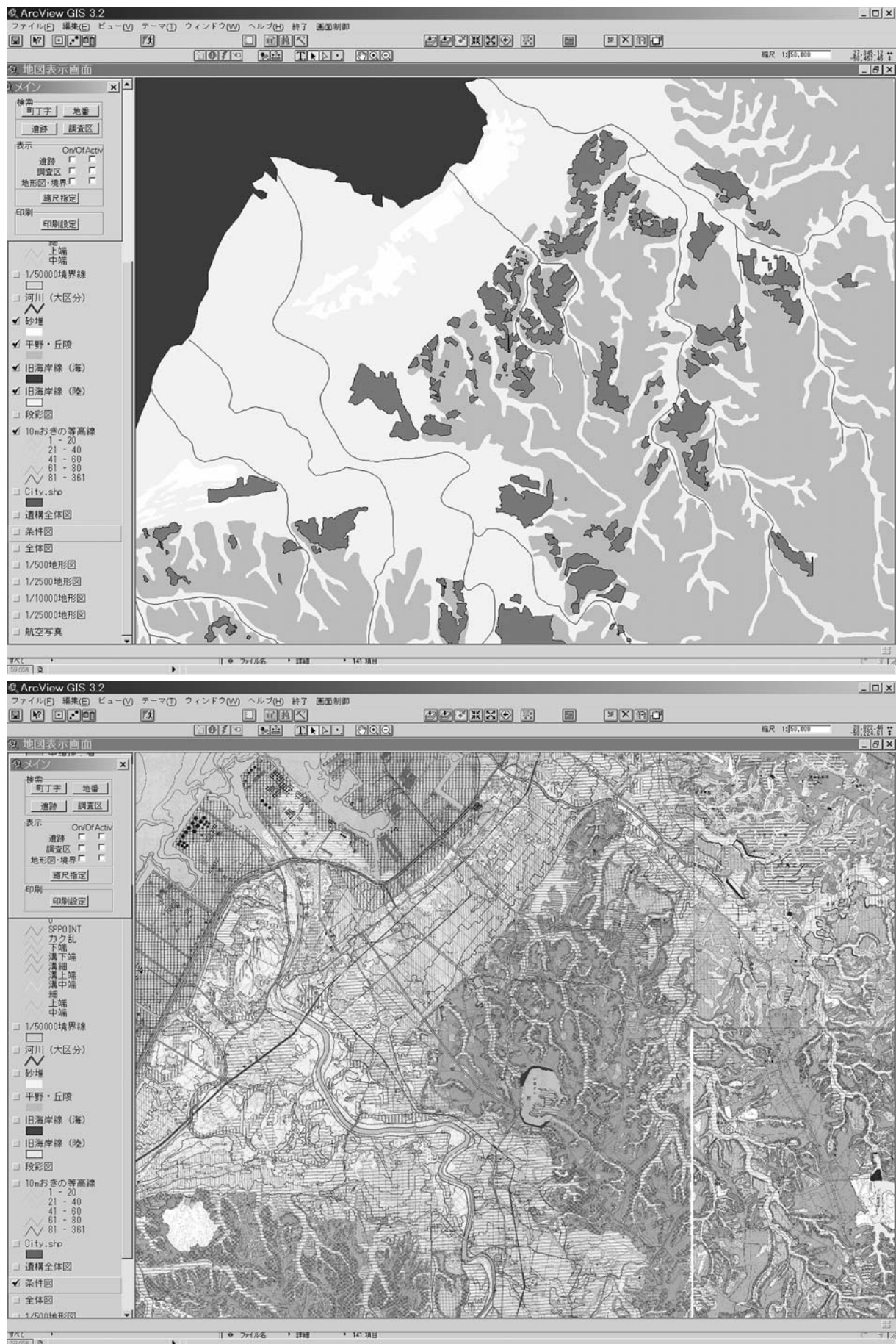


図10 市原台地周辺の弥生時代から古墳時代前期の遺跡と地形

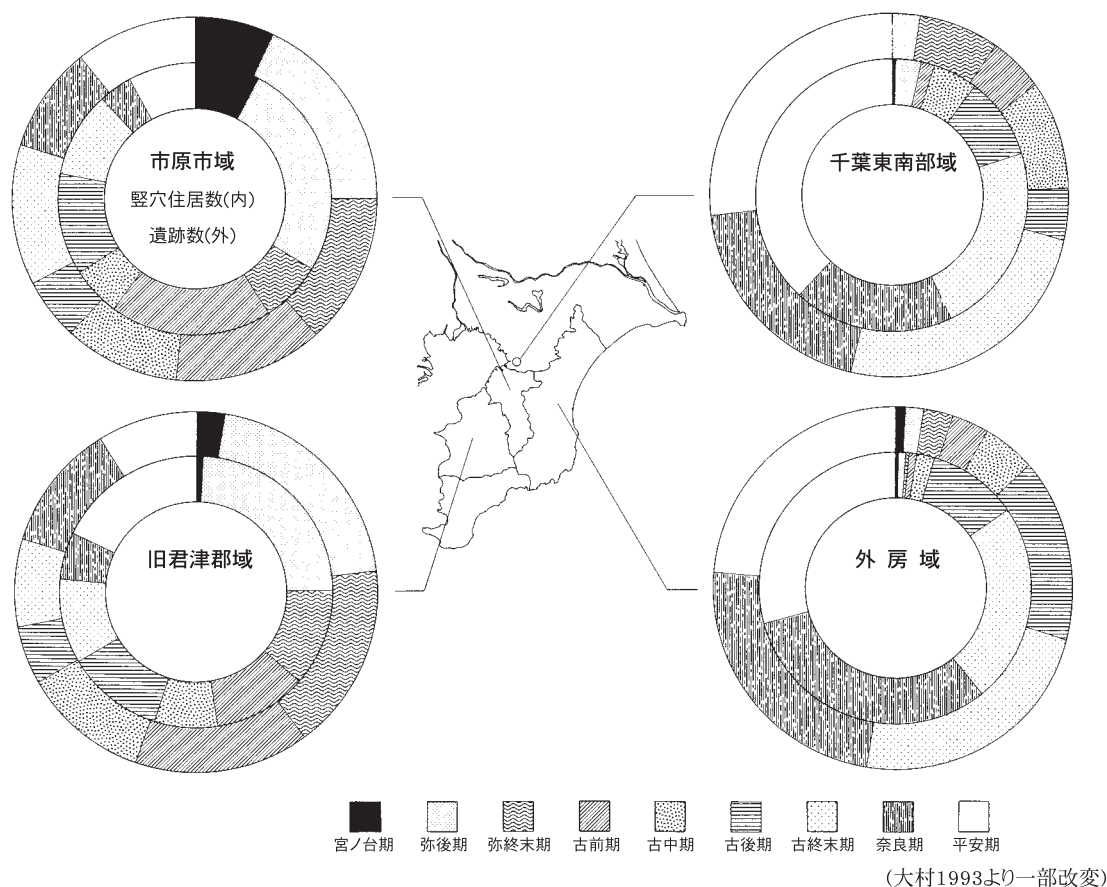


図11 市原市域および周辺地域の調査遺跡・竪穴住居跡数時期比

率は、さらに拡大しているものと推定される。おそらく、遺跡範囲の主要部は、この段階において形成された可能性が高い。具体例をあげると、草刈遺跡では、後期において約142,000㎡、古墳時代前期には245,000㎡におよぶ竪穴住居跡分布を形成する。また、山田橋遺跡群も、山田橋式期において、おそらく116,000㎡に達する可能性がある。しかし、山田橋遺跡群にみることができるように、後期とくに集落範囲が極端に拡大する山田橋式期の集落は、居住域の拡大を指向するように、継続的な基点を欠き竪穴住居が更新される傾向が明らかであり、同心円状の拡張、小範囲で累積化する宮ノ台式期の竪穴住居とは異なる状況が認められる。集落範囲は、あくまでも結果として形成されたものと考えられるのである。図12・13は、山田橋遺跡群周辺の状況を、調査規模と竪穴住居跡軒数をもとに集計したものである。これらの集落、集団が有機的な関係をもつかどうかは判断できないが、時期、地点をかえて集合と拡散を繰り返す流動的な状況を見ることができる。一方で増殖し、また一方で縮小廃絶する当該時期の状況は、点としての遺跡分布では把握が困難であり、例えば、郡本遺跡群でも、断片的な調査では集落範囲が想定できないほど、広範囲にわたる竪穴住居跡の分布が確認されている。

当該地域の弥生時代後期は、継続的な中心核が認められず、宮ノ台式期の環濠集落への集住に対して、明らかに異なる集落景観を構成するのである。その状況は、古墳時代前期前半まで認められが、弥生時代終末期になると、ある程度地域的なまとまりをみせるようになる。とくに国分寺台地区の、根田代遺跡から天神台遺跡、蛇谷遺跡にいたる養老川右岸の一带では、山田橋式期から終末期TB2式期(鴨居上ノ台式期)、古墳時代前期初頭TE1期(五領1式期)に濃密な竪穴住居跡の分布が認めら

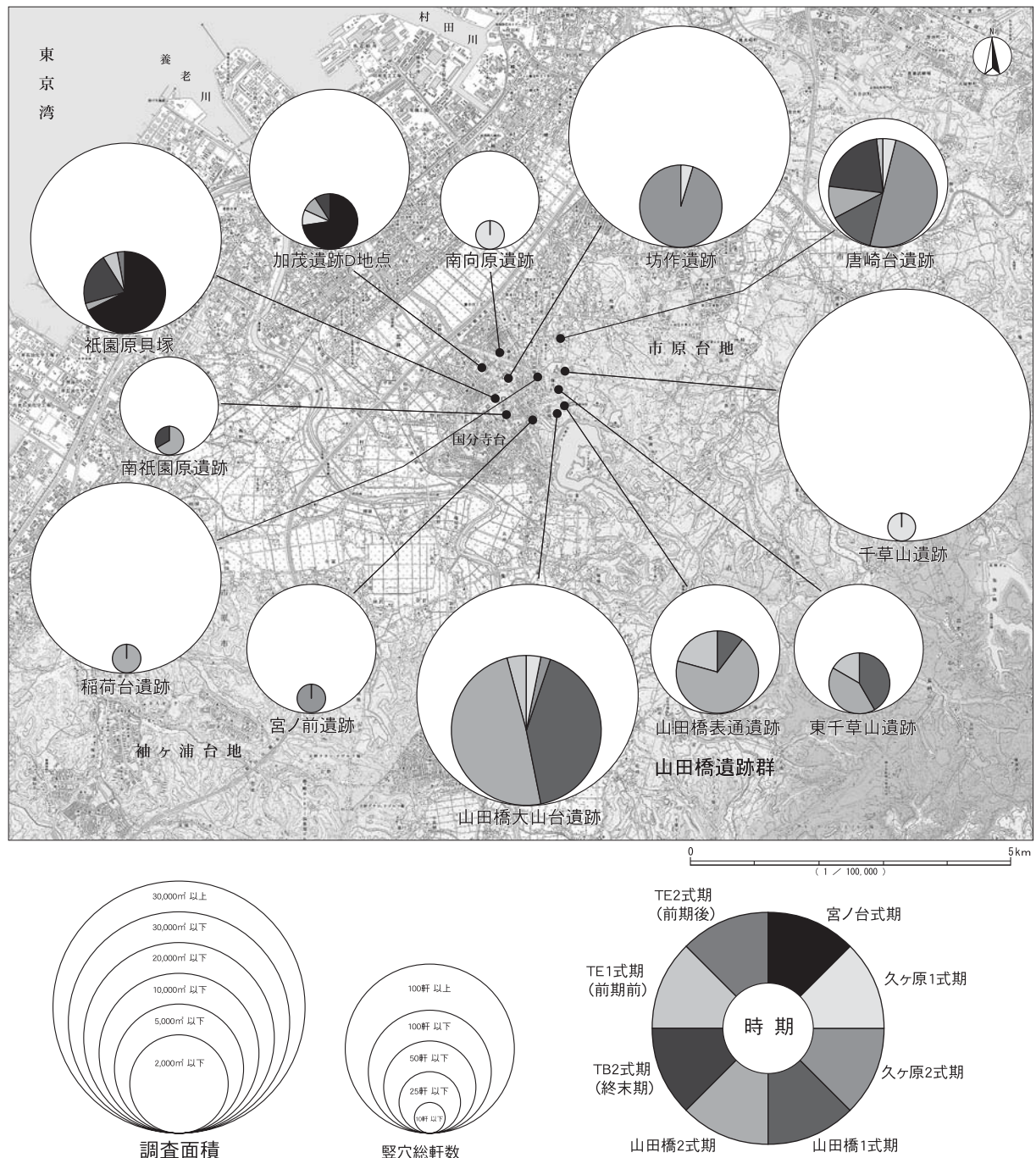
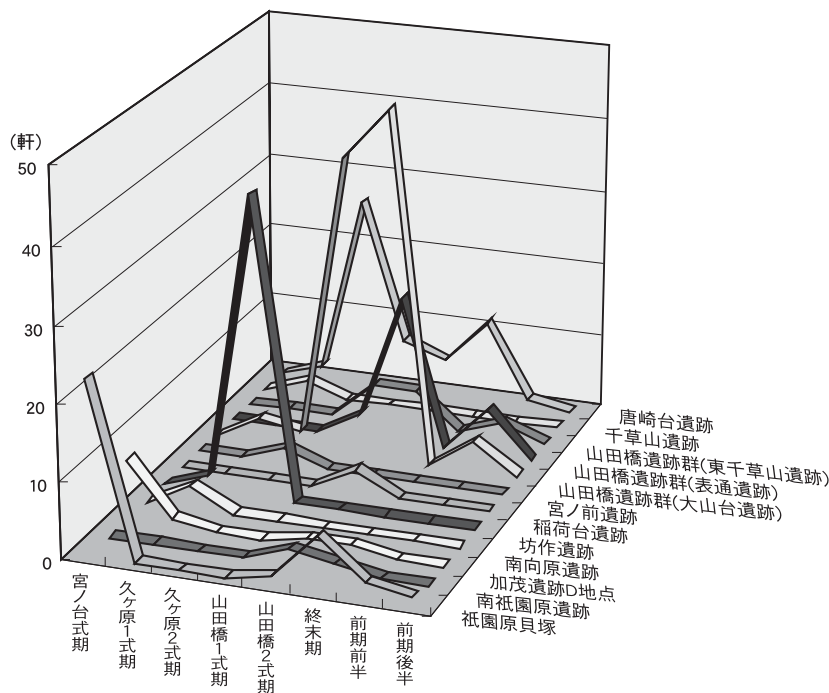


図12 山田橋遺跡群と周辺集落の規模

れ、終末期には、中台遺跡が中核となり、神門墳丘墓群の成立基盤となる。大規模な集落が塊状に分布する状況は、他に、草刈遺跡、草刈六之台遺跡、川焼台遺跡などの千原台地区でも認められる。

しかし、古墳時代前期後半(TE2式期)になると、上記遺跡群においても、膨張をとげた集落が極端に縮小する。この段階は、南関東地方各地域で遺跡数の減少傾向が認められ、その要因として、北関東から東北地方への大規模な移住、流出を想定することができる。東京湾沿岸地域圏の拡大は、終末期の常総系(臼井南式)への浸食に始まるが、前期後半段階の移住も、土器の系譜関係から判断するならば、当該地域が中心的母胎となる可能性が高い(比田井2004)。

ただ、対外的状況と同時に、市原市域内部においても、遺跡分布に際だった変化が認められるので



ある。国分寺台地区では、多くの遺跡がなお整理途上ないし未整理ではあるが、現状で、和泉式・鬼高式期に継続する集落は御林跡遺跡以外にはなく、祇園原貝塚で前期後半の竪穴住居跡が1軒、台遺跡で数軒、和泉式期は蛇谷遺跡で2軒など、集落規模も極端に縮小する。これに対して集落分布は、袖ヶ浦台地東京湾岸地域、村田川左岸等を中心に移す(図8)。遺跡立地についても、村田川左岸の河岸段丘上や、姉崎二子塚古墳が所在する砂堆上の山新遺跡など、低

地部への進出が再度認められる。袖ヶ浦台地東京湾岸地域は、いまだ大規模な調査が行われていないこともあり、この段階の集落の実態は明らかではないが、弥生時代中期から古墳時代中期にいたる遺跡分布の変化は、かならずしも水系を単位とした、順調な開発の経緯のなかで説明できるものではない。

(2) 集団の構成原理 予報

市原市域の弥生時代中期から古墳時代中期前半の集落分布には、弥生時代中期前半、弥生時代中期後半、弥生時代後期から古墳時代前期前半、古墳時代前期後半以降の4段階3画期を認めることが可能である。とくに、2段階の宮ノ台式期と3段階の弥生時代後期以降では、集落景観そのものも変容する。その変化の要因は、前述した生産基盤の問題を含め、複合的に検討すべき必要があるが、本稿では、集団の構成原理を視点とし、分布論として、まず、弥生時代終末期以降の墳丘墓群、古墳群との相関関係を問題とする。

市原市域の古墳は、現状での登録によれば、総数1,716基、前方後円墳85基、前方後方墳19基、円墳1,142基、方墳448基が存在する。総数には、弥生時代終末期から古墳時代前期の「方形周溝墓」としてもとらえ得るもの、弥生時代終末期の所謂「墳丘墓」を含んでおり、また、当該地域では、終末期に主体化する方墳が終末期で収束することなく、一部は平安時代まで継続している。しかし、「古墳」を限定的に規定したとしても、当該地域を含む房総半島東京湾沿岸地域の状況は、周辺地域の中で突出した質をみせる。

市原市域における、首長地位あるいは首長権力の独自化は、神門墳丘墓群の出現を指標とすることができる。関東地方では、近年弥生時代終末期から古墳時代前期初頭の円丘系墓の検出例が増加しつつあるものの、神門墳丘墓群に代表される市原市域は、なお特異な状況にあることにはかわりない。神門系譜と推定される円丘系墓は、他に小田部墳丘墓(径22m)、諏訪台1号墳(径24m)などがあり、村田川支流神崎川水系の小田部墳丘墓以外は、養老川右岸の国分寺台地区周辺に分布する(図14上)。

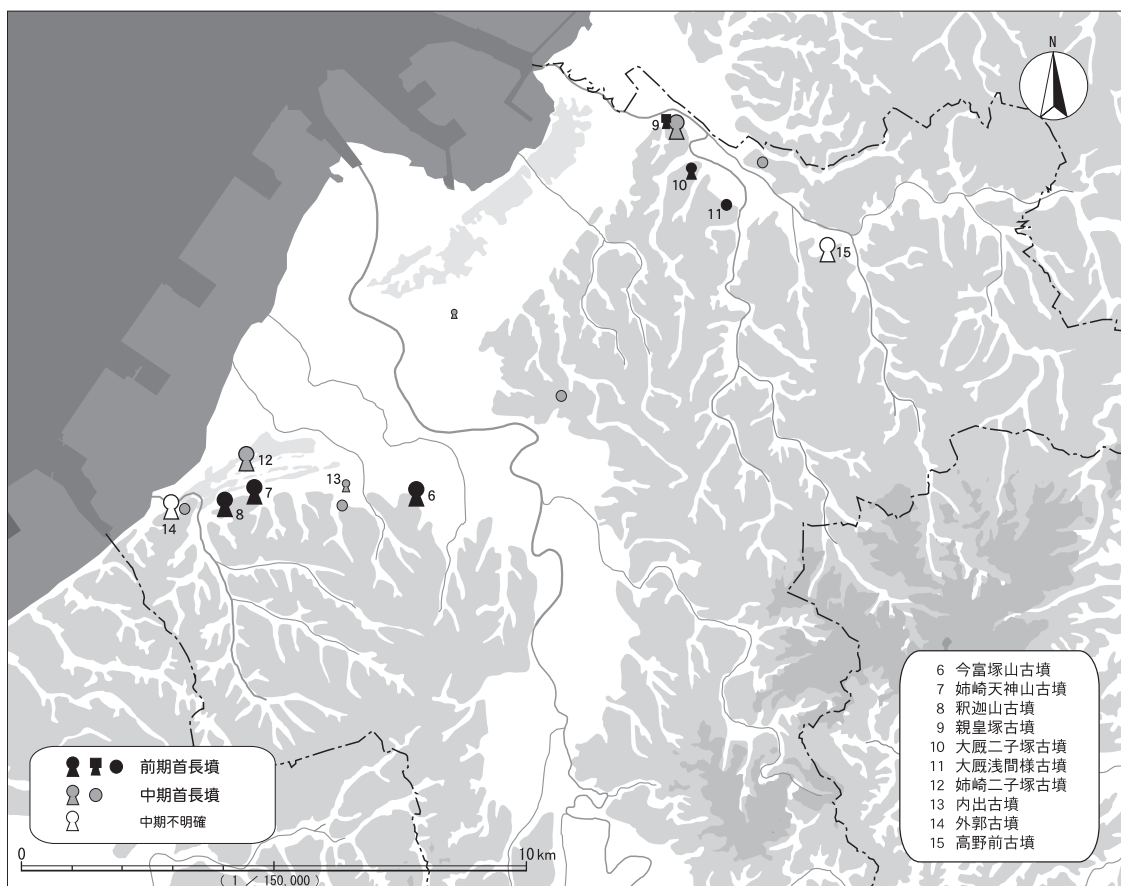
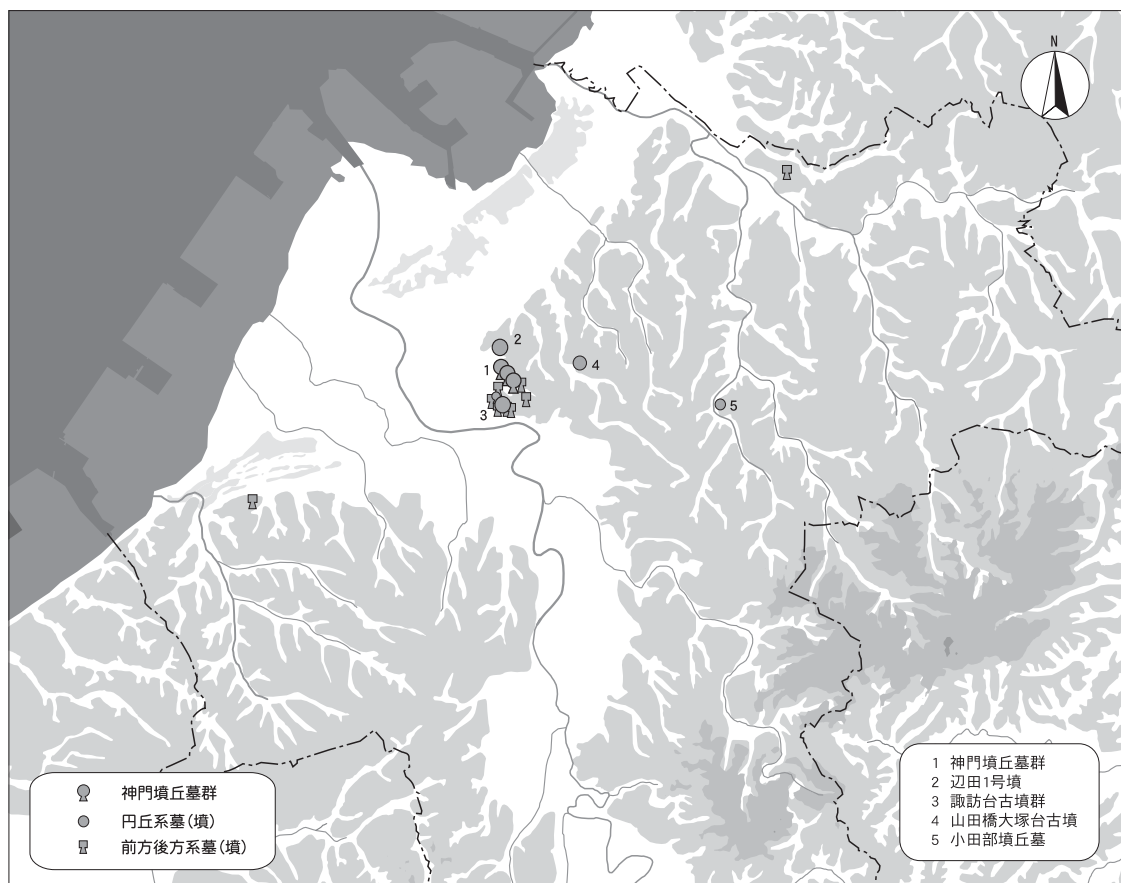


図14 弥生時代終末期・古墳時代前中期の首長墓

神門墳丘墓群は、最も新しいと考えられる3号墓が前期初頭のTE1a式(五領1式古段階)に接点をもつ可能性があるものの、基本的には終末期段階に比定される。この地域において、これに後続する首長墓としては辺田1号墳がある(木對2004)。辺田1号墳は、墳丘径32.2mの円墳であり、TE1b式(五領1式新段階)ないしTE1a式(同古段階)に遡る可能性がある。主体部の出土遺物は、径2.85cmの小形素文鏡(儀鏡)1、素環頭大刀1、大刀1、鉄剣2、槍1、ヤリガンナ1、碧玉製管玉1であり、限られた副葬品から組成を問題とすることは難しいものの、素環頭大刀、剣(槍)、ヤリガンナの組み合わせは、西日本における終末期の墳丘墓の副葬品に類する。また、墳頂部出土土器のうち主体となる幅狭の複合口縁壺形土器は、庄内式系譜の在地的型式変化によると推定され、他に有段鉢形土器が認められるものの、全体として布留式の直接的な影響は希薄であると思われる。辺田古墳群は、方丘系墓を基本とするが、その間に最大規模をもつ円丘系の1号墳がつくられる^(註9)。1号墳では突出部は確認されていないが、神門墳丘墓群系譜の円丘系として考えることが可能であり、この地域では終末期から前期にかけて円丘系が常に上位を構成する。他に、山田橋大塚台古墳(径約28m)も不確実ではあるがこの段階に比定される可能性がある。また、国分寺台地区の円墳・円丘系墓で最大規模をもつ諏訪台10号墳についても、南西側に接して造墓される前期前方後方系の11号墳(全長38.3m)が、傾斜面地に立地することを考慮するならば、これに先行して造墓された可能性があると思われる。その北側にも前方後方系の9号墳(全長36m)があり、これらを従えた群構成が考えられる。国分寺台を中心とする地域の首長墓は、古墳時代前期において前方後円墳に転換することなく、神門系譜の円丘系墓が在地化していく過程が想定できるのである。

これに対して、袖ヶ浦台地東京湾岸では、前期において姉崎天神山古墳(全長130m)、今富塚山古墳(全長110m)、釈迦山古墳(全長93m)、中期において姉崎二子塚古墳(全長103~114m)などの前方後円墳が造営される。また、村田川左岸では、前期において前方後円墳である大厩二子塚古墳(全長70m)、方墳(辺40m)ないし前方後方墳である親皇塚古墳、円墳の大厩浅間様古墳(径50m)が分布する(図14下)^(註10)。現状において、前方後円墳の「定型化」を簡潔に定義することは難しいものの、国分寺台地区の円丘系墓との比較からみれば、畿内中軸との新たな首長系列の成立が想定できる。これらの中で、釈迦山古墳、親皇塚古墳、大厩浅間様古墳は前期末に比定することができる。また、今富塚山古墳出土の墳頂部壺形土器も、積極的に前期後半以前に遡るものとは考えにくい。なお、姉崎天神山古墳、大厩二子塚古墳など時期詳細が明確ではない古墳もあるが、これら前期古墳の成立と、前述した前期後半における集落分布の再編には密接な関係があることは明らかであり、首長を基点とした、人格的な依存ないしは支配による集団の構成原理が想定できるのである。

この段階は、地域的な統合とともに、より上位の首長権が設置され、首長層が重層化をとげる。しかし、統合レベルが異なるとはいえ、首長を基点とした集合原理は、弥生時代後期の集落構成にみることができる。弥生時代の方形周溝墓は、久ヶ原式期になると明らかに減少し、被葬者の選択が進行する。おおむね四隅開口形式からの形態変化以降は、比較的大規模な集落においても10基をこえる検出例は限られており、この段階において方形周溝墓は首長墓に変容すると考えられる。山田橋遺跡群では、堅穴住居跡220軒に対して、埋葬遺構は5基の方形周溝墓、3基の単独木棺土坑墓のみであり、これらは大形堅穴との配置上の対応関係が認められる。そして、集落内での大形住居の移動にともない、堅穴住居群も漸次移動し、方形周溝墓は一定の墓域を形成することなく、結果として堅穴住居跡

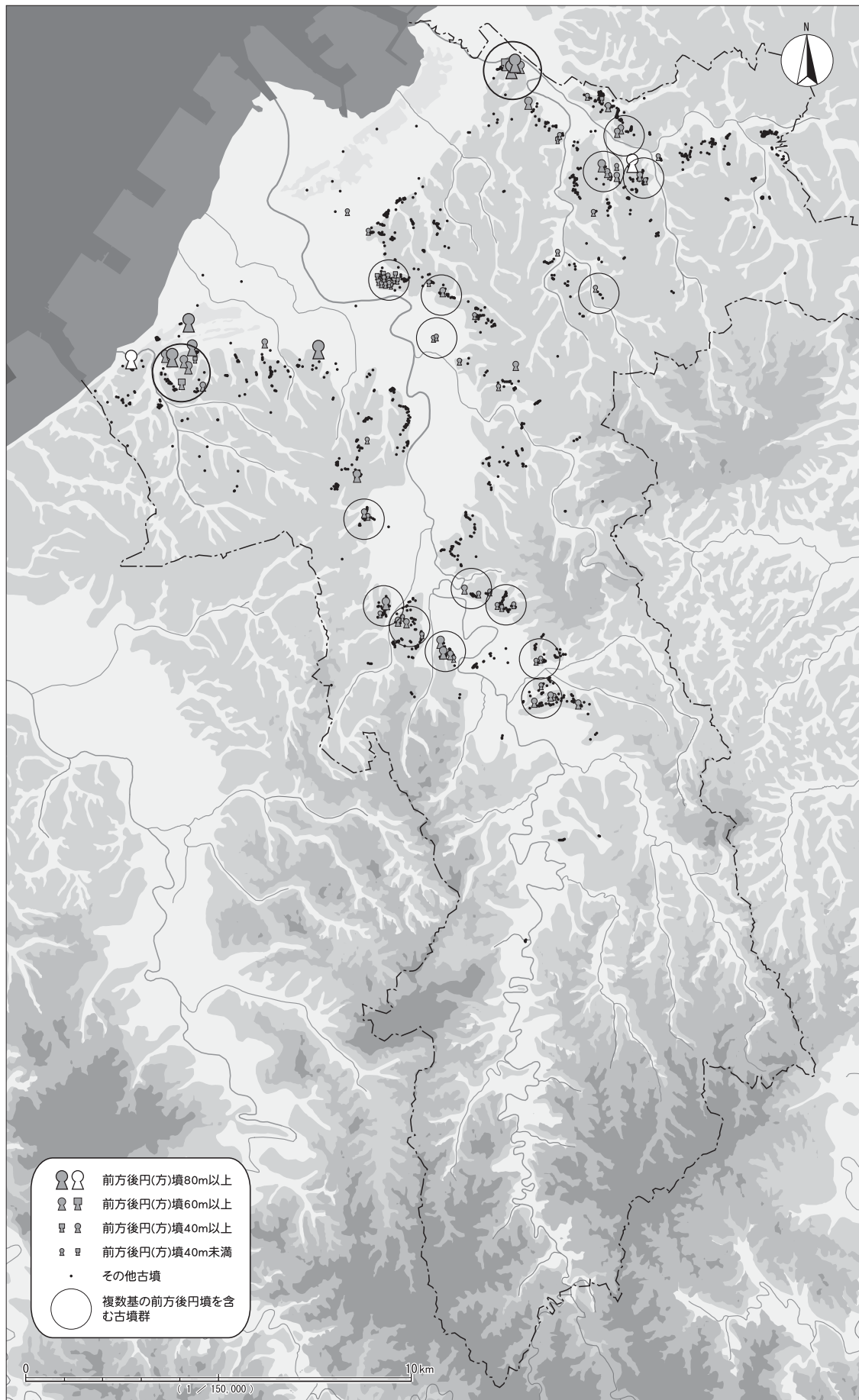


図15 市原市域古墳群(各期)と首長墳群(後・終末期)

群と混在する。

一方で増殖し、また一方で縮小廃絶する状況は、当該時期、地域の集落の基本的な動態であり、集落間の力学的な関係は、首長個人を基点として世代ごとに統合更新されることが想定できる。この段階の首長は、あくまでも個人的な力量による集団内の選択にもとづくと考えられ、集落も、首長権の移動、新たな首長の認知にともない再編されると考えられるのである。広範囲に堅穴住居が拡散し、居住域の拡大を指向するようにもみえる弥生時代後期から古墳時代前期の集落景観は、集団の構成原理の側面からみれば、この点を要因とするものと考えられる。少なくともこの段階に、土地の長期的な占有にもとづく地縁的秩序や、耕地の相伝に結びつくような権利継承関係の安定を認めることは困難であり、集落の形成と移動が首長権力の所在と密接な関係をもつことは明らかである。古墳時代前期においても、首長権の継承関係はいまだ未整備であると推定され、前期前方後円墳は、地点を変えて造墓される。中期の首長墳については、姉崎二子塚古墳以外明確ではないが、姉崎地区では内出古墳(前方後円墳全長44m)、椎津稻荷山古墳(円墳径40m)などがあり、実態が明らかではないが、椎津外郭古墳、村田川左岸の高野前古墳などが候補となる。これらを含め、この段階の首長墓も一定地点への集合が認められない。古墳時代中期の小規模円墳についても、下鈴野古墳群、小田部新地遺跡、千草山遺跡、山田橋大塚台2号墳など、単独ないしは時期的な伸長をみせない場合が多い。

これに対して、宮ノ台式期は、環濠集落への集住、堅穴住居規模、またその同心円状の拡張などにみられるように、集団各レベルでの緊密な紐帯組織をもつ。方形周溝墓の比較からみると、宮ノ台式期の方形周溝墓群は、居住域と明確に分離され、その造墓行為には長期的な秩序、規制が認められる。個々の方形周溝墓は相互に溝を接しながら列状に配列される。袖ヶ浦市向神納里遺跡では、南北方向700mにわたり141基の方形周溝墓が帯状に配列されており、天神台(諏訪台)遺跡でも、各列の方向は一定しないものの、規則的な配列をみることができる。とくに、向神納里遺跡の方形周溝墓群にみられる長期継続的で規則的な構成は、一貫した集団紐帯を背景にするとと思われる。この段階に、親子関係にもとづく分節化した系譜的な出自観念の成立をみることは困難であり、おそらくは、共通出自の観念を基盤とするものと推定され、弥生時代後期以降とも異なる集団原理が想定されるのである(大村2005a)。

市原市域における継続型の首長墳群の成立は、菊間古墳群では中期末に遡る可能性があり、姉崎古墳群では後期前半の山王山古墳以降と推定される。図15は、市原市域の全古墳を抽出表示したものであり、そのうち、複数の前方後円墳を含む古墳群を表示した。個々の古墳の検討を行うことはできないが、これら古墳群の多くは、後期において形成されたものと推定される。首長層における系譜意識の形成は、埼玉県行田市稲荷山古墳鉄剣銘にみることができるが、おそらく、継続型首長墳群の成立を指標として、系譜的関係をともなう擬制的血縁関係の形成を想定することが可能であると思われる^(註11)。

今回、古墳時代中期後半以降の集落は対象としなかったが、関東地方では一般に、中期後半の鬼高式期以降、奈良・平安時代に継続する長期的な集落が出現する(大村1993)。首長によって統合された擬制的血縁関係の拡大にともない、地域、領域の安定化が進行したことが推定されるのである。おそらくこの段階に、集落形成の第4の画期が想定できるとと思われる。

(3) 今後の課題

本項では、集落遺跡の分布変化に、墳丘墓・古墳の分布を重ねることによって、弥生時代から古墳時代前半期における当該地域の動態を集団の構成原理の視点から問題とした。この段階の遺跡群関係は、集落規模の増幅を的確に把握する必要がある、とくに弥生時代後期以降の集落は、規模、範囲とも流動的で、今回提示した点分布では、個々の集落を具体的に表現することは難しい。今回は、調査遺跡を対象としたが、市原市調査遺跡情報は、前述したとおり、当初設定された調査対象範囲をポリゴンの基礎単位とするため、大規模な区画整理事業にともなう遺跡調査と、市街化区域内の個人宅造を主とする遺跡調査では、調査規模とは逆の点密度を構成してしまう。今回、図7・8では、こうした障害をIllustrator上で入稿用に加工しているが、本来こういったアナログ的な修正は、解析を目的とする上では排除すべき部分であろう。現状での本システムでは、可変シンボルによって単一属性の値をランク表示することはできるが、グラフ機能は備えていない。調査対象面積等を表示することは可能であるが、各時期の遺跡規模が関連するわけではない。図12は今回GISから直接生成したものではないが、建物数や調査面積に対する建物検出率を集計する必要があると思われる。編年の細別レベルでの集計は容易ではないが、今後不可欠となる作業であろう。各集落の空間的領域やネットワークモデルの抽出といった作業以前に、集落個々の遺構レベルでの解析が必要となると思われるのである。

今回問題とした集団の構成原理は、遺跡群の動態を規定する複合的な要因のなかでの一側面にすぎない。例えば、立地する地形的特徴については、宮ノ台式期と古墳時代前期後半から中期に低地への進出が認められ、平面的な遺跡分布の画期に応じた変化が認められる。本システムでは、鳥瞰図表示を含め、地理的背景を有効に活用することはできないが、地理的・環境的情報をもとにした検討も必要であると思われる。

GISは、空間的情報をより効率的に活用するための手段であって、考古学における本質的な方法論そのものではない。当然、解析に対する視点、方法論が前提として不可欠であり、過去の研究史的な蓄積から離れて存在し得るものではない。現在、主に縄文時代を中心に進められている研究成果が、直接それ以外の時代に反映できるとも思えない。しかし、津村宏臣氏らによる、新たな空間分析の方法個々は、判断基準に一定の蓋然性を与えることに最大の有効性があり、まず、この部分に対する評価が必要であると思われる。

(大村)

おわりに

考古学情報のデジタル化を阻害する要素は、考古学の本質的な部分にもある。対象が「もの」である以上、数量化が本来不可避であると思われるが、土器編年をとってみても、経験的で、本質的には主観的な判断にすぎない。現状において過度に「客観性」を期待すべきでもないし、デジタルデータが客観性を保証するものでもないが、個人や特定機関ですら収集不能な考古学情報の膨大な蓄積がある中で、代表的な遺跡、恣意的に選択された遺跡にもとづく歴史像は、きわめて危ういものと考えなければならない。網羅的な活用には、統計的な解析が必要であり、そのためには、考古学情報のデジタル化、数量化にもとづく共有が進められなければならない。かつて、コード化といった議論が、「用語」の不統一によって頓挫している。たしかに、用語、分類は結果結論ではあるが、前提となるべき即物的な分類と遊離した概念規定や、概念のみが先走りした議論も一部では認められる。情報処理を目的

とした意識改革も必要であると思われる。

考古学を取りまく環境や体質が、早期に改善されるとは考えられないが、公共の調査機関には、デジタルデータを提供すべき役割が求められていると思われる。当センターでも、一部の報告書でPDFの配布を行っているが、まずは、これを一般化していく必要がある。発掘調査情報のデジタル化は、本来現場から一貫したものであることが望ましいが、近隣センターがトータルステーションの導入に踏み切らざるを得なかったバブル期を、当センターでは、幸か不幸か検討以前に経過してしまった。現状では整理作業が事業の主体となっているが、ただ、アナログ図面についても、デジタルトレースを行い、CADで座標を与えることによって、2次元ではあるが遺構全体図の作成も可能となる。こうした地道な作業手順の変更によっても、報告書のみを成果品として整理作業を完結させるのではなく、デジタルデータの資産化につなげていくことが可能なのである。PDF作成に対するコスト増の議論もあるが、こういった後ろ向きの議論ではなく、DTPの進捗にあわせた、内部的な努力も必要であると思われる。そして、GISは、これらのデジタル情報の集積基盤としての役割をもつのである。

前述したように、GISは国家的プロジェクトとして進行しており、学術的分野でもクリアリングハウスの構築と、その検索項目となるメタデータの整備が一部では進められている。外圧のない考古学で、こうした標準に対する動向が、どの程度の速度で進捗するかはさだかではない。ただ、現状においても、日常業務のなかで、身の丈にあった作業を進めていくことは可能であると思われる。

GIS導入から現在に至るまで、株式会社パスコ(当時を含む)植田真、岡安光彦、木口裕史、小林俊雄、鈴木幹夫、蛭沼紀江、元山行人各氏(五十音順)には、さまざまな教示を頂いている。データ作成については、とくに図書の入力が一時期停滞していたが、現状で120,000余件におよぶレコード数は、文化財センター阿部茂之のがんばりによるところが大きい。また、整理補助員の安藤眞由美さんには、照会文書の整理、下図作成、GIS入力作業と、一貫して関わってもらっている。

最後に触れておかなければならないのは、2001年10月15日に急逝された小出紳夫さんのことである。小出さんは、1981年に市原市教育委員会に採用の後、1984年4月から、財団法人市原市文化財センターへの事務従事となる1994年4月まで、10年間教育委員会本庁にあって、市原市の埋蔵文化財行政を支えてきた。その間に、『千葉県市原市埋蔵文化財分布地図(北部編・南部編)』の作成を手掛け、千葉県教育委員会刊行『千葉県埋蔵文化財分布地図』(1999年)での市原市域の改訂も小出さんが行った。遺跡分布地図の整備は、市原市にとって根幹となる部分ではあるが、いかに丹念につくりあげても、行政側あるいは考古学の側からみて、つねに不満が生じてしまう汚れ役であり、下積みの仕事である。「市原市遺跡情報管理システム」は、文化財センターで発案したこともあり、基本構想は、どちらかといえば発掘調査情報を主とし、考古学的な側面が強かった。しかし小出さんは、当初よりGISの行政への導入を提案し、自ら「埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて(照会)」の整理に着手した。照会文書は当時約3,000件あり、1999年度には、市教育委員会の委託事業としたが、当時小出さんは、坊作遺跡の整理作業を担当していたにもかかわらず、これを兼務した。その甲斐あって、2001年度には、市教育委員会にも同システムを導入したが、その過程は小出さんの提言、後押しによるところが大きい。

システムは所詮システムでしかない。組織・体制も各個人の意識なくしては機能しない。下積みと

もいえるデータ入力、データ整備を誰が引き継いでいけるかである。デジタルツールの活用には、システム論とは別に、地道な入力作業が不可欠なのである。(大村・小橋)

註

- (1) 分布地図の入力作業は、小出紳夫、小川浩一、北見一弘、鶴岡英一、牧野光隆、大村、小橋が分担して行った。
- (2) 包蔵地範囲のように、そもそもデータが座標を有していない場合、下図として使用した地図の精度、表現に依拠することになる。これに対して、GIS上では縮尺に対する感覚が乏しい。内部的にみれば、未調査の包蔵地範囲が、一線によって区分できるほどの精度をもっていないことは当然のことであるが、対外的には、問題を生じかねない部分である。
- (3) Accessには、他に、全国埋蔵文化財法人連絡協議会等作成による報告書抄録データベース、1994・1995年度千葉県取りまとめによる千葉県内出土遺物実態調査が、参考情報として搭載されている。
- (4) 三重県埋蔵文化財調査センターでは、報告書のオンデマンド印刷(委託)を行っている。従来の有償頒布用の増刷に変わる新しい方法として注目される実践例ではあるが、なぜその過程で生じるデジタルデータを利用して無償で公開しないのであろうか。筆者(小橋)は当センターが無償頒布の対象外であったため、オンデマンド印刷で当該報告書を購入した経験を持つが、その印刷品質(線数・用紙)は正規刊行物より劣っているように見受けられた。隣県のPDFファイルのWeb公開のようにずっとコストのかからない選択肢が存在するのに、品質を落とした上で印刷費用を利用者に転嫁するという方法を採用するのはじつに不思議である。県の方針や内部的な問題が存在するのだと推察するが、情報公開の本来的な意義を再確認し、公開方法の再検討が行われることを期待したい。
- (5) <関連文書抜粋>(形式を一部改変)

1:「GISについては、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」が設置され、政府として取り組みが始まり、平成14年2月には、「GISにより豊かな国民生活を実現するための行動計画」として「GISアクションプログラム2002-2005」が策定されました。また、総務省、国土交通省及び経済産業省は、地方公共団体及び民間企業と連携協力して「GISモデル地区実証実験」を全国7地区(静岡県、岐阜県、大阪府、高知県、福岡県、大分県及び沖縄県)で取り組みました(平成12年度～14年度)。(総務省3次元GISサイトより)

2:「(3)政府の果たすべき役割

政府の果たすべき役割は、第1に、これまでと同様に、引き続きGISを利用する基盤環境の整備を進めることである。その際、政府単独で全てを整備することは不可能である。現に、地理情報の多くを保有するのは地方公共団体であり、また、GISアプリケーションの多くは商業ベースで開発されている。このため、政府のみならず、地方公共団体、民間企業など多様な主体が協力してGISの整備・普及に当たることが求められる。こうした中で、政府が果たすべき役割は、大別すると、①政府が保有する国土空間データ基盤の整備と流通の促進、②GISの普及支援の2つになる。前者については、政府が保有する国土空間データ基盤の整備、及びこれに関連する標準の策定、並びにデータの提供・流通環境の整備が重要な役割となる。特に、国土空間データ基盤の整備や流通環境の整備に当たっては、我が国における基盤の概成に向け、地方公共団体、民間の取り組みと連携しつつ、迅速かつ効率的な整備を行っていく必要がある。また、後者については、教育や人材育成も含めたGISの本格的な普及・啓発活動とともに、地方公共団体、民間企業、研究機関等GISの整備・普及に係る諸主体との連携とこれらの主体への適切な支援が重要な役割となる。

第2に、政府自らがこのような基盤環境を活用し、GISによる国政の効率化・迅速化、行政サービスの質の向上を実現することである。GISの整備・普及により、最終的に目指しているものが、行政、産業、国民生活の各分野において質の高いサービスが提供される社会の実現であることを踏まえると、GISの基盤環境の整備とともに、自らが率先してGISによって行政サービスの質の向上等を実現することも重要な政府の役割となる。すなわち、防災、まちづくり、交通、環境、教育等の各行政分野においてGISを有効に活用することにより、行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を図り、電子政府の確実な実現に寄与することが、政府の重要な役割となるのである。

(4)計画の目標

これまで述べた考え方に基づき、本計画の目標を次のように設定する。

①GISを利用する基盤環境を概成する。

- ア. 国土空間データ基盤に関する標準化を概ね終了し、政府はこれを率先使用する。
- イ. 地理情報の電子化・流通を促進する観点からの制度・ガイドラインの整備を概ね終了する。
- ウ. 空間データ基盤に該当する項目の電子化を概ね終了し、これを広く提供する。
- エ. GISの普及を支援する。

②政府の各分野においてGISを有効に活用し、行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を図る。」「(GISアクションプログラム2002-2005より)

3：「国土空間データ基盤の効率的な整備とGISの利活用の促進のためには、異なる主体により整備された空間データの相互利活用が容易に行える環境整備が必要である。

このため、政府では1999年3月にデータ交換方法等に関する「地理情報標準」を政府の技術的な標準として定めたが、より一層の普及を図るため、その後の国際標準化機構(ISO)において国際規格となった項目について、国際標準との整合性を確保し、国内の地理情報標準として順次日本工業規格として制定(以下「JIS化」という)を図る。

また、インターネット技術を用いて各種のGISを利用したサービスにおける地理情報の相互流通を実現するために国内で開発したプロトコル(G-XML)については、ISOへ国際規格とするよう提案を図る。

政府は、GISを用いた事務の効率化、迅速化、高度化を図るため、地理情報標準及びG-XMLを率先して使用する。具体的には、データ整備・提供等の際にJIS化された地理情報標準を使用するとともに、インターネット技術を用いて各種のGISを利用したサービスを行う際は、必要に応じてG-XMLを使用する。加えて、これらの標準が、地方公共団体や民間においても積極的に使用されるよう、標準の普及活動や技術支援等を実施する。」(GISアクションプログラム2002-2005より)

4：「国土空間データ基盤は、国が新たに巨大なデータベースとして一元的に整備・提供するのではなく、国、地方公共団体及び民間が、各々整備している空間データのうち基盤的なものを、国土空間データ基盤としても定義し、各整備主体が、電子媒体やネットワークを通じてこれらを提供し、利用者は必要なデータを個別に入手し、重ね合わせて利用するものである。」(国土地理院サイトより)

5：「地理情報のデータフォーマットがどのようなものであれ、そこに記録されている内容が、一定のルール(JSGI)に従っていれば良いのです」(地理情報標準入門サイトより)

6：「国土地理院では、メタデータを同時検索できる地理情報クリアリングハウスを構築し、2001年3月より7省庁及び大学・民間等で保有するメタデータの検索サービスを開始しており、そのメタデータは、JSGIを利用して作成されています」(地理情報標準入門サイトより)

7：「クリアリングハウス(国土地理院HP内)」「国土地理院HP：<http://www.gsi.go.jp/>」とは、空間データを利用する者に対して自分が入手したいデータを探し出すのに便宜を図るため、データの内容、精度、更新時期、対象地域、作成者、入手方法等、すなわちメタデータを収録したデータベースとそれを検索する機能をもったシステムであり、インターネット等のネットワークで利用できるものである。クリアリングハウスの構築は、空間データの相互利用を促進し、空間データ整備の重複投資を回避するために不可欠である。」(「総務省3次元GIS」サイトより)

8：「クリアリングハウスは多くの業種、多くの専門分野において整備されています。地理情報のクリアリングハウスとしては、アメリカの連邦地理データ委員会(FGDC)が設営しているものが有名です。このクリアリングハウスはアメリカのみならず、南アメリカ、オーストラリアなどのクリアリングハウスと連携しており、インターネットでメタデータの検索ができるようになっています。

ヨーロッパでも、イギリス、フランス、ドイツ、北欧諸国、スペインなど、多くの国々が地理情報のためのクリアリングハウスを設営し、地理情報の流通促進に役立てています。クリアリングハウスはまさに、地理情報のイエローページとなっています。

例えば欧州の国土地理院が協力してGDDDという、国レベルの地理情報を公開するクリアリングハウスを1994年に設けています。ここでは、欧州の地理情報標準に則ったメタデータが公開されています。1996年にはインターネットを通じて、GDDDに含まれる情報の内、主要な部分の情報検索が可能となり、現在では36カ国が参加し、三百以上の地図製品を検索することができたとされています。デンマークでは1994年に、国家測量地籍局が最初の地理情報データベースを整備しています。1996年には第二次の開発が行われ、メタデータもこの時点で整備され、1997年からインターネットによる検索ができるようになりました。

日本でも、他の国と同様にクリアリングハウスが構築されています。地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議において、政府の地理情報クリアリングハウスを整備していくことが決められており、国土地理院は、経済産業省、総務省、環境省など各省庁との連携のもと、各省庁のメタデータを同時検索できる地理情報クリアリングハウスを構築しており、JSGIに準拠したメタデータのワンストップ検索サービスを行っています。

学界では、東京大学空間情報科学研究センター・京都大学が、産業界においては国土空間データ基盤推進協議会(NSDIPA)や、日本建設情報総合センター(JACIC)がクリアリングハウスを公開しており、国土地理院にアクセスするだけで、それらのメタデータが検索できるようになっています。すでに紹介したアメリカの連邦地理データ委員会(FGDC)のクリアリングハウスなどとの国際的な連携の他、今後は地方自治体との連携も進むことでしょう。」(地理情報標準入門サイトより)

9：「地理情報をコンピュータで扱うための形式はどのようなのでしょうか。地理情報を作成したり利用したりしようとする人で、プログラムを作成するには、そのファイル形式がとても気にかかるところでしょう。その形式を決めているのは、符号化と呼ばれる規定です。

地理情報も、結局コンピュータが取り扱う一つのファイルにすぎませんから、これまでの常識から言うと、一定のファイル形式に決められているとお思いでしょう。でも、ファイル形式を一定にしまうと、応用スキーマで

自由に定義したことが盛り込めなくなってしまう。

そこでJSIGでは、拡張可能マークアップ言語(XML)の使用を推奨しています。XMLは、データの種別とその内容をペアにして記録することができ、データを構造化して取り扱えるため、近年、さまざまなデータの形式に採用されてきています。このXMLを利用すると、応用スキーマで定義した内容にあわせて、データの種別とその値が設定でき、思い通りの地理情報を作成することが可能になります。つまり、簡単に言えば、ある建物の情報だと宣言して、その中に、フロア数＝5、エレベータ台数＝4、といった具合にデータが記録されるのです。」(地理情報標準入門サイトより)

10：「Ⅲ重点政策 5 分野

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

(3) 具体的施策

② 公共分野

カ) 地理情報システム(GIS)の推進

官民連携のもと、国際ルールとの整合を図りつつ、GISを利用する基盤環境を整備するとともに、防災、まちづくり、交通、教育等の行政分野、民間業務の合理化・効率化、新しいビジネスモデルの創造、国民生活の高度化・多様化を図るため、「GISアクションプログラム2002-2005」(2002年2月地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議)に沿った所要の施策を着実に実施する。また、政府が保有する地理情報が、我が国の国土に関する様々な情報を客観的に把握することを可能にする資料的、文化的価値を有することに鑑み、原則として、2005年までにデジタル化・アーカイブ化し、誰もが容易に閲覧・入手し、活用できるようにする。」(e-Japan重点計画2003より)

11：「電子化された地理情報はもちろん、紙地図等のアナログ情報に関しても、地理情報標準に基づくメタデータの整備を早急に行うという基本的な考え方を踏まえ、今後、基盤的な地理情報を整備する際には、メタデータもあわせて整備することを徹底するとともに、データ本体の電子化に比べメタデータの整備が遅れているものの整備を急ぐ。(今後の地理情報システム(GIS)の整備・普及施策の展開について 平成12年10月6日 地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議申し合わせ)」(e-Japan重点計画2003より)

12：「ア) 国土空間データ基盤に関する標準化と政府の率先使用による行政の効率化の推進(経済産業省、国土交通省及び関係府省)

2004年度も引き続き地理情報標準のJIS化を行うとともに、2005年度中のG-XML(GML)規格の国際標準制定を目指し、確定後、政府はこれらの標準を率先して使用するとともに、その普及を図る。

イ) 地理情報の電子化と提供の推進(国土交通省及び関係府省)

国民が最新の地理情報をインターネットで手軽に閲覧し活用できる環境を実現するため、2004年度以降も引き続き、数値地図2500、数値地図25000及び街区レベル位置参照情報の定期更新を行う。

ウ) GISの本格的な普及支援

ア) 統合型GISの推進(総務省)

地方公共団体における地図関連業務の効率化および地図関連情報の提供を図る庁内横断的なしくみである統合型GISの整備を促進するため、2004年度中に地方財政措置の拡充を行うとともに、引き続き地方公共団体に対する情報提供等の必要な支援を行う。

イ) 電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築(国土交通省)

全国どこでも高精度な位置情報を得ることが可能となるよう、2004年度も引き続き全国(常時接続できない離島等を除く)の電子基準点データを常時収集、解析し、リアルタイム配信を実施するとともに、リアルタイム化を逐次拡大する。

ロ) モバイル3次元GISの実現(総務省)

2005年度までに、モバイル端末でも3次元GISの利用が可能な次世代GISの基盤技術の研究開発を行う。

ハ) 次世代位置情報サービスの促進のための基盤整備(経済産業省)」(e-Japan重点計画2004より)

13：「4) 多様なコンテンツ資産の有効活用

成果目標：2005年度までに多種多様なデジタルコンテンツ資産を統合的かつ簡便に利用できるようにする。

ア) デジタルアーカイブ化及び国内外への発信

イ) デジタルアーカイブ化の推進(内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省及び関係府省)

2005年度までに、放送・出版、映画等のコンテンツや、美術館・博物館、図書館等の所蔵品、Web情報、地域文化、アジア諸国との関係に関わる重要な公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずる。

ロ) 文化遺産オンライン構想の推進(文部科学省、総務省)

デジタルアーカイブ情報の検索を容易にするため、2005年度までに、国や地方公共団体、私立の美術館、博物館のネットワークの充実を図り、共通索引システムを整備する。また、2006年度までに、全国で1000館程度の美術館、博物館等が参加する文化情報に関するポータルサイトの確立を目指す。

イ)アーカイブ流通のための技術開発の推進

a)映像表示・伝送技術の確立のための技術開発(総務省)

高品質のアーカイブを円滑に流通させるため、2005年度までに、実物の色、質感・立体感・光沢を忠実に再現する映像表示・伝送技術の確立を目的とした研究開発を実施する。

b)安全・円滑な流通のための技術開発(総務省)

アーカイブ化されたコンテンツのネットワークによる利用を促進するため、2004年度も引き続き、メタデータを活用した一元的な高速検索技術やコンテンツ保護技術等、その安全・円滑な流通を可能とする技術の開発、実証等を推進する。」(e-Japan重点計画2004より)

14:「電子資料集成:デジタルアーカイブ。「アーカイブ(archive)」は文書や記録の集積,あるいは,その集積している場所(文書館等)を意味し,デジタル技術により,様々な資源を,文字,映像,音声等により記録集積し,インターネット等で配信したり検索し再利用したりすることを可能としたもの。」(文化庁サイト)

15:「目的と意義 「デジタルアーカイブ構想」は,人類共通の課題である文化遺産の保存問題解決に向けて,デジタル信号処理やマルチメディア・データベース等の最新技術を積極的に活用することにより,

[1]有形・無形の文化資産を記録精度が高く,再現性に優れたデジタル情報の形で記録し,

[2]各所ごとに蓄積,保管して,誰もが自由に閲覧・鑑賞できるようにするとともに,世界規模の情報通信ネットワークを利用して情報の受発信を行うことにより,次の世代に正しく継承することを目的とするものです。

こうした動きは,高度情報化の流れの中で,GII(世界情報網)構想の提言をうけて,G7(先進7ヵ国)世界情報インフラ関係閣僚会議(95年2月,ベルギー・ブラッセル)において,「世界ネットワーク化に向けた接続の推進」や「電子美術・博物館の実現」など11項目の国際共同プロジェクトの推進が合意されました。このようにマルチメディア・データベースによる文化資産の適切な保存とワールドワイドな活用は,地球規模での新しい潮流となっています。これにより,世界の人々が伝統や文化の違いを相互に理解しあい,異文明間の摩擦を回避し,また,新たなビジネスチャンスを創造することも期待されます。」(デジタルアーカイブ推進協議会サイトより)

16:「希少資料,手近に 進むアーカイブ化事業

図書館や博物館などの収蔵資料を撮影し,デジタルデータとして蓄積するアーカイブ化事業が注目されている。この1~2年,古書や図面,雑誌などの画像データを集めて検索機能を付けたDVDが出版されるケースも増えてきた。紙などの劣化しやすい資料を半永久的なデジタルデータにすることで,長期間の保存や多くの人のアクセスが可能になると注目されている。デジタルアーカイブの現状と今後を探った。【中島みゆき】

◇歌舞伎番付集成

八木書店(東京都千代田区)が昨年秋に発売したDVD版「歌舞伎番付集成」(3枚組・36万7500円)には,日大総合学術情報センター(埼玉県所沢市)が所蔵する演劇資料約1万1000点が収められている。演目や配役などを一覧化した興行記録「番付」を中心に役者絵や,三代目中村歌右衛門を称賛するためにファンが作った「芝翫帖(しかんちょう)」などを含む約3万カットの画像がフルカラーで収められている。資料の8割が江戸時代のもので,明治・大正期のものもある。

「番付」は,いつ,誰が,どの劇場でどの役を務めたかを示す資料。配役を記した「役割」のほか,絵入りの「絵番付」からは当時の演出や興行の様子を見ることができる。日大には演劇評論家の渥美清太郎氏が所蔵していたものをはじめ貴重な資料が多く収蔵されているが,これまで一部の研究者が利用するにとどまっていた。十数年前に赤間亮・立命館大教授(日本演劇学)らがデータベース化を企画し,フリーワード検索やプリントアウト,メモなどでもできる。

八木書店の滝口富夫さんは「歌舞伎は江戸の庶民文化の象徴。記録を整理し検索可能にすることで,新たな研究成果も期待できる。今後は,他の大学や博物館の収蔵資料も同様にデータベース化し,網羅的に検索できるようにできればと考えている」と話す。

◇コルビュジェ全図面

20世紀を代表する建築家,ル・コルビュジェの全図面を収めたDVD「ル・コルビュジェ プランズ」(全4集・各21万円)も,3月から刊行される。

98年に英国の出版社とコルビュジェ建築のCD-ROM版を制作した出版企画会社社長,下田泰也さんが図面劣化に気付き,パリのル・コルビュジェ財団にデジタルアーカイブ化を提案,03年末に出版契約を結んだ。同財団所蔵の全建築設計図面,スケッチ計約3万5000点を最大8800万画素の画像に収め,06年秋までに全4集の刊行を予定している(販売は丸善が担当)。

コルビュジェは,図面やスケッチの大部分をコルビュジェ財団に寄贈し,現在は財団内でのみマイクロフィルムで閲覧されている。DVDに収録された画像は大幅な拡大やプリントアウトもできる。下田さんは「高精細画像で図面の端の小さなメモや裏面の走り書きまで見られるようにすることで,多くの人がコルビュジェの思索の過程をたどることができる。また,収蔵者は印税を資料保護にあてられる。この事業が一つのモデルとなれば」と話している。

◇課題はインフラ整備

デジタルアーカイブは、劣化しやすい書誌などのほか、口承文化や無形芸能の保存、地域おこしの観点からも注目される。最近では補助金事業も多く行われている。

こうした現状について東京芸大先端芸術学科の桂英史助教授は「デジタルアーカイブには『失われゆく知』を共有・継承していく期待がある。しかし、継承されうるアーカイブを作るためには、希少性の高い資料をきちんと囲い込んで蓄積し、将来的な技術環境の変化にも対応できるよう大切に扱う必要がある」と語る。“バラまき行政”的に作られるアーカイブには、安易な企画も少なくないという。

桂さんは「単にものの画像や伝統行事の映像で構成するのではなく、それらが生まれた背景や作者の意図などのストーリーを織り込むことで、より高品質で多様な情報を含んだアーカイブになる。さらに、映像資料化する方法のフォーマットを共有する『メタアーカイブ』や、アーカイブ間の横断的な検索を可能にする『アーカイブのアーカイブ』といったインフラが整備されれば、新たなビジネスモデルが確立され、持続性や公共性が増す。アーカイブ事業の可能性の地帯が広がる」と指摘している。」(毎日新聞 2005年1月28日 東京夕刊)

- (6) 図7・8は、基本的に堅穴住居跡の検出を根拠とする居住域を対象としているが、弥生時代中期については、一部未調査遺跡、墓域関連遺跡を含んでいる。
- (7) 本項では、一部をのぞき参考文献を省略した。内容も大村(2004a・2004b・2005a)と重複する部分があり、これらを参照願いたい。また、本項での土器編年は、主に大村(1994・2004a・2004b・2005a)、黒沢浩(1997・1998)による。
- (8) 国分寺台地区については、現状で遺跡範囲が検証できないため、おおむね既調査範囲が遺跡範囲として登録されている。また、市原条里制遺跡などの生産遺跡は非表示とした。
- (9) 辺田古墳群の変遷は、出土土器から判断するならば、6・85号(方系：終末期後半)→3号(方系：TE1a式期)→4号(方系：TE1a式期)→1号(円系：TE1a・b式期)→5号(方系：TE1b式期)→2号(方系：TE2式期古)の順が想定され、地点的に不連続に造墓される。
- (10) 図13下は、前方後円墳、前方後方墳、径40m以上の円墳を表示した。
- (11) 図14の、首長墳群分布では、姉崎・菊間古墳群と他の首長墳群に、相互距離の明確な格差が認められる。これについては、時空的な動態を明らかにする中で、支配圏を問題とすることが可能であると思われる。

参考引用文献

IT戦略本部 2004『e-Japan重点計画2004』

市原市教育委員会 1988『千葉県市原市埋蔵文化財分布地図北部編』

市原市教育委員会 1987『千葉県市原市埋蔵文化財分布地図南部編』

市原市教育委員会 1988『千葉県市原市埋蔵文化財分布地図北部編』

碓井照子・太田浩司 1994「考古学研究におけるGISの利用 -TINモデルの利用と3次元分析-」『地理情報システム学会講演論文集』Vol. 3

碓井照子・森本 晋・泉 拓良・清水啓治・中 雅明・松村 憲治・高瀬啓司・鈴木繭子・水野行子・野田 卓・関口靖之 2000「考古学データベースにおけるメタデータとクリアリングハウス」『地理情報システム学会講演論文集』Vol. 9

大村 直 1993「ムラの廃絶・断絶・継続」『市原市文化財センター研究紀要』Ⅱ

大村 直 1994「戸張一番割遺跡の甕形」『史館』第25号 史館同人

大村 直 2004a『市原市山田橋大山台遺跡』財団法人市原市文化財センター調査報告書第88集

大村 直 2004b「久ヶ原式・山田橋式の構成原理 東京湾岸地域後期弥生土器型式の特質と移住・物流」『史館』第33号 史館同人

大村 直 2005a『市原市根田代遺跡』上総国分寺台遺跡調査報告XⅢ (財)市原市文化財センター・市原市教育委員会

大村 直 2005b「DTP入稿について」『市原市根田代遺跡』上総国分寺台遺跡調査報告XⅢ (財)市原市文化財センター・市原市教育委員会

金田明大・津村宏臣・新納泉 2001『考古学のためのGIS入門』古今書院

河野一隆 2000「空間情報科学と考古学」『京都府埋蔵文化財情報』75 (財)京都府埋蔵文化財調査センター

河野一隆・塚本敏夫・魚津知克 2002「古環境復元のための考古学情報クリアリングハウスの構築-JavaScriptとDynamicHTMLを使用して-」『第8回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」』

木對和紀 2004『市原市辺田古墳群・御林跡遺跡』上総国分寺台遺跡調査報告XⅡ (財)市原市文化財センター・市原市教育委員会

黒沢 浩 1997「房総宮ノ台式土器考 房総における宮ノ台式土器の枠組み」『史館』第29号 史館同人

黒沢 浩 1998「続・房総宮ノ台式土器考 房総最古の宮ノ台式土器」『史館』第30号 史館同人

合田幸美・野口 舞・奥村弥恵・鹿野 累・松尾洋次郎・一瀬和夫 2001「イラストレーターによる石器の実測と製図 -大阪府志紀遺跡(その6)出土弥生時代石器から」『大阪文化財研究』第20号 (財)大阪府文化財調査研究センター

- (財)日本測量調査技術協会 2002『地理情報標準第2版(JSGI2.0)の入門』
- 佐伯博光 2002「GISシステムの構築の基礎的作業」『研究調査報告』第3集 (財)大阪府文化財センター
- 清水宏一・山口豊博 2003「デジタルアーカイブとデータベース構築」『第9回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」』
- 鋤柄俊夫 2002「中世都市の構造と景観」『第8回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」』
- 杉本 豪 2003「考古学におけるXMLの可能性 -ヘリフォード州遺跡記録管理所の航空写真画像データベースを例に-」『情報考古学』Vol.9 No.1 日本情報考古学会
- 杉本 豪 2004「考古学インターネットサービス -英国の例を中心に、技術ではなく実践利用について-」『情報考古学』Vol.10 No.1 日本情報考古学会
- 大工原 豊 1999「発掘調査報告書の電子情報化について-フロッピーディスクからCD-ROMへ-」『考古学研究』第46巻第3号
- 調査課資料担当普及班 2001「「遺跡カード」デジタル化作業の経緯と問題点」『研究紀要』第3号 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議 2004『GISアクションプログラム2002-2005』
- 千葉県教育委員会 1987『千葉県埋蔵文化財分布地図(3) 市原市・君津・長生地区』
- 千葉県教育委員会 1999『千葉県埋蔵文化財分布地図(3) 千葉市・市原市・長生地区(改訂版)』
- 津村宏臣 2000a「環境考古学におけるGISを用いた空間分析の可能性」『地理情報システム学会講演論文集』Vol.9
- 津村宏臣 2000b「GISを利用した遺跡環境評価の方法-考古学における空間分析(1)-」『動物考古学』第15号
- 津村宏臣・樋泉岳二・西野雅人 2001a「先史時代の集落間交流に関する空間分析」『地理情報システム学会講演論文集』Vol.10
- 津村宏臣・西本豊弘・樋泉岳二 2001b「知床半島周辺域の遺跡の動態と人類の環境適応史」『地理情報システム学会講演論文集』Vol.10
- 津村宏臣・小林謙一・坂口 隆・建石 徹・西本豊弘 2002a「縄文集落の生態論(2) -遺跡分布の評価とセトルメントシステムの予測-」『動物考古学』第18号
- 津村宏臣 2002b「空間コンプレックスの抽出と遺跡間関係評価の方法 -考古学における空間分析(2)-」『動物考古学』第18号
- 津村 宏臣・小林 謙一・建石 徹・坂口 隆・西本 豊弘 2002c「縄文集落の生態論(3-1)-考古学的文化要素の傾向面分析-」『動物考古学』第19号
- 津村宏臣・小林謙一・建石 徹・坂口 隆・西本豊弘 2003「縄文集落の生態論(3-2)-考古学的文化要素の傾向面分析-」『動物考古学』第20号
- 津村宏臣 2004「先史時代の遺跡間視認性に見るセトルメントシステム -景観考古学コトハジメ-」『日本情報考古学会第17回大会発表要旨』日本情報考古学会
- 津村宏臣・河合香吏 2004「GIS(地理情報システム)を用いた認知地図の解析の試み -東アフリカ牧畜民の地理空間認識とその表象化の理解にむけて」『アジアアフリカ言語文化研究』67
- デジタルアーカイブ推進協議会 2004『デジタルアーカイブ白書2004』トランスアート
- 樋泉岳二・津村宏臣・西野雅人 2001「東京湾東岸縄文後期貝塚群における古地理と動物資源利用 -GISを用いた空間開析の試み-」『日本第四紀学会講演要旨集』31 日本第四紀学会
- 中川正人 1989「滋賀県遺跡情報システムの開発(3次元グラフィックスによる地形表示)」『日本文化財科学会第6回大会発表要旨集』
- 新納 泉 2001『地理情報システムを用いた古墳時代社会の研究』科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書
- 西上昌治・小澤一雅 2001「前方後円墳データベース検索システムと地理情報処理」『第7回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」』
- 西相模考古学研究会(小田原シンポ準備会)2001『シンポジウム弥生時代のヒトの移動相模湾から広がる世界 資料集』
- 西相模考古学研究会 2002『弥生時代のヒトの移動相模湾から考える』考古学リーダー1 六一書房
- 西本豊弘・津村宏臣・小林謙一・坂口 隆・建石 徹 2001「縄文集落の生態論(1)」『動物考古学』第17号
- 野田 卓・泉 拓良・森本 晋・酒井龍一・山中敏史・碓井照子・関口靖之 2000「古代政治領域の空間分析」『地理情報システム学会講演論文集』Vol.9
- 野田 卓・岩山欽司・泉 拓良・碓井照子 2000「古代政治領域の空間分析 -国衙・郡衙の空間データベースの構築と分析」『文化財学報』18 奈良大学
- 比田井克仁 2004「古墳時代前期における関東土器圏の北上」『史館』第33号 史館同人
- 平澤 毅・金田明大 1998「埋蔵文化財研究におけるGISの展開」『講座 人文科学研究のための情報処理』第4巻イメージ処理編 尚学社
- 埋蔵文化財研究会 2001『環境と適応』

- 牧野 哲・八重樫純樹 2003「遺跡データベースに関する海外と日本の動向」『日本情報考古学会第16回大会発表要旨』日本情報考古学会
- 松尾 宏・姫野健太郎・丸林禎彦 1998「考古学データベース構築の実践について」『人類史研究』10
- 水山昭宏 1997「報告書の電子化-考古学及び埋文関連文書の電子化と公開について-」『考古学ジャーナル』418
- 水山昭宏 2000「電子報告書の現実と近未来像」『考古学研究』第46巻第4号
- 宮原健吾・内田賢二 2002「平安京における空間情報システムの整備と条坊復原」『第8回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」』
- 森本 晋 2000「全国遺跡データベースの構築」『第6回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」』
- 森本 晋 2001「全国遺跡データベースの構築 2001年度の動向」『第7回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」』
- 山田昌久 2000「考古資料から畑を考える」『はたけの考古学』日本考古学協会2000年度鹿児島大会資料集第1集
- 横山隆三・千葉 史 1997「地理情報システムを用いた遺跡データベース構築」『情報考古学』Vol. 3 No. 2 日本情報考古学会

関連サイト (2004年12月現在)

<GIS・遺跡GIS・デジタルアーカイブ関連>

- 国立公文書館Digital Archive (<http://www.digital.archives.go.jp/index.html>)
- デジタルアーカイブ推進協議会 (<http://www.jdaa.gr.jp/>)
- 文化遺産オンライン (<http://bunka.nii.ac.jp/jp/index.html>)
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部) (e-Japan重点計画等) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>)
- 地理情報システム (国土地理院) (<http://www.gsi.go.jp/GIS/index.html>)
- 日本情報考古学会 (<http://chihara.aist-nara.ac.jp/gakkai/JSAI/>)
- 地理情報システム学会 (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/gisa2/>)
- 地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議 (「GISアクションプログラム2002-2005」他) (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gis/index.html>)
- 国土地理院地理情報クリアリングハウス (<http://zgate.gsi.go.jp/>)
- 人文系データベース協議会 (人文科学とデータベース) (<http://www.ozlab.osakac.ac.jp/db/index.html>)
- 日本の考古学リソースのデジタル化 (<http://www.amy.hi-ho.ne.jp/mizuy/>)
- 南河内考古学研究所 (<http://www.skao.net/index.shtml>)
- 同志社大学遺跡地理情報システム (同志社大学歴史資料館・鋤柄俊夫) (<http://hmuseum.doshisha.ac.jp/html/research/ruinsgis/>)
- GRASSを用いた地理情報システム入門 (升本眞二・ベンカテッシュ ラガワン) (<http://www.sci.osaka-cu.ac.jp/~masumoto/vuniv2000/>)
- 松田順一郎氏HP (GRASSの使用法等) (<http://www.yo.rim.or.jp/~jnimad/index.html>)
- 愛知県埋蔵文化財センター (<http://www.maibun.com/>)
- 奈良文化財研究所 (遺跡データベース等) (<http://www.nabunken.go.jp/database/index.html>)
- 大阪大学考古学研究室 (発掘の実況中継) (<http://www.let.osaka-u.ac.jp/kouko/>)
- 国際日本文化研究センター (GIS考古学データベース) (<http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dbase/iseki.html>)

<フリーウェア>

- FOSS 4 G and GRASS (GRASS日本語版・MapServer日本語版) (<http://www.grass-japan.org/FOSS4G/>)
- 日本インターグラフ (GeoMediaViewer5.1日本語版) (<http://imgs.intergraph.jp/support/GMViewer/>)
- ESRIジャパン (ArcExplorer9.0日本語版・ViewFinder2.1日本語版) (<http://www.esri.com/>)
- カシミール3D (<http://www.kashmir3d.com/>)
- STIMS (埼玉大学工学部大沢研究室) (<http://www.mm.ics.saitama-u.ac.jp/stims/index.html>)

<遺跡WEB-GIS>

- 盛岡市土地情報提供システム (岩手県盛岡市) (<http://gissv.city.morioka.iwate.jp/map/>)
- 婦中町地図情報システム (富山県婦中町) (<http://webgis.survey.ne.jp/>)
- 江南町文化財地図情報システム (埼玉県江南町) (<http://www.konanmachi-stm.ed.jp/kyoui/mapdata/index.htm>)
- よこすかわが街ガイド (神奈川県横浜須賀市) (<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/gis/index.html>)
- 鈴鹿市地図WEBシステム (三重県鈴鹿市) (<http://www.genavis-map.ne.jp/suzuka-map/html/mapindex.htm>)

京都市埋蔵文化財調査センター (<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/maibun/index.html>)
とよなかがまち(大阪府豊中市) (<http://web02.city.toyonaka.osaka.jp/gis/>)
埋蔵文化財情報システム 北の遺跡案内(北海道) (<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.jp/hk-bunka/>)
遺跡データベース(福島県) (<http://www.mahoron.fks.ed.jp/>)
群馬県文化財情報システム (<http://www2.wagamachi-guide.com/gunma/>)
東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス (<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/iseki/>)
富山県GISサイト (<http://wwwgis.pref.toyama.jp/toyama/index.asp>)
静岡県埋蔵文化財包蔵地情報 (<http://www.bunkazai.pref.shizuoka.jp/>)
三重県遺跡情報公開システム (<http://www.wisekigis.museum.pref.mie.jp/iseki-map/>)
岡山県古代吉備文化財センター (<http://webgis.pref.okayama.jp/mwiasapok/>)
埋蔵文化財情報管理データベース(高知県)
(http://kochi-bunkazaidan.or.jp/~maibun/jyouhoudb/db_index.html)
鹿児島県埋蔵文化財情報データベース (<http://www.jomon-no-mori.jp/japanese/index.asp>)
遺跡分布地図情報システム(沖縄県) (<http://www.maizou-okinawa.gr.jp/info-gis.html>)

市原八幡宮と中世八幡の都市形成

—文献・考古・石造物史料から—

櫻井敦史

はじめに

市原の八幡地区は、近世において湊町・宿場町として発展してきた。しかし中世を通した八幡宮の所在地と門前町の成立期は、文献史料に直接明示されていない。かつて私は、地区内に遺存する中世石造物の調査や埋蔵文化財の発掘調査成果⁽¹⁾に基づき、八幡における町場の成立を15世紀中葉と推測したが⁽²⁾、昨今、八幡御墓堂遺跡の発掘調査で出土した陶磁器類を徹底集計する機会があり、加えて石造物の年代観を若干見直した結果、14世紀第4四半期頃まで遡り理解するに至った。その中核となった市原八幡宮の所在地については、文献史料をも見直した結果、多少の移動を考慮に入れたとしても古くから八幡浦に面した海岸砂堆上にあり、市原荘成立の鎌倉後期まで遡ると想定した。さらには考古学的成果から、この立地が別宮期まで遡る可能性も考慮すべきと考える。

本稿ではこれらの論拠に加え、八幡地区が中世を通じどのような変貌を遂げたのか、町場以前の市

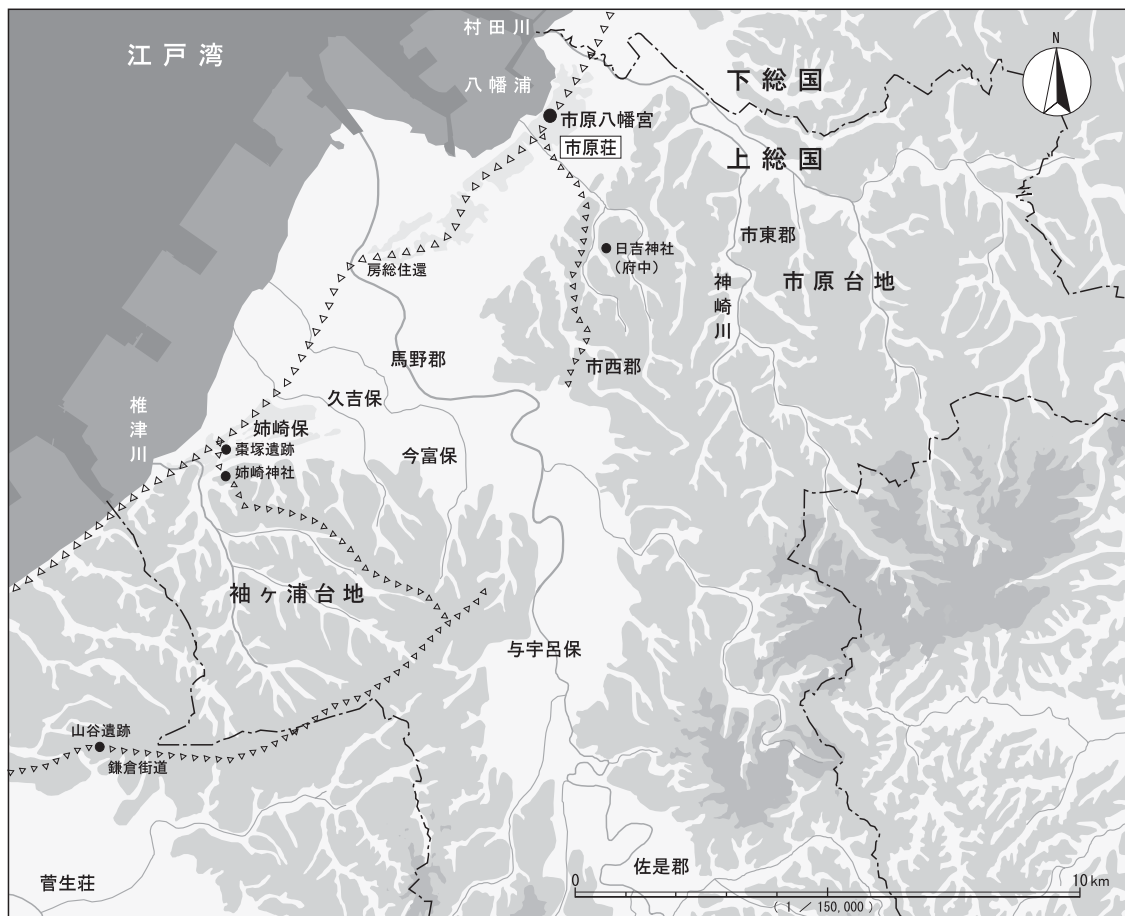


図1 中世の市原市域

原別宮・市原荘の動向を含め纏めなおすものである。特に市原八幡宮の研究については、これまで中世国衙との関連性に重点が置かれ、室町・戦国期における港湾都市的な機能を評価する動きはあまり活発ではなかった。本稿によって、このような側面も含め、地域社会論からの再評価に寄与しえれば、存外の幸いである。

第1章 八幡地区の立地について

市原市は養老川の流域をほぼ占めるので、東京湾から山間部に向けて長く伸びる形状を呈する。上流域は比較的急峻な谷であるが、下流域に向かうに従い平地面積が増し、広大な海岸平野に合流している。海岸線には砂堆列が育ち、平野部を肥沃な後背湿地にしている。この海岸砂堆列上には、いわゆる房総往還が走り、近世には八幡・五井・姉崎に宿場町が発展した。これらのうち八幡宿は、下総との旧国堺に最も近く、上総の玄関口として古くから要地であったと思われる。加えて、八幡宿前面の海岸（八幡浦）は養老川と村田川の三角州に挟まれ、小湾となっており、五井や姉崎よりも湊に適した立地であることから、近世において水運の拠点として繁栄したことも頷ける⁽³⁾。

市原の海岸地帯は昭和30年代以降、京葉工業地帯の一角として急速に埋め立てられたが、それ以前の地形、特に八幡宿の砂堆列は、古代にはすでに安定していたものと考えられる⁽⁴⁾。逆に言えば、交通の結節点であるこの地域に一定規模の居住域を確保するためには、本地を選定せざるを得ないということになり、飯香岡八幡宮の前身社たる中世の市原八幡宮が、この地区に鎮座していた可能性を示す一つの根拠にし得るものと思う。もっとも中世における養老川河口は、現在よりも青柳側（やや南西方向）であったと見られるが⁽⁵⁾、比較的港湾に適した八幡浦の環境にあまり変化はなかったものと考えている。

第2章 市原八幡宮のあゆみ

ここでは、飯香岡八幡宮の前身社と思われる「市原八幡宮」の成立史を俯瞰してみたい。この社史については、すでに多くの優れた論文で触れられている。しかし八幡宿や五所などの宿町は、飯香岡八幡宮との密接な関係のなかで育まれたといえ、この地域の歴史背景を探る上でも同社に関わる史料を今一度確認する必要を感じ、新たな成果や見解を加え、まとめ直したものである。

第1節 市原別宮について

「市原別宮」は保元3年（1158）「官宣旨」（『石清水八幡宮文書』史料一）が初見で、平安末期に石清水八幡宮の宮寺領として、法印勝清（石清水八幡宮寺別当と極楽寺院主を兼務）が知行していたことが解る。ちなみに同史料は「相模国旧国府別宮」を宮寺領、「下総国葛飾別宮」を極楽寺領として記載しており、いわゆる国府八幡宮と石清水神領の関連を考察する余地があり、興味深い。

さて、史料の言う「別宮」とは石清水八幡宮の所領形態に他ならないが、在地の状況や石清水八幡宮との関連は明確でない。ただし市原別宮については、13世紀初頭、中原親能の安居頭役対捍に関する相論が2点の史料から知られているので、以下に若干の推考を試みた。

まず、年末詳「北条時政書状」（『石清水文書』史料二）は、北条時政が石清水八幡宮別当に宛てた書状で、「安居頭掃部入道」の「対捍」に対し、幕府が掃部入道宛てに御教書を下したこと、その写しを「献上」する旨を記載している。

安居役は石清水八幡宮の重要な神事役で⁶⁾、「安居頭」はその責任職ではないかと思われるが、定かでない。これを職と見た場合、論人の「掃部入道」が該当する。彼は鎌倉幕府有力御家人の中原親能であり⁷⁾、安居役勤仕に何らかの責務を負っていたことは確かと言える。書状の宛先、つまり訴人は石清水八幡宮別当なので、市原別宮の知行権は、保元3年以来、諸役も含め石清水八幡宮別当の相承対象であった可能性が高い。

次の年末詳「鎌倉幕府御教書写」（同、史料三）は、先の書状が示す御教書そのものの写しで、時政の記す「献上」が石清水八幡宮を指すことは明白である。安居頭対捍に対する石清水八幡宮別当の訴状を受けた幕府が、「市原別宮預所」の対捍を停止するよう親能に命じた御教書で、前右京進中原仲業が奉じている。市原別宮預所は（預所職が安居頭役を勤仕する）先例がないことを理由に挙げたことに対し、幕府は「下野国板鼻別宮預所左衛門尉景盛」が（同役を）勤仕した例を引き合いに出し、神事である上は、市原別宮預所らの対捍を「黙止」すべきでない、と親能に命じている。

この史料はいささか難解である。石井 進は中原親能を市原別宮預所職と見なしており⁸⁾、本稿も石井の見解に従うものだが、この点については違った解釈も成り立ち得るので、以下に記しておきたい。

まず、この御教書が大局として示す論人（安居役対捍の当事者）が、中原親能を指すことは間違いない。親能が安居頭役勤仕

表1 安居役勤仕の別宮預所（石井註8論文から作成）

時 期	所在国	名 称	預 所	属 性
12c末～13c初	上野	板鼻別宮	安達泰盛	上野守護
"	上総	市原別宮	中原親能か	京都守護
貞永・天福期	武蔵	古谷庄	内藤盛時	
文永元(1264)	相模	古国府別宮	三浦頼盛	相模国の最有力在庁

に対し、何らかの責任を持っていたであろうことは先に述べた。そして対捍の

原因は市原別宮預所にあるのも事実なので、中原親能を市原別宮預所と同一視する根拠として領ける。預所（親能か）は幕府に対し、「先例がないから」と対捍理由を申し述べているので、この御教書以前に、預所を論人とする問状御教書の発給があり、一つの相論の結果、安居役執行に関し、親能に改めて御教書が発給されたものであろう。

預所側の意見に対する幕府の見解は、「去年上野國板鼻別宮預所左衛門尉景盛令勤仕了、其例在于近至、市原預所等、不可及對押（捍）歟、」というもので、勤仕を妨げる対象を「市原預所等」と複数視していることは問題である。そしてこの事態に対し、親能に「有限神事不可黙止也者、」と命じているので、親能が預所らの対捍を「黙止」したことに対する戒めととれることもあり、預所と親能を別人と見なす余地も残る。実際、安居役をあてられた別宮預所は有力御家人が任ぜられているが（表1）、親能の立場は安達氏・三浦氏などの豪族的領主層に比べ、在地性の希薄な点で異色と言え、市原別宮預所よりも政治・経済的に上位であった可能性もある。この場合、何ゆえに親能が安居役執行の責務を負い、対捍停止の御教書を受けたのが問題となり、京都守護職という立場から、安居役執行との関係を考える必要が生じてくる。史料三の端に、この「奉書」を右中弁に披見した旨を石清水側が記入していることも重要で、安居役は天皇が主催し弁官が執行する護国会の一環に位置付けられるのである。この点からも、京都出身の官僚でその守護であった親能が相論に関与する必然性も指摘し得る。この頃の幕府において、中原（大江）広元や親能を頂点にする官僚群が、時政専制に完全には包括されない勢力を保持していたことは周知のとおりであり⁹⁾、天皇の関わる中世国家の重要な行事に、幕府側の一定の権限をもってアプローチしていたのかもしれない。

仮に親能と預所を別人とし、「安居頭」を同役勤仕の責任職と捉えることが可能なのであれば、これ

に親能が該当することになり、同職と京都守護職の関連性から史料の意味を探求せねばならないが、現時点では不明と言わざるを得ない。本稿ではこれらの解決すべき問題点を指摘した上で、親能を一応市原別宮預所と想定し、石清水八幡宮安居役執行の負担を当てられたものの、在地性が希薄のため荘官層の押領を招き、相論に発展したものと捉えておく。

なお、北条時政が遠江守に就任したのが正治元年（1199）4月なので⁽¹⁰⁾、この史料は正治2年（1200）以降と言える。加えて時政が史料三を「御教書」と称しているので、源頼家が正三位、あるいは征夷大將軍となってから中原親能が亡くなる期間、建仁2年（1202）から承元2年（1208）までに絞ることができる。

まとめ

市原別宮は石清水八幡宮の所領形態の一つで、その成立段階から鎌倉中期にいたるまで、石清水八幡宮別当が本所として相承する領主職であったと思われる。13世紀初頭の段階では、別宮に対し八幡宮の重要神事である安居役の負担が暫時割り振られ、その徴収は預所職の責務であった。ここで言う預所は、石井の研究で該当国有力御家人の補任例が報告されており、中原親能を預所と想定し得るが、政治・経済基盤が異なる別人の可能性も残る。いずれにせよ安居役負担に「無先例」と抵抗し、現地荘官の利害を代表する押領主体が在地側に存在し、結果として幕府を巻き込む相論へと発展した。

当時、京都守護職として在京していた預所中原親能は、安居頭負担徴収の責務を負っていたのであろう。したがって対捍の責任も問われることとなり、これを停止すべく御教書を受けたものと判断される。

一方、地元の動向は明確でない。幕府が安居役負担の模範に挙げた上野国板鼻別宮の例は、預所安達景盛の上野守護という政治的立場ゆえになし得たものであろう。市原には親能の代官が派遣されたようだが、幕府を巻き込む相論に発展する以上、荘官層の掌握は困難を極めたものと言えよう。預所職が親能か、在地勢力かは断定しかねるが、役負担の対捍が「市原預所等」と表現される以上、これに参与・あるいは利用した勢力が地元が存在したと考えられる。市原別宮預所と有力荘官を一括表現したものであろう。

こうした荘官層は地主職を留保する立場から、経営単位としての「市原別宮」内に拠点を持つものであろう。当然石清水側も経営拠点が必要であり、現地には八幡宮が勧請されていたはずである。これを後述する市原八幡宮の前身社として評価するものである⁽¹¹⁾。

第2節 荘園鎮守としての市原八幡宮

文献における市原荘の初見は、鎌倉末期の「長崎高資書状」（『宝菩提院文書』史料一一）である。北条得宗家御内人長崎高資が、一族長崎弥次郎に宛てたもので、「上総国市原庄八幡宮別当職」が「大輔律師俊弥」なる人物に譲与されたことについて、（北条高時に）「披露」のうえ、安堵を得た旨を記載している。

この史料は、市原荘と市原八幡宮の発足についてのみならず、鎌倉幕府の勤仕僧政策にも触れるものである。よって、留意すべき点を項目化し述べてみたい。

第1項 市原荘と市原荘八幡宮別当職について

ここに見える「市原庄」は、地下において「市原別宮」とまったく別の寄進行為が想定できず、「市原別宮」たる所領形態が変化したものと捉えたい。鎌倉時代のある段階に、別宮から荘園を設立

したのであろう。

ただし史料で譲与・安堵の対象とする「市原庄八幡宮別当職」は、市原庄八幡宮という荘園経営拠点の長官職である。もちろん得分の取得権益としての性質は共通するものの、荘園本所職・領家職とは全く別の職である。

つまり荘園領主は、市原八幡宮別当職の保有者とは別に存在したとみなさなければならない。市原庄が市原別宮から立荘されたとすると、石清水八幡宮が引き続き本所・ないしは領家職を保有していた可能性もあるが、鎌倉前期以降の文献に一切登場せず、市原庄の本所・領家についての記録も皆無なので、現状では何とも言えない状況である。

ここで確実に指摘できるのは、石清水八幡宮の経営拠点としてすでに現地に存在していた八幡宮に対し、荘園の設立に伴い別当職も新設された、ということである。

1 幕府勤仕僧（鶴岡八幡宮供僧）による市原庄八幡宮別当職の保有

市原庄八幡宮別当職を得た「大輔律師俊珍」は、『鶴岡八幡宮寺社務次第』⁽¹²⁾に見える鶴岡八幡宮供僧である。さらにこの職を俊珍に譲与した人物は、先師である頼俊と思われるので、その経歴を以下に示したい。

① 頼俊

頼俊は寺門（園城寺）から関東下向した幕府勤仕僧で、鶴岡八幡宮千南坊を本拠とした。永仁3年（1295）2月1日には同宮別当の頼助⁽¹³⁾から社務職の補任を受け、正和2年（1313）まで務めている（史料六）。この職は最勝王経衆6名・大般若経衆6名・法華経衆6名・供養経衆6名・諸経衆1名、計25名の鶴岡八幡宮寺供僧からなり、善松坊・林東坊・仏乗坊・安楽坊・座心坊・千南坊・文恵坊・頓学坊・密乗坊・静慮坊・南禅坊・永乗坊・悉覚坊・智覚坊・円乗坊・永厳坊・実円坊・宝蔵坊・南蔵坊・慈月坊・蓮華坊・寂静坊・華光坊・真智坊・浄蓮坊の25坊が勤仕した⁽¹²⁾。つまり社務職は各坊当主の嫡流相承対象と認めてよく、頼俊はこの補任に先立ち、千南坊を師の承俊（寺門）から相承し、五代目の当主になったものと言える。降って元亨2年（1322）11月には、十六代別当顕弁により、先の社務職に還補された。顕弁は頼俊と同じ寺門僧で、金沢顕時の息である。別当就任始めとして頼俊を社務補任したところから察するに、両者は師資関係にあったのかもしれない。実際、頼俊の鎌倉における地位はこの後向上したようで、元亨4年（1324）5月に御殿司職を兼務している（史料一〇）。

鎌倉幕府滅亡後の元弘3年（1333）12月13日には、鶴岡八幡宮検校職の聖護院二品親王（18代別当覚助）から同宮執行職に補任されるに伴い、社務職を嫡弟俊珍に譲与した（史料六）。二品親王の関東下向は、北条一門の十七代別当有助が北条高時と共に自害した後を受け派遣されたものである⁽¹⁴⁾。鎌倉に下着するのが12月11日なので、間もなく頼俊を執行職に補任したことになる。執行職は建久3年（1192）からの設置で、源頼朝が初代の少納言僧都尊念に仁王経を勤めさせた由緒ある職であるが（史料七）、覚助が下着早々に補任したところを見ると、新体制下の鶴岡八幡宮運営においても重要な職であったことが推測できよう。鎌倉幕府勤仕僧の再編を少なからず意識していたであろう覚助が、建武政権下において鎌倉幕府以来の供僧の系統をそのまま登用しようとしたことが窺われる。しかし頼俊は建武3年（1336）5月17日に没している。

② 俊珍

頼俊の嫡弟俊珍も、鶴岡八幡宮の供僧として重きをなしたようで、鶴岡八幡宮付属坊の職を歴任する。

まずは元亨2年（1322）11月、鶴岡八幡宮脇堂である五大堂供僧職を、同宮第十六代別当顕弁から補任されている。

元徳2年（1330）には鶴岡八幡宮真智坊の僧として、同宮社務職を顕弁から補任されると共に、その灌頂を受け、顕弁との間に新たな師資関係を結んだ（同、史料八）。顕弁は元亨2年（1322）10月28日に鶴岡八幡宮の十六代別当となっており⁽¹⁴⁾、嘉暦2年（1327）9月24日には、鎌倉に在りながら園城寺別当長吏に補任されている⁽¹⁵⁾。宗教界の中心として幕府内においても力を持った顕弁との師資関係は、俊珍にとって幕府・園城寺双方の立場において非常に意味あるものだったろう。ちなみに真智坊の当主は七代目の聖瑜以来、東密僧が歴任するなかで、寺門僧俊珍の起用は異色であった。ゆえにこの補任は、顕弁と俊珍の個人的な師資関係において実現した可能性が強く、翌3年（1331）4月23日に顕弁が没すると⁽¹⁴⁾、新たな別当に立った有助⁽¹⁶⁾により、4月28日には東密僧頼基と交代させられている（史料八）。

鎌倉幕府滅亡後の元弘3年（1333）12月13日には、先師頼俊から社務職を譲与されている。ただし別当覚助が承認しなかったのか、正式な補任はやや遅れ、頼俊が没した直後の建武3年（1336）6月、十九代別当頼仲⁽¹⁷⁾によってなされた。

康永3年（1344）3月4日には鶴岡八幡宮御殿司職に補任されるが、やがて東密僧の元綱に千南坊の所職を譲与し、貞和5年（1349）6月12日に没した（史料六）。

以上、『鶴岡八幡宮寺社務次第』に見える頼俊・俊珍の経歴を追ってみたが、これを念頭におきながら、史料一一の解釈に戻りたい。

2 市原荘八幡宮別当職の成立と鶴岡八幡宮千南坊当主による相伝について

市原荘八幡宮別当職と同様の例に、下総国葛飾八幡宮別当職が挙げられる。同宮は市原荘八幡宮と同じく、石清水八幡宮別宮から成立した下総国八幡荘の鎮守社であった（史料一）。

正和5年（1316）10月15日、葛飾八幡宮別当職に智円を補任する関東御教書があり⁽¹⁸⁾、左馬権頭（執権北条高時）と武蔵守（連署金沢貞顕）が署名している。この補任は、上智から嫡弟智円への相続を認可したものである⁽¹⁴⁾。

さて、上智は鶴岡八幡宮永乗坊を、智円は頓学坊⁽¹⁹⁾を本拠とした寺門僧である⁽¹⁴⁾。市原・葛飾両宮ともに、幕府勤仕の寺門僧が別当に補任されていること、彼らが鶴岡八幡宮供僧であったことなど、共通点の多さに驚かされる。ここで、石田浩子が13世紀末の幕府祈祷主要人員として示す、『醍醐寺日記』正応6年（1293）正月10日条⁽²⁰⁾の幕府祈祷メンバーに注目したい⁽²¹⁾。鶴岡社頭における廿壇護摩を修した同宮別当頼助以下20名の中に、承俊法印（寺門僧）と上智法印（同）が列記されており、両人は幕府勤仕僧の要員たる位置にあったと思われる。承俊・頼俊・俊珍の千南坊三代は師資関係にあり（史料六）、「俊」を通字にすることからも、とりわけ強い相承意識が想定され⁽²²⁾、嫡流と見なせる俊珍も、幕府内において同様の地位を継承していたと容易に推測できるであろう。

上智が葛飾八幡宮別当職に補任された時期は不明だが、幕府祈祷の要員であった正応から永仁期あたりに捉えて大差ないものと思われる。彼の立場から、幕府祈祷による恩賞と考えるのが自然であろう。幕府勤仕僧として同一の立場にあった千南坊承俊も、同時期に同様の祈祷賞を得ていたはずであ

り、市原莊八幡宮別当職もそれに該当するのではなかろうか。さらにこの補任については、上智・承俊ともに正応6年(1293)に限定し得る可能性がある。史料上窺える承俊の幕府祈禱勤仕は、上記の正応6年正月廿壇護摩以外に、同年実施の祈雨がある。この祈禱に対しては、功績を賞する御教書が6月1日付けで下されている(史料六)。さらに同年の永仁改元後は、鶴岡八幡宮御殿司として同宮の遷宮に供奉している(史料一〇)。承俊の活躍はこの年に限定される印象さえ受けるが、その理由は、同年4月13日の関東大地震に求められるであろう。この地震は、人口の密集する鎌倉に甚大な被害をもたらした。『醍醐寺日記』正応6年4月13日～29日条⁽²⁰⁾には、將軍邸はおろか、鶴岡若宮、建長寺、大慈寺以下の寺社仏閣がことごとく転倒焼失、死者2万人余りに及ぶ大惨事となった旨が記されている。承俊の遷宮供奉も震災のもたらしたものであるし、地震から間もない祈雨も、それと無関係ではなかろう。つまり正応6年(永仁元・1293)は、承俊・上智を含む幕府勤仕主要僧に対し、臨時的かつ大規模な関東護持祈禱の機会が提供された年であり、当然相応の恩賞が与えられたものと見られ、市原・葛飾両宮別当職補任へと進んだ可能性がある。

以上で述べたように、市原莊八幡宮別当職は正応6年(永仁元・1293)に承俊が祈禱賞として得た可能性が濃く、さらに嫡流の頼俊から俊珍へ相承したと捉えるものである。

3 別当職成立と幕府寺院政策の側面

近年は、鎌倉後期以降における幕府の権門寺院政策の研究が積極的に進められている。

海老名 尚は、鎌倉における幕府僧の官位補任に着目し、幕府の御願寺統制政策を究明した⁽²³⁾。

平 雅行は、幕府勤仕の顕密僧の動向に着目し、これらを権門寺院の要職に推挙するなど、幕府の畿内権門寺院に対する関与を明らかにしながら、幕府による畿内寺院政策の側面として理解した。さらには、幕府の畿内寺院政策と、鎌倉における幕府御願寺政策との有機的関連性を究明することを課題としている⁽²⁴⁾。

石田浩子は、逆に関東下向の幕府勤仕僧の視点から、畿内権門寺院僧たる属性を重視し、畿内・鎌倉双方における寺院社会の関連究明について模索している⁽²¹⁾。

これらの研究により、幕府が権門寺院に対する強い影響力を発揮したこと、北条得宗が権門寺院の紛争調停者として位置づけられること、畿内権門寺院側も幕府権力の介入に依存する体制へと変化し、その内部においても、有力僧は幕府権力を積極的に利用したことなどが明らかにされてきたと言える。

これらの研究が取り上げるように、勤仕僧の祈禱恩賞として、幕府は僧官位や地頭職を与えることが普通であった。

上総国市原莊や下総国八幡莊に見られる莊園鎮守八幡宮の別当職も、まさにその実例と言える。市原・葛飾八幡宮の例から察するに、莊園鎮守たる在地有力寺社別当職の設立自体が、幕府勤仕僧への恩賞対策と密接な関わりを想定でき、幕府の寺院政策としての側面を評価・検討する必要がある。実際に諸国における莊園鎮守の成立は、蒙古襲来後の寺社造営ブームに乗るものとの指摘もあり⁽²⁵⁾、鎌倉後期に画期が置けそうである。本稿で言う「莊園鎮守」とは、地域社会の核としての発展性を内在するもので、本所の経営拠点たるかつての市原・葛飾別宮とは、系譜を同一に置いても存在意義は異なるものである。しかし莊園制たる枠組みに包括される以上は、武家領主と並んで本所側の実質的な関与も見出しうるわけで、これに村落を加えた三者から成立する地域編成秩序の核として評価するものである。

平安末期に成立した中世前期の荘園制たる荘園公領制は、鎌倉末期から南北朝内乱期に解体するが、中世後期の荘園制が新たに再編され、戦国期の大名領国と自村落から構成される社会構造に置き換わるまで存続したものと見て良いであろう⁽²⁶⁾。鎌倉後期における荘園鎮守の増加は、先に述べたように、単に本所側の経営拠点としてではなく、在地領主や村落住人が形成する地域編成秩序の新たな核の創出と評価すべき現象で、地域社会としての荘園の変化を示すものと言える。中世後期荘園への移行期、上記のような歴史的発展性を示す荘園鎮守社に対し別当職を設置し、権門寺院との新たな関連付けを示す幕府の寺院政策は、その後の中世国家が依拠し、保護すべき、新たな地域編成秩序たる荘園再編の動きに連動するものと言える。

4 市原荘は北条得宗領か

石井 進は永仁5年(1297)から元徳3年(1331)年にわたる下妻荘大宝八幡宮別当職の関連史料(『大宝八幡宮文書』)を吟味し、大仏氏(北条氏一門)三代による安堵を明らかにした。さらに別当覚舜議状などの「大宝郷並八幡宮別当職」、「郷務并別当職」という記載に注目し、これらが大仏氏が安堵するのは「大宝八幡宮の支配権を握っていた」ため、「大宝八幡宮別当職は大宝郷そのものの支配と不可分のもの」として、鎌倉末期の下妻荘自体を大仏氏の所領と推定している⁽²⁷⁾。

伊藤喜良と岡田清一は石井の成果を受け、市原荘八幡宮別当職の安堵を示す「長崎高資書状」が北条高時執事の書簡であることをもって、同荘を得宗領と推定した⁽²⁸⁾。現在この見解は定説化しているが、「長崎高資書状」のみをもって市原荘に得宗の領主権益を想定することは無理がある。

幕府に勤仕する有力顕密僧の寺社別当補任は、鶴岡八幡宮と葛飾八幡宮の例などから⁽³⁰⁾、幕府の関東御教書によったことが分かる。前者は幕府勤仕僧の使命とも言える関東護持に不可欠な要職であり、後者は祈祷勤仕の恩賞に起源があると思われ、幕府が任命権者たる必然性がある。もちろん市原八幡宮もこれに類するもので、幕府の寺院政策の一環として把握すべきであることはすでに述べた。

これに対し、石井の示す常陸国下妻荘大宝八幡宮別当職は、大仏氏の袖判下文により代々安堵・補任されたものである⁽²⁷⁾。つまり大宝荘の上級領主たる大仏氏が、自らの所領における鎮守社に対し、私的な補任権を行使したと判断でき、下妻荘を大仏氏の所領と捉える石井の推論に矛盾しない。しかし勤仕僧対策として幕府公権が直接関与する市原・葛飾の別当職補任例は、大宝八幡宮と同じ荘園鎮守でありながらも、背景とその性質において、本質的に異なると見なさねばならない。

たしかに市原荘八幡宮の別当職を補任する関東御教書そのものは現存しない。しかし北条高時への披露・安堵を示す家領の書簡があるからと言って、得宗、あるいは長崎氏の私的領知権を想定することはできないはずである。例えば、かなり時期は下るが、応安元年(1368)12月26日「細川頼之書状」⁽³¹⁾には、醍醐寺地藏院覚雄が嫡弟道快に上総国飢富社別当職を譲与したことに対し、管領細川頼之が將軍足利義満に「披露」した旨が記されている。しかしこの書状のみをもって、飢富荘が室町幕府將軍家御料所、あるいは細川頼之所領と推測することはできないはずである。「長崎高資書状」についても、北条得宗の市原八幡宮領、あるいは市原荘への領有関係を直接示すものとすべきではない。この点の解釈としては、関東御教書に象徴される幕府主体の別当補任は、実際の決定権を北条得宗家が持ち、御内人長崎氏が奉行するスタイルが普遍化していた、と捉えるべきであろう。

例えば顕弁が鶴岡八幡宮別当職に補任された時、その御教書の「御使」として長崎次郎左衛門が引き出物を送っている⁽¹⁴⁾。史料一一についても、正式な補任は幕府御教書によるのであろうが、それに

先立つ「譲与」について、得宗による「安堵」が不可欠であった事例と見なすものである。

仮に市原荘を得宗領と推測するのであれば、別の史料による吟味が不可欠である。例えば石井 進が触れたように、石清水別宮の関東御領としての可能性を追求した上で、得宗領への転移を推測するなどの手法は有効であろう。しかし市原別宮を関東御領と確定するには、「幕府有力御家人が預所・地頭両職を兼帯するという関東御領の特色」⁽³²⁾たる論拠を明確にせねばならない。たしかに市原別宮預所は有力御家人中原親能が該当する可能性が高いが、親能の立場は表1に示した類例に比べ特殊で、地頭職の兼帯を認める状況になく、慎重にならざるを得ない。よって市原荘を得宗領とする見解については、現時点で白紙化する必要があるだろう。

まとめ

いささか雑然としてきたので、以下に要点をまとめておきたい。

鎌倉末期の史料に現れる市原荘は、石清水八幡宮の所領形態である市原別宮から成立したのと思われるが荘園領主は全く不明である。これまで石清水側の経営拠点であった別宮も「市原荘八幡宮」と呼ばれ、荘園鎮守、つまり本所・武家領主・村落からなる地域編成秩序の核として変貌しつつあった。これは荘園公領制から中世後期荘園制への移行に連動するものとして評価できる。別当職の設置については幕府の寺院政策の一環として捉えられるが、荘園制の変化を受け、これを体制的に再編しようとする幕府権力の志向性をも暗示していよう。

市原荘の領主は全く不明と言わざるを得ない。市原八幡宮別当職の相承について北条高時の安堵を得た旨を記す内管領長崎高資書状から、同荘を北条得宗領とする見解が定説化しているが、類例とされていた大宝八幡宮別当職との根本的な違いを明確にしたことで、北条氏の領主的関与は撤回し得たであろう。むしろ中央顕密寺院と鎌倉における勤仕僧を包括した、幕府の寺院政策の一環と解釈した。

市原荘八幡宮別当職は、園城寺から関東下向した幕府勤仕僧の承俊に与えられ、嫡流である頼俊、俊珍へ相承したものと思われる。

これについては、まず正応・永仁期の幕府祈祷要員として上智・承俊を検出し、市原と同系列の葛飾八幡宮別当職を上智が相承対象として保有していたことを確認した。その事実から承俊・頼俊・俊珍三代の嫡流相承意識を加味し、市原荘八幡宮別当職の相伝が承俊まで遡及する可能性を指摘した。承俊の幕府祈祷勤仕は、関東大地震の結果、正応6年（永仁元・1293）に集中すること、上智も同様の立場から、関東護持として相應の祈祷を勤仕したことが想定される。ゆえに、市原・葛飾両宮別当職が、この年の祈祷賞として承俊・上智に与えられた可能性を指摘した。

第2項 中世後期荘園制下の市原八幡宮

市原別宮が鎌倉後期、荘園鎮守たる市原荘八幡宮に変貌を遂げたこと、鎌倉幕府が寺院政策の一環として別当職を設置し、これを関東護持の賞として、幕府勤仕僧に与えたと想定されることはすでに述べた。

南北朝内乱期以降の一世紀は、室町幕府が新たな荘園制の再編を進め、その安定を得た時代である。本項では、このような地域編成秩序の庇護政策を背景とする、市原八幡宮別当職の推移を中心に俯瞰してみたい。

1 鶴岡八幡宮千南坊当主から醍醐寺地藏院院主へ

鎌倉期における鶴岡八幡宮千南坊は、初代定暁から俊珍に至るまで寺門僧が当主に立つ慣例であっ

た。しかし俊珍の入滅後は東寺僧に置き換わり、代々継続している⁽¹²⁾。これは象徴的な出来事で、足利政権の発足に関連するものであろう。

足利政権発足後も、俊珍の存命中においては、千南坊当主として鶴岡八幡宮社務職にあり続けた。しかし貞和5年(1349)6月の入滅前に、東密僧元綱へ社務職を譲与している。元綱は同年10月、別当頼仲から補任を受け、正統院院主たる社務職の地位を正式に得たのであった(史料六)。そして市原八幡宮別当職については、幕府が翌年(観応元年・1350)に醍醐寺地藏院覚雄を補任している(史料一六・一七)。俊珍が入滅直前に覚雄へ譲与したのか、入滅後、幕府が一旦召し上げたのかは不明だが、東寺僧元綱・醍醐寺僧覚雄の浮上は、東密寺院、特に醍醐寺勢力を庇護する京都將軍家の意向が表面化したものと捉えることができる。ちなみに親玄・覚雄・道快の醍醐寺地藏院院主三代は、醍醐寺座主として東寺長者を兼任⁽³³⁾していた。足利幕府は、鎌倉幕府勤仕僧の入滅を契機に、その所職を再編したと言えよう。この点を踏まえながら、史料一六・一七の内容を確認しておく。

史料一六「室町幕府執事高師直奉書」(『宝菩提院文書』)は、市原八幡宮別当職に地藏院僧正(覚雄)を補任し、市原八幡宮寺および寺領を沙汰するよう、幕府の命を武蔵守(幕府執事高師直)が奉じ、観応元年(1350)10月26日付けで上総守護に宛てたものである。

史料一七「足利義詮御教書」は史料一六に続くものである。市原八幡宮別当職を覚雄に補任したので、現地に使者を差し下し厳密に沙汰するよう、足利義詮(足利直義に代わり幕政に就いていた)が同年11月18日付けで播磨守(鎌倉府執事高師冬)宛てに命じた御教書である。

2 醍醐寺と鎌倉幕府

醍醐寺地勢力の関東進出は鎌倉時代前期に遡る。平氏滅亡後、醍醐寺内では親鎌倉幕府派が台頭してきた。その中核にあった第二十六代座主成賢は幕府との関係を深め、建暦3年(1213)には幕府祈祷を実施し、幕府は謝礼として「御布施等」を送進している⁽³⁴⁾。成賢の入滅後、弟子たちは成賢が培った幕府との関係を継承し、所領を獲得、あるいは醍醐寺内における自らの勢力拡張に利用したりした。例えば遍智院良海は親幕派九条兼実の息であるが⁽³⁵⁾、北条義時の請所であった上総国橘木荘の上級領主(領家職か)として確認できる⁽³⁶⁾。また、親快流(地藏院)と定済流(三宝院)は、成賢亡き後の醍醐寺法流正統嫡々を巡る相論を百年以上にわたり展開したが⁽²¹⁾、その過程において、それぞれが幕府との関係を深めている。三宝院流は定済以来、幕府に傾向する立場を維持していくのに対し⁽³⁷⁾、地藏院流は二代目の親玄が、自ら幕府勤仕僧として鎌倉に下向し、幕府と密接な関係を構築する。親玄は幕府の推挙で、永仁6年(1298)と乾元2年(1303)の二度にわたり、醍醐寺座主の地位を得た⁽³⁸⁾。これは成賢以来の醍醐寺法流が地藏院・三宝院・報恩院の三つの門跡に分散したなかで、関東護持と正統嫡々とを一体のものとする親玄の主張を、幕府が承認したものと評価されている⁽²¹⁾。

親玄は醍醐寺座主就任後も幕府祈祷の中核として鎌倉に在り続け、正応6年(1293)には祈祷賞として紀伊国長尾郷、大和国丹原荘の地頭職を、さらに晩年までに越前国重富保、二上社、安芸国和木・棕梨両郷の地頭職を幕府から得ている⁽²¹⁾。また、幕府祈祷に対する親玄の位置を示すものとして、鎌倉殿御願寺別当職への就任が挙げられる。元亨元年(1321)正月の鶴岡社頭における月次御修法に鎌倉永福寺別当として臨んでいるが⁽²⁰⁾、さらに晩年には久遠寿量院別当職も兼ねていた⁽²¹⁾。

鎌倉期の醍醐寺や門跡は関東護持に参画することで幕府と密接な関係を深め、寺院人事への幕府介入を他門跡間の相論に利用し、経済面では幕府から祈祷恩賞として寺社別当職や地頭職を得てきた

のである。

親玄は入滅直前の元亨2年（1322）3月6日と12日、弟子宛てに譲状を遺した。その内容は以下のとおりである。

①親玄の主張する醍醐寺正嫡としての立場

醍醐寺座主職（史料一四）と、本家三箇院家（地藏院・清浄光院・宝蓮院）及び、成賢嫡流として主張する三宝院門跡の継承権、それを物質的に示す教藏など

＝嫡弟覚雄に相伝（史料一五）。

②親玄の幕府祈祷賞たる所領群（『東寺宝菩提院三密藏聖教』一七九函二三号「先師大僧正遺跡得分親事」）

a 覚雄へ譲与＝越前国重富保、二上社、紀伊国長尾郷、安芸国和木・棕梨両郷、五か所の地頭職

b 房玄へ譲与＝大和国丹原庄地頭職

③鎌倉殿御願寺の別当職

親玄の関東護持における中心的な立場を象徴する重要な所職。

a 覚雄へ譲与＝永福寺別当職⁽³⁹⁾

b 房玄へ譲与＝久遠寿量院別当職（史料一八）。

これらの相続に関する基本史料として挙げた『正嫡相承秘書』（史料一三から一五）は、「京都大通寺に伝わる史料で、醍醐寺座主職の補任状や法流・諸職の譲状などの文書を収録している。鎌倉前期の遍智院成賢から十五世紀の地藏院聖快に至る親快流の、三宝院流における正当性を主張するために作成されたと思われる」⁽⁴⁰⁾もので、覚雄が親玄の法流および政治的立場まで継承したことは間違いない。鎌倉幕府勤仕の要職たる鎌倉殿御願寺別当職が地藏院内で分与されていることから、同門跡が親玄入滅後も幕府祈祷における位置を保ったものと見なせよう。ただし親玄没後から鎌倉幕府滅亡までの11年間、覚雄が幕府祈祷に参画した形跡は史料上窺えず、幕府との積極的な関与を評価することはできない。親玄没後11年間における地藏院一派の対幕関係は、覚雄の弟子である房玄の系統が担っていたようで、房玄の弟子あるいは弟子と思われる房仙が、元亨3年（1323）に盛大に実施された北条貞時十三年忌において、中心的な役割を果たしている⁽⁴¹⁾。

3 足利政権下における覚雄の新規所職取得

建武新政権樹立後、醍醐寺五門跡のうち、報恩院・金剛院・理性院の三門跡は親後醍醐派として南朝方につくが⁽³⁴⁾、互いに醍醐寺法流の正嫡を自認する三宝院と地藏院は、室町幕府方として武家祈祷の中核を担った。

覚雄も足利政権の樹立後において、親玄から相続した以外の関東所職を新規に得ているが、これも足利将軍家と結んだ地藏院の政治的立場を示すものである。覚雄の新規所職獲得期は、足利政権樹立から観応期、1336年から1350年代に絞られるようである。ちなみに足利義満の将軍就任以降は、三宝院門跡が将軍家との結束を強め、勢力を拡大していくなかで、地藏院門跡の勢力は後退したと思われる。

①鎌倉明王院（鎌倉殿御願寺）別当職

足利義詮により覚雄が拝領し、嫡弟道快到譲られている。足利義満が道快から一旦召し上げ、理性院僧正宗助に与えているものの⁽⁴²⁾、応永24年（1417）10月21日の道快譲状に記載されており、弟子持

円に譲与している（史料三二）。

②鎌倉法華堂（鎌倉殿御願寺）別当職

覚雄の補任期は不明だが、道快が覚雄から相続し、応永24年（1417）10月21日、持円に譲っている

表2 醍醐寺地蔵院門跡管領所職表（親玄—覚雄—道快の三代）（史料三二）。

◎：親玄から相続 ○覚雄が新規取得 △親玄から門跡内の支流へ譲与

a門跡継承と醍醐寺正嫡意識	
◎	1醍醐寺座主職
◎	2本家三箇院家(地蔵院・清浄光院・宝蓮院)
◎	経蔵類
b鎌倉殿御願寺別当職	
◎	1永福寺別当職
○	2明王院別当職
○	3法華堂別当職
△	久遠寿量院別当職(房玄へ)
c荘園鎮守社別当職	
○	1上総国市原荘市原八幡宮別当職
○	2上総国飢富荘飢富宮別当職(d-5の替地として拝領)
	付、周西郡
d地頭職	
◎	1越前国重富保
◎	2同国二上社
◎	3紀伊国長尾郷
◎	4安芸国和木・椋梨両郷
○	5下総国小見郷木内彦五郎跡
△	大和国丹原荘(房玄へ)

③市原八幡宮別当職

鶴岡八幡宮供僧俊珍が入滅した翌年の観応元年（1350）、室町幕府により補任された。（史料一六・一七）。

④下総國小見郷木内彦五郎跡

補任の時期は不明だが、貞治3年（1364）まで覚雄の所領として確認できる⁽⁴³⁾。

⑤上総国飢富庄内飢富宮別当職

貞治3年（1364）、下総國小見郷木内彦五郎跡の替地として、足利基氏から補任された。また、「上総国周西郡内別当所々」も飢富宮別当職に付属する得分と思われるが、在地勢力に押領されていたようで、貞治4

年（1365）2月3日に下地遵行が実施され、地蔵院雑掌快豪に打渡されている⁽⁴⁴⁾。

やがて覚雄は飢富宮別当職を、応安元年（1368）12月1日に嫡弟道快へ譲与した⁽³¹⁾。

以上が覚雄の新恩地である。これに親玄以来の所職を加えた一覧を表2に示した。ここでは鎌倉殿御願寺別当職の比重が高いこと、覚雄の新規拝領所職が関東荘園鎮守社の別当職に絞られること、の二点に注目したい。

鎌倉殿御願寺は鎌倉幕府の寺院政策上重要な位置にあり、幕府が別当職を設定し、関東下向の顕密僧を補任して関東護持に当たらせていたことはすでに述べた。足利義満の代、京都にいた道快が関東護持を実施するため、鎌倉明王院の聖教霊宝等を京都・鎌倉に分置している事実⁽⁴²⁾を鑑みれば、関東護持に対する鎌倉殿御願寺別当職の重要性が足利政権下においても継続したものと判断できる。親玄法流がこの職を四例も占有していることは、覚雄・道快を中心とする地蔵院門跡が、この時期における関東護持の中核を担ったことを示していよう。関東護持に対する覚雄の関与は、先師親玄と鎌倉幕府以来の伝統性を足利幕府が認めたからに他ならず、下総國小見郷木内彦五郎跡（後に上総国飢富宮別当職と交換）、同国市原八幡宮別当職も祈祷賞として給付された可能性が高い。

4 室町幕府の荘園政策と市原八幡宮別当職

中世後期の荘園制は、中世前期における荘園公領制の重層的・身分的な得分構成から、一円領の知行に置き換わった点に特色がある。これは村落の成長など、在地構造の変化に連動するもので、荘園鎮守たる市原荘八幡宮の成立もリンクすることはすでに述べた。国家権力の側から見れば、守護や幕府の経済が荘園制たる枠組みに依拠する以上、荘園領主の権益を保護しつつ、新たな地域編成秩序を創立することが室町幕府の課題であった。

室町幕府による一連の荘園立法は、延文2年の幕府追加法における「土地の半済」⁽⁴⁵⁾に象徴される

ように、荘園領主側の職を所領として確定し、武家領との共存を図ったもので、中世後期荘園制の性質を規定するものであった。

市原荘内においては、市原八幡宮別当職に付属する所領を巡り、観応期と応安期の二度にわたる相論があった。この職は市原荘自体の本案・領家職ではないが、中央権門の醍醐寺地蔵院院主が実質的に掌握しており、権益の所領化が認められるなど、一連の幕府による荘園立法に絡めての理解が可能である。この点に留意しながら二度の相論を眺め、別当職の性質と地蔵院による管領状況の推移を確認したい。

①観応2年の相論

市原八幡宮別当職が地蔵院覚雄に与えられたのは観応元年（1350）10月のことであるが（史料一六・一七）、当初から躓きを見せ、下地の別当権益を巡る相論となり、翌年の観応2年（1351）7月16日に下地遵行が実施された（史料一九・二〇）。遵行使は有力国人と目される武田・村上氏で、「去月十七日御教書并京都御施行之旨」に任せ、市原八幡宮別当職に関する下地を地蔵院雑掌慶尊に打渡したものである。

まず、打渡の対象が「下地」と明記されていることから、市原八幡宮別当職が得分的な権益ではなく、市原荘内の所領単位として把握されていたことを確認できる。

この別当領を押領した当事者は何者であろうか。『観応二年日次記』五月廿二日条（史料一八）によれば、覚雄に与えられた市原八幡宮別当職は、補任主体たる幕府側から「非相論職」と認識されていることから、覚雄と同一の経済基盤に立つ者の仕業とは考えがたい。被告は覚雄と根本から立場の異なる、在地に根ざした勢力であったと言えよう。

さらに関連史料と思われる年末詳「足利尊氏書状」（史料二一）により、覚雄が「上総所領」の「違乱」について幕府に訴えていることが確認できる。小川 信は幕府が鎌倉府を超えて直接別当職を補任している点について、「旧得宗領の市原庄は室町幕府の直接支配下に置かれ」たためと指摘しているが⁽⁴⁶⁾、むしろ畿内権門寺社の関東所領に関わる訴えは幕府が受理し、鎌倉府に通達する一般的なシステムとして理解すべきであろう。ただし鎌倉後期以降に多数成立した寺社別当職が存続し、補任権を室町幕府が掌握している事実は重要で、鎌倉幕府の寺社政策が踏襲されたことを暗示する。幕府公権の政策的側面から見れば、市原荘八幡宮別当職補任の意義に、得宗以来の連続性を強調することができよう。

相論の経緯をまとめると、次のようになる。

観応元年（1350）、鶴岡八幡宮供僧俊珍に代わって醍醐寺地蔵院覚雄が市原八幡宮別当職を得たが、職の権益たる市原荘内の別当領は在地勢力の押領を受け、容易に知行できる状態ではなかった。覚雄は翌年（1351）、この押領を幕府に訴え、将軍が鎌倉府に施行を伝達した。結果、市原荘付近に勢力を持つ国人領主武田・村上氏が守護使節として地蔵院雑掌慶尊を伴い下地を打渡した。これにより地蔵院による別当領の安定した管領が実現した。

さて、この「京都御施行」から、幕府の荘園政策の一面を垣間見ることが可能である。この頃の幕府は、寺社領・本所領の一円化を図り、本所領内部に武家被官の知行地が含まれる場合、それを本所側に返付させている。具体策として康永2年（1343）4月29日の幕府追加法が知られ、井原今朝男が寺社領本所領内部再編の動向として取り上げている。法令の内容は、武家被官が寺社本所の「請所」

と号し、あるいは代官請負契約を成したと称して押領することを禁止し、本所雑掌に所領を引き渡すべく定めたものである。さらに観応2年には追加法五五條^⑩が制定され、これに従わない武家被官への罰則規定が強化されている⁽⁴⁷⁾。

観応2年の市原八幡宮別当領をめぐる相論も、こうした幕府政策を背景に武家被官の抵抗を強制排除し、市原荘内における市原八幡宮別当職権益が一円所領として確定する画期になったと思われる。

②応安4年の相論

応安4年(1371)、地藏院法印道快管領の「市原八幡宮社務職・同社領等」が石川左近将監の違乱を受け、神事の違乱に及んだ。道快雑掌の訴えを受けた幕府は、管領細川頼之の奉書を関東管領上杉能憲宛に下し、所職・社領は「全雑掌之所務」として、社殿造営は先度通達したとおり沙汰するよう命じている(史料二五)。

結果、翌応安5年(1372)8月22日には下地遵行が実施され、左近将監朝藤が「清浄光院法印御房」の代官へ打渡した(史料二七)。

まず訴人の問題について触れておく。応安4年の奉書では地藏院法印(道快)が訴人側の中核と捉えられるが、翌年実際に守護使節に伴われ下地の返付を受けたのは清浄光院御房の代官である。高村隆はこの点に注目し、市原八幡宮別当職が応安5年を境に地藏院から清浄光院へ移ったとするが⁽⁴⁸⁾、小川信は清浄光院法印も道快を指すものと推測している⁽²⁹⁾。先述したように清浄光院は親玄流の相承対象として確認できるので(史料一三)、小川の推測が正しいものと判断したい。相論は道快側の訴えに幕府が応えたことで局面が動き、道快代官への下地返付で決着したのである。

これに対し、被告側の論人は石川左近将監であるが、興味深いのは下地返付の打渡状を発給した「左近将監朝藤」が石川左近将監その人と見なせることである。論人自らが訴人側に打渡を実施したことになり、一般的な横領返付の強制執行とは異なる背景、守護による公権的な介入に絡むものではなかろうか。石川左近将監は永和2年(1376)、円覚寺造営の棟別銭徴収に関する守護使として、上総守護職上杉朝宗から遵行状を得ているので、当時の上総守護代であったことが知れる⁽⁴⁹⁾。守護権力による市原荘の権益搾取が実施されていた点は重要である。この事は、市原八幡宮別当職の職務遂行と、観応2年に確定した社領の権益を侵害するものであった。

この時期は、応安半済令として知られる応安元年6月17日の追加法により、室町幕府における荘園政策の完成期と評価されているが⁽⁴⁷⁾、応安4年の市原八幡宮社領を巡る相論も幕府政策に関連する可能性がある。

応安大法は「禁裏仙洞御料所・寺社一円仏神領」・「本所一円知行地」に対し半済令を除外し、「諸国本所領」では下地を本所に返還し、寺社・武家領の両立をはかるものである。村井章介は、応安大法における「本所一円知行地」を「義詮の時代から半済や預け置きなどをまぬがれて本所が現実に行ってきた所領」であることを明確にした⁽⁵⁰⁾。

市原八幡宮の社領(別当職権益たる部分)は、いわゆる寺社本所領として捉えられるものだが、観応元年の足利義詮御教書(史料一七)により醍醐寺地藏院の一円領として確定して以来、「市原別当職者非相論職」(史料一八)と称されたように、応安大法で示すところの「本所一円知行地」として公認されていたのではなかろうか。しかし在地では、守護代が市原荘内における地藏院一円知行地に対しても、応安大法における本所領保護の適用外として、下地半済を実施したのではないか。背景に

は高村・小川の指摘するように、郡課役・一国平均課役に結びつく国衙機構掌握の試みがあつたと見るべきであろう。この事態に対し、幕府は本所領保護の立場から、応安大法に基づき、関東管領宛てに御教書を発給、守護使節に醍醐寺清浄光院の使者を添え、強制執行、返付したのではなかろうか。これらは推測にすぎないが、相論に対する守護側の論理は理解しやすくなる。少なくともこれらの相論は、幕府荘園政策の中で理解しうるものである。

5 市原八幡宮別当職の性質について

観応元年（1350）室町幕府執事高師直奉書（史料6）によると、市原八幡宮別当職の補任に「当寺并寺領」が付属したことが解る。この後、観応2年の相論で地藏院雑掌慶尊に打渡された「下地」とは奉書の「寺領」（社領）を指すものである。別当職への補任は、雑掌の活動本拠たる市原八幡宮となれば、その社領も交付されたことを示すが、幕府側の言う「社領」とは、先に述べたように一連の荘園政策から別当職の権益を所領化し、寺社本所領として確定した部分を示すものと考えられ、必ずしも市原八幡宮の全所領と捉える必要はない。市原八幡宮別当職権益の所領化については、幕府の保護で観応元年から2年の相論過程で確定したものであった。

観応期は寺社別当職の権益が所領として編成された一つの画期と見られる。例えば貞治3年（1364）、覚雄の下総国小見郷における地頭職が飢富社の別当職に立替られており、この頃の鎮守社別当職が、所領につり合った権益と認識されていたことを示している。恐らくこれ以降の「別当職」は、付属領を進止する権益としての用例が増えるものと思われるが、別当職が本所側にとって完全に権益化したわけではない。

留意すべきは市原荘における応安4年の相論で、幕府が奉書を発給する形で介入し、所職・社領すべてを「雑掌所務」に帰することと、社殿造営を併記し命じている（「室町幕府管領細川頼之奉書」（史料二五））。これは訴人道快の主張が、下地における守護権力の介入を社殿造営の妨げと見なすものであり、裏返せば道快が市原八幡宮別当として社殿造営の責務を負っていたことを示す。このことから、「市原八幡宮別当職」は単に社領からの得点を示す権益の代名詞に止まらず、それなりの責務を伴ったことが確認できよう。道快は応安元年（1368）12月1日に覚雄から醍醐寺座主職と上総国内の所領を、同2年（1369）6月8日には管領する院家（地藏院・清浄光院・宝蓮院）や本尊・聖教類、所職を譲与されており（「覚雄譲状」正嫡相承〈秘書〉二七丁史料二三・二四）①・②）、直後に幕府の安堵を得たと推測されるので、市原八幡宮造営の実施は応安2年に、決定したものと思われる。

道快は市原八幡宮社殿大規模造営の遂行を期待されたわけであり、その財力・実務面ともに評価せねばならない。社殿造営は道快にとっても重要な課題であり、応永期まで棟別銭徴収の活動が追える（史料三一）。

以上、市原八幡宮の別当職について俯瞰した。これを権門寺社が有する東国寺社別当職一般の傾向として捉え、以下にまとめを記したい。

鎌倉時代後期に成立した寺社別当職の継続と補任は、政治的には得宗以来の寺社政策を足利幕府が引き継ぐものとして評価できる。これに付属する権益は、恐らく在地勢力との半済などから、次第に一円知行権へと変化し、観応期には幕府の荘園政策に裏打ちされ、寺社本所領として確定したものと思われる。しかし畿内寺社による下地の保全は容易なことではなく、押領に対し幕府からの施行による強制返付が機能しなければ維持できなかった。それでも14世紀後葉は所領として安定期にあつたと

思われる。

「別当職」は地頭職との交換対象になるなど、領主権益を示す代名詞として度々用いられるようになるが、荘園内に一定の実務を要求され、社殿造営も別当職の責務であった。実務・所領管理には雑掌が下向しており、別当職に由来する鎮守社を活動拠点にしたものと考えられる。

6 応安・応永期の市原八幡宮造営について

応安から応永期にかけて、大規模な市原八幡宮造営の動きが確認できる。

この造営の初見史料は応安4年（1371）9月12日「室町幕府管領細川頼之奉書」である。市原荘内の相論に対し、市原八幡宮の所職・社領は地蔵院雑掌の所務とした上で、先度通達した通り造営を進めよと命じており、以前から造営計画が策定されていたこと、応安4年までに国役・庄役の注進状に基づく造営費用徴収が試みられていたことが分かる。造営計画は道快が覚雄から市原八幡宮別当職を譲与された応安元～2年（1368～9）に遡及する可能性が濃厚で（史料二四）、その実施が道快の責務と推測し得ることは先述の通りである。国役・庄役注進状の内容は明記されていないが、後述する応安8年（1375）「上総国市原八幡国役庄役注進状」（史料二八）と概ね合致するだろうから、庄役・一国平均課役・郡課役・五箇国棟別銭によったと思われる。これらの徴収は守護代の「違乱」のため行き詰まり、幕府の施行（史料二五）から守護代の打渡（史料二七）で一応の決着を見た。

このように見ると、応安4年の相論は造営の課役徴収に対する抵抗が大きな理由として指摘できる。

表3 市原八幡宮造営内訳(応安8年「上総国市原八幡国役庄役注進状」による)

市原八幡宮の本体部分					「上若宮」部				
建 物	棟数	規模	廂	課 役	備 考	建 物	棟数	規模	廂 課役 備 考
常行三昧堂	1	3間	4面	五箇国棟別銭	鎌倉府管轄国	神宝殿	1	3間	
宝殿	1	3間		一国平均課役		武内宮	1		
宮殿	3					高良宮	1		
内回廊	(1)	36間				地主宮	1		
正面鳥居	(1)					小社	4ヶ所		
神輿宿	1	3間				副殿	1	3間	
六所宮	2	3間		郡課役	馬野郡・海北郡	御庁	1		
中門	1	3間			山辺南郡・山辺北郡・武射南郡・武射北郡	本堂	1		
玉垣	(1)				刑部郡・佐是郡・長南郡・長北郡・埴生郡	南経所	(1)		
井垣	(1)				市東郡・市西郡	北経所	(1)		
塀屋	2	5間			山田郡・望東郡・与宇呂保	竈神殿	1	5間	
大門	1					善神口	(2)		
副殿	1	3間		庄役	市原荘内賦課か	後門鳥居	(1)		庄役 市原荘内賦課か
拝殿	1	5間	2面			志多羅宮	1		
若宮御殿	1	3間				松童宮	1		
宇佐宮	1					阿蘇十二所宮	1		
□(内)宮	1					若王子宮	1		
地主宮	1					住吉宮	1		
今宮	1					大將軍宮	1		
□呂字戸宮	1					外松童宮	1		
高良宮	1					一切経蔵	1	3間	
外回廊	(1)	32間				江日須宮	1		
御膳殿	1	5間	2面	無記入	課役徴収完了分か	貴船宮	1		
法華三昧堂	2					三郎殿宮	1		
講堂	1	4間	2面						
道場	1	1間	4面						
鐘楼	1	3間							
白幡堂	1								
天神宮	1								
大食堂	1	13間							
大舞台	1								

建物 計

市原八幡宮本体部：建物29棟、回廊2棟、鳥居1基、門2棟、垣2ヶ所

上 若 宮 社 ：建物23棟、小社4ヶ所、鳥居1基

これらの課役は小川の指摘するように守護権力の協力が不可欠であり、守護代が違乱の当事者たる事態は早急に打開すべきものであった。しかし守護代が違乱を停止し、押領されていた市原八幡宮社領の返付を受けた応安5年（1372）8月22日以降においても、造営を実施するだけの費用徴収は進まなかったようで、応安8年（1375）2月10日付けで新たに「上総国市原八幡国役庄役注進状」（『三宝院文書』（史料二八））が作成されている。

この史料によると、「上総国市原八幡宮」たる造営の対象として、市原八幡宮本体と、これに付属する「上若宮」社が挙げられている。上若宮社は、規模表記が省略されている建物が多く（表3）、市原八幡宮本体より相当小規模と思われる。しかし本堂や副殿、御庁、経所など一定の建物構成を示し、独立した敷地を有した可能性がある。

上若宮社が市原八幡宮の付属社であることは造営賦課が「市原八幡宮国役庄役事」として一括されていたことから明らかであり、市原八幡宮が広大な敷地を占有した状況が分かる。上若宮社の建物群造立はすべて庄役、つまり市原荘に対する賦課で賄われたことから、通常の荘園鎮守、あるいは荘内の複数郷村からなる一定地域の鎮守たる格と言え、後述するように市原荘内有力分社の筆頭に位置づけられるものであろう。

これに対し市原八幡宮本体の主要建物群は、概ね規模が明示されており、注進状作成に当って重視されていたことが解る。宮殿は拝殿を有し、32間・36間の回廊で囲繞する格式高いもので、多くの付属施設を包括する大規模な境内を有した。課役の明記されている建造物数は、庄役（市原荘負担）の9件に対し国役（五カ国棟別銭、一国平均課役、群課役）が12件と多い。国役の割合が高いことは、市原八幡宮が単なる荘園鎮守ではなく、イデオロギー的光源体として上総国レベルでの影響力があったことを示すものである。特に格式を誇示する宮殿・内回廊・宝殿・正面鳥居は一国平均課役による造営計画であった。

一国平均課役は本来一宮造営に賦課されるもので⁽⁵¹⁾、この時代における一国平均課役自体の運用拡大傾向として捉えられるが、市原八幡宮が一宮である玉前神社に代わり、実質的な上総国一宮として位置づけられている状況も看取できる⁽⁵²⁾。本宮のこのような政治的位置は、得宗専制下の幕府勤仕僧政策に直結する別当職の設置・補任まで遡及すると思われる。鎌倉前期の上総守護と見られる上総氏から上総千葉氏までは、玉前荘内に館を構え、上総一宮である玉前神社を利用して惣領たる立場を固めていたと想定できるが、三浦泰村の乱に連座した千葉秀胤の滅亡後、上総の政治的中心地は国衙のある市原市域に移り、玉前神社に代わって市原八幡宮が浮上することになったのであろう。市原八幡宮は荘園鎮守社だが、中原親能の相論が暗示するように市原別宮段階からいわゆる国府八幡として相当の格式を示したこともあり、荘園鎮守市原八幡宮への発展過程において玉前神社の社会地位を接木する必然性があった。これは国府八幡宮として同様の発展過程を経た葛飾八幡宮の元亨元年（1321）梵鐘銘に「下総第一鎮守」とある例⁽⁵³⁾からも理解できる。鎌倉幕府の勤仕僧政策に取り込まれた正応・永仁期、一宮機能を接木した市原八幡宮の地位が確固たるものになったと推測したい。同時に国衙機構との結びつきも相当深化し、応安5年（1372）「市原八幡五月会馬野郡四村配分帳」（『覚園寺文書』（史料二六））に見るように、神事には「権介殿」を始めとする国衙在庁が濃厚に関与することとなった。

なお、「注進状」の五箇国棟別銭賦課による常行三昧堂については、3間と中規模であるが、四面

廂を付す点で他に類がなく、主要建物群中でも重要な位置にあったものと推測される。この事から市原八幡宮が天台教線の重要拠点たる側面を有したことが解るが、ひとまず棟別銭の賦課に注目したい。

近年の研究で、この時期の棟別銭賦課権は天皇にあり、幕府が施行命令を出し、それを遵行するのが鎌倉府や守護の義務とする重要な指摘があり⁽⁴⁷⁾、徴収には修造寺社側が主体的に関与し人員を派遣したことが明らかになっている⁽⁵⁴⁾。市原八幡宮造営についても棟別銭賦課は幕府の施行と見なせ、応安2年の管領細川頼之奉書が示す通り、この側面から理解できる。また、徴収については関東における道快側の積極的な活動が看取できよう。応安4年の相論で勝訴した道快の論理に社殿造営の遂行があり、幕府がこれを支持したことは先に述べた通りである。

この時期の鎌倉府は、室町幕府の寺社保護により、棟別銭などの徴収権を多くの東国寺社に与えたことが明らかになっており⁽⁵⁵⁾、賦課事例が急増する。関東における棟別銭賦課の例としては、市原八幡宮を含め、表4に示す三件が知られている。

表4 寺社造営の東国棟別銭賦課事例(14世紀第4四半期)

	年代	西暦	造営(修理)対象	賦課対象国	所収	
1a	応安8	1375	市原八幡宮常行三昧堂	鎌倉府管轄下の五箇国	『三宝院文書』	史料二八
2	永和2	1376	六条八幡宮	相模・武蔵・上総・上野・越後	〃	(56)
3a	〃	〃	円覚寺	安房・上総・上野・下野	『円覚寺文書』	(57)
3b	至徳元	1384	円覚寺山門・方丈	上総	〃	(58)
1b	応永4	1397	市原八幡宮	上総	『鶴岡事書案』	史料三一

No.3の「関東管領上杉能憲奉書」(『円覚寺文書』)⁽⁵⁷⁾は、円覚寺の設けた大勧進所の使者が守護使に伴い派遣され、「寺社本所領」「地頭堀内」を問わず、一国平均沙汰として賦課するよう上総守護(上杉朝宗)に厳命している。よって同時期の市原八幡宮についても、醍醐寺地蔵院の大勧進雑掌と守護使によって賦課されたものと想定できる。しかし応安8年「上総国市原八幡国役庄役注進状」(史料二八)によると、在地の神人・神主・僧侶ら九名が「執行」として署名しているので、彼らが注進状作成などの実務面を担っていたのであろう。

さて、徴収の実際であるが、この期間において少なくとも数カ国で重複賦課があったことになり、困難を極めたものと思われる。事実、市原八幡宮と円覚寺の造営は、費用賦課の連続から相当遅延したことが解る。在地勢力による抵抗が主な原因と言えるが、留意すべきは賦課拒否の論理が通用したということで、上記の「関東管領上杉能憲奉書」から逆に指摘し得るように、「寺社本所領」や「地頭堀内」には棟別銭を賦課し得ないという通念が存在したことを井原が明確にしている⁽⁴⁷⁾。市原八幡宮造営における賦課拒否の例は、表4 No.1bの応永4年(1397)『鶴岡事書案』(史料三一)に示されている。

この史料は、市原八幡宮造営の上総国棟別銭賦課を命じた御教書に対し、鶴岡八幡宮が「当社領者自元不勤他社役」として、社領埴生郡一野村、佐坪郷の賦課免除を千坂弥三郎(上総守護上杉氏の家臣)宛てに申し出たものである。これ以降、『鶴岡事書案』に棟別銭賦課の記述は見られないことから、結果として鶴岡八幡宮の免除要請が認可されたと思われる。

このような状況下、市原八幡宮の造営は道快の別当職相続から応永期まで30年の遅延を見たのである。応安8年「上総国市原八幡国役庄役注進状」に見る建物群すべてが落成したか否かは不明であるが、課役の一定額徴収に伴い、暫定的に進行したのであろう。応安8年「注進状」には挿入箇所不明の一紙に課役無記入の建造物群が10件認められるが(表3)、国役に相当すべき外回廊や御膳殿、法



図2 市原八幡宮と周辺神社(1:20,000) (68)

華三昧堂、講堂などの主要建物が含まれるため、庄役として一括することはできない。「常行三昧堂」の後ろに位置した可能性もあるが、課役明細が記されていない点で不自然と言える。これらは応安8年2月10日の注進状作成段階で、すでに課役徴収が完了していた件と解釈し得るのではなかろうか。国役の賦課は、棟別銭で挙げたように強力な拒否論理が作用したが、円覚寺の例のように守護使節による強制執行措置も普通に取られたようで、遅延しながらも相応の成果を得るものであった。市原八幡宮造営に関する一連の史料は、在地勢力による頻繁な押領のなか、国家権力の庇護下に本所側の収益も両立し得た室町期土地制度の特質を物語るもので、この時期における一国平均役拡大の意図を追及する上でも重要である。

第3項 在地における市原八幡宮

1 市原八幡宮を取り巻く多様な宗教世界

鎌倉・室町期における市原八幡宮の実像は不明で、これまで述べてきた内容も別当職関連史料に基づく権門寺社側からの視点が中心となった。在地との関連については、荘園鎮守としての村落に対する働きかけと、一宮に比肩しうる政治的立場から、国衙機構を介在した広域ネットワーク発信源として想定した。ここでは数少ない史料により、市原八幡宮が鎌倉後期から盛んな文物交流の拠点として垣間見える事実を補足するため、同宮を取り巻く宗教世界の多様性に言及したい。

①天台宗檀那流

「檀那門跡相承資」（『蓬善寺文書』（史料一二））には、鎌倉後・末期の江戸湾岸地域について興味深い記載がある。市原八幡宮も関連するので、該当部分の概略を記してみた。

「天台密教の学僧経祐は、檀那流の正統相承者であった。弟子の船橋右京律師澄賢は、祈祷と百日護摩を修し、平駄三艘の進物と用途五十貫を船橋から浅草に進め、嫡流相承を望んだが果たせず、定厳が経祐の後継者として浅草（浅草寺）を本拠に活躍することになった。この無念によって、澄賢弟子の賢智下野法印は、住山（叡山）六年の時、御門跡綾小路殿から檀那流を相承して上総に下り、「上総八幡ノ学頭」として「門跡相承」と号し、当坊義憲律師の入壇に伴い灌頂を受けた。この流れは義憲の附弟祐範が相承し、坊中相続した。（以下省略）」

この史料は祐範の弟子什覚が康暦2年（1380）に記したものである。さらに宝徳4年（1452）における弘尊の記載部分（史料一二後半）には「船橋賢智」と見えることから、澄賢が活動した船橋に、賢智以降も拠点を置いたことが解る。賢智の嫡弟義憲は、「千葉ノ閻魔堂ノ談義ノ時、十人請談二云習学ノ随一」として知られた「下総国大須賀保内雲富長老」と共に長年千葉で学問していたとされ、活動範囲が市原に近接する。さらに注目されるのが義憲の出自で、「三浦ノ大多和」に俗相伝の所領を持ち、外戚は「上総介ノ一族」であった。これは平安末期以来の伝統的な在庁職「上総権介」の職系を引く者と見て良いと思う。

豪族的領主としての上総権介は、宝治元年（1247）の上総千葉氏滅亡で消滅するが、応安5年（1372）「市原八幡五月会馬野郡四村配分帳」（『覚園寺文書』（史料二六））で、市原八幡宮の祭事に「権介殿」の用途負担が確認できることから、「上総権介」を世襲した在庁官人が室町期まで国衙機構を担っていたことが解る。長年千葉を就学場とし、「上総八幡ノ学頭」賢智の灌頂を受けた義憲が、在庁官人上総権介一族に出自を引くことは、あながち偶然とは言い難いのである。すなわち賢智が比叡山から下向し学頭に就いた「上総八幡」は、市原八幡宮を指すものと見て良いであろう。そし

て賢智流三代が相承の場とした「当坊」「坊中」も、市原八幡宮付属坊と考えられるのである。加えて鎌倉末期の下総国葛飾八幡宮が「下総第一鎮守」を称している事実があり⁽⁵³⁾、同様の発展過程を経た市原八幡宮も「上総八幡」たる称呼を持ったのであろう。恐らく天台宗檀那流を担う賢智一派と市原との結びつきは格別なものがあり、船橋と市原八幡宮を活動拠点にしていた可能性は高い。また、応安8年(1375)「上総国市原八幡国役庄役注進状」に見た市原八幡宮境内規模が、基本的にこの時期まで遡及する裏づけともなろう。

市原八幡宮が天台宗の修行・布教拠点たる側面を有したことは、応安8年(1375)「注進状」からも窺える。この史料から市原八幡宮の造営予定建造物を見ると(表3)、主要建物として常行三昧堂(五箇国棟別銭)と法華三昧堂が見える。前者は阿弥陀像の周囲で念仏を、後者は法華経を唱える天台宗の修行のための堂で、かなり格式の高い天台寺院にセットとして付属したものである。西岡芳文は天台僧経祐の弟子玄吽が広めた修法「玄旨帰命壇」に基づく芸能行事「延年」が天台系古寺の常行堂で行われていることと、経祐の嫡流門跡を相承した浅草寺の念仏堂との関連に言及しているが⁽⁵⁹⁾、市原八幡宮も玄吽と法流の連なる賢智流の拠点であり、この二堂の造営が領けるのである。特に常行三昧堂は五箇国棟別銭の賦課からなる最重要施設で、市原八幡宮の天台教線・修行道場としての重要性が看取される。

続いて、市原八幡宮の常行三昧を示す可能性がある興味深い伝承を紹介したい。

「天武天皇の頃、上総・下総境の石塚村は、漁村として賑わっていた。白鳳元年、石塚村の漁師が溺れるが、阿弥陀如来像が海中から出現し、「仏法威神」の力で救われた。その時、空中から声があり、「我が名を唱えれば、一切の衆生は現世において息災延命後世安穩の利益が得られるであろう」と聞こえた。漁師はこの像を石塚村南方の「清水」にあった草庵(庵主は宝樹坊)に運び、本尊とした。これ以降、近所はおろか遠方の道俗らも行き来するようになり、験證盛んとなった。やがて相模国浦田の城主平貞家が深く本像に帰依し、宝樹坊草庵を再建し道場とした。仏像出現地は「極楽新田」と呼ばれた。

白鳳2年、この一帯に疫病が流行った。阿弥陀仏は霊告人を介し、「青野ヶ原」に鎮座する八幡宮社中に「私は西方の教主阿弥陀仏で、清水に安置されている。汝らがこの仏の宝号を唱え、祈り奉れば、疾病速やかに退くであろう」と伝えた。これを実施した結果、疫病が退散したので、八幡宮は阿弥陀像を本地仏と仰ぎ、三月十五日の祭礼を行った(この大祭は飯香岡八幡宮の重要神事として毎年執行されている)。これ以降、石塚村を八幡と改称し、現在に至っている。その後、源頼朝が神勅により寺(宝樹坊道場)を八幡に移したので、元の場所を「古屋敷」と呼ぶようになり、現在は鎮守稻荷社が置かれている。

寺(宝樹坊道場)は中興達道和尚の代に京都知恩院末となり、改めて「信楽山宝樹院無量寺」の嘉号を賜った。」

以上は、飯香岡八幡宮に隣接する無量寺の寺伝として、宝暦7年(1757)に住職春誉が記したものである⁽⁶⁰⁾。無量寺は浄土宗で、町場の入り口付近に所在する称念寺と共に、下総国大巖寺の末である。後述するように、八幡における町場の都市改造には大巖寺と関係深い原胤栄が関与した事実がある。よってこの寺伝は、戦国期に原氏の保護下で、市原八幡宮が浄土信仰を取り込む過程を示したものと言えるが、それだけではない。天正3年(1575)創建とされる称念寺と違い、伝承のなかに飯香岡八

幡宮と歴史の共有性を強調する意図が見て取れることに着目したい。『飯香岡八幡宮由緒本記』（史料三五）には、天文2年（1533）に八幡宮境内地から55間3尺×65間4尺を「宝樹坊寺地」に分遣したこと、その理由を、「該当地は当社神官衆の葬祭および霊場地だが⁽⁶¹⁾、康正2年（1455）の千葉胤胤・胤持父子・従者多数の討死に関係があるため」と述べ、「字清水」から寺を移し、「信楽山宝樹坊無量寺」と称したことなど、興味深い記述がある。よって、無量寺前身たる宝樹坊が、室町期以前における市原八幡宮の付属坊に起源を持つものと想定し得よう。伝承の記述は、当地において新興宗派であった浄土宗の由緒を、飯香岡八幡宮の成立伝承期（白鳳期）まで遡及、誇張したものと捉えられるが、ここで注目したいのは、伝承の中核となった宝樹坊道場本尊の阿弥陀仏像である。この像は現存しないものの、千葉胤宗（宗胤 1268～1312）が流罪で死亡した女房の菩提として七体造立した阿弥陀像の一体とする伝承もあり⁽⁶²⁾、八幡地区に浄土信仰が浸透する戦国期以前、比較的古くから地域信仰の対象として存在したのであろう。浄土宗無量寺の前身たる宝樹坊が、阿弥陀像を本尊とする道場として、八幡宮との関連を誇張していることから、市原八幡宮の常行三昧道場に結びつく可能性が高いと思われる。宝樹坊は市原八幡宮の付属坊で、天台宗檀那流の修行拠点として成立し、中核建物として常行三昧堂が置かれ、阿弥陀像を本尊としたのではなかろうか。ここで実施される常行三昧や諸芸能は、市原八幡宮にとっても重要なもので、三月十五日大祭の起源にもなった。やがて比叡山との関係が希薄になると、次第に常行三昧は浄土信仰に置き換わり、戦国期には千葉氏系領主の外的影響もあって浄土宗に改宗、無量寺が誕生した、と想定したい。

②金沢称名寺（律宗）との関わり

義憲と共に長年千葉で学問した「下総国大須賀保内雲富長老」は雲富寺（大栄町大慈恩寺）の僧で、彼が談義した「千葉ノ閻魔堂」（須賀閻魔堂）と共に金沢称名寺の末寺であった⁽⁶³⁾。義憲も「三浦ノ大多和」に俗相伝所領を持つことから三浦半島ゆかりの人物であることが分かり、称名寺との浅からぬ関係を想定し得る。加えて市原八幡宮の南方約11km、養老川中流域両岸に広がる与宇呂保は称名寺領であったことから、称名寺、ひいては律宗教線と市原八幡宮の関わりを想定する余地がある。

③真言密教の進出

市原八幡宮は真言密教の活動拠点でもあった。市原八幡宮別当職を醍醐寺地藏院院主が得た観応元年（1350）以降は、本所領経営と社務のため地藏院雑掌が下向している。飯香岡八幡宮別当寺の若宮寺は、その拠点に系譜を引くものであろう。この寺は真言宗豊山派に属し、霊応寺とも称した。かつてJR八幡宿駅西口ロータリー帯を含む広大な境内地を有したが、19世紀には無住化し、廃仏毀釈運動で廃されている。

④鶴岡八幡宮を中心とする東国有力八幡宮のネットワーク

これまで述べてきた顕密系教線の他に、鶴岡八幡宮を中心とする八幡宮間の広域ネットワークも機能していたと思われる。特に市原・葛飾両八幡宮は、別当職を鶴岡八幡宮供僧が保有しており、僧侶間の交流に影響を与えたはずである。市原八幡宮別当職は鶴岡八幡宮供僧俊珍の没後、醍醐寺僧覚雄に与えられたが、その後も市原八幡宮と鶴岡八幡宮の関係は持続していたのではないだろうか。

応安8年（1375）「上総国市原八幡国役庄役注進状」に市原八幡宮造営役注進の執行として神人・僧侶が署名しており、市原八幡宮を運営する現地の中核メンバーと解されるが、この中に見える頼円は、至徳元年（1384）、陸奥国会津蜷河荘の鎮守社塔寺八幡宮に対する「般若十六善神」奉納の旦那

となっている（「会津塔寺八幡宮長帳」『古事類苑』（史料二九））。この史料では「頼円金剛上総阿闍梨」と記され、次いで「民部阿闍梨宿禰」（塔寺八幡宮社僧）の名が見える。荘園鎮守八幡宮間の連携を示す事例だが、さらに興味深いのは、鶴岡八幡宮供僧から同時代・同名の僧侶が検出できることである。

『鶴岡八幡宮寺社務次第』（史料三〇）によると、林東坊十三代当主（至徳2年（1385）～応永6年（1399））として東密僧頼円（大輔律師）、次代当主（応永6年～）として嫡弟弘俊（民部卿阿闍梨）が見える。仮にこの二名が市原八幡宮僧の頼円、塔寺八幡宮僧の民部阿闍梨宿禰と同一人物であるなら、鶴岡八幡宮を中心とするネットワークを介し、顕密僧が東国有力八幡宮の社僧として、地方文化の育成に貢献したことになるが、『続群書類従』所収の「会津塔寺八幡宮長帳」⁽⁶⁴⁾には「民部阿闍梨宥珍」と訳されており、別人の可能性を残すので、現在は推測の域に止めておく。

⑤ 荘内で鎮守機能を分有した寺社群

市原八幡宮自らが鎮座する市原荘内においては、複数の寺社に鎮守社としての機能を分与し、荘内村落成長に伴う政治拠点の分化に対処したものと考えられる。この例として、八幡地区東方の菊間台地に鎮座する八幡神社を挙げたい。

菊間の八幡神社は明治4年太政官通達による改称であり、それ以前は「若宮八幡宮」と称していた⁽⁶⁵⁾。本社には注目すべき神像が4軀遺存している。

まずは2軀セットの木造隨身立像で、作風に平安時代の趣をとどめた鎌倉時代の作品である⁽⁶⁶⁾。加えて菊間千光院の所有する正和3年（1314）銘武蔵型板碑は、もともと若宮八幡宮別当寺徳性院の墓地にあったものであり、若宮八幡宮が鎌倉期に遡る可能性を指摘し得る。荘園鎮守機能を市原八幡宮と共有した発展過程が想定できるのではなかろうか。

次の2軀は高良大明神像と武内大明神像で、胎内銘から天文16年（1547）に奉納されたことが解かる（史料三七・三八）。造立の旦那は別当源長と平氏で、前者は宿月坊徳性院（別当寺）の僧、後者は神主根本氏の一族であろう。興味深いのは応安8年（1375）「上総国市原八幡国役庄役注進状」に見える「上若宮」付属建物群として、最重要建造物「御神寶殿」に続き「武内宮一字 高良宮一字」が記載されていることである。二棟の造営を重視する上若宮社の意識は、菊間の若宮八幡宮にも継承されているのである。

また、『飯香岡八幡宮由緒本記』慶長2年条（史料四二）には、飯香岡八幡宮別当寺の若宮寺（JR八幡宿駅前にあったが、廃仏毀釈で消滅）が、菊間村若宮八幡宮の別当を兼帯してきたとする記載がある。この事実は、菊間八幡神社所蔵の近世文書からも確認できる。この文書には文化11年（1814）における八幡村満徳寺との訴訟を控えた一連の史料⁽⁶⁷⁾があり、菊間村若宮八幡宮は八幡村正八幡宮と共に若宮寺を別当寺にしてきたにも関わらず、若宮八幡宮神主がそれを認めず独立行動をとるようになったことに対し、（若宮寺が無住化したため）若宮寺末寺の満徳寺が寺社奉行所まで訴訟に出たものである。この史料では、菊間村若宮八幡宮に対し飯香岡八幡宮が「正八幡宮」と称し、伝統的な属性を明示している。

先述した仏像や石造物の存在から、菊間の若宮八幡宮が鎌倉期まで遡る可能性は高いと考える。応安8年（1375）「上総国市原八幡国役庄役注進状」で市原八幡宮末社の中核が「上若宮」と称する以上、下若宮など複数の若宮八幡社と共に荘園鎮守機能を分有していたのであろう。菊間の若宮八幡宮

や五所の若宮八幡神社⁽⁶⁹⁾が、これに該当するものと考えられる。

菊間の若宮八幡宮、五所の若宮八幡神社が、市原八幡宮と密接な関係にあったことは確かと思われ、菊間・八幡・五所地区(図2参照)を市原荘の主要エリアとして認知することができよう。

2 都市的空間としての八幡地区

鎌倉後・末期に都市的機能が評価されている浅草・船橋⁽⁷⁰⁾に並び、市原八幡宮が天台宗檀那流の拠点として利用されたことから、江戸湾岸における本宮の「場」が宗教世界で重視されていたと言える。これにより直ちに市原八幡宮鎮座地を鎌倉後・末期の都市空間と断定するものではないが、八幡宮を核に、荘官や学僧、様々な文物などが集中する重要エリアとしての位置づけは可能であろう。また、水上交通による船橋との連絡は必須で、市原八幡宮の近在地に一定規模の水運施設が整備されていたはずである。このように考えると、比較的港湾に適した八幡浦に接する砂堆上に、この頃すでに市原八幡宮と付属寺社が存在し、陸上・水上交通の結節点として宗教都市的な空間を形成していたと思われるのである。

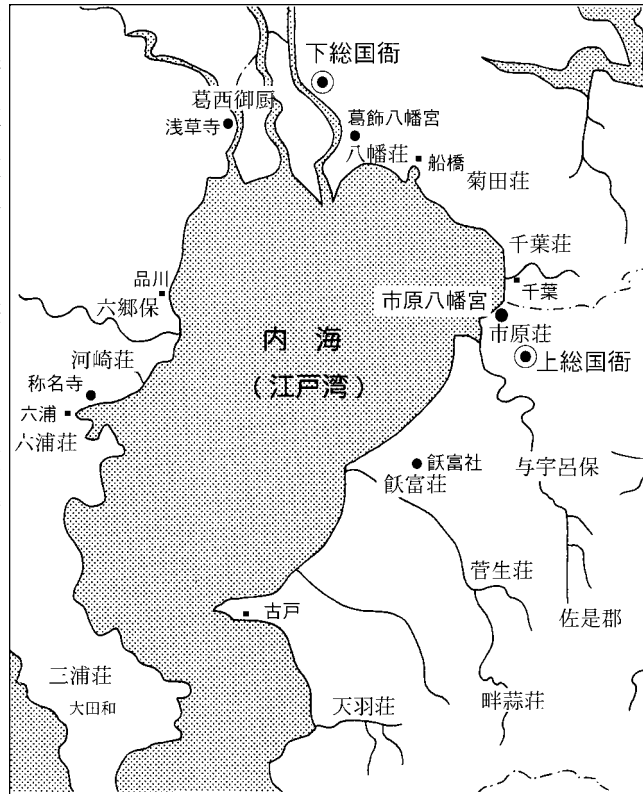


図3 内海(江戸湾)と市原八幡宮

市原八幡宮の所在地は文献史料に明示されていない。海岸平野背後の市原台地上には市原八幡神社があり、飯香岡八幡宮が「国府惣社八幡宮」となる以前の「惣社八幡宮」だったとする伝承がある⁽⁶⁰⁾。この地点が上総府中とされる能満地区に接することもあり、小川 信は市原八幡宮の国衙機構との関連性から、市原八幡神社を「市原八幡宮」の旧鎮座地と見なし、八幡地区の八幡宮はこれと混同を避ける意味で飯香岡八幡宮と称したのではないかと推測している⁽²⁹⁾。

後述するように市原八幡宮が飯香岡八幡宮の前身であることは疑いない。市原八幡宮が市原から八幡に移転した可能性も無くはないが、応安8年「注進状」に見る境内地の展開は、市原八幡神社周辺では立地的に無理があるし、付属坊などの地業痕跡も観察できない。この規模の社寺境内が展開するには八幡の砂堆以外に考えにくく、市原八幡宮を中心とした八幡地区の宗教空間が、少なくとも室町期まで遡及することは間違いない。加えて応永25年(1418)6月「鹿嶋亀谷田左近将監胤幹着到軍忠状写」(『烟田文書』(史料三三))に「最前八幡陣」と見えることから、上総本一揆の討伐拠点が八幡に置かれたことが確認できることは重要で、大軍の兵站を担うだけの都市機能も評価できる⁽⁵²⁾。室町期には市原八幡宮が八幡地区に鎮座し、門前に湊町が存在したと見て良いと思われる。このような都市空間がいつごろまで遡るかは明確でないが、

①鎌倉末から南北朝期には江戸湾岸の港町を拠点とする天台系教線の進出が想定されること

②元亨元年(1321)12月17日「葛飾八幡宮梵鐘銘」⁽⁵³⁾に「前横巨海後連遠村」と見えることから、市

原八幡宮と同様の発展過程を経た下総国葛飾八幡宮も、古くから海に面し造営されていたことが解る

③石清水八幡宮領の経営拠点、ひいては莊園鎮守たる発展過程を経た市原八幡宮の所在地を、国衙領の中核たる市原八幡神社付近に想定するのは不自然と思われる

の三点から、市原八幡宮の所在については、少なくとも成立期と思われる鎌倉後期まで海岸砂堆上に求めて良いのではなかろうか。③で述べたように、市原八幡宮が莊園鎮守である以上、莊園内の経営拠点に立地するはずである。古くから開発された市原台地と条里水田一帯は国衙領の中核と見なせ、仮に市原別宮が国衙領から発生したとしても、その周辺地域に展開したのではなかろうか。市原台地と条里水田を取り巻く八幡・菊間・五所地区が市原荘の主要エリアと認識されることは、この意味でも妥当性があると言える。市原・葛飾両宮は式内社ではなく、古代末から中世初頭頃に登場した新興勢力であり、国衙と深い関係を持ちながらも、水運と陸上交通の結節点たる海岸平野に進出したのであろう。これは両宮の属する地域編成秩序の発展方向を暗示するものと評価し得るのではなかろうか。

よって台地上の市原八幡神社を「市原八幡宮」の旧所在地とする意見には賛同できないが、文献史料に見える「市原八幡宮」は領主的權益を主に示す職名に他ならず、これに包括されるべき関連社が多数存在した可能性は高い。実際に応安8年「注進状」では、上若宮と呼ばれる付属社も含めて「市原八幡宮」として造営賦課が試みられており、本所側の称呼「市原八幡宮」が関連寺社複数を示す広い意味として用いられることがあったようである。近世に市原八幡神社（市原村）・若宮八幡神社（五所村）双方が社伝を整理するなかで、自社が本流であることを主張していることも、自らが「市原八幡宮」の構成要素たる意識の表れなのであろう。小川が市原八幡宮の旧鎮座地を市原台地上に推定した根拠は「国府惣社」機能の移転伝承であるが、これは柳盾神事と同じように市原八幡宮と国衙との関連を示す一環と捉えればよい。また、市原八幡神社の正式名称は「八幡神社」であり⁽⁶⁵⁾、市原村の鎮守であるゆえに村名を冠する俗称が慣例化した可能性がある。むしろこれとの混同を避ける意味で「飯香岡八幡宮」という称呼が誕生したとの見方も取り得るのである。

史料に見る「市原八幡宮」は職の概念であったにせよ、少なくとも応安期の造営賦課から一個の境内を構成する市原八幡宮の実像が垣間見えることは事実である。高村が指摘するように⁽⁴⁸⁾、別当職設置の歴史からも、応安期課役は新造ではなく建て替えに伴うものと見るべきであろう。"上総八幡宮"たる格式を示す回廊持ちの社殿と、付属建造物群を包括する大規模な境内地の源流は、多少の移動を認めたにせよ海岸砂堆上に鎌倉末期まで遡及するものと考えたい。

市原八幡宮は、幕府の設置と思われる別当職に鶴岡八幡宮の寺門僧と醍醐寺僧が就き、在地においては鶴岡八幡宮を核とする東国有力八幡宮間のネットワークを保ちつつ、天台僧の修行道場として、あるいは学問場として賑わいを見せた。さらに醍醐寺雑掌の下向により真言密教系の別当寺が成立し、金沢称名寺との繋がりも予想されることなど、宗教的に多種多様な環境を内在していたと言える。多くの僧侶が修行や聖教書写などで東京湾岸都市と市原八幡宮を行き来する様子が垣間見えるようである。鎌倉後期以降の八幡地区は、市原八幡宮を中心に特殊な宗教的空間を構成しており、都市化する条件が整いつつあった。そして少なくとも応永期までには、港湾都市として整備が進んだのであろう。

第3節 郷村鎮守社への転換

第1項 市原八幡宮別当による実質知行の消滅

「市原八幡宮別当職」は応永24年（1417）10月21日「前大僧正聖快所職所領議状案写」（『正嫡相承秘書』史料三二）を最後に確認できなくなる。

この史料は前大僧正聖快（道快）から大僧都持円への議状であるが、『正嫡相承秘書』は先述したように醍醐惣寺の正嫡相承を明示するために伝来した文書群であり、ここに記された所職・所領は相

表5 聖快から持円への譲与内訳 ◎：表1に記載されたもの

鎌倉殿御願寺別当職			備 考
◎	永福寺別当職	（親玄）	不知行
◎	法華堂別当職	（覚雄）	
◎	明王院別当職	（覚雄）	不知行
その他の寺社別当職			
	鎌倉日輪寺別当職（道快か）		
◎	上総国市原莊市原八幡宮別当職（覚雄）		不知行
地頭職			
◎	越前国重富保	（親玄）	
◎	同国二上社	（親玄）	
◎	紀伊国長尾郷・永穂郷	（親玄）	

承自体に意味のある重要なものであった。地頭職はすべて親玄が鎌倉幕府の祈禱賞として得たもので、別当職は鎌倉殿御願寺を列記していることから、親玄流の関東護持の伝統性を誇示する所領・所職群と言え、相続・安堵・補任に一定の政治的意味を見出せる。これらと市原八幡宮別当職が同列の相伝対象にされていることから、本職の補任が、鎌倉幕府以来の寺院政策に基づくものとして重要な意味があったと理解できよう。

しかし、市原八幡宮を含む三件別当職に「不知行」と見えるので、応永24年（1417）段階には醍醐寺による下地経営が破綻していたことを示している。応安4年（1371）の相論では、翌年に道快の代官が下地を返付されているし（史料二七）、応永4年（1397）の上総国棟別銭徴収（史料三一）についても地藏院雑掌が直接働きかける体制にあったと考えられるので、これ以降二十年間に不知行化したと言える。これは市原八幡宮が本所領経営拠点たる属性から脱却しつつあったことを示し、在地における領主制の展開により確立した地域支配圏「領」と⁽⁷¹⁾、地縁的結合体の自治村落を包括する「郷村」領域⁽⁷²⁾が、次第に荘園制的枠組みに取って代わる背景を暗示するものである。

八幡郷の成立と市原八幡宮を核とする自治村落の完成期もこの頃と思われ、それまで本所側の責務であった社殿造営についても、天正4年（1576）「原胤栄カ印判状」に見るごとく、郷村主体の勧進で実施する状況になったものと思われる。本所側の一定権益が保護された土地制度としての荘園制は終わりつつあったが、地域編成秩序たる枠組みは、湯浅の指摘するように「郷村」社会に継承され⁽⁷²⁾、荘園鎮守であった市原八幡宮が、引き続き地縁的結合の媒体として作用していったのであろう。「市原（莊）八幡宮」たる本所側の称呼がこの時期以降途絶えることも、本宮の存立基盤が郷村社会の構成分子として再編された表れと捉えることができる。

第2項 飯香岡八幡宮との連続性

以上、荘園鎮守として述べてきた市原莊八幡宮と、現在八幡に鎮座する飯香岡八幡宮が、同一の系譜に繋がることを前提に述べてきたが、この点について明確にしておきたい。

正長2年（1429）、「上総国市原若宮寺」に別当権大僧都永順が鰐口を奉納している（夷隅町本願寺鰐口銘（史料三四））。若宮寺が飯香岡八幡宮の別当寺だったことは、『飯香岡八幡宮由緒本記』及び菊間八幡神社の所蔵文書から明らかである。この寺が応永24年（1417）「聖快議状」から時期差の無い正長期に、市原八幡宮と同じく莊名を冠していることは、市原八幡宮が飯香岡八幡宮の前身であり、別当寺たる若宮寺の立場も荘園鎮守時代に遡ることを示すと思われる。若宮寺は真言宗寺院であることから、その起源を醍醐寺地藏院雑掌の拠点に求めて良いだろう。

「飯香岡八幡宮」の用語は、本殿化粧隅木の慶長9年（1604）銘墨書（史料三六）が初見である。同宮の宝物に、徳川家康の武運長久祈願として本多正綱が天正20年（1592）に奉納した太刀（市指定文化財）があり、銘に「上総国市原庄八幡宮奉寄進者也」と見える（史料四一）。中世以来の本所側からの伝統的な称呼が用いられたものと判断でき、この点からも市原八幡宮が飯香岡八幡宮に転化したことは明らかである。近世初頭に「市原」・「飯香岡」名が共存したことについては、すでに寺田廣が明らかにしており、後者を在地側の称呼と推察している⁽⁶⁾。

近世における飯香岡八幡宮は、八幡・五所金杉・市原三ヶ村の鎮守を兼ね⁽⁶⁰⁾、菊間村の鎮守社若宮八幡宮にも影響力を持っていた。加えて「一國宗社」を自認していることから（『飯香岡八幡宮由緒本記』市史一〇九号）、中世後期荘園制下に派生した付属寺社をも含め、戦国期も広域な郷村ネットワークの媒体として地域社会に働きかけたことが推測できよう。鎌倉期以来、単なる荘園鎮守を越えた市原八幡宮の文化的・政治的立場は、新たな地域編成秩序の下に受け継がれ、再生産されたのである。

第3項 寺院造営から見た町場の成長

市原八幡宮門前町の商業地たる発展は、後述する天正9年（1581）「原胤栄印判状」から、少なくとも戦国期まで遡ることは確実である。しかし文献史料に恵まれないため、近在寺院の造立伝承を含め、町場の発展過程を探ってみたい。

表6は寺社造営に関する史料・伝承を纏めたものである。むろん伝承を全て信用することはできないが、寺院の創建年代は概ね事実を示すものと捉えている。まず注目したいのは戦国初期に日蓮宗妙長寺が、戦国後・末期に浄土宗無量寺・称念寺が創建を伝えることである。

日蓮宗教線は15世紀第2四半期に新規参入したと思われるが、妙長寺は山号を「元八幡山」と伝え、創建に市原八幡宮との関連性を匂わせる。また円頓寺は、外山信司の研究により、開基日泰上人と市原八幡宮宮司市川氏の間に濃厚な関係があり、飯香岡八幡宮が日蓮宗教線を取り込んだこと、同宮が日泰の布教拠点として重要な位置にあったことなどが明らかにされた⁽⁵²⁾。この二寺の創建に市原八幡宮が深く関与したことは事実と思われ、境内地が隣接すること、妙長寺の山号などから、旧来の市原

表6 八幡地区中世寺社の造営関連年表(15・16世紀) 伝：伝承

	寺社名	宗派	所在地	年号	西暦	備考	出典
伝	妙長寺	日蓮宗	南町	正長2	1428	創建 山号は「元八幡山」	郡誌
伝	〃	〃	〃	宝徳2	1450	山号を「八正山」に改める	〃
伝	飯香岡八幡宮		飯香岡	長禄3	1459	足利義政、太田持資を奉行に本殿・幣殿・拝殿造営	由緒
伝	〃		〃	寛正6	1465	足利義明、八幡郷に御所を普請し一之鳥居を寄進	〃
伝	〃		〃	文明元	1469	足利義明、武田惣鑑を奉行とし、社殿屋根を檜皮から銅板に改める	〃
伝	円頓寺	日蓮宗	南町	文明元	1469	創建	郡誌
伝	無量寺	浄土宗	南新田	天文2	1533	千葉康胤主従の討死に故あり、飯香岡八幡宮の神官衆葬祭霊場を境内地に宝樹坊寺地に分遣、無量寺設立	史料三五
	飯香岡八幡宮		飯香岡	天文16	1547	社殿造立	史料三六
伝	〃		〃	永禄2	1559	千葉親胤、一之鳥居を再建寄進	由緒
伝	〃		〃	元龜2	1571	兵火に遭う	郡誌
伝	称念寺	浄土宗	観音町	天正3	1575	創建	郡誌
	飯香岡八幡宮		飯香岡	天正4	1576	社殿造営のため勧進を実施	史料三九
伝	〃		〃	文禄3	1594	本殿造営	由緒

出典

郡誌：千葉県市原郡教育会1916『千葉県市原郡誌』 千葉県市原郡役所

由緒：『飯香岡八幡宮由緒本記』（市原市教育委員会S55『市原市史』資料集(中世編)所収部分）

八幡宮付属坊敷地を分遣された可能性がある。

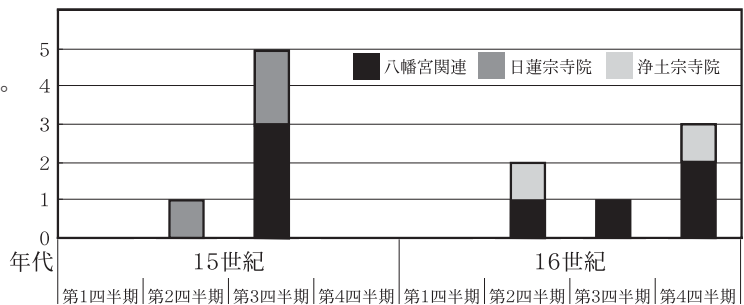
これに対し浄土宗寺院の参入はやや遅れる。無量寺に千葉氏関連の伝承があること、称念寺の創建伝承が天正3年で、原胤榮の市原進出と同時期であること、双方とも下総国大巖寺の末寺であることなどから、町場統制に乗り出した原氏により政治的に導入された側面を指摘し得る。このうち無量寺は、先述したように市原八幡宮の天台系付属坊に接木した可能性が大きい。

戦国期創建を伝えるこれらの寺院は、すべて新規に進出してきた宗派であるが、それにも関わらず市原八幡宮と密接な関係が窺え、かつての付属坊敷地に成立した可能性が高い。これは鎌倉末から室町期に認められた同宮を取り巻く宗教世界の多様性が、時代のニーズに合わせ再編、継続したことを示すものである。この新しい宗教エリアは、「郷村」社会の鎮守へと変貌を遂げながら、新たな都市機能を担うシステムとして、自らの立場とネットワークを再生産した姿と捉えられるのではないだろうか。

なお、「郷村」社会における寺社の造営は自治体たる村落結合が主体になったものと考えられ、その実施年代は町場の発展を伴う画期として捉え得る。表5の造営関連件数をグラフ1に示してみた。

あくまでも傾向であるが、15世紀中

葉にピークがあり、一旦断絶してから16世紀中葉以降に再び活発化している。これは後述する考古学的成果と合致するので（グラフ2参照）、町場の成長画期を暗示するものと見て良いだろう。15世紀前・中葉の高度成長期には、日蓮宗の新規参入と市原八幡宮の造営に



代表される町場の拡大画期があり、近世宿場の原風景が完成したこと、16世紀中葉以降の第二次成長期は、近世宿場に直接繋がる町場景観への都市改造期、と推測しておく。

第4項 近世町場への変貌

天正4年(1575)以降、市原市の海岸一帯は、戦国大名北条氏勢力である原胤榮の配下となり、政治的安定期を迎えた。胤榮は八幡郷に対し、天正4年(1576)と同9年(1581)に印判状(『飯香岡八幡宮文書』)を発給している。この印判状の発給者は永く不明であったが、滝川恒昭により高野山西門院文書と比較検討され、天正9年「印判状」の発給者が下総小弓・臼井に勢力を伸ばした原胤榮であること、奉行人「谷沢丹波守」は胤榮の家臣であることが確認されている⁽⁷³⁾。

まず天正4年(1576)9月「原胤榮カ印判状」(史料三九)は、「上総州八幡宮」の造営にあたり諸郷勧進を指示するもので、印文「榮」の朱印を押すことから、原胤榮が発給主体と思われる。

次に天正9年(1581)7月5日「原胤榮印判状」(史料四〇)は、原胤榮の意を受けた奉行人刑部少輔・谷沢丹波守から市原八幡宮に出された法度である。八幡郷を「守護不入」とし、「新市」設置を認めたもので、近郷における未進役を八幡宮中で取り立てることを禁じ、郷中商人の諸役免除を保証している。

ここで言う「役」は市原八幡宮が近隣の郷に賦課した役と見られ、この時期各地に成立した新市の運営が、地域権力の統制下に置かれた側面として指摘されている⁽⁷⁵⁾。ここではさらに、新市設置と守

護不入、諸役免許を実現すべく活動を起こしたのは「郷中商人」たちであり、印判状の発給に漕ぎ着けた可能性が濃厚なことに着目しておきたい。富裕階層を核とする町場の自治機能が評価されるのは勿論だが、その前提として八幡宮門前における活発な商業活動が既成していたと見るべきで、「新市」に対比すべき旧来の商業エリアが存在したことになる⁽⁷⁶⁾。また、これらの解釈により、天正4年(1576)9月「原胤栄カ印判状」の示す八幡宮造営の勧進は、「郷中商人」を中心とする門前町が主体となって実施したことが明らかである。

この印判状とほぼ同時期、天正3年(1575)に創建を伝える称念寺がある。八幡宮造営と称念寺の

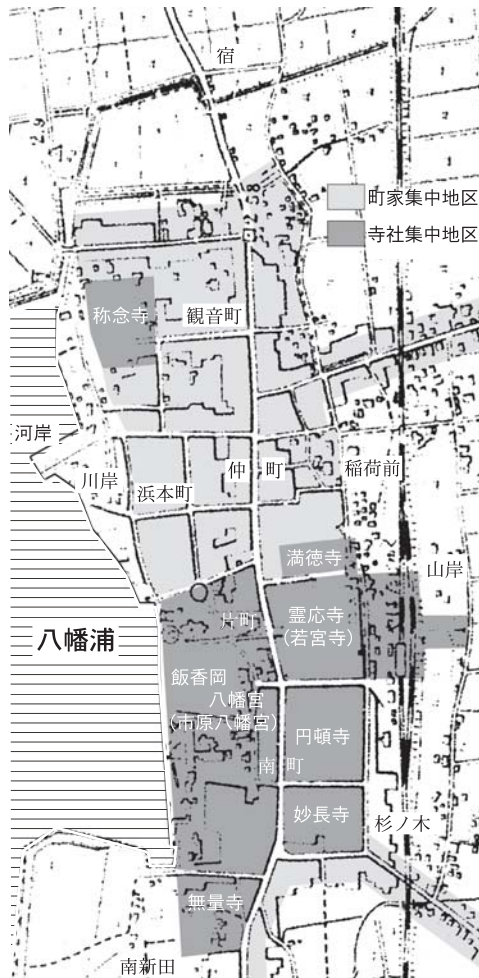


図4 八幡の町場(1:10,000)⁽⁷⁴⁾

創建は、同一の都市計画下を実施されたのであろう。ことに正念寺は原胤栄と関係深い下総国大巖寺の末であり、原氏が都市計画の実施に深く関与していたことは間違いない。

これまで創建されてきた寺社は、成立過程で市原八幡宮の付属坊に接木されたものと思われ、同宮の多様な宗教エリアを再編成するものであった。これに対し称念寺は近世宿場入り口に近い海岸に立地し、市原八幡宮境内を中心とする社寺ブロックとは町場を挟み離れている。これは称念寺が創建当初から、近世宿場に連なる一定規模の都市改造計画に基づき造営されたことを示すと考えられる。

天正4年の八幡宮造営と称念寺創建は、原氏の統制下に、市原八幡宮を核とする郷村結合が主体となって着手した、町場再整備計画の要であった。15世紀中葉に高度成長を遂げた中世町場は、天正期を画期として、近世八幡宿へ直結する景観に変貌したと思われる。

第3章 八幡地区における考古学的成果

近年、八幡地区において一定規模の埋蔵文化財調査が実施され、中世陶磁器群が多量に出土した。これらの時期同定、産地、器種などの集計により、消費活動推移の傾向を把握できるので、ここで紹介しておきたい。

第1節 八幡御墓堂遺跡

御墓堂遺跡は八幡宿市街地の裏側、JR八幡宿駅東口に面する。戦国期から現代まで墓地利用されてきたB1区は小砂丘状の微高地だが、その他は海性砂層からなる後背湿地であり、昭和40年代まで水田として利用されてきた。その後盛土整地が実施され、住宅地に変貌したものである。

上記の墓地(図7 B1区)は、もともと廃仏毀釈で消失した若宮寺の境内にあり、中世以来の若宮寺僧侶の供養塔群が存在した。ちなみに遺跡名は小字「御墓堂前」に由来するが、この「御墓堂」は若宮寺の僧侶埋葬地に対する遺名と思われる。

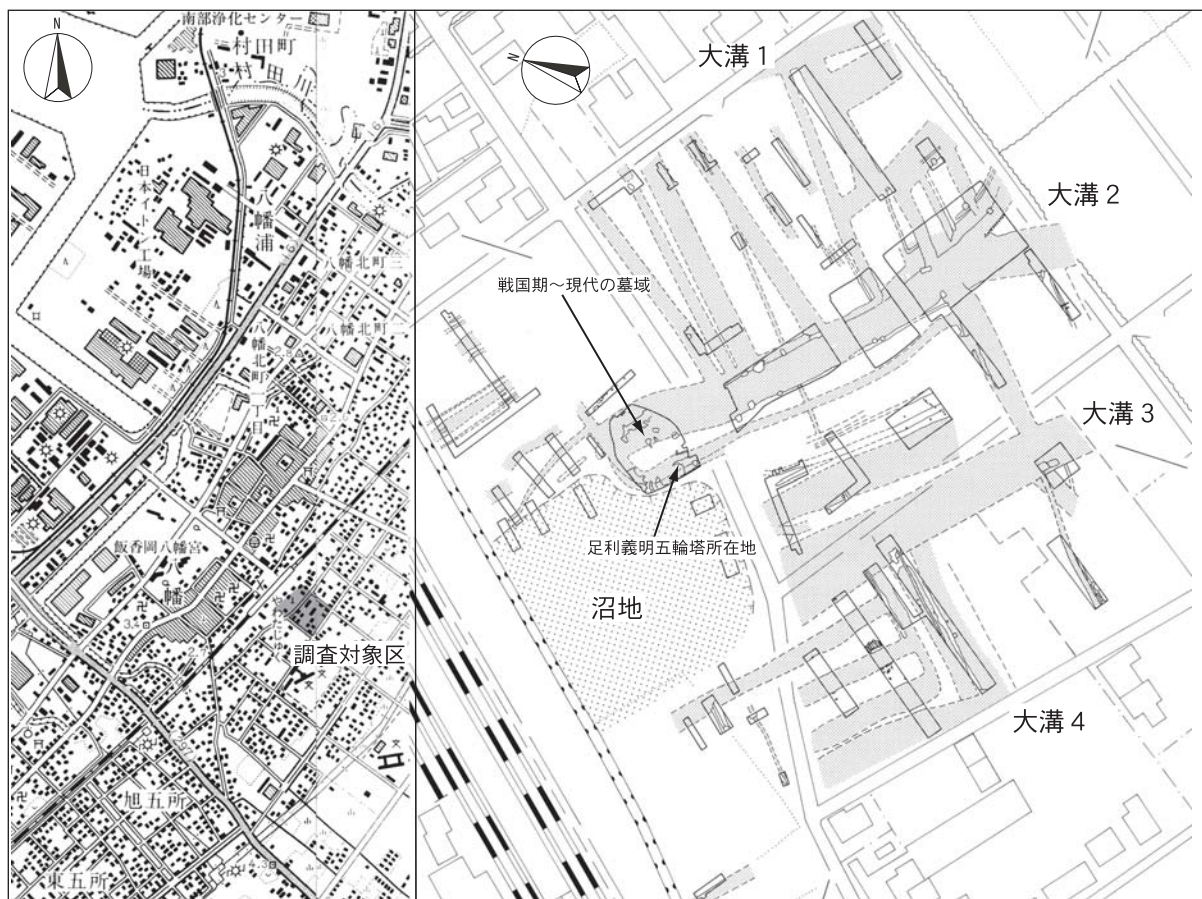


図5 御墓堂遺跡位置

図6 御墓堂遺跡遺構配置 (1:2,500)

平成7年度から平成15年度にかけて、財団法人市原市文化財センターが土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施した。実際の調査面積は4,082㎡である。

第1項 遺構について

調査区全域において、溝のみが多数交差する状況であった（図6）。ほとんどが中世から近世のもので、市原条里遺跡から砂堆に向けた排水路と、これに直交するものがある。前者には3条の大溝が確認され、ゆるいV字状の掘り方を共有する。

大溝2は道路を兼ね、調査区のなかで二又に別れるが、いずれも中世若宮寺の僧侶埋葬地と菊間台地を結ぶものである。本道部は幅11mを計り、中央に砂堆から搬入した砂を敷き、路床にしていた。中世の路床は上下二面あり、よく硬化していることから頻繁な通行

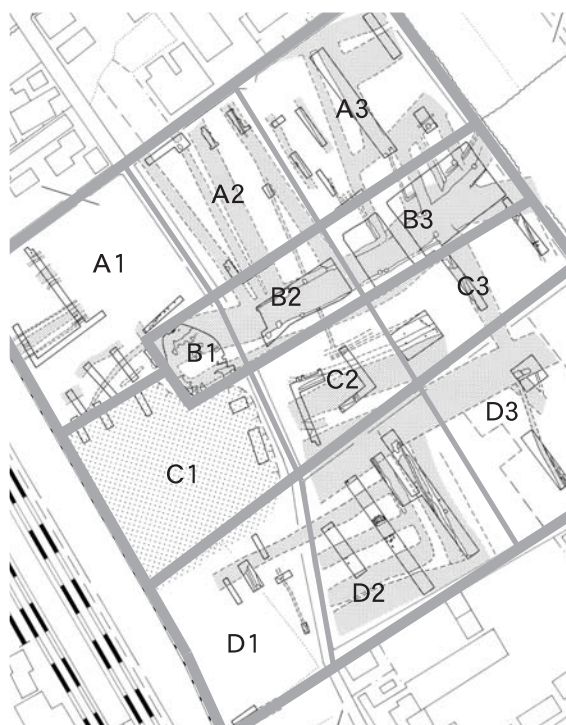


図7 遺構調査区割

が窺える。下面路床は両側に側溝を伴い、排水機能を持たせていた。近世に上面路床が埋没すると、直ちにこれを踏襲した区画に基づく路面が再構築され、戦後の圃場整備まで畦畔として機能していた。住居や屋敷などの生活遺構は一切発見されず、この一帯が中世から湿地風景を呈したことが確認できた。しかし近世に存在した水田の開墾が、いつ行われたかは不明である。

第2項 遺物について

出土遺物は、中世陶磁器類、土錘、石造物、獣骨、輸入銭などがある。このうち中世陶磁器類に限り徹底集計してみた。その成果を基に、八幡地区の海岸砂堆上における土地利用の変遷を考察していきたい。なお、カワラケ・内耳鍋・在地系播鉢については、型式分類を実施した上で集計すべきであったが、今回は大まかな時期分類に止めざるを得なかった。特にカワラケは13世紀後葉から14世紀にかけての遺物同定を差し控えたため、時期不明とした中に多数存在するはずである。また、東海系羽釜はすべて古瀬戸後期様式Ⅳ期並行と見なしたが、一部は後期様式全期間内に分散するものと思われる。これらは今後克服すべき問題点で、整理報告にあたり多少変更の生ずる可能性がある。しかし大体の傾向については確定できたと思う。

まず遺物密度は、実質的な調査面積が4,082m²、遺物（陶磁器類）総点数が2,664点で、1m²あたり0.65点となる。他の集村遺跡と比較すると（表7）、御墓堂遺跡付近に広がる集落が、きわめて膨大な消費量を誇っていた事実が浮き彫りになる。

これらの量的推移を時期別に示したのがグラフ2である。三群・五ピークが認められ、四期の区分を設定した。

I・Ⅱ期

1群は中世前期遺跡の消費量として豊富で、中世初頭から八幡地区の砂堆上に活発な消費活動があったと言える。常滑1b型式期から5型式期まで一定量の陶磁器類搬入があり、Ⅰ期（12世紀前葉～13世紀中葉）を設定した。Ⅰ期は八幡の砂堆上に陶磁器消費地区が確立し、安定した活動が営まれた時期である。

遺物量は常滑6a型式期の増加（ピーク2）直後に低迷し、常滑7型式期に再び増加する（ピーク3）。この期間をⅡ期（13世紀中葉～14世紀中葉）とした。ピーク2は消費活動の拡大を示すが、同時期の遺物増加は房総の消費地に広く認められる現象であり⁽⁸⁶⁾、中世的村落の成立に伴う地域生産活動の活性化を示すものと理解される。ピーク2・3間の遺物減少も、房総では一般的な傾向なので、消費基盤が消失したのではない。1b群を生活用品の一括搬入期と捉え、その後のおよそ30年間を継続使用期間と捉えた方が妥当であろう。

ここで、Ⅰ・Ⅱ期における各遺物群消費主体の階層を確認したい。

八幡の町場が戦国期に遡ることは文献史料からも明らかなので、3群は町場による消費と捉えて差し支えない。戦国期の東国における陶磁器消費者の階層を示す遺物に染付磁器があるが、ここでは6点しか出土しておらず（表8）、瀬戸・美濃系の廉価な大窯製品を中心とする民衆の消費スタイルと言える（グラフ6）。

これに対し1・2群は貿易陶磁の割合が高く、対象的である（グラフ4・5）⁽⁸⁷⁾。さらに2群は、茶・花・香用具などの文化的嗜好品が登場し、壺・瓶類などの特殊調度品と共に組成主体を構成している（グラフ10）。2群の組成主体が上流階層であることは明らかであり、前段階の1群も同じと思

表7 御墓堂遺跡の遺物密度

単位：㎡

地区	調査コード	調査面積	総点数	1㎡の点数	備考
A1	セ342 1～5 t、セ302c、セ383	262	59	0.23	
A2	セ236A1t、セ351、セ365、セ366	144	51	0.35	
A3	セ236 C1・2 t、セ328 10t、	359	91	0.25	うち237㎡は遺構確認面で調査終了
	セ324 6～10t				
B1	セ326	366	332	0.91	戦国期から現代まで墓域
B2	セ201・セ236	362	328	0.91	
B3	セ236B1t・セ279・セ300	1,075	1,157	1.08	
C1	セ355B・D区	126	27	0.21	旧地形は沼地
C2	セ302b区・セ355Ct	159	96	0.60	
C3	セ236B2t・セ302a区・d 区	269	128	0.48	
D1	セ328 1・3・5～7 t、セ355A区	111	11	0.10	
D2	セ328 2・4・8・9t	559	235	0.42	
D3	セ201 5・6t、セ236D1・2t、セ263	290	149	0.51	
	総 計	4,082	2,664	0.65	

参考: 他の中世集落遺

遺跡名	所 在	調査面積	総点数	1㎡の点数	種別	時 期	註
棗塚遺跡	千葉県市原市	2,266	2,133	0.94	街村集落	15c 後葉～16c 初頭が中心	77
生実城跡	千葉県千葉市	15,200	6,228	0.41	宿	戦国期～	78
小鳥向遺跡	千葉県市原市	740	145	0.20	生産集落	15世紀が中心	79
荒久遺跡	千葉県袖ヶ浦市	7,840	1,002	0.13	門前集落	15c 前葉～中葉に盛行、後半に衰退	80
中馬場遺跡	千葉県柏市	37,287	3,198	0.09	宿	14c 後葉～	81
尾崎遺跡	千葉県市原市	567	51	0.09	集村	15c 中葉～16c 初頭が中心	82
山谷遺跡	千葉県袖ヶ浦市	18,200	1,170	0.06	街村集落	13c 後葉～15c 後葉が中心	83
城山遺跡	千葉県匝瑳郡光町	29,300	1,119	0.04	小領主層	13c 中葉～15c 後葉	84
下古館遺跡	栃木県下都賀郡国分寺町	136,100	3,733	0.03	宿	13c 中葉～15c 初頭	85

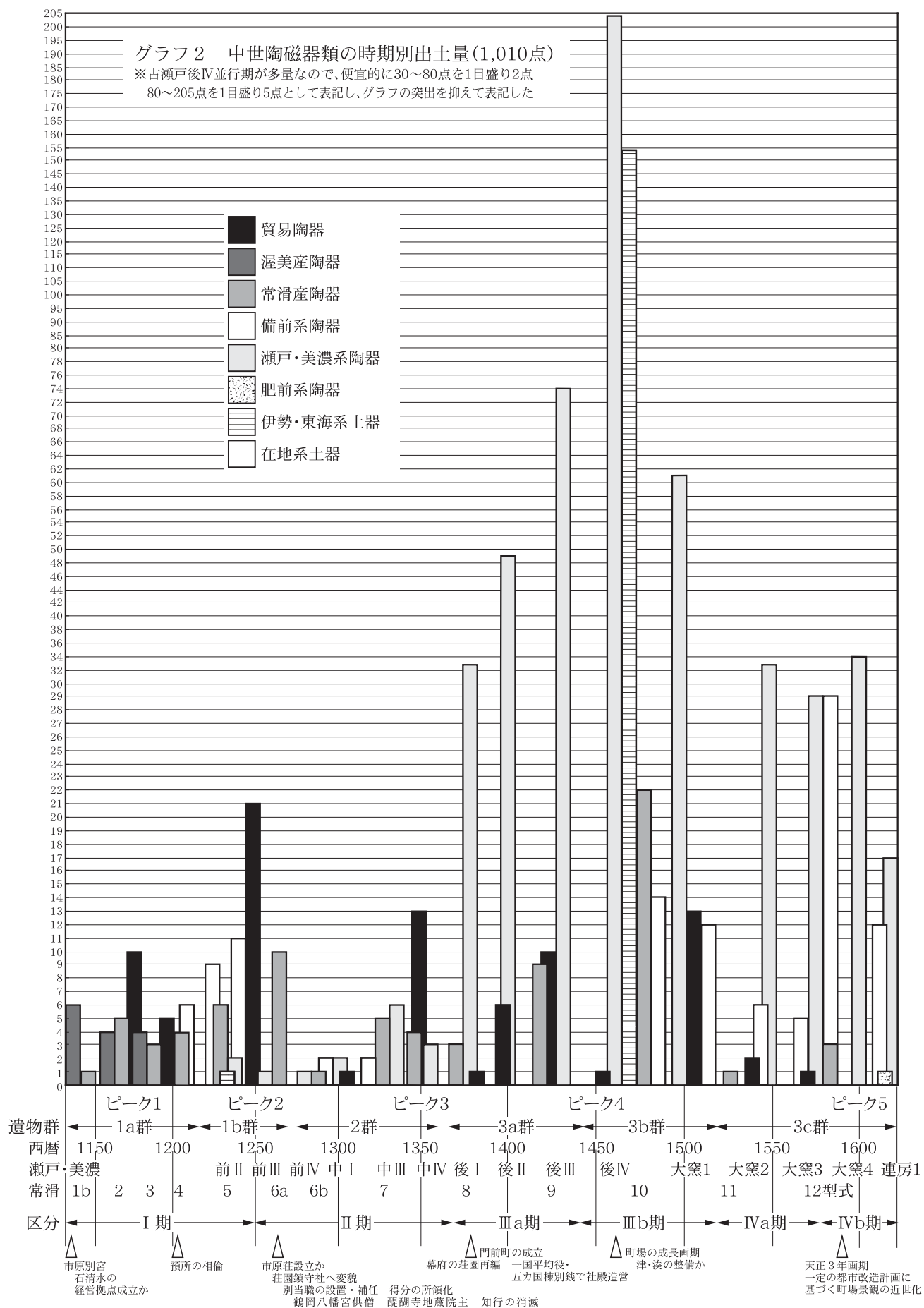
表8 御墓堂遺跡中世遺物表

面積4.082㎡		総計		2,664			
産 地	器種	型式	点数				
同安窯	椀	I-1b類	2	白 磁	Ⅲ		
系青磁							
龍泉窯			59				
系青磁	瓶類	13世紀	1				
	香炉	15世紀	2	染 付	向付		
	盤	14世紀	1				
	鉢	14世紀	1				
	椀		43				
		I-2a類	4	緑 釉 陶 器	壺		
		I-2b類	1				
		I-4類	2				
		I-5b類	15				
		I-6b類	1	渥美産 陶 器	壺		
		B類	1				
		B-I'類	1				
		B-II類	2				
		C類	4				
		D類	1				
		13世紀	1				
		13世紀後葉	1				
		14世紀	8				
		15世紀前葉	1				
	杯	Ⅲ類	3				
	皿	14世紀	1				
	稜花皿	大窯1並行期	7				
白 磁			16				
	壺	13世紀後～14世紀前	1				
	椀	Ⅷ類	3				

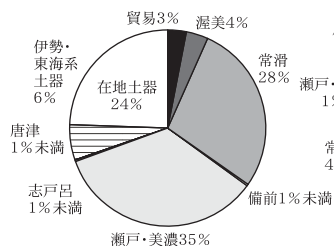
白 磁	Ⅲ		11	
		Ⅷ類	2	
		B群	7	
		C群	2	
染 付	向付	古瀬戸後Ⅳ並行期	1	
			6	
		Ⅲ		
		B1群	2	
緑 釉 陶 器	壺	B2群	1	
		C群	3	
		大窯1並行期	1	
			84	
渥美産 陶 器	壺	※貿易陶磁の総計		84
				95
			4	
		12世紀中葉	1	
	甕	12世紀後葉	2	
		不明	1	
			77	
		1b型式並行期	2	
	片口鉢	2型式並行期	1	
		3型式並行期	1	
		不明	73	
			14	
	片口鉢	1b型式並行期	3	
		2型式並行期	3	
		3型式並行期	1	
		不明	7	
常滑産 陶 器	壺		749	
			6	

産地	器種	型式	点数
常滑産陶器			749
	壺		6
		13c 前葉	1
		1b~2型式並行期	2
		9 型式	2
		12~13 世紀	1
	甕		551
		5 型式	1
		6a 型式	4
		7・8 型式	4
		8 型式	1
		12・13 世紀	66
		7 型式	2
		8 型式	1
		9 型式	2
		10 型式	11
		11 型式	1
		12 型式	3
		15・16 世紀	34
		不明	421
	片口鉢Ⅰ類		34
		2 型式	3
		3 型式	3
		4 型式	4
		4~6a 型式	1
		5 型式	3
		6a 型式	5
		不明	15
	片口鉢Ⅱ		158
		5 型式	1
		6a 型式	1
		6b 型式	1
		7 型式	3
		8 型式	1
		9 型式	5
		10 型式	11
		15・16 世紀	6
		不明	129
備前系陶器			5
	擂鉢	Ⅲ期	2
		Ⅳ期か	2
		不明	1
瀬戸・美濃系陶器			923
	水注	前期様式Ⅱa	1
	小瓶	前期様式Ⅳか	1
	徳利型瓶子	前期様式	1
			8
		前期様式Ⅱb	1
		中期様式Ⅳ	2
		後期様式Ⅰ	2
		後期様式	3
	梅瓶		5
		中期様式	3
		後期様式	1
		後期様式Ⅳ	1
	花瓶		4
		中期様式Ⅰ～Ⅱ	1
		中期様式	1
		後期様式	2
	尊式花瓶	後期様式Ⅲ	1
	瓶	後期様式	1
	香炉	後期様式Ⅲ	1
	腰袴香炉	中期様式Ⅳ	1
	筒形香炉	後期様式Ⅲ	1
瀬戸・美濃系陶器	筒形容器	大窯Ⅰ	1
	祖母懷壺		3
		大窯Ⅲ	1
		大窯	2
	天目茶碗		36
		中期様式Ⅱ	1
		中期様式Ⅲ	6
		後期様式Ⅰ	1
		後期様式Ⅱ	2
		後期様式Ⅳ	4
		後期様式Ⅳ(新)	2
		後期様式	7
		大窯Ⅰ	3
		大窯2(後)	2
		大窯Ⅲ	1
		大窯Ⅳ	2
		大窯	4
		不明	1
	瀬戸黒茶碗	大窯Ⅳ	1
	壺		11
		後期様式Ⅲ	1
		後期様式	5
		大窯2(後)	1
		大窯3(後)	1
		大窯	3
	小壺	後期様式	2
	卸皿		15
		後期様式Ⅰ	3
		後期様式Ⅱ	1
		後期様式Ⅲ	4
		後期様式Ⅳ	1
		後期様式Ⅳ(古)	3
		後期様式	3
	擂鉢		208
		後期様式Ⅳ(古)	3
		後期様式Ⅳ(新)	35
		大窯Ⅰ(前)	9
		大窯Ⅰ(後)	4
		大窯Ⅰ	1
		大窯Ⅱ	5
		大窯2(前)	2
		大窯2(後)	2
		大窯3(前)	1
		大窯Ⅲ	3
		大窯Ⅳ	4
		大窯Ⅳ(未)	2
		大窯	51
		連房式Ⅰ 小期	3
		不明	83
	片口鉢	前期様式Ⅲ	1
	片口	大窯Ⅳ	2
	徳利		3
		大窯2(後)	1
		大窯3(後)	1
		大窯	1

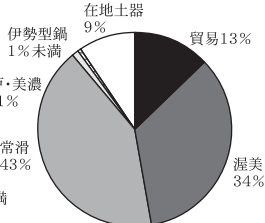
産 地	器種	型式	点数	瀬戸・美濃系陶器	端反皿		
瀬戸・美濃系陶器	深皿		116	瀬戸・美濃系陶器	端反皿		7
		後期様式Ⅰ	12			大窯1	5
		後期様式Ⅱ	6			大窯2	2
		後Ⅰ～Ⅲ前半	2		反り皿		2
		後Ⅱ～Ⅲ前半	15			大窯2(後)	1
		後期様式Ⅲ	13			大窯3(後)	1
		後Ⅲ後半～Ⅳ	26		折縁皿		6
		後期様式Ⅳ	4			大窯3	3
		後期様式Ⅳ(古)	7			大窯4	3
		後期様式Ⅳ(新)	10		菊皿	連房式1小期	1
		後期様式	21		丸皿		24
	直縁大皿		18			大窯1	9
		後期様式Ⅰ	1			大窯1～2	2
		後期様式Ⅱ	4			大窯2	9
		後期様式Ⅲ	9			大窯4	3
		後期様式	4			大窯4(後)	1
	大皿	大窯3(後)	1		志野丸皿		23
	鉢	大窯	5			大窯4	12
	碗形鉢		2			連房式1小期	11
		後期様式Ⅳ(古)	1	志戸呂	志野鉄絵皿	大窯4	1
	平碗	後期様式Ⅳ	1		志野向付	連房式1小期	1
			80		魚形向付	大窯3～4	1
		後期様式Ⅰ	2		小鉢	大窯3	1
		後期様式Ⅱ	11		不明		6
		後期様式Ⅲ	9			後期様式	1
		後期様式Ⅲ～Ⅳ	1			不明	5
		後期様式Ⅳ	13				2
		後期様式Ⅳ(新)	3		徳利	大窯4	1
		後期様式	28		丸皿	大窯1	1
		大窯1	7		唐津	丸碗	Ⅰ期
		大窯2	1		東海系	羽釜	15c 後葉
		大窯3	4		伊勢系	鍋	13c 前葉
		大窯	1	在 地 土 器			650
	端反碗		9		壺	15世紀	1
		後期様式Ⅳ(古)	1				2
		後期様式Ⅳ(新)	8			後期様式Ⅳ並行期	1
	碗		5		擂鉢	戦国期	1
		大窯1	1				22
		大窯	3			後期様式Ⅳ並行期	2
	丸碗	不明	1			後Ⅳ(新)並行期	2
			16			後Ⅳ(新)～大窯1	2
		大窯1	8			不明	16
		大窯2	1		内耳鍋		96
		大窯3	4			15世紀中～後葉	9
		大窯	3			後Ⅳ～大窯1並行期	46
	志野丸碗	連房式1小期	1			大窯1並行期	4
	皿	大窯	1			大窯1～2並行期	10
	縁釉皿		250			大窯3・4並行期	1
		後期様式Ⅰ	14			16c	3
		後期様式Ⅱ	25			不明	23
		後期様式Ⅲ	35		カワラケ		524
		後Ⅱ後半～Ⅳ	2			常滑4型式並行期	6
		後期様式Ⅳ	129			常滑4・5型式並行	9
		後期様式Ⅳ(古)	1			常滑5・6型式並行	10
		後期様式Ⅳ(新)	26			後Ⅳ並行期	9
		後期様式	18			大窯1並行期	10
	はさみ皿	大窯1	11			大窯2並行期	6
	腰折皿	後期様式Ⅳ(新)	15			大窯2～3並行	4
	稜皿		13			大窯3～4並行	29
		大窯2(前)	1			連房1並行期	12
		大窯2(後)	2			不明	429
		大窯2	2		柱状高台	常滑5型式並行期	1
		大窯3	7				4
		大窯4(前)	1			戦国期	1
					火鉢		3
						不明	



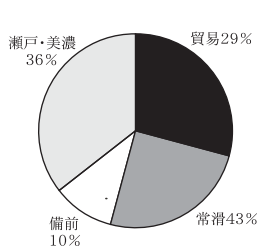
グラフ3 陶磁器全体の
産地組成(2,664点)



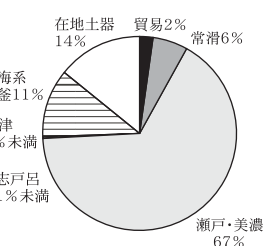
グラフ4 1群産地組成
(276点)



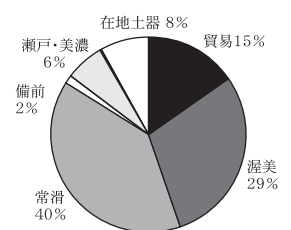
グラフ5 2群産地組成
(48点)



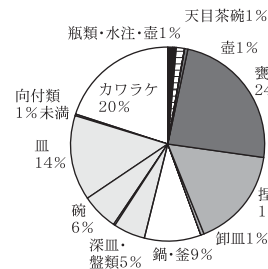
グラフ6 3群産地組成
(2,664点)



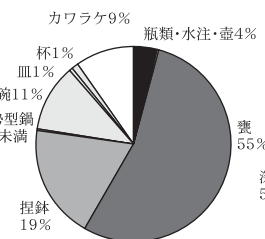
グラフ7 1・2群産地組成
(324点)



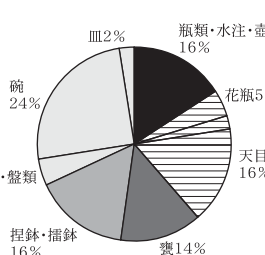
グラフ8 陶磁器全体の
器種組成(2,664点)



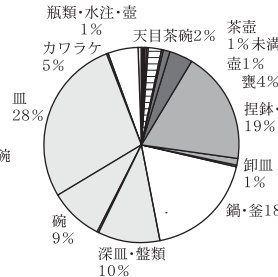
グラフ9 1群器種組成
(274点)



グラフ10 2群器種組成
(44点)



グラフ11 3群器種組成
(1,359点)



グラフ12 1・2群器種組成
(317点)

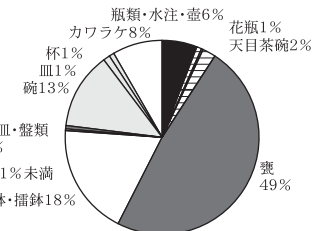


表9 器種一覧

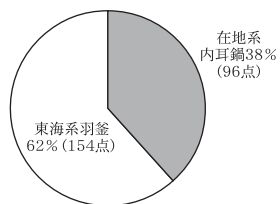
	1a群	2群	3a群	全体	備考
瓶類・水注・壺	11	7	8	26	壺は四耳壺など特殊品
花瓶	1	2	4	7	
香炉		1	6	7	
天目茶碗		7	30	37	大窯4の瀬戸黒茶碗1点含む
茶壺			3	3	
壺			15	15	貯蔵具としての壺
甕	148	6	53	628	
捏鉢・搦鉢	52	7	253	442	
卸皿			15	15	
片口			2	2	
鍋・釜	1		250	251	
深皿・盤・鉢		2	142	144	
徳利			4	4	
碗	30	11	119	160	
皿	2	1	377	380	
杯	3			3	
向付類			4	4	
カワラケ	26		70	525	柱状高台土器1点含む
火鉢			4	4	
計	274	44	1,359	2,657	

表10 用途一覧

	1a群	1b群	2群	3a群	3b群	3c群
特殊調度	5	4	7	6	2	
茶・花・香			10	10	9	13
貯蔵具	4	5	6	16	12	7
調理具	17	13	7	17	73	24
煮沸具		1			213	14
供膳具(貿易)	15	27	14	13	10	6
供膳具(国産)				225	286	96
カワラケ	6	20			19	51
						総計 1,283

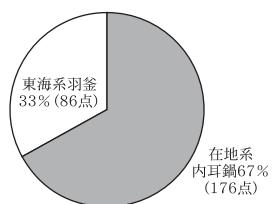
グラフ13 御墓堂遺跡

鍋類組成(250点)



グラフ14 棗塚遺跡

鍋類組成(262点)



グラフ15 生実城跡

鍋類組成(654点)

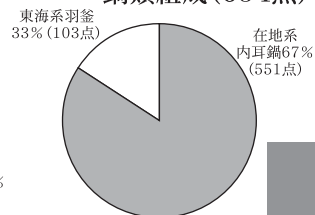
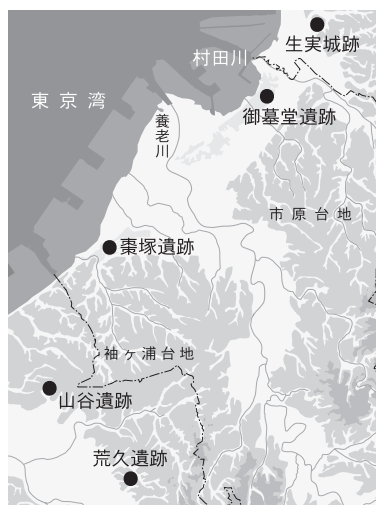


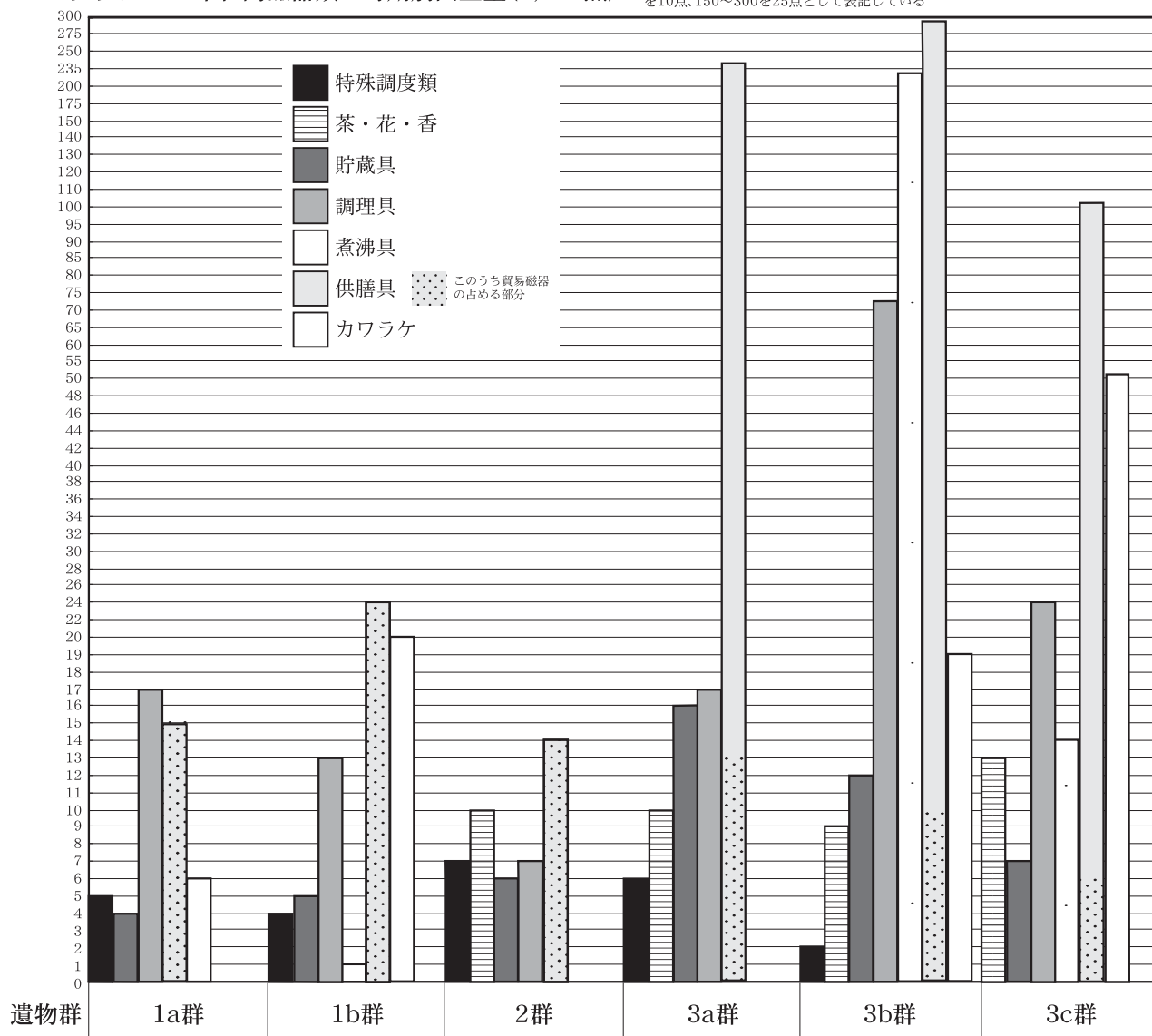
表11 東海系羽釜の密度

遺跡名	集落種別	調査面積	羽釜点数	密度	陶磁器類中の割合	中心時期
棗塚遺跡	街村集落	2,266	86	0.038	4.0%	15c 後～16c 初
御墓堂遺跡	湊町か	4,082	154	0.037	5.8%	15c 前～
生実城跡	宿	15,200	103	0.007	1.7%	戦国期～
山谷遺跡	街村集落	18,200	24	0.001	2.1%	13c 後～15c 後
荒久遺跡	門前集落	7,840	6	0.000	0.6%	15c 前～後
小鳥向遺跡	生産集落	740	0	0	0%	15世紀
中馬場遺跡	宿	37,287	0	0	0%	14c 後～
城山遺跡	小領主層屋敷群か	29,300	0	0	0%	13c 中～15c 後
下古館遺跡	宿	136,100	0	0	0%	13c 中～15c 初



グラフ16 中世陶磁器類の時期別出土量(1,283点)

※グラフの突出を抑えるため、20～50点を1目盛り2点、50～100点を5点、100～150点を10点、150～300を25点として表記している



われる。

これらのことから、Ⅰ期は上級階層の消費基盤、ないしは特殊な消費の場が成立、運営された時期として、市原別宮や経営施設を想定するのが自然である。そしてⅡ期当初のピーク2は、市原荘の成立と別宮の荘園鎮守への転換を示すのではなかろうか。Ⅱ期後半期の2群は文化的・嗜好的物品の割合が高く、市原八幡宮を中心とする宗教的多様性、都市的側面を物語るものと見なしたい。

ピーク2とピーク3はそれぞれ消費基盤の拡大画期であるが、前者が低迷期を迎えたのに対し、後者はピーク4に見る高度経済成長に暫定的に移行した点で異なる。つまり八幡地区は、物品搬入量の画期からⅡ期に移行するが、直ちに大規模門前集落の成立を示すものでなく、単に寺社施設の拡大画期と解釈すべきである。Ⅱ期段階の八幡砂堆地は宗教都市的な様相を呈したが、僧侶を中心とした上流階層が中核であったと思われる。しかしこのような空間の完成は、町場形成への指向性を増大させたのである。西上総域において村落が集村化しつつあった時期にも並行することから⁽⁸²⁾、ピーク3を門前集落の萌芽期と捉えるものである。

Ⅲ・Ⅳ期

続く3a・3b群から、陶磁器類の爆発的増加期としてⅢ期を設定した（グラフ2）。古瀬戸後期様式Ⅰ期（14世紀後葉）から後期様式Ⅲ期まで暫時増加し（Ⅲa期）、後期様式Ⅳ期（15世紀後葉）でピーク4を迎える（Ⅲb期）。Ⅲa期は門前町の成立・成長期、Ⅲb期は高度経済成長に伴う都市機能の拡大があったと見てよいだろう。町場の拡大については寺社造立伝承のピークにも合致し（グラフ1）、この時期に大規模な都市整備があった可能性を示すものである。

ここで東海系羽釜の出土量に注目したい。基本的に広域流通せず、産地周辺で使用されたこの種の土器は、江戸湾近郊及びこれに直結した河川周辺の中世遺跡に少量搬入されており、水運との結びつきを示唆する遺物と捉えられている⁽⁸⁸⁾。

戦国期集村遺跡を東海系羽釜のm²密度順に並べ、表11に示してみた。棗塚遺跡（街村集落）が最上位で、本遺跡が近似値に続き、やや下がって生実城跡（城下町）、山谷遺跡（街村集落）と続く。棗塚遺跡は陶磁器類のm²密度自体が非常に高いが（表7）、中世遺物包含層から手掘り調査した影響によるもので、実際の搬入量は八幡地区と逆転するであろう。いずれの遺跡も交通の要所に立地するにも関わらず、江戸湾岸から離れるに従い搬入量が低下することから、港湾施設との直接的な接触度を示す数値と捉えられるのではなかろうか。さらに煮沸具として在地系内耳鍋との比率に注目すると、御墓堂遺跡のみがこれを大きく上回っている（グラフ13～15）。流通商品として評価されない東海系羽釜が、煮沸具の主体として計上された特殊組成である。この土器が仮に水運拠点都市周辺のみで入手可能な品だったのならば、御墓堂遺跡の組成は湾施設を直接擁する地域の傾向と言える。八幡地区Ⅲb期の町場拡大が港湾整備を伴うものと見て問題ないと思うが、江戸湾岸における中世港湾都市遺跡の発掘調査事例が累積すれば、明確になろう。

ピーク4の直後は陶磁器搬入が減少するものの、一定量が確認され、近世まで継続する（3c群）。瀬戸大窯第3・第4段階並行期（16世紀後葉～17世紀初頭）にピーク5が認められるので、3c群の期間をⅣa・Ⅳb期に区分した。Ⅳb期は原胤栄印判状に見る八幡宮造営活動と同時期であり、先述した計画的都市改造（近世宿場景観に直接連なる街区形成）を示すものと思われる。

次にⅢ・Ⅳ期の消費階層について触れたい。まず、2群で確立した特殊調度類、茶・花・香、輸入

陶磁供膳具からなる組成群が、3群以降も量的に変わらず継続することが指摘できる（グラフ14）。このことはⅡ期に確立した宗教都市的側面がⅢ期以降も継承されたことを示すもので、有力寺社や富裕階層の活動が窺えよう。しかし3群全体の組成比としてこれらを見た場合、多量に搬入された雑器に吞まれ、極めて低値に止まるように（グラフ6・11）、全需要の大部分を民衆が満たしていたことは明らかである。

多様な階層で構成される門前町の都市様相と経済的發展過程、寺社を結合媒体とし小領主層を核に町造りを推進する自治組織の側面などが、考古学的視点からある程度確認できたと思う。

第4章 中世石造物から見た町場の発展

八幡地区には多数の中世石造物が遺存している。特に御墓堂墓地の大型五輪塔と無量寺の中型五輪塔は有名で、前者は小弓公方足利義明夫妻の墓、後者は馬加康胤父子の墓として書籍に紹介されている⁽⁸⁹⁾。しかしこれらは数基分の残欠を組み合わせなおしたものと考えられ、時期的にも合致しないことから、市原八幡宮に関わる特定僧侶か、これを菩提寺とする在地富裕層の供養塔と考えるのが無難である。戦国期の村落を考える上でも重要な資料であるため、かつて詳細を報告したことがある⁽⁹⁰⁾。本稿も基本的にはこれに基づくものだが、計測方法などに不備があり、編年観など見直すべき点があったこと、八幡御墓堂遺跡の発掘調査により、一定量の石造物群が新規発見されたことを受け、改訂・追加部分を記載するものである。

第1節 小型石造物について

ほとんどが五輪塔と宝篋印塔で、通称「伊豆石」と呼ばれる安山岩製である。15・16世紀が造塔期と見られ、意匠の優れた14世紀の固体は無い。分布地が寺院境内に絞られることは、長年にわたり持ち込まれ、整理された状態を少なからず示すものだが、あまり遠距離を移動したとは考えられない。大・中型塔を置く寺院境内に集中するので、造立時の分布状況にある程度反映したものと捉えている。これらの造塔主体は、村落の自治活動を担う有力者層と思われ、民衆に解放された寺院の様子を伺い

表12 中世小型供養塔

所 在	五輪塔	宝篋印塔	板碑	合計
御墓堂墓地・遺跡	80	10	6	96
無量寺	57	7		64
称念寺	36	4		40
満蔵寺	11	1		12
満徳寺	7	3		10
満蔵寺東無縁墓地	7			7
猿田彦神社	1			1
合 計	199	25	6	230

表13 中世大・中型供養塔

所 在	五輪塔				計	宝篋印塔	計	合計
	空・風	火	水	地		相輪	反花座	
御墓堂墓地・遺跡	4	3	3	2	12	3	1	4
無量寺	2	3	3	3	11			11
称念寺	1				1			1
合 計	7	6	6	5	24	3	1	4
								28

知ることができる。

第2節 中型石造物について

すべて伊豆産安山岩製と思われる。中型塔の定量は、御墓堂墓地周辺・無量寺・称念寺の順で、小型石造物のそれと合致することから、大型塔の周囲に小型塔が林立した状況が想定される。

御墓堂墓地は若宮寺葬送地の遺名地であり、無量寺は『飯香岡八幡宮由緒本記』に神官衆埋葬地たる具体的な記載があるので、御墓堂個体群は市原八幡宮社僧、無量寺個体群は有力神人層の供養塔を中心とし、これらを菩提寺とする富裕層の供養塔も混在するものと解釈される。

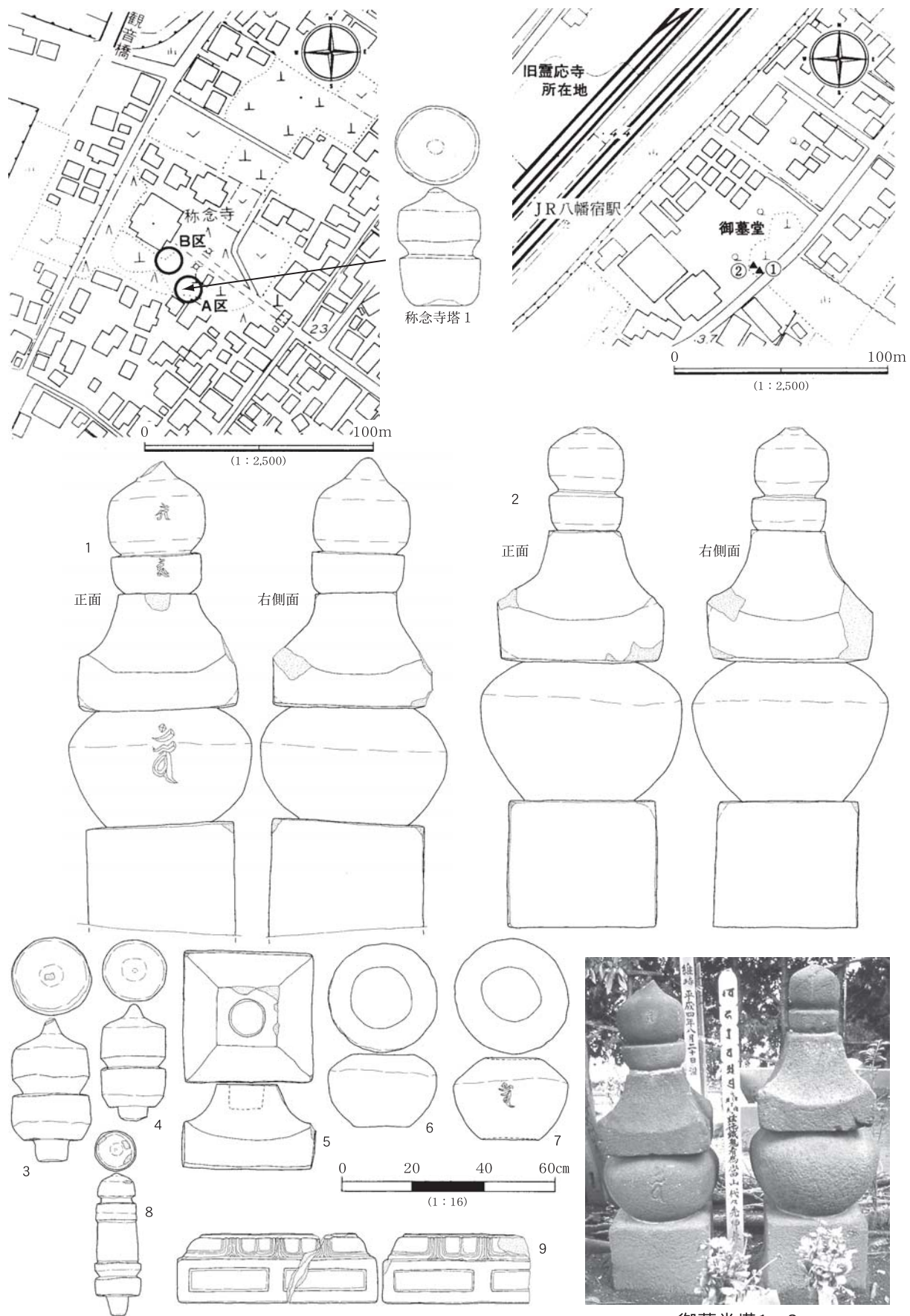
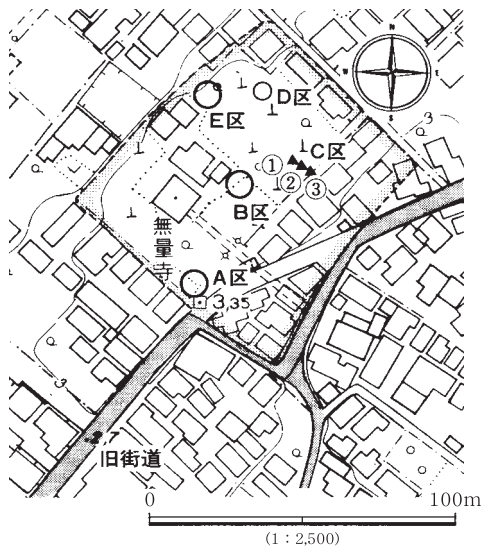
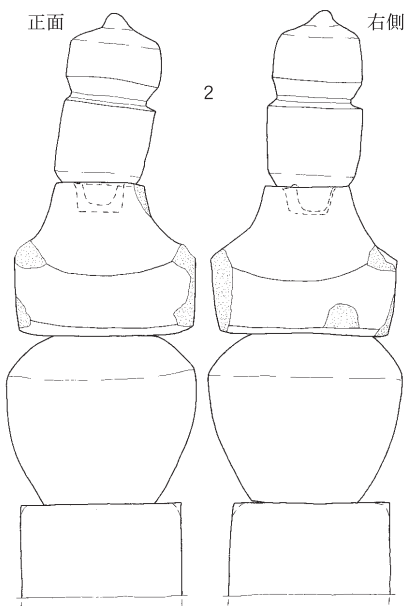


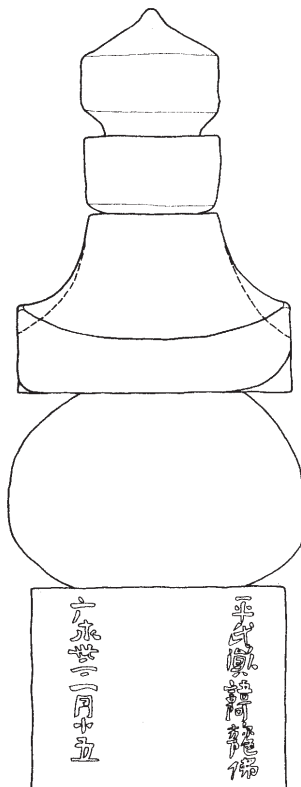
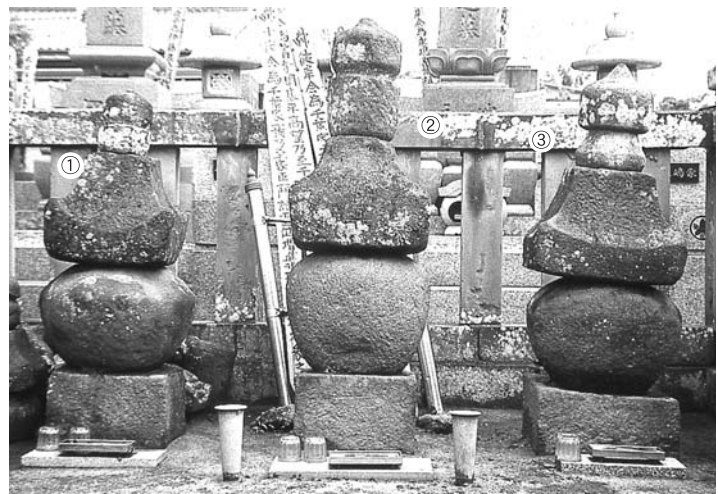
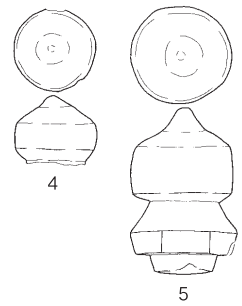
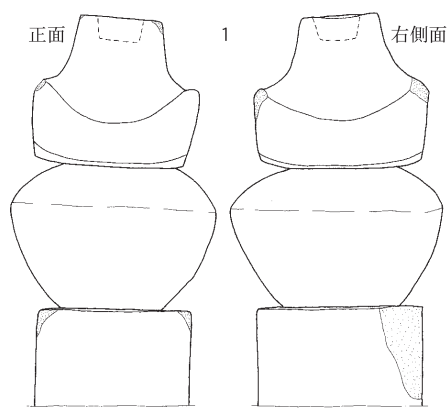
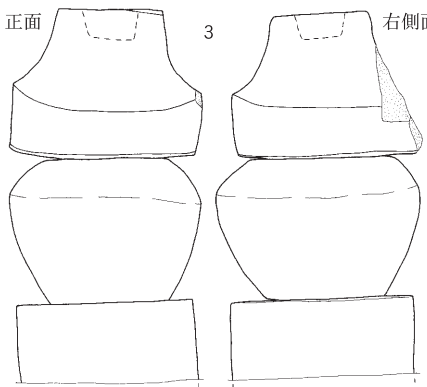
図8 称念寺、御墓堂墓地・遺跡の大・中型石造物



正面 右側面

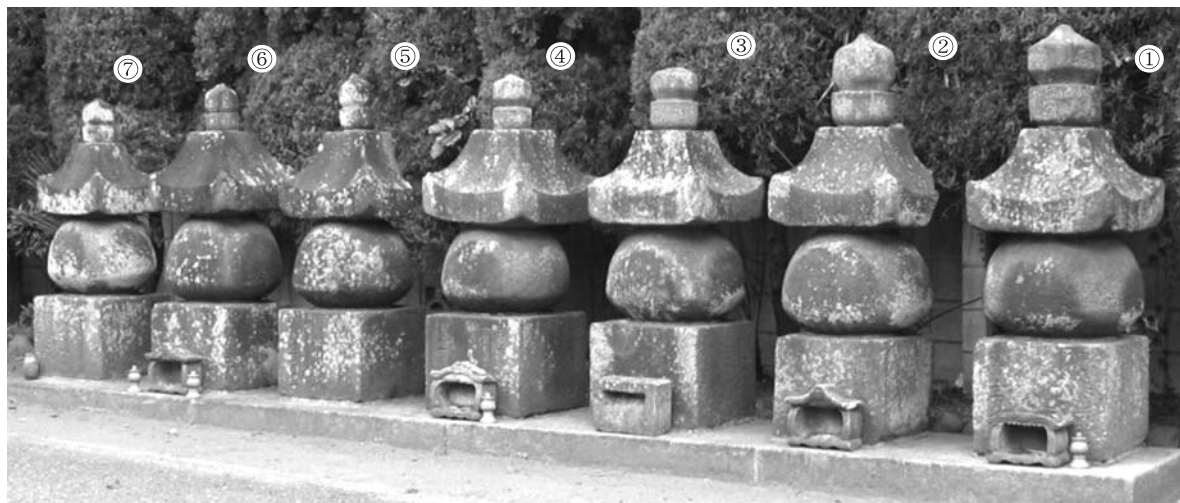


正面 右側面



参考1 千葉市来迎寺塔⁽⁹¹⁾ 参考2 埼玉県久喜市甘棠院塔

図9 無量寺の大・中型石造物



1・4～6
 応永32年(1425) 銘
 2 永享 8年(1436) 銘
 3 宝徳 3年(1451) 銘

写真 千葉市来迎寺の在銘大型五輪塔群

①御墓堂墓地・遺跡

以前から地表面にあった足利義明夫妻墓塔とされる大型五輪塔2基（7点 塔1空・風輪は17世紀なので集計対象外とした）、中型宝篋印塔反花座1点のほか、同地区の墓地改葬事業と発掘調査で大型五輪塔空・風輪2点、中型五輪塔火輪1点、水輪2点、中型宝篋印塔相輪3点、計16点が確認できた（表13）。

なお、御墓堂墓地区は近年八幡宿駅東口として再開発されたため、旧観をとどめていない。足利義明夫妻塔と宝篋印塔反花座1点は、平成13年度の墓地移転に伴い、八幡後背湿地の造成区へ移転した。このとき土中から発見された個体群と、その後の発掘調査で出土した個体群は、（財）市原市文化財センターで保管している。

②無量寺

五輪塔3基（10点 塔1・3は空・風輪を欠き、それぞれ小型五輪塔空・風輪と石灯籠の請花・宝珠部を転用）、空・風輪残欠1点（図9 No.4）、計11点がある。塔1から3は馬加康胤一族の墓と伝えられるものである。

③称念寺

大型五輪塔の空・風輪1点のみ確認できる。

第3節 大・中型五輪塔の年代比定

第1項 相対的新旧関係

伊豆産安山岩製五輪塔は、大蔵派石工による鎌倉末期の定型化以降、次第に形骸化が進行する特色を持つ。よって、まず個体間の相対的な新旧関係を各部位ごとに想定した。時代を経るごとに幅に対する高さを増す傾向があるので、

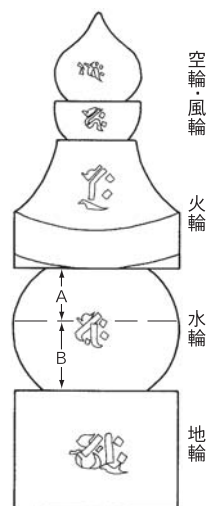


表14 大・中型五輪塔計測値(幅の大きさ順)

空・風輪 ※脚は含まない

所在地	No.	高さ	幅	奥行	空輪高	風輪高	備考
称念寺	1	33.1	23.0	22.0	19.0	14.1	境内墓地
御墓堂	2	29.5	21.2	21.0	18.7	10.8	足利義明塔2
"	3	34.5	22.1	22.1	21.5	13.0	セ279地区出土
"	4	28.7	17.9	17.4	17.6	11.1	御墓堂墓地出土
無量寺	2	36.3	20.0	20.0	18.7	17.6	馬加康胤塔2

火輪

所在地	No.	高さ	幅	奥行	軒端高	軒中央高	備考
御墓堂	1	33.0	45.0	44.8	14.6	10.4	足利義明塔1
"	2	37.6	47.6	47.6	16.0	11.4	" 2
"	5	24.2	37.5	36.3	11.4	7.6	御墓堂墓地出土
無量寺	1	32.0	37.2	34.8	13.3	8.2	馬加康胤塔1
"	2	32.4	39.0	37.9	15.7	10.6	" 2
"	3	31.6	40.2	40.5	12.8	8.8	" 3

水輪

所在地	No.	高さ	幅	奥行	A	B	備考
御墓堂	1	32.0	52.5	52.0	9.8	22.2	足利義明塔1
"	2	39.4	52.4	52.2	10.0	29.4	" 2
"	6	20.1	30.5	30.5	5.2	14.9	御墓堂墓地出土
"	7	23.1	33.1	31.0	7.3	15.8	"
無量寺	1	31.0	45.0	43.4	8.8	22.2	馬加康胤塔1
無量寺	2	35.4	40.6	39.4	9.2	26.2	" 2
無量寺	3	30.4	42.8	40	7	23.4	" 3

地輪

所在地	No.	高さ	幅	奥行	備考
御墓堂	1		43.2	41.2	足利義明塔1
"	2		42.6	40.4	"
無量寺	1		35.2	32.4	馬加康胤塔1
"	2		33.6	33.8	"
"	3		33.8	37.4	"

この比率を中心に、意匠の簡略度を加え推考したが、特徴の乏しい地輪部は対象から外している。

「御」は御墓堂、「無」は無量寺、「称」は称念寺塔を、番号は挿図の塔No.を付した。

①空・風輪

空・風輪は新しいほど風輪高が伸びるので、空輪に対する比率の低い順から御2→御3→御4→称1→無2へと移行する。

本来の五輪塔は正面・側面とも同じ形に造っていたが、時代を経ると、より小さい石材で大型製品

表15 八幡地区の大・中型五輪塔の各部位計測比

所在地	No.	空・風輪			火 輪		水 輪			地 輪	
		幅:高さ	空輪高:風輪	幅:奥行き	幅:高さ	軒中央:軒先	幅:高さ	A:B	幅:奥行き	幅:高さ	幅:奥行き
称念寺	1	1:1.44	1:0.74	1:0.96							
御墓堂	1	1:1.35	1:0.41	1:0.98	1:0.73	1:1.4	1:0.63	1:2.28	1:0.98		1:0.99
"	2	1:1.40	1:0.58	1:0.99	1:0.78	1:1.4	1:0.69	1:2.59	1:0.98	1:0.87	1:0.98
"	3	1:1.56	1:0.60	1:1							
"	4	1:1.60	1:0.63	1:0.97							
"	5				1:0.64	1:1.50					
"	6						1:0.66	1:2.87	1:1		
"	7						1:0.70	1:2.16	1:0.94		
無量寺	1				1:0.86	1:1.62	1:0.68	1:2.32	1:0.91		1:0.99
同上	2	1:1.85	1:0.94	1:0.96	1:0.81	1:1.48	1:0.87	1:2.77	1:0.98		1:0.99
同上	3				1:0.79	1:1.45	1:0.71	1:2.17	1:0.96		1:0.94

※御墓堂No.1の空・風輪は近世五輪塔の流用だが、一応記載した

参考:在銘五輪塔の例

所在地 年号	No.	空・風輪			火 輪		水 輪			地 輪	
		幅:高さ	空輪高:風輪	幅:奥行き	幅:高さ	軒中央:軒先	幅:高さ	A:B	幅:奥行き	幅:高さ	幅:奥行き
木更津 長楽寺 永享8 (1436)	1	1:1.72	1:0.72	1:0.91	1:0.63	1:1.26	1:0.81	1:2.86	1:1	1:0.71	1:0.85
長楽寺 元和6 (1620)	2	1:1.73 以上	1:0.45 以下	1:0.89	1:0.79	1:1.94	1:0.91	1:1.21	1:0.96	1:1.52	1:0.95
千葉 来迎寺 応永32 (1425)	1	1:1.50	1:0.68	1:0.96	1:0.68	1:1.38	1:0.65	1:2.99	1:0.98	1:0.83	1:0.99
来迎寺 永享8 (1436)	2	1:1.55 以上	1:0.61 以下	1:0.94	1:0.72	1:1.42	1:0.69	1:3.08	1:0.98	1:0.83	1:0.99
来迎寺 応永33 以降?	3	1:1.34 以上	1:0.90 以下	1:0.98	1:0.70	1:1.20	1:0.70	1:2.77	1:1	1:0.82	1:1
来迎寺 応永32 (1425)	4	1:1.54 以上	1:0.64 以下	1:0.95	1:0.72	1:1.29	1:0.69	1:3.37	1:0.98	1:0.83	1:1
来迎寺 応永32 (1425)	5	1:1.65	1:0.63	1:0.94	1:0.74	1:1.17	1:0.73	1:2.70	1:0.99	1:0.80	1:1
来迎寺 応永32 (1425)	6	1:1.51 以上	1:0.48 以下	1:0.96	1:0.74	1:1.08	1:0.76	1:2.75	1:0.98	1:0.80	1:1
来迎寺 宝徳3 (1451)	7	1:1.5	1:0.60	1:0.95	1:0.80	1:1.35	1:0.74	1:2.58	1:0.99	1:0.81	1:1
久喜市 甘棠院 享禄4 (1531)	1	1:1.73	1:0.77	—	1:0.71	1:1.63	1:0.86	1:1.20	—	1:0.87	—

を得るためか、正面（幅）に対し側面（奥行）を小さく造る傾向が出てくる。したがって、無4は無2より古相と言える。空輪頂部が突出しない点で御2に似るが、側面が直立するので、不確定だが御2と御3の中間形態と捉えておく。

②火輪

幅に対する高さが低い順から新旧関係を想定する。ただし御5は軒口が成長する点で新しい要素が認められ、微妙である。

③水輪

幅に対する高さの低い順から並べると、御1→御6→無1御2・御7→無3→無2となる。無1・御2・御7は近似値を示すが、無1の肩がやや強く張り出すように見受けられるので、若干新しいと考えられる。

第2項 来迎寺塔の基準資料化

千葉市来迎寺には現在7基の大型五輪塔が存在する。

銘文から造立年代の解る貴重な史料であり、基準資料

に採り上げたいが、戦後の区画整理に伴い移転しているため⁽⁹²⁾、各輪の相互関係が一部錯綜している。よって旧来の関係復元を試みた。

表16 大・中型塔の相対的新旧関係

部 位	古→新
空・風輪	御2→(無4)→御3→御4→称1→無2
火 輪	(御5)→御1→御2→無3→無2→無1
水 輪	御1→御6→御2・御7→無1→無3→無2

①現状での塔Noと年号

応永32年（1425）＝塔1・4～6 永享8年（1436）＝塔2 宝徳3年（1451）＝塔7

②来迎寺塔空・風輪

塔4～7空・風輪は中・小型塔の個体なので対象から除く。

塔2空・風輪は来1より風輪部が丸く古相を呈するので、本来は応永32年（1425）銘塔の空・風輪と考えられる。

塔1空・風輪は空輪部の削り出しを丸く調整せず、応永32年（1425）と思われる来2より形骸化が相当進むので、宝徳3年（1451）銘塔の空・風輪と考えられる。

③ 同 火輪

塔2～6火輪は幅：高さ値が近似する一群を構成するので、最も多い応永32年（1425）に該当、塔7火輪は高く伸びるので宝徳3年（1451）該当か。

④ 同 水輪

塔2・3・4→5・7→6の順に高さが育つので、塔2～4を応永32年（1425）、塔5～7を永享8年（1436）に推測する

以上の推考をまとめたのが表17である。

表17 来迎寺塔の各部位帰属年代

年号	西暦	空・風輪	火輪	水輪	地輪(在銘部)
応永32	1425	塔2	塔2～6	塔2～4	塔1・4～6
永享8	1436			塔5～7	塔2
宝徳3	1451	塔1	塔7		塔7

第3項 八幡地区五輪塔の造立年代

次に八幡地区の五輪塔と来迎寺塔を比較し、相対新旧関係に基づく年代比定を行った。

①空・風輪

○御墓堂塔2は両輪区画部の意匠が来迎寺塔2（応永32年）に近いので、同時期に推定できる。

○御墓堂塔3・4は両輪区画の意匠が来迎寺塔1（宝徳3年）に酷似するので、同時期に推定する。

○無量寺塔2は空輪部の意匠が来迎寺塔1（宝徳3年）に似るが、風輪部が長く育つので、相当新し

いと思われる。よって十五世紀末以降と思われる。

②火輪

○御墓堂塔 1 は幅：高さの数値が来迎寺塔 2 から 6（応永32年）に近いから、同時期と思われる。

○無量寺塔 2 は来迎寺塔 7（宝徳三年）の火輪と似ている。しかし高さや軒幅の数値から、これよりやや新しい、十五世紀後葉の製作と推定できる。

○無量寺塔 3 は宝徳 3 年より若干古相か。

○無量寺塔 1 は軒口がかなり育つ。数値的には埼玉県久喜市の甘棠院塔（写真・表15）に近似するので、十六世紀前葉と推定する。

③水輪

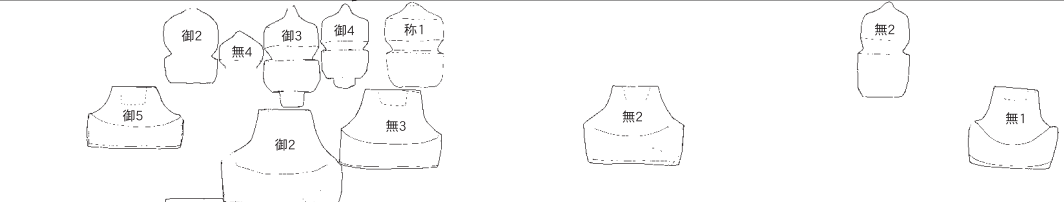
○御墓堂塔 2・無量寺塔 1 は幅：高さ値が来迎寺塔 2 から 4（応永32年）に近いことから、ほぼ同時期と思われる。しかし無量寺塔 1 は肩の張りが顕著なので、やや新しいと思われる。

○無量寺塔 3 は永享 8 年から宝徳 3 年の間であろう。

これらの推考結果を示したのがグラフ17である。あくまで傾向に止まるものだが、陶磁器類の定量推移と基本的に合致するので（グラフ 2 参照）、信憑性のあるものと思う。

町場の順調な発展は古瀬戸後期様式 I 期（14世紀末）に始まるが、これにやや遅れて五輪塔が出現することは、町場を創った人々の供養と捉えることができ、町場設立の記念的な意味合いも求められる。その中核となった有力僧侶や富裕層による供養塔の造立は15世紀前葉に盛んとなり、墓地景観と

表18 八幡地区の中・大型五輪塔の年代案

年代	15世紀初頭	前葉	中葉	後葉	16世紀初頭	前葉
時代	室 町			戦 国		
環境	町場の展開			町場の高度成長期		
空 風 輪						
火 輪						
水 輪						

しても目立つものであった。こうした活動の場は若宮寺の御墓堂を中心としたが、町場の高度成長期（15世紀中～後葉）以降は無量寺地区に移動する。称念寺にも 1 点遺存するので、近世町場の両端部に当たる地域が、この時期に確定したのかも知れない。

15世紀末以降、大・中型塔の造立熱は冷めるが、粗製の小型塔が多数存在するので⁽⁹⁰⁾、16世紀以降も小型塔の造立は盛んだったと見てよい。これは町場の運営が、より低階層に開放された結果と捉えることができよう。この問題については、湯浅治久による「郷村」社会の研究成果にもリンクする。湯浅は西上総における戦国期棟札を集計し、15世紀段の寺社関係造立活動は、政治的に突出した人物

が個人として介在し、荘園鎮守における広域的結合の象徴として運営される傾向にあったが、16世紀になると、より小規模な「郷村」レベル寺社の造立活動が活発化し、地域住民の結集による集団的な造立多くなる点を明確にした。この成果から、15世紀段階で荘園鎮守に組み込まれていた百姓層が「郷村」レベルの鎮守社に結集し、地域社会を担う存在に台頭した結果、あらたな「郷村」再編の原動力になったことを指摘している。八幡の石造物造立からも、同様の傾向が読み取れるのではなかろうか。

まとめ

八幡地区の中世石造物群は町場に伴う建造物で、その発展期である15世紀前葉に出現した。

小型石造物は八幡地区全域の寺院境内に広く分布し、十五世紀第2・第3四半期に高度成長した町場の自治運営を担う有力民衆の墓塔群ではないかと考えられる。

これに対し、中型以上の石造物は、分布が御墓堂墓地と無量寺に絞られる。御墓堂塔群が無量寺塔群に先行するので、町場の発展は若宮寺周辺（JR八幡宿駅前一帯）に始まり、15世紀中葉の高度成長期に近世宿場の境界まで拡大した可能性がある。

御墓堂塔群は、応安8年（1375）「上総国市原八幡国役庄役注進状」に市原八幡宮造営役注進の執行として署名した僧侶たちや、正長2年（1429）「市原若宮寺鰐口銘」の別当権大僧都永順などに代表される、市原八幡宮有力社僧の供養塔であろう。無量寺塔は『飯香岡八幡宮由緒本記』に見える神官衆の供養塔に該当する可能性があり、それぞれに在地富裕層などの供養塔も混在していたと思われる。

これらの造立ピークは、考古学的成果で見た町場の高度成長期（Ⅲa期）に合致し、その位置づけも単に有力者個人の供養のみにとどまらず、町場の人々にも直接関わるものだったと考えられる。15世紀後葉以降の大・中型塔造立は激減するが、既存の塔は供養機能を維持していたであろうし、周囲には小型塔が林立していった状況を想定できるので、畿内の惣墓に広く認められるごとく、町場形成の記念塔・あるいは結集の世界に対する惣供養塔的な役割も果たしたのではなかろうか。墓域景観に惣墓との共通性があるとすれば、それに付随する村落構造にも類似性を求めうるわけで、惣村に対比すべき村落景観の片鱗を、八幡の石造物群から推察することも可能である。

力強く成長する民衆や新興富裕層、在地に伝統的権威を維持した領主寺院などが複雑に依存しあい、育て上げた結集の町場運営。その経過を捉え得る重要史料として、中世石造物群を今一度評価する必要があるだろう。

小結

文献・考古・石造物から、中世八幡地区の発展について述べてきた。これらの成果を統合し、全体のまとめに代えたい。

まず文献史料による考察は、市原八幡宮の発展過程が中心となった。結果、市原別宮→市原八幡宮→飯香岡八幡宮への推移を確認した。

文献史料に見る「市原八幡宮」は主に領主権益を示す職名であり、市原荘成立に伴い、鎌倉幕府が勤仕僧政策の一環として新設した可能性を指摘した。本職に鶴岡八幡宮供僧俊珍が就任した事実については、俊珍の寺門僧たる属性も重視し、北条得宗家の私的補任ではなく、幕府主体の宗教政策として捉える必要性を指摘した。

市原八幡宮の空間構成については、別当職関連史料のみで読み取ることはできないが、応安期の造営関連史料で、一宮機能を分有するような社格に足る大規模施設の実在が確認でき、その基本形態は少なくとも鎌倉後・末期まで遡及し得ることに触れた。根拠は「檀那門跡相承資」（『蓬善寺文書』）に見える「上総八幡」を市原八幡宮に比定したことが大であるが、この点については学頭に就いた天台僧賢智が「船橋賢智」とも称されたことから、「下総八幡」の誤記で、下総国葛飾八幡宮を示す可能性も指摘し得る。しかし、

- ①市原八幡宮は「上総八幡」と称されてしかるべき発展を経てきたこと
 - ②「上総八幡」坊中で賢智から灌頂を受けた嫡弟義憲は、市原荘に近接した千葉荘で修業し、「上総介ノ一族」の外戚であること、上総と水運の直結する三浦半島にも相伝所領を保有していたこと
 - ③応安期の市原八幡宮造営に天台宗寺院の構成を示す「常行三昧堂」「法華三昧堂」のセットが認められる上、最重要賦課役による造営として重視されていること、加えて賢智の属する天台宗旦那流の一派が常行三昧堂における芸能活動を広めていた事実
- などから、これを誤記とする必要はなく、市原八幡宮に比定して問題ないものと捉えた。

よって、市原八幡宮が成立期の鎌倉後期からそれなりの境内規模を持ち、特殊かつ多様な宗教世界を構成し、イデオロギ的光源体として地域社会に働きかけたこと、賢智流の拠点である上は、水運と密接な関係を想定し得ること、このようにして構築された特殊な「場」は、都市的発展性を孕み、少なくとも応永期には湊町として評価し得ること、などを指摘した。加えて市原八幡宮が鎌倉期から八幡地区に鎮座したであろうこと、さらにこの立地が別宮期まで遡及する可能性にも触れ、考古学的にも肯定した。

ただし、大蔵派石工の影響を直接受けた石造物などは確認できず、現段階で鎌倉後期から南北朝期の船橋や千葉と同等の評価を下すことはできない。本稿ではあくまでもこれらに類する側面を持つ特殊空間として位置づけ、後の室町期に見る都市的発展の前提として理解した。

八幡の門前町は、陶磁器類の集計データーから、国課役による造営が実施された14世紀後葉に成立し、順調に発展を遂げ、15世紀中葉から後葉に高度成長期を迎えたことを想定した。また、東海系羽釜の多量出土は、湊の所在を裏付けるものと評価した。

石造供養塔は町場の発展期に大・中型個体が造立されたことから、その記念塔たる側面を想定し、有力僧侶や富裕階層を町場創立の中核と捉えた。町場の高度成長期以降は大・中型塔が激減するが、小型塔の造立は継続されたので、地域住民の結集が町場運営を担うまでに成長したものと捉え、市原八幡宮を取り巻く地域編成秩序の変化、中世後期荘園制から「郷村」社会への推移を示す一例として理解した。この動きは、市原八幡宮造営負担が国・郡課役、荘役賦課から郷中商人の勧進に変化する点でも確認し得た。八幡郷中商人による八幡宮造営費用の勧進は、戦国末期の天正年間に行われたが、同時に新市設立や寺社造営などの動きも活発化することから、民衆の結集を主体とする新しい都市改造事業を想定した。近世宿場に直接連なる街区は、この段階で確定したものと考えている。

これまで述べてきた八幡地区の発展経過を、考古学的資料で示した四期区分に当てはめると、以下のようになる。

八幡地区の中世区分（試案）

I 期（12世紀第2四半期～13世紀第2四半期）

石清水八幡宮の所領単位である「市原別宮」の経営拠点として、八幡宮や下司などの館が散在した可能性がある。

Ⅱ期（13世紀第3四半期～14世紀中葉）

市原別宮から市原荘を設立か。「市原八幡宮」が荘園鎮守として市原別宮から成立し、引き続き荘園管理の拠点として運営される。市原荘の設立は、在地における中世的村落の成立・成長に対応した側面を想定し得るが、中核となる市原八幡宮は一個の荘園鎮守たる立場を卓越し、特殊な宗教空間を構成した。

Ⅲa期（14世紀後葉～15世紀前葉）

国・郡課役による市原八幡宮の造営に伴い、門前町・湊町として町場が成立、発展する。在地富裕層・有力僧侶などが主体と思われる。

Ⅲb期（15世紀中葉～16世紀第1四半期）

住民の結集による町場の高度成長期。町家と寺社街に大別される八幡の基本的な都市景観と規模（上り下りの長さ）は、近世の八幡宿にほぼ近づいたものと思われる。

Ⅳa期（16世紀第2四半期～第3四半期）

都市景観の安定期で、近世都市化への準備段階。

Ⅳb期（16世紀第4四半期～17世紀初頭）

原氏の政治影響下、一定の都市改造計画に基づく新市の設立や寺社の修復などを一斉に実施。近世宿場に直接連なる街区が成立した画期と思われる。

以上、市原八幡宮を中心とする八幡地区の発展をある程度明らかにできたと思う。八幡地区は荘園鎮守たる立場を卓越した八幡宮が鎮座したことにより、都市的側面を有する特殊な宗教空間を形成し、やがて湊町へと発展した。しかしその成立から発展過程は、中世前期荘園制から中世後期荘園制、「郷村」社会へ至る地域編成秩序の変動を如実に示す良好な事例として、特殊性と普遍性の両面から捉えることができた。

市原市域における中世都市研究を振り返ると、政治都市府中については小川 信の優れた論考があるものの、港湾都市の具体的な検討・検出は史料上の制約もあって進展しなかった。八幡地区の発展過程も曖昧であり、水運の拠点としてあまり評価されず、市原市域は江戸湾岸の水運研究において空白地同然だった。近年は袖ヶ浦市と市境に位置する椎津地区を戦国期の宿として評価した佐藤博信の論考がある⁽⁹³⁾。これに八幡地区の湊・宿たる評価が加われば、上総北西部の港湾情勢がかなり明らかになるものと思う。江戸湾を取り巻く今後の地域社会史研究に、少しでも本稿が貢献すれば何よりと思う。

浅学ゆえに纏まりのない文に終始したことは、平にご容赦願いたい。また、論旨が多岐にわたったこともあり、的を射ない見解もあるのではないかと危惧している。このような問題については、諸兄のご指摘・ご教示を賜れば幸いである。

また、本稿作成に当り、デジタルデータ化された市原市域図を大村 直氏から（図1他に使用）、八幡・菊間・市原地区旧地形図を近藤 敏氏から（図2に使用）提供を得た。さらに天正期原胤栄印判状の解釈を滝川恒昭氏から、戦国期町場の存在を裏付ける『烟田文書』の重要性を外山信司氏から、一部の土器年代比定を築瀬裕一氏からご教示賜った。深く謝意を表したい。

註釈 ※『市史』＝市原市教育委員会編S55『市原市史』史料集(中世編) 市原市発行

- (1) 拙稿2000「八幡御墓堂遺跡」『市原市文化財センター年報』(平成8年度)(財)市原市文化財センター
- (2) 拙稿1995「八幡・五所地域の中世石造物」『市原市文化財センター研究紀要Ⅲ』(財)市原市文化財センター
拙稿2003「県内における中世村落の発展について」『市原市文化財センター研究紀要Ⅳ』(財)市原市文化財センター
- (3) 山本光正1986「市原における水陸交通の整備と商品流通」『市原市史』中巻 第三章第五節
- (4) 小杉正人・松島義章1991「村田川低地における縄文時代の食糧資源の供給源としての海域古環境の復元」『千葉市神門遺跡』千葉市教育委員会(財)千葉市文化財調査協会
- (5) 藤原文夫1979「養老川と交通」『市原市史』(別巻)市原市教育委員会第九章第四節
- (6) 寺田廣1978「中世における上総国飯香岡八幡宮(市原八幡宮)について」(『市原地方史研究』第九号 市原市教育委員会発行 所収)
- (7) 「掃部入道」を中原親能と推測したのは、史料を所収する『石清水八幡宮史』史料第五輯(石清水八幡宮社務所1935)編纂時の注釈が初見で、寺田廣がこの見解を踏襲し(註6)、石井進が確定している(註8)。たしかに北条時政の遠江守補任から晩年まで(正治元年から建保3年)、親能以外に掃部入道と称する人物は史料上窺えない。ちなみに掃部頭は大江広元が親能の後任を務めているようだが(『吾妻鏡』正治二年二月廿二日条～同年四月十日条)、5月には大善大夫に任官していることが知れ(『吾妻鏡』正治四年五月五日条)、「前掃部頭」なる称呼を使うことはなかった。当時幕政の筆頭にあった時政と京都権門寺社とのやりとりにおいて、「掃部入道」なる通称で通じる人物は親能以外に考えられず(親能は京都守護職であった)、親能に断定して間違いないであろう。
- (8) 石井進1984「関東御領覚え書」『神奈川県史研究』第50号 神奈川県史編集委員会編
- (9) 杉橋隆夫1986「鎌倉執権政治の成立過程－十三人合議制と北条時政の「執権」職就任－」瀬野精一郎・村井章介『日本古文書学論集5』中世Ⅰ 吉川弘文館 所収
- (10) 『吾妻鏡』正治二年四月九日条
- (11) 市原別宮を市原八幡宮の前史とする見解は、寺田(註6)が指摘して以来の定説である。実際これを否定する根拠はなく、下総国葛飾八幡宮の例から見ても、正鵠を得たものと判断できる。
- (12) 『鶴岡八幡宮寺社務職次第』(鶴岡八幡宮所蔵本) 貫達人・三浦勝男編1991『鶴岡叢書』第四輯 鶴岡八幡宮社務所 所収
- (13) 頼助は四代執権北条経時の息で、東寺に派遣された後、鎌倉に下向し、十代目の鶴岡八幡宮別当になっている(註12)。
- (14) 『鶴岡八幡宮寺社務職次第』(東大史料編纂所架蔵本) 塙保己一1932『群書類従』第四輯 補任部 続群書類従完成会発行 所収
- (15) 『鶴岡社務記録』前大僧正顕弁の項 貫達人・三浦勝男編1978『鶴岡社務記録』鶴岡八幡宮社務所 所収
- (16) 有助は北条一門出身の東密僧である。東寺一長者を務めるが、鶴岡八幡宮の十七代別当として元徳3年(1331)4月26日に社務の補任を受けている(註14参照)。
- (17) 頼仲は仁木師義の息で、東密僧として頼助の門下に入るが、醍醐寺地藏院親玄から灌頂を受け、新たに師資関係を結んでいる(註14参照)。
- (18) 正和5(1316)年10月5日「関東御教書」「相承院文書」(鎌倉市史編纂委員会編1958『鎌倉市史』史料編 第一 二三号)
- (19) 相承院は応永期において、神武寺(相模国三浦郡)・松岡八幡宮(相模国鎌倉郡)・六天宮(同)・江島・大門寺・西門寺(鎌倉郡名越花谷)・聖福寺(鎌倉郡)・葛飾八幡宮(下総)・十二所権現・福相寺(下総)・鶴岡八幡宮神宮寺など、多数の別当職を保持している(註12及び、応永17年(1410)5月2日「弘賢讓状」『相承院文書』(鎌倉市史編纂委員会編1958『鎌倉市史』史料編 第一 二五五号 参照)。
- (20) 『醍醐寺日記』貫達人・三浦勝男編1978『鶴岡社務記録』鶴岡八幡宮社務所 所収
- (21) 石田浩子2004「醍醐寺地藏院親玄の関東下向」－鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察－『ヒストリア』第一九〇号 大阪歴史学会編 所収
- (22) 三代の関係は園城寺において培われた可能性がある。出自は全く不明であるが、「俊」という通字から、血筋の上でも同族の可能性がある。
- (23) 海老名尚1994「鎌倉の寺院社会における僧官僧位－鎌倉幕府の宗教政策解明の一視点－」福田豊彦編『中世の社会と武力』吉川弘文館発行 所収

- 2000「鎌倉幕府の御願寺政策-鎌倉幕府の宗教政策解明にむけて-」『史流』三九号 北海道教育大学史学会
所収
- (24) 平雅行1994「鎌倉仏教論」『岩波講座日本通史』第八卷中世二 岩波書店発行
1995「鎌倉幕府の宗教政策について」平成6年度科研報告『日本古代の葬制と社会関係の基礎的研究』大阪大
学文学部 所収
2002「鎌倉における顕密仏教の展開」伊藤唯真編『日本仏教の形成と展開』法蔵館発行 所収
- (25) 榎原雅治1985「荘園制解体期における荘官層-東寺領矢野荘の一五世紀-」同氏2000『日本中世地域社会の構造』校倉
書房 所収
- (26) 工藤敬一1975「荘園制の展開」『岩波講座日本歴史』五 中世一 岩波書店 所収
- (27) 石井進1969「鎌倉時代の常陸国における北条氏所領の研究」茨城県史編さん室『茨城県史研究』第15号 所収
- (28) 伊藤喜良1972「上総国中世史研究の二、三の問題点」『地方史研究』一一八号 地方史研究協議会 所収
岡田清一1973「鎌倉政権下の両総-北条氏領の成立と御家人の動向-」『國學院雑誌』七四卷七号 所収
- (29) 小川信2001『中世都市「府中」の展開』第二章 思文閣出版
- (30) 正和5年(1316)の葛飾八幡宮別当職補任(『相承院文書』、註19参照)、元亨2(1322)年の鶴岡八幡宮別当職補
任(『鶴岡八幡宮寺社務職次第』註14)
- (31) 応安元年(1368)十二月二十六日「細川頼之書状」『尊経閣古文書纂所収宝菩提院文書』(財)千葉県史料研究財団編
2003『千葉県の歴史』資料編中世4(県外文書1) 所収
- (32) 石井註8論文6頁
- (33) 親玄は徳治元年(1306)正月～10月まで、覚雄は延文4年(1359)4月～翌年12月まで、道快は康暦2年(1380)～永
徳元年(1381)まで三長者・至徳2年(1385)～明德元年(1390)まで一長者、への補任が確認できる(『東寺長者補任』巻
第四 国書刊行会1969『続々群書類従』第二 続群書類従刊行会 所収)
- (34) 伊藤清郎1994「中世醍醐寺と公家・武家-祈禱と政治-」羽下徳彦『中世の政治と宗教』吉川弘文館 所収
- (35) 『尊卑分脈』第一篇に「兼実-醍 良海 僧都 遍智 院 元海資」とある(黒板勝美195『改訂増補国史大系』第五十
八巻 吉川弘文館 所収)
- (36) 岡田清一1975「両総における北条氏領-補遺-」千葉県郷土史研究連絡協議会『房総の郷土史』第三号 所収
- (37) 土谷恵1991「中世初頭の醍醐寺三寶院-座主坊の組織と運営-」稲垣栄三『醍醐寺の密教と社会』山喜房仏書林 所収
- (38) 平論文1994参照
- (39) 応永廿四年(1417)十月廿一日「前大僧正聖快所職所領議状案写」(史料三二)における地蔵院門跡の嫡流相承事項と
して、同職が見える。
- (40) 石田論文2004の註13を引用
- (41) 元亨三年(1323)「北条貞時十三年忌供養記」『円覚寺文書』鎌倉市史編纂委員会編1956『鎌倉市史』史料編第二
所収
- (42) 至徳四年(1387)七月「頼印申状案」『明王院文書』鎌倉市史編纂委員会編1958『鎌倉市史』史料編第一 所収
- (43) 貞治三年(1364)十月廿八日「鎌倉公方足利基氏御判御教書」『尊経閣古文書纂所収宝菩提院文書』(財)千葉県史料
研究財団編2003『千葉県の歴史』資料編中世4(県外文書1) 所収
- (44) 貞治四年(1365)二月三日「左衛門尉基藤打渡状」『尊経閣古文書纂所収宝菩提院文書』(財)千葉県史料研究財団編
2003『千葉県の歴史』資料編中世4(県外文書1) 所収
- (45) 佐藤進一1974『日本の歴史9』中公文庫 中央公論社
- (46) 小川註29論文113頁
- (47) 井原今朝男2003「室町期東本所領荘園の成立過程」『国立歴史民族博物館研究報告』第104集 国立歴史民俗博物館
所収
- (48) 高村隆1986「室町将軍家と市原八幡宮」『市原市史』(中巻) 市原市教育委員会編 第二章第二節第二項
- (49) 永和2年(1376)9月24日「関東管領上杉能憲奉書」・永和2年11月4日「上総国守護上杉朝宗遵行状」『円覚寺文書』
(市史四四四・四四六)
- (50) 村井章介1989「徳政としての応安半済令」『中世日本の諸相』下巻 安田元久先生退任記念論集刊行委員会編 吉川
弘文館 所収 366頁
- (51) 高村註48論文、伊藤註28論文

- (52) 外山信司1998『『雲玉和歌集』と上総国』『中世房総』第一〇号 房総中世史研究所・千葉歴史学会中世史部会編 所収
- (53) 元亨元年(1321)12月17日「葛飾八幡宮梵鐘銘」市川市編纂委員会1973『市川市史』第五巻 所収
- (54) 黒崎敏1998「棟別銭ノート」『史学雑誌』107編第11号 山川出版社 所収
- (55) 小森正明1997「寺社の造営からみた中世後期の東国社会」『書陵部紀要』四八
- (56) 永和二年(1376)四月廿一日「後円融天皇綸旨」『三宝院文書』『市史』四四三三
- (57) 永和二年(1376)九月廿四日「関東管領上杉能憲奉書」『円覚寺文書』(鎌倉市史編纂委員会1956『鎌倉市史』史料編 二二一四～二二七号)
- (58) 至徳元年(1384)六月廿五日「関東管領上杉憲方奉書」『円覚寺文書』(鎌倉市史編纂委員会1956『鎌倉市史』史料編 二六七・二六八号)
- (59) 西岡芳文1996「水陸交通の要衝浅草・岩淵」『北区史通史編中世』東京都北区
- (60) 千葉県市原郡教育会1916『千葉県市原郡誌』 千葉県市原郡役所発行
- (61) 実際に無量寺境内の飯香岡八幡宮に面した部分には、飯香岡八幡宮宮司市川氏の歴代廟所がある。
- (62) 『千葉実録』『改訂 房総叢書』第二輯 史伝(一) 千葉県郷土資料刊行会編(一九七二) 所収
- (63) 湯浅治久1995「東京低地と江戸湾交通」『東京低地の中世を考える』葛飾区郷土と天文の博物館 所収
- (64) 「会津塔寺村八幡宮長帳」塙保己一1925『統群書類従』第三十輯上 雑部 所収
- (65) 千葉県神社名鑑刊行委員会1987『千葉県神社名鑑』 千葉県神社庁
- (66) 市原市教育委員会2000『いちはらの文化財』
- (67) 瀧本平八1999「八幡神社修理工事に関する覚書-神社の歴史と平成八年調査、修理に伴う発見物等について-」『市原地方史研究』第十九号 市原市教育委員会 所収 124～132頁
- (68) この地形図は近藤敏作成図(昭和36年「1:10,000市原町五井町図」(千葉県土木部)の水田部に「千葉県市原郡八幡菊間外二箇町村耕地整理基本調査実測図1:3,000」(飯香岡八幡宮所蔵、昭和20年代)をはめ込んだもの 近藤敏 2004「五所四反田遺跡について」『市原市八幡地区の歴史と文化財』市原市地方史研究連絡協議会 所収)を一部改変したものである。
- (69) この神社は飯香岡八幡宮の元八幡社地とする伝承があり、歴史的な関連性を推察し得る(「神名帳考證士代十八上総」『改訂房総叢書』)
- (70) 浅草は西岡註59論文、船橋については道上文2002『中世の船橋～掘る・読む・たずねる～』船橋市郷土資料館 により、都市機能が鎌倉期まで遡及することが明らかにされている。
- (71) 峰岸純夫1989「戦国時代の「領」と領国」『中世の東国』東京大学出版会 所収
- (72) 湯浅治久は、中世的な領域として固有の意味を持つ「郷村」が荘園公領制の枠組みから出現し、それを一定継承する新たな地域編成として評価している(湯浅2003「室町期東国の荘園公領制と「郷村」社会」『国立歴史民族博物館研究報告』第104集 国立歴史民俗博物館 所収)
- (73) 滝川恒昭1993「高野山西門院文書について」『史料研究財団だより』第一号 (財)千葉県史料研究財団 所収
- (74) 昭和36年「1:10,000市原町五井町図」(千葉県土木部)に加筆
- (75) 山田邦明H13「新市を立てる-八幡郷の法度-」『千葉県の歴史』資料編 中世3(県内文書2) (財)千葉県史料研究財団 第一部IV
- (76) この問題については、滝川恒昭氏からご教示賜った。
- (77) 蜂屋孝之1998『共同研修会資料 姉崎棗塚遺跡』市原市文化財センター による集計成果。ただし概算なので、今後の整理過程において若干変更の可能性がある。
- (78) 長原亘ほか2002『千葉市生実城跡-昭和63年度・平成3～6年度調査-』(財)千葉市文化財調査協会
- (79) 櫻井敦史2002『市原市小島向遺跡』市原市文化財センター調査報告書第77集
- (80) 小林清隆1998「袖ヶ浦市荒久(2)遺跡-主要地方道千葉鴨川線埋蔵文化財調査報告書2-」『千葉県文化財センター調査報告第323集
- (81) 築瀬裕一2003「柏市中馬場遺跡の中近世遺物について」『房総中近世考古』第1号 房総中近世考古学研究会 所収
- (82) 註2 拙稿2003
- (83) 井上哲郎2001『東関東自動車道(千葉・富津線)埋蔵文化財調査報告書9-袖ヶ浦市山谷遺跡-』千葉県文化財センター調査報告第411集

- (84) 道澤明2000『篠本城跡・城山遺跡』東総文化財センター発掘調査報告書第21集
- (85) 田代隆ほか1995『下古館遺跡』栃木県埋蔵文化財調査報告第166集
- (86) 井上哲郎2004「千葉県内中世遺跡出土陶磁器類の組成について」千葉県立房総のむら編『中世房総やきもの市場』所収
- (87) 2群に属する蓮弁文碗が、伝世品として3群に割り振られる可能性もあるが、3群全体において些少であることに変わりない。
- (88) 宮瀧交二1995「中世東国における陶磁器の流通と海上・河川交通」『中世東国の物流と都市』山川出版社 所収
- (89) 大島賢明1966「足利義明公」『市原地方史研究』第一号 市原市文化財研究会編 市原市教育委員会発行 所収
大室晃1969「足利義明の墓」『市原市文化財要覧』市原市教育委員会発行 所収
川戸彰1986「中世の市原文化」『市原市史』中巻 第二章第六節第四項
- (90) 註2 拙稿1995
- (91) 望月薫弘1976「千葉市内の五輪塔調査報告」『千葉市文化財調査報告』第1集 千葉市教育委員会発行 所収
- (92) 築瀬裕一2000「中世の千葉-千葉堀内の景観について-」『千葉いまむかし』No.13 千葉市教育委員会 所収
- (93) 佐藤博信2000「上総椎津の中世的展開-「向地」品川との関連で-」『江戸湾をめぐる中世』思文閣出版

史料集

一 保元三年(一一五八) 宮宮宮 『石清水八幡宮文書』

左辨官下 石清水八幡宮并宿院極樂寺
應永停止宮寺并極樂寺莊園領家預所下司公文等、
或號有先祖讓狀、或稱相傳文書、致異論企掠領、
兼又有由緒雖令傳領、子孫斷絶處々付本所事

宮寺領

山城國

祖穀庄 稻人間庄 薪庄
河原崎庄 本田庄 新田原
高松御供田 高島御供田 河原畠
河北封戸 同御供田 御馬料田

大和國

宇陀園 秋篠庄 田村免

河内國

今富庄 古市庄 若江庄
掃部別宮 神並庄 本御座園
御宅山 須彌寺 窪庄
寺嶋庄 大地庄 中村庄
紺口庄 延命園 大御園

和泉國

万代別宮 蜂田庄 頼助燈油田

摂津國

鹽田庄 土室園 理趣分金剛般若田
友助燈油田 水成瀬御供田并西山

參河國

赤坂別宮

相模國

舊國府別宮

上總國

市原別宮

近江國

細江庄 同御供田

美濃國

枳束庄

信濃國

小谷庄

越前國

道田保

能登國

惠曾飯川保 一青庄

越中國

埴生保

佐渡國

栢原別宮

丹後國

佐野庄 板波別宮 黒戸庄

但馬國

菅生 安良別宮 伊福別宮

龜別宮 柝別宮 勝樂寺別宮

室尾別宮

熊次別宮

因幡國

巨野別宮

伯耆國

山田別宮 内藏別宮

出雲國

横田別宮 安田別宮 赤穴別宮

枚濱別宮 日藏別宮 新松別宮

白上別宮 大田別宮

石見國

大國保

播磨國

繼庄 船曳庄 魚吹別宮

美作國

大吉庄 梶並庄

備前國

牛窓別宮 雄嶋別宮

備中國

吉川保

備前國

御調別宮 榎原保

安芸國			葛籥別宮
美別府 ^(註)	三入保		丹波國
周防國			質美園
石田保			丹後國
淡路國			平庄
炬口庄			伯耆國
讃岐國			種別宮
草木庄	牟禮庄		奈良原
阿波國			播磨國
蒼嶋庄			蟾原庄
伊豫國			松原庄
石城嶋	生名嶋	佐嶋	赤穂庄
味酒郷			美作國
紀伊國			伊志庄
野上庄	柄淵庄	衣奈園	備前國
隅田庄	出立庄		片岡別宮
極樂寺領			土佐國
山城國			有井柑子園
嶋田園	仲興寺	居屋狹山	紀伊國
切山園	南山	橘御供田	伊都野庄
山城散在田畠等			右、得彼宮寺別當兼極樂寺院主法印勝清去月十一
大和國			日解狀候、謹檢案内、宮寺并極樂寺領莊園別宮等
廣野別宮			者、或勅免官身符之地、或雖爲御封會料米便補保、
河內國			數代國司奉免之上、又各被下宣旨、所知行來也、
長曾禰庄	大西庄	柘榴園	仍當時別當院主知行之庄保別宮等載于狀、右注進
内山庄	高井田小庄	新御座園	也、此外先師檢校權大僧都光清注載、存生間可知
林燈油田	養父庄	櫻井園	行由、處分女子美濃局之莊園、并僧俗所司等以下
近末名田			輩相傳領掌之神領、雖有其數不能注載、抑代別
和泉國			當院主以往古宮寺領、恣行處分之間、爲其門徒妻
拾參町	信太寺	相博田	子眷屬之者、或掠竊文書、稱相傳田、或號有讓狀、
摂津國			猥企異論、無止神事動及違例、有限御領徒屬他家、
天下高羽園	富垣庄	可賀嶋庄	神慮難測、狼戾無極、當時惣官任先例致沙汰之時、
駿河國			追返使者、遁避所當、是則代代別當不分附文書之
青山別宮			間、傳取其文書之輩、所企如此之奸濫也、奪人力
下総國			爲己功、猶處之奸濫、況掠神領屬他家、豈又非重
			科乎、當時向後旁招人謗、外證內鑒非無其恐、就
			中近來無分附之文書、後日或稱有證文、或號相傳
			付屬、異論之輩多以出來歟、云領家預所、云下司

公文、向後於有讓狀并稱相傳輩者、永隨停止、兼
又有由緒知行宮寺庄園并別院之者、己有其數、件
輩中於子孫斷絕處處者、早可付本所之由、同欲被
宣下、是非思當時惣官之利潤、偏爲存將來宮寺之
繁昌也、望請天裁被下宣旨、件庄永爲別當院主
沙汰、被停止私之處分者、彌專神事如在之禮奠、
奉祈國家泰平之御願者、權中納言藤原朝臣雅教宣、
奉勅、依請者、宜承知、依宣行之、

保元三年十二月三日

大史小槻宿禰(花押)

中辨^(彌勅)源朝臣(花押)

「自先師別當御房相傳、權少僧都^(田中宗施)(花押)」
^(東書) ^(通判)

二 年末詳 北条時政書狀 『石清水八幡宮文書』

安居頭掃部入道對押由事、以御書狀申入候之處、
被仰遣掃部入道之許也、件御教書獻上之候、他事
以別啓令申候也、恐々謹言、

正月卅日

遠江守^(北条時政) 範

八幡別當御房^(御尋事)

三 年末詳 鎌倉幕府御教書寫 『石清水八幡宮
文書』

①鑑書右中辨殿御奏書加一見返上之候

八幡別當書狀此如、安居頭事、令差死上總國市原
別宮預所之處、稱無先例、令對押給^(通)云々、去年上
野國板鼻別宮預所左衛門尉景盛令勤仕了、其例在
于近至、市原預所等、不可及對押歟、且自身之
勤可在其障者、以代官無懈怠可令勤仕、有限神事
不可默止也者、依鎌倉殿仰、執達如件、

正月卅日

前右京進中原^(範)

謹上 掃部入道殿

四 「御殿司職一方」 『鶴岡八幡宮寺社務次
第』(鶴岡八幡宮所藏本)

(前略)

千^(南坊) 承俊^(泰清)

正應 永仁元遷宮供奉、

(中略)

千^(南坊) 賴俊^(北條 季子)宰

元亨四年五月補、依輕服辭之、

(後略)

五 「鶴岡協堂供僧次第」 五大堂 『鶴岡八幡
宮寺社務次第』(鶴岡八幡宮所藏本)

一五大堂一口

供米者女名、厚木等也、賴賀以前供僧名也、可
尋之云々、

(中略)

俊珍^(大藏部)

元亨元年顯辨補、

(後略)

六 「鶴岡八幡宮寺供僧次第」 千南坊 『鶴岡
八幡宮寺社務次第』(鶴岡八幡宮所藏本)

一千南坊^(改藏)

此坊地者別當坊門左脇、聖福寺移住後圓昌律師
跡云々、佐々目殿時、

最勝王經衆 三部法華經衆^(番) 本料所^(藏)

(中略)

寺 承俊^(大藏部)

永仁 二十一月十八日入滅^(六十歲)、隆辨僧
正灌頂弟子、於本寺遂大阿闍梨、依慶印讓、弘

安元三十二補任、正暦三補執行職、同二任御殿
司、永仁元御遷宮供奉、正應六年六月一日依祈
雨効驗賜御教書養正元年
孫治郎

中
頼俊頼大龜

承俊法印入室汀、永仁三・二・一、佐々目前大
僧正頼助社務補任、正和二十月一日得替、
(中略)

中
頼俊頼祐南 頼

元亨二十一(題)頼辨社務始補任、元弘三十二三聖
護院二品親王之時補執行職、建武三五十七入寂、

中
俊珍大龜

依頼俊讓、建武三年六月仁木僧正坊頼仲社務補
任、元弘三十二二十三讓與ナリ、貞和五六十二入
寂

東
元綱鶴岡園末 法壽師

依俊珍讓、貞和五十月頼仲社務補任、平左衛門
入道息、號伊豆山禪師、延文元西九月被改替、
被補豪智、
(後略)

七 「八幡宮執行職次第」『鶴岡八幡宮寺社務次 第』(鶴岡八幡宮所蔵本)

一 八幡宮執行職次第

建久三年被定置也、

(中略)

承俊大龜

正應三八頼助補任、同四正月修正三用代宣事
申行之、同三月會供僧中蝶鳥役人止之、以社
家地子等下行樂所云々、
(中略)

置鶴岡園末花光坊
頼俊頼祐南

元弘三・十二月十三日補、聖護院御代、
(後略)

八 「鶴岡八幡宮寺供僧次第」真智坊 『鶴岡 八幡宮寺社務次第』(鶴岡八幡宮所蔵本)

寺
俊珍大龜

爲顯辨社務計、元徳二被補、月

輪院僧正入檀、
(題)

東
頼基三南

元徳三年四月廿八日有助社務始補之、元弘三年
九月廿二日圓寂、
(後略)

九 「八幡宮御殿司職次第」 『鶴岡八幡宮寺 社務次第』(鶴岡八幡宮所蔵本)

千南坊
俊珍大龜

於御影堂役人十内以圖被定、

一〇 「八幡宮御殿司職次第」 『鶴岡八幡宮寺 社務次第』(東大史料編纂所蔵本)

御殿司者。自最初以孔子被補間。別當進止職申也。
(中略)

花光坊
寺 頼俊金龜 龜
俊俊 龜
非孔子

補任。

元亨四三依違例辭之。

(中略)

千南坊
寺 俊珍金龜 龜
大龜 龜
龜 子也

康永三三四被補也。

(後略)

一一 年未詳 長崎高實書狀 『宝菩提院文書』

(『尊慈閣古文書羣』)

上総市原庄八幡宮別當職事、御護与太輔律師俊
珎之候、披露候之處、無相違候、仍被成安堵候畢、
目出候、恐々謹言、

十二月十三日

(成慶)
高資(花押)

長崎彌次郎殿

一二 旦那門跡相承資 『逢善寺文書』

旦那門跡相承資

□^(通)教 慈覺 慈資<sup>維前
覺</sup> 理仙 慈惠 覺運 遍救

清朝 澄豪 □□^(永保) 圓輔 辨長 禪雲 定山

經祐 祐然 靜什 什覺^ト相承^シ玉^{ヘリ}、稽古有譽

止觀講ノ々師而二十論義三十一ノ得^セト被歎學匠也、坂

東諸寺諸社學頭^{ニテ}此下坂東十人、山三人學匠

有之、經祐田舎□住、于時自御門跡令傳下^テ於□

山可挑^ヲ法燈何ノ交田舎事久云云、此兩度勅使有^リ、

初勅使ニ雖登山ト、又下向ノ故第二度ノ令傳^ニ登山

ヲハ、雖可被處題者不^{シテ}登死去ス、仍近此ハ山門

惠光院^(東條北念)題者絶^{タリ}、但惠光院門跡トハ山上ニモ田舎ニ

無^シ入^ルハ彼ノ經祐ノ流ニ、然^ルニ至^ルテ經祐當流唯

授一人ノ相承^{シテ}是^ヲ爲^{シテ}嫡流ト、余^ヲ爲^ス傍流、爰ニ

經祐ノ入室ノ弟子ニ船橋ノ右京ノ律師澄賢ト云人^{アリ}、

在嫡流相承^ノ望^ヲ爲^ス祈禱、修^ス百日護摩ヲ、平駄三艘ニ

積物進淺草、並用途五十貫^ヲモツテ望^ノ處ニ、師云、

唯授一人ノ相承^{タル}故無^力、先^キ立^テ定^メ嚴^ニ申^上ル、

有望^ヲ定^メ嚴^ニコソ「」云、依^テ之澄賢其後隱居^ニ代^テ

リ衣、依^テ此無^念澄賢ノ弟子賢智下野法印、住山六年

ノ時キ御門跡續^(意)ノ小路殿二件ノ嫡流相承^{シテ}下^リ、上

總八幡學頭^ト號門跡相承^ト、當坊□□律師奉請賢

智、次第淺深聖教并兩^ケ之旨入^リ旦灌頂^(通)、義式有之、

施物三十貫也、義憲ノ附弟祐範、不殘心底、予相

承^シ坊中相續^ノ處也、(中略)

于崇康曆二年庚申卯月七日注記付覺

(中略)下總國大須賀保内雲富、長老、千葉ノ間魔

同ノ談義時、十人請談^ヲ學問^ヲ、眞弁辯私ノ聞書相

傳^ス、ヒサ門堂^ノ義也、義憲ハ、三浦大多和^{ニテ}、

俗相傳ノ所領^{モアリ}、外戚上總介ノ一族也、有^テ世俗ノ

力ハケ所聖教^ヲ聚^テ、右筆令寫、皆是惠光院ノ聖教

也、^(弘尊)予ハ先師與靜什同道申^{シテ}ハケ年登山^{シテ}西松

井房丈間隔處ニ置玉^{ケル}聖教、愚身取出^{シテ}虫拂^{シテ}

重書別紙、又一所^ニ聚置^テ、不殘書傳之、此外俱舍

學問ノ次^ニ於長南祐範^ノ所^ニ、自分相承坊中ハケ所^{ヨリ}

相承^シ玉^{ケル}聖教、交合^{シテ}互^ニ無處書贊傳^{ヘリ}、此外ハ

相馬ノ小藻高^能化船橋賢智ノ附弟也、(後略)

寶德四年壬申三月十九日注記 ^{小野學頭}弘尊

(後略)

一三 元亨二年(一二三二)三月六日 前大僧正親

玄讓狀^ヲ 『正嫡相承秘書』一二丁

上醍醐覺洞院并阿波國金丸庄事、任師資相承之道

理雖、可管領故遍智院宮御院務之間、暫閑之然而、

今依所勞危急以次第、證文讓狀与覺雄阿闍梨之狀

如件、

元亨二年三月六日

前大僧正在判

一四 元亨二年(一三三二)三月六日 前大僧正親

玄讓狀亨 『正嫡相承秘書』一一丁

讓与

醍醐寺座主職事

右、為師資相承之職、親玄於閑東申披子細預御舉、拜補已及兩度了、而依為附法之仁、以次第證文等、所讓与覺雄阿闍梨也、申立所存可被補任之狀如件、

元亨二年三月六日

前大僧正在判

一五 元亨二年(一三三二)三月十二日 親玄讓狀

『正嫡相承秘書』一三丁

讓与

法流并院家所領等事

一本寺三箇院家^{兼法流}

一經藏^{所藏藏經目六在別}

光師覺洞院法印之時、取渡三寶院并遍智院聖教等、所令安置當經藏也、子細見于先師讓狀

一嫡々相承臺皮子四合^{所藏藏經目六在別}

又二合^{補間前}

都合六合皮子者雖、為同宿之門弟輒不令見知皮子之形跡、何況所納之聖教哉、是則代々之軌式也、專守烈祖之誠奠存荒涼之儀

一秘佛秘臺茶羅并本尊祖師影像等

予隨身分悉以所令傳附也、所納于本寺經藏之本尊等數百鋪在之、恐于烈祖之制誠雖、不出經藏隨時宜令安置、當所可成武門之御護歟

一靈寶并佛舍利等

相承之次第、代々秘而不記翰墨、天下鎮護之至寶門跡傳來之眼肝偏有此事者也

一秘法大法并宗大事等

不殘一事授之異、委細口事任、代々之先規披自鈔別記等、可得其意

一所領所職等^{兼在別}

右、依為附法正統之仁、所令傳附覺雄阿闍梨也、仍讓狀如件、

元亨貳年三月十二日

前大僧正^兼

一六 觀應元年(一三五〇)室町幕府執事高師直

奉書 『室菩提院文書』『尊経閣古文書纂』

上總国市原八幡宮別當職事、所被補地藏院僧正坊也、可被沙汰付当寺并寺領之狀、依仰執達如件、

觀應元年十月廿六日武藏守(花押)^(高師直)

当国守護

一七 觀應元年(一三五〇)足利義詮御教書

『尊経閣文書』

上總国市原八幡宮別當職事、被補地藏院僧正之間、差下使者無等閑可被致嚴密沙汰謹言

觀應元

十一月十八日

(義詮)(花押)

播磨守殿

一八 觀應二年日次記 五月廿二日条

五月廿二日、信州禪門二對了、^(二階堂行明)久遠壽院事、房仙^(通曉)僧正申安堵之處、如經御沙汰者、房仙僧正申云、

去年十月地藏院僧正等同時二當職被恩補畢、而地^(龍圖)

藏院僧正既以上總市原八幡別當職事、今度被成安堵之上者、久遠壽量院同可被成安堵之由雖申之、彼市原別當職者非相論職、仍被成安堵了、久遠壽量

院者、能濟與房玄相論職也、然能濟遺跡與^(房玄)口去本

番以下ヲ沙僧シホサルヘシ、仍可被閣房玄僧正安堵候、就中今度房玄參八幡候之間、忠節之仁也、本相論之理非ヲ可被尋下之由、被經御沙汰候、奉

行安富民部大夫可尋下房玄云々、

一九 觀應二年(二三五一)武田資嗣打渡狀

『宝菩提院文書』(『尊経閣古文書纂』)

上総国市原八幡宮別当職事、任去月十七日御教書

并京都御施行之旨、村上式部大夫入道相共莅彼所、沙汰付下地於地藏院僧正御房雜掌慶尊候迄、仍渡狀如件、

觀應二年七月十六日 源資嗣(花押)

二〇 觀應二年(二三五一) 村上源清打渡狀

『宝菩提院文書』(『尊経閣古文書纂』)

上総国市原八幡宮別当職事、任去月十七日御教書

并京都御施行旨、武田七郎三郎相共莅彼所、沙汰付下地於地藏院僧正房雜掌慶尊候畢、仍渡候狀如件、

觀應二年七月十六日 沙弥源清(花押)

二一 年未詳 足利尊氏書狀

『宝菩提院文書』(『尊経閣古文書纂』)

地藏院僧正申、上総所領事、有違乱云々、嚴密可被経御沙汰候、謹言、

八月五日 尊氏(花押)

左馬頭殿

二二 年未詳 足利義詮書狀

『宝菩提院文書』(『尊経閣古文書纂』)

彼職事、關東令申候、定相違候哉、彼状同進候、

御在鎌倉之間、関口口沙汰口然候也、恐々謹言、

十月八日

地藏院殿

二三 應安元年(二三六八)細川頼之書狀

『宝菩提院文書』(『尊経閣古文書纂』)

上総国飯富社別當職事、任師匠地藏院僧正覺雄今月一日讓附之状御相續事、令被露候迄、恐々謹言、

應安元年十二月廿六日 頼之(花押)

太政阿闍梨御房

二四① 應安元年(二三六八)十二月一日 覺雄讓

状与『正嫡相承秘書』二七丁

於附法状并座主職譲与之状者、以我大納言殿被書之迄、

於判形者、先師僧正貞筆也

譲与

醍醐寺座主職事

右、座主職者、為師資相承之職譲附来者也、仍為附法嫡弟之間、代々證文等悉以令譲与道快法印者也、早申立所存可被拜補之状如件、

應安元年十二月一日

前大僧正在判

二四② 應安二年(二三六九)六月八日 覺雄讓状

与『正嫡相承秘書』二七丁

譲与

一佛舍利并重寶等具

一秘佛秘曼陀羅以下本尊數百鋪

一臺皮子四合以下聖教數百合

一院家所職等譲与状

右、本尊聖教靈寶等者、正嫡相承之寶物師資傳來之印璽也、是則四海鎮護之舟 一流傳領之轄轄也、而祖師親快法印時、三寶院経庫并遍智院経藏之聖

教本尊道具重寶等、悉以被運渡、于地藏院庫藏訖
降令相續管領者也、就中宗大事秘法大法等、口
傳不貽一事為嫡弟之間、令傳附道快法印者也、仍
為鄭重染燕弗之狀如件、

應安三年六月八日
前大僧正在判

二五 応安四年(一二七二) 室町幕府管領細川頼
之泰書

『宝菩提院文書』(『尊經閣古文書纂』)
(通快)
地藏院法印雜掌申、上總國市原八幡宮社務職・同
社領等事、石川左近將監致違亂之間、神事及闕怠
云々、太不可然候、所詮於所職・社領者、全雜掌
之所務、至造營櫻庄務領
瑞葉集提通者、先度被申訖、彼是事
行之様、可有其沙汰之狀、依仰執達如件、

應安四年九月十二日 (細川頼之)
武藏守(花押)

上相兵部少輔入道殿 (能登)

二六 応安五年(一二七三)市原八幡五月會馬野郡
四村配分帳『覺園寺文書』

(細馬書)
「上總國市原八幡宮五月會馬野郡内枝郷四ヶ村配
分事」

市原八幡宮五月會馬野郡内

(合方)
□

一豐成郷分

御目代殿拾貳合一具 代三貫
文

駄所目代拾合 一具 代貳貫
五百文

□□瓶□□三 代三貫
貳百五十文

一方々小瓶子七 代壹貫

五十文

一國廳分

大瓶八 代貳貫

八百文

引物用途壹貫文

行事分壹貫七百文

右御神酒三瓶 菓子五合 粽三把

.....

御厩黨 酒□瓶 菓子五合 粽三把

鞭切 酒二瓶 菓子五合 粽三把

雜仕女 酒二瓶 菓子五合 粽三把

調所兄部 酒(五)二瓶 菓子五合 粽三把

金富 酒二瓶 菓子五合 粽三把

御厩黨 酒二瓶 菓子五合 粽三把

已上十三貫三百文

已上小瓶子廿

一嶋六郷分

大瓶四十二合一具 十合一具 小瓶十五

菓子卅八合粽卅五把

.....

惣社御分大瓶十四四 引物 八百文

權介殿 大瓶一 菓子十二合 粽十把

調所目代 大瓶一 菓子十合 粽五把

.....

.....

權介殿御厩黨大瓶一 菓子五合 粽三把

已上大瓶十六

檜物師 酒一瓶 菓子五合 粽三把

御簾端差 酒一瓶 菓子五合 粽三把

鮎取 酒一瓶 菓子五合 粽三把

形木彫 酒二瓶 菓子五合 粽三把

白黨馬 酒二瓶 菓子五合 粽三把

田所 酒二瓶 菓子五合 粽三把

學業院 酒二瓶 菓子五合 粽三把

修理所兄部酒二瓶 菓子五合 粽三把

行事所 酒二瓶 菓子五合 粽三把
馬揚將行事酒二瓶 菓子五合 粽三把
奥人 酒二瓶 菓子五合 粽三把
佃工所兄部酒二瓶 菓子五合 粽三把
調集所 酒二瓶 菓子五合 粽三把
鯛細工 酒二瓶 菓子五合 粽三把
・……………(糺)……………
先使 酒二瓶 菓子五合 粽三把
已上拾七貫五百五十文

一 青柳郷分

大瓶二 十合一具 十二合一具 小瓶子八
菓子卅八合
惣社御分大瓶九
兩社神子別當大瓶五
下居所 大瓶一 菓子十二合 粽十把
御威目代 大瓶一 菓子十合 粽五把
已上大瓶廿一
物申 酒二瓶 菓子五合 粽三把
紙漉 酒二瓶 菓子五合 粽三把
得元 酒二瓶 菓子五合 粽三把
雲馬 酒二瓶 菓子五合 粽三把
番匠 酒二瓶 菓子五合 粽三把
・……………(糺)……………
装束持 酒二瓶 菓子五合 粽三把
浦兄部 酒二瓶 菓子五合 粽三把
土器師 酒二瓶 菓子五合 粽三把
已上拾壹貫參百文

一 入沼郷分

大瓶二 十合一具 小瓶子十一 菓子卅四合
粽卅把
修理所目代大瓶一 十合一具 粽五把
惣社御分 大瓶十二
御威黨 大瓶一 菓子五合 粽三把
已上大瓶十四
姉崎社 酒二瓶 菓子五合 粽三把
承仕 酒二瓶 菓子五合 粽三把

嶋穴社 酒二瓶 菓子五合 粽三把
神寶所 酒二瓶 菓子五合 粽三把
檢非違使所荒長酒二瓶 菓子五合 粽三把
・……………(糺)……………
檢非違使所兄部酒二瓶 菓子五合 粽三把
檢非違使所下部酒二瓶 菓子五合 粽三把
經所 酒二瓶 菓子五合 粽三把
鍛冶 酒二瓶 菓子五合 粽三把
佛師 酒二瓶 菓子五合 粽三把
已上小瓶十 已上壹貫六百文

一 郷々小切符案五月會時嶋穴社司等盛酒配分⁽²⁾

嶋穴郷二^{大瓶} 青柳郷 大瓶二

入沼大瓶一 郡本八^{大瓶}

已上惣郡合五拾參貫七百五十文⁽²⁾

應安五年五月 日

物郡合錢五拾〇〇〇百五十文 惣公文(花押)

二七 應安五年(一二七二)朝藤打渡狀

『宝壽提院文書』(『尊經閣古文書彙編』)

市原庄事、任被仰出之旨、沙汰付下地於清淨光
院法印御房代候畢、仍渡狀如件、
應安五年八月廿二日 左近將監朝藤花押)

二八 應安八年(一二七五)上總國市原八幡國役庄

役注進狀『三寶院文書』

注進

上總國市原八幡宮國役庄役事

國役分

御寶殿二字三間 一國平均課役

御神輿宿一字三間 馬野郡 海北郡

左右六所宮二字各三間

一所山邊南郡 山邊北郡

(一所カ)

〇〇武射南郡 武射北郡

.....

御宮殿三基 一國平均課役
内廻廊三十六間 同前
正面鳥居 同前
中門一字三間 玉垣 井垣
刑部郡 佐是郡 長南郡 長北郡 埴生郡
已上五箇郡課役
左右屏屋二字各五間
市東郡 市西郡
大門一字 山田郡 望東郡 与宇呂保

常行三味堂一字三間四面 五箇國棟別(カ) (簡カ)□

.....(一)の間他の文書一紙あり 飛あるか.....

庄役分

御副殿一字三間
御拜殿一字五間二面
若宮御殿一字三間
宇佐宮一字

(ニ)
□□宮一字

地主宮一字

今宮二字

□呂字戸宮一字

高良宮一字

.....

上若宮分

御神寶殿一字三間

武内宮一字

高良宮一字

地主宮一字

小社四所

御副殿一字三間

御廳一字

本堂一字

南經所

北經所

.....(二)の間脱落あるか.....

竈神殿一字五間
左右葺神□
後門鳥居
志多羅宮一字
松童宮一字
阿蘇十二所宮一字
若王子宮一字
住吉宮一字
大將軍宮一字
外松童宮一字
一切經藏一字三間
寶藏一字三間

.....

江日須宮一字
貴船宮一字
二郎殿宮一字

右注進之状如件

應安八年二月十日

(鑑カ)
□□

執行

□□□

若宮神主(朝カ)
高□(花押)

八幡神□

[]

[]

頼圓(花押)

[]

[]

[]

源榮(花押)

[]

賢俊

[]

□]

「」

實「」

……(別に次の一紙あるも挿入箇所不明)……

外廻廊三十二間

御膳殿二字五間二面

法華三昧堂二字

講堂二字四間二面

道場一字一間四面

鐘樓一字三間

白幡堂一字

天神宮一字

大食堂(字大カ)二十三間

大舞臺

二九 至徳元年(一三八四)『会津塔寺八幡宮長帳』

(『古事類苑』)

奥州會津嵯河庄

於塔寺八幡宮、奉施人般若十六善神、旦那頼圓金剛總阿闍梨壽背者、同社僧民部阿闍梨宿禰之、

至徳元年甲子十月十五日

三〇 「鶴岡八幡宮寺供僧次第」東林坊

『鶴岡八幡宮寺社務次第』(鶴岡八幡宮所藏本)

(前略)

東
頼圓武藏國栗橋郡

隨祐圓法印西院受法汀大事等、奉値遍照院僧正坊頼印入室受法、爰彼職者自行耀法印至重惠九代無相違之處、先師教譽早世之刻、折節小山御發向之時分自社家無是非改替云々、然聞於公方

(歌)
難申間、去ル至徳二年乙丑九ノ一ノ廿五ノ一安堵御判賜之、同日預管領御施行、御使明石修理亮入道矢

多左京亮自社家無是非被與申云々、同三年九ノ一ノ廿

五ノ一被成二度目御奉書、同十一月廿五日被成三度目御奉書、又應永二年於引付申之、然聞任先落居之旨可被渡附頼圓云々之由御沙汰治定奉行所應永四丁丑十二月自社家所職事者於公方既落居之上者可被返渡旨被仰出、先被渡兩界供僧、同當社可被渡供僧職之旨、度々以高水法橋重賢被仰云々、應永六己卯二月七日弘俊讓與之、但雖不載番帳既依還補御下文等數通拜領、此帳上所載書也、應永六己卯二月十九日入寂三十五歳、

東
弘俊武藏國栗橋郡

於西南院御坊入室受法印可諸尊受法等、奉値南藏坊俊譽法印西院受法汀諸尊并大事等、坊城大納言俊任卿猶子、安保肥前直實甥、應永六己卯二月十七日頼圓讓之、同四月十日任頼圓律師之讓旨、西南院前大僧正坊弘一社被還補之、同日管領御方江自社家被出御書於御返事在之、同十年癸未十二月初任披露、同十七年八ノ一ノ十二轉任披露、同十八年辛卯七月八ノ一於當社愛染王護摩始行時、就供僧職加人數、應永廿二年正一廿五ノ一莊嚴院勅免十五内、

(後略)

三一 応永四年(一二九七)鶴岡事書案

去廿三日注進・同廿九日致來之、抑市原八幡宮造營棟別事、当社領者自元不勤他社役、謂云御教書之御口符宣之旨、旁可被除之由管領之御方へ被申之義、除狀被出之、武藏國栗橋郡急可被付候

(中略)

棟別除狀案

市原八幡宮造營棟別事、於鶴岡八幡宮領埴生郡一野佐坪者可被止催役之由被仰出候也、

恐々謹言

應永四年六月六日 武兵庫入道

正軒

千坂弥三郎 殿

三二 応永廿四年(一四二七)十月廿一日 前大僧

正聖快所職所領讓状案写『正嫡相承秘書』

三四丁

譲与

所職所領等事

- 一 關東永福寺別當職不知行
- 一 同右大將家法華堂別當職
- 一 同明王院別當職不知行
- 一 同日輪寺別當職
- 一 上総國市原八幡宮別當職不知行
- 一 越前國太田庄内重富保二上社等地頭職
- 一 紀伊國長尾郷又桑織

右、所々者、聖快從先師僧正所令相續也、而今相副調度之文契、悉奉譲与大僧都持圓房者也、更不可有他人妨、仍譲与之状如件、

應永廿四年十月廿一日

前大僧正聖快在判

三三 応永廿五年(一四二八)六月 『鹿嶋龜谷田左

近將監胤幹着到軍忠状写』『烟田文書』

着到

鹿嶋龜谷田左近將監胤幹申軍忠事、

右爲上總國凶徒等御對治、大將御發向之間、屬惣領鹿嶋出羽守憲幹手、馳參最前八幡陣江以來、於在々所々令致宿直警固畢、其後至于平三城沒落之跡、令抽忠節之上者、給御證判爲備後代龜鏡、仍着到之状如件

應永廿五年六月日

承了(花押影)

三四 正長二年(一四二九)夷隅町本願寺鰐口銘

上總國市原若宮寺鰐口 別當權大僧都永順

正長二年己酉二月日 施主孫七

三五 『飯香岡八幡宮由緒本記』

(前略)

當御神領境内表海邊通從西北江貳百七十間裏通從東南江貳百九十間也、往昔寺境内有來之間地也、然宗天文二癸巳年三月、右境内間地之内、堅五十五間三尺、横六十五間四尺、故有是宝樹坊寺地尔分遺須者也、其由縁者、此所著往昔吉利、當社神宜衆葬祭乃靈場地尔有之、然尔去留康正二丙子年四月十二日、千葉介平康胤、同息胤持主從數多討死有之依与、右境内之内故有与、天文二年寺境内尔分遺須、依之、字清水吉利寺乎此所江移須、則信樂山宝樹坊無量寺是須

三六 天文十六年(一五四七)『飯香岡八幡宮棟真束墨書銘』

天文十六年□月十三日

(近世後葉)
建久四年

源朝臣御再立也

(北面化粧地樋下端墨書銘)

八幡宮御造栄之時分事司者也御見□方若□

慶長九年 甲辰

□一遍御廻向奉頼者也

但社務住僧鑲七月三日

(東北隅化粧隅木下端墨書銘)

飯香岡八幡宮□□□□御栄時分『
慶長九年『
』七月『
』

三七 天文十六年(一五四七)『高良大明神像胎内

銘(菊間八幡神社所藏)

橘氏女

平氏 □易

國壽

同虎壽

同龜壽丸

壽命長久子孫繁昌爲

奉造立高良大明神 別當源長(花押)

殊宮中安全七難則滅

七副則生
祢豆増坊
佛師大藏丞
本願市河和泉守
天文十六年^{丁未} 菊月吉日
宿月藏坊

三八 天文十六年（一五四七）「武内大明神像胎内
銘」（菊間八幡神社所藏）

奉造立武内大明神
平國壽
平虎壽
平亀壽丸
別當源長
壽命長久子孫
繁昌爲也
佛師 大藏丞
七難則滅
七福即生
天文十六年^{丁未} 菊月八日
宿坊月藏
之出屋裡
宮師
右馬次郎
并
勸進衆
承
常教
長野全助

三九 天正四年（一五七六）九月「原胤栄力印判状」
『飯香岡八幡宮文書』

上総州八幡宮可有造営趣肝要候、依之諸郷勸進之
事、得其意者也、仍如件、
天正 年（朱印、印文「栄」）
九月吉日
高藤^{（風志）}善七郎奉之

四〇 天正九年（一五八一）七月五日「原胤栄印判
状」『飯香岡八幡宮文書』

法度
右、八幡之郷守護不入相定、新市之事爲立候、押
買狼籍堅停止、殊於近郷取候役之事、如前々之其
所にて可改之、近郷にて未進役、於八幡中致策媒
事不可叶、郷中商人諸役免許之儀、不可有相違者
也、仍如件、
天正九^{辛巳}年
刑部^{（原カ）}少輔
奉之

（朱印、印文「天宮堂久」）
七月五日
谷沢^{（風應）}丹波守

四一 奉納太刀銘

上総國市原庄八幡宮奉寄進者也 天正廿季壬辰八
月十五日 本多彌八郎正綱

四二 『飯香岡八幡宮由緒本記』慶長二年（一五九
七）系

慶長二丁酉年社僧儀、神光山天正院靈心寺止号社
務之儀、田蔵坊、寂光坊、田乗坊、本覚坊、右四
坊尔而年版尔相務、当番尔相成候者、靈心寺乃寺号乎
名乗候事、始流但寂光坊韋菊間村若宮之社務尔而、
若宮寺止号々、同年田蔵坊其外從前々は迄大日堂尔
而社務致来候攸、追々社僧多尔相成依而社僧務所
新規造立有之則護摩堂止唱又者経堂止毛云也、

【出典】

史料一・三
石清水八幡宮社務所 一九三五 『石清水八幡宮史』史料第五
輯所収
史料四・一〇・三〇
『鶴岡叢書』第四輯 鶴岡八幡宮社務所 一九九一

史料一・一六・一九～二一

(財)千葉県史料研究財団二〇〇三『千葉県の歴史』資料編 中

世4 千葉県発行 所収

史料二二・一七・一八・二三・二五～一九・三三～三六

市原市教育委員会一九七九『市原市史資料集』(中世編)

市原市発行 所収

史料二三・一四・一五・二四・三二

東京大学史料編纂所蔵蔵書 東京大学史料編纂所蔵

史料三一

堀保己二一九二五『群書類従』第三十輯 補任部 経群書類

従成会発行 所収

史料三七・三八

千葉県企画部県民課一九七八『千葉県史料』金石文篇一

史料四二

重要文化財飯倉岡八幡宮本殿修理委員会一九六八『重要文化

財飯倉岡八幡宮本殿修理工事報告書』

史料三九・四〇

(財)千葉県史料研究財団二〇〇二『千葉県の歴史』資料編 中

世3

史料四一

寺田 廣一九七八「中世における上総国飯倉岡八幡宮(市原八

幡宮)について」『市原地方史研究』第九号 市原市教育委員

会 所収

資料紹介：祇園原貝塚出土の「泥めんこ」

忍 澤 成 規

ここに紹介する資料は、市原市根田祇園原貝塚出土の「泥めんこ」である。祇園原貝塚については、平成11（1999）年に調査報告書が刊行されているが、この際、当該資料については掲載しなかった。遺跡本体の時期とはかけ離れたものであり、後世の混入品であると判断されたため省いたものである。しかしながら近年、姉崎妙経寺遺跡において近世の子供の墓とみられる土坑中から、泥めんこがまともについてみつかるといふ注目すべき発見があったこともあり⁽¹⁾、あらためて資料を見直したところ、珍しいモチーフのものが含まれていることがわかったので、ここに写真を添えて紹介したい。

さて、「泥めんこ」とは、江戸時代から明治にかけて流行した土製玩具の一種である。直径1から3cmほどの円形を呈するものを基本とし、その形態から面打・芥子面・面模に分類されている⁽²⁾。玩具としてはこの他にも、土人形・ままごと道具・箱庭道具などが知られている。近年の東京都内における江戸遺跡の発掘調査によって、膨大な資料が出土しており⁽³⁾、形態分類や編年研究、用途、生産・流通の研究もすすめられている⁽⁴⁾。

資料は、いわゆる「泥めんこ」6点（写真1）と、他に土人形の破片、基石・ビー玉状のもの数点がある。「泥めんこ」は、全て人物の顔や動物をモチーフとした「芥子面」タイプであり、円盤状をした「面打」タイプは含まれていない。図柄には、人物の顔・亀・鯛（おそらく恵比寿）があり、とくに亀の背中に人物がしがみつくように乗っているモチーフ2点は注目される（写真2）。このうち1点は、顔の部分が欠損しており表情までは見ることができないが、下半身は下帯だけの姿であることがみてとれる。もう1点は、全体的に表面が摩耗しているが、柔和な顔の表現が残されている。いずれの資料も、小型の製品ながら細部にわたるまで、実に細かく細工され、子供の玩具といえども手を抜かない当時の職人の気質を知ることができる。このような亀と人物を組み合わせたモチーフは、江戸遺跡出土品や東葛地域の畑地採集資料にもあまり例がない。題材は昔ばなしの「浦島太郎」ともみられ注目される。

ところで、泥めんこが実際に生産・使用された江戸以外にも、二次的な分布が船橋・習志野・千葉などいわゆる東葛地区の畑地にみられることはよく知られている⁽⁵⁾。畑地耕作の肥料として、東京湾東岸地区に流通したいわゆる「江戸ゴミ」の中にこれら泥めんこが混入していたものと理解されており、江戸ゴミの流通を考えるうえでの資料として利用されている⁽⁶⁾。

市原の場合には、「江戸ゴミ」の流通範囲のやや外にあたり、このことを反映してか、市内の畑地で泥めんこを採集できる機会は少ない。しかし、冒頭に触れた姉崎妙経寺遺跡例のように墓の副葬品としての一次資料が発見されることもあることから、今後の遺跡出土資料の増加に期待したい。近世の市原は、八幡・五井・姉崎など湊近くの町場には五大力船による江戸からの物資が頻繁に行き交っていた。その中に、江戸で当時流行していた「泥めんこ」がまぎれ、市原の湊町周辺に分散したとしてもおかしくはないであろう。



写真 1



写真 2

参考文献

- (1) 市原市2002「泥めんこのはなし」『歴史でみるいちほら』35 広報いちほら1089
- (2) 江戸遺跡研究会2001「VI江戸の生活文化・5遊び」『図説 江戸考古学研究辞典』
- (3) 東京都埋蔵文化財センター2004「外神田四丁目遺跡」第3分冊（遺物編2）『東京都埋蔵文化財調査報告』147
- (4) 石神裕之2000「近世遺跡出土の泥面子について-江戸後期の「キズ」賭博流行の周辺-」『史学』69-3・4 三田史学会
- (5) 金刺伸吾1973「どろめんこのはなし」『季刊どるめん』3
- (6) 川名 禎1996「泥面子分布にみる江戸周辺の肥料流通-東京湾東岸地域を中心に-」『利根川文化研究』10
岩淵令治2004「江戸ゴミ処理再考 リサイクル都市・清潔都市像を超えて」『国立歴史民俗博物館研究報告』118

市原市文化財センター研究紀要Ⅴ

印 刷 平成 17 年 3 月 25 日

発 行 平成 17 年 3 月 31 日

発 行 財 団 法 人 市 原 市 文 化 財 セ ン タ ー
〒290-0011 千葉県市原市能満1489番地
TEL 0436-41-7300

印 刷 三 陽 工 業 株 式 会 社
〒290-0056 千葉県市原市五井5510-1
TEL 0436-22-4348